

平成 23 年度
果樹生産構造分析調査報告書

平成 24 年 3 月

(財) 中央果実生産出荷安定基金協会

目 次

はしがき	
調査の概要	1
利用者のために	3

第1章 農林業センサスを用いた果樹総合分析

主要指標でみる果樹部門・農家の占める割合	9
分析結果要旨	10

《基本構造編》

I 果樹栽培農家等の動向

1 果樹栽培農家の動向

(1) 果樹栽培農家数	12
(2) 果樹栽培農家の栽培面積規模別農家数	13
(3) 果樹栽培農家の単一経営・複合経営別の農家数	18
(4) 果樹単一経営農家（うち主業等農家）の 栽培面積規模別農家数	19
2 主副業別果樹栽培農家の動向	
(1) 主副業別果樹栽培農家数	20
(2) 主業農家のうち65歳未満農業専従者あり農家の 果樹栽培面積規模別農家数	21
3 専兼業別果樹栽培農家の動向	22
4 労働力保有状態別果樹栽培農家の動向	23
5 農産物販売金額規模別果樹栽培農家の動向	24
6 主要果樹の品目別栽培農家数の動向	28

II 農業労働力の動向

1 農業従事者及び農業専従者の動向	29
2 雇用労働者数及び雇い入れ農家数の動向	31
3 農業労働の動向と今後の予測 —主業農家のうち果樹単一経営農家の分析—	32
4 農業後継者の動向	34

III	果樹経営体の農業生産関連事業・環境保全型農業への 取組み状況	34
1	果樹経営体の農業生産関連事業への取組み	34
2	果樹経営体の環境保全型農業への取組み	35
IV	組織経営体の動向 (参考：農林業センサス分析の補論)	36
1	主要果樹の品目別結果樹面積の動向	39
2	主要果樹の品目別経営収支等の概況	41

≪分析編≫

V	担い手層の動向分析	
1	担い手層等農家の動向	44
2	大規模層等担い手への樹園地集積の動向	44
3	耕作放棄樹園地のある経営体数及び 耕作放棄樹園地面積の動向	47
VI	果樹栽培農家の動態分析（2005年⇒2010年）	
1	果樹（露地）栽培規模別の農家数5年間の動き	48
2	果樹（露地）栽培農家の主副業別農家数5年間の動き	50
VII	果樹主産県の概況	
1	果樹主産県の主要品目栽培農家数の動向	51
2	果樹栽培農家数及び果樹栽培面積の減少率の相関分析	53
3	果樹栽培農家1戸当たり栽培面積	54
4	果樹栽培農家の耕作放棄地（樹園地）	55
5	農業従事者の動向	56
6	農業後継者の動向	57

第2章 果樹産地の活性化分析

1	はじめに	61
2	農業活力判定の方法・用いる指標データの選定	
	分析手法1 レーダーチャート	61
	分析手法2 主成分分析	65

第3章 樹園地流動化の先進事例－流動化マニュアル－

I 現状と課題	79
II 園地流動化・集積の阻害要因等	80
III 標準的な園地流動化マニュアル	83
IV 樹園地流動化の先進事例	
1 農協主導による制度活用型流動化システム	92
2 農地銀行（農地利用集積円滑化団体）による 樹園地流動化調整システム	98
3 共選組織を主体とした農地管理・流動化システム	103
4 その他の事例	106
V まとめ	108
（参考資料）	
1 農地流動化に関する法制度	112
2 遊休農地対策	116
3 中山間地域直接支払関係資料	117

第4章 果樹生産構造アンケート調査の取りまとめ結果

1 アンケート調査の概要	123
2 アンケート調査結果の概要	124
3 果樹生産構造アンケート調査票	126
4 果樹生産構造アンケート調査統計表	128
付 アンケートの 「問3 流動化を進めにくい理由」での記述内容	132

第5章 現地調査報告

1 青森県	138
2 長野県	140
3 山梨県	144
4 静岡県	146

5	和歌山県	149
6	愛媛県	152
まとめ ー今後の果樹産地の発展のためにー		161
統計表		168

はしがき

新たな果樹農業振興基本方針の公表を踏まえ、今後、新基本方針に即して道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画の策定・見直しが求められております。これらの地域計画の検討に当たっては、果樹産地としての当該地域の特徴を明確にして産地として発展していく条件を明らかにする必要がある、この一助となる支援方策の提供が必要とされております。

このため、2010年調査の農林業センサス結果が公表されたことから、過去のセンサスデータと併せ果樹農業の生産構造を道府県・主産地別、時系列的に分析を行うとともに、果実産出額の推移等他のデータも加え主産地の今後の動向等を考察し、産地のあるべき姿を提示するとともに、果樹産地の維持強化を図るうえで重要な担い手の確保と樹園地の管理・集積に焦点をあて、主要な産地について調査を行い、担い手の確保と担い手への園地集積の促進に実効的な手法等を明らかにすること等により、果樹産地の発展条件の検討に資することとしました。

こうしたことを踏まえ、センサス等データ分析、アンケート調査及び現地調査については財団法人農林統計協会に委託して実施しました。

本調査の実施に当たっては、農林水産省生産局園芸作物課並びに同省大臣官房統計部のご指導ご協力を頂きますとともに、現地調査に当たり県庁、農業団体等の方々へ大変お世話になりありがとうございました。さらに委員の皆様にご指導を頂きましたことにつきましても厚く御礼申し上げます。

本書が、地域の果樹関係者に広く利用され、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹経営支援対策事業等の推進の一助になれば幸いです。

平成24年3月

財団法人 中央果実生産出荷安定基金協会
理事長 吉國 隆

調査の概要

1 調査の目的

新たな果樹農業振興基本方針の公表を踏まえ、今後、新基本方針に即して道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画の策定・見直しが求められる。これらの地域計画の検討に当たっては、果樹産地としての当該地域の特徴を明確にして産地として発展していく条件を明らかにする必要がある、この一助となる支援方策の提供が必要とされる。

このため、2010年調査の農林業センサス結果の公表を踏まえ、過去のセンサスデータと併せ果樹農業の生産構造を道府県・主産地別、時系列的に分析を行うとともに、果実産出額の推移等他のデータも加え主産地の今後の動向等を考察し、産地のあるべき姿を提示する。

また、果樹産地の維持強化を図るうえで重要な担い手の確保と樹園地の管理・集積に焦点をあて、主要な産地について調査を行い、担い手の確保と担い手への園地集積の促進に実効的な手法等を明らかにすること等により、果樹産地の発展条件の検討に資する。

これらの調査結果については、地域の果樹関係者に広く提供し、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹経営支援対策事業の推進に資するものとする。

2 事業内容

(1) 調査事業推進委員会及び検討委員会の開催

調査事業の円滑かつ効果的な推進のため、中央果実基金が、課題・問題点の摘出、調査事業の全体設計、役割分担、成果の活用方策の検討を行う事業推進委員会を、平成23年8月及び同24年3月の計2回開催した。また、学識経験者等で構成する検討委員会を、財団法人統計協会が事業推進委員会開催時の他、平成23年12月に開催した。

各委員会の構成は下記のとおりである。

〔果樹生産構造の分析と今後の動向に関する調査事業推進委員会委員〕（敬称略）

板橋 衛	愛媛大学農学部准教授
高辻 豊二	日本園芸農業協同組合連合会技術主管
徳田 博美	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
長谷川 啓哉	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

柚木 茂夫 東北農業研究センター主任研究員
 全国農業会議所事務局長兼制度対策室長
 兼農地・組織対策部長

〔果樹生産構造の分析と今後の動向に関する調査事業検討委員会委員〕（敬称略）

板橋 衛 愛媛大学農学部准教授
徳田 博美 三重大学大学院生物資源学研究科准教授
長谷川 啓哉 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 東北農業研究センター主任研究員
※橋詰 登 農林水産省農林水産研究所主任研究員

※橋詰登氏は、オブザーバーとして参加。

（２）調査内容

調査内容は、下記のとおりである。

① 果樹農業の生産構造分析（センサス分析）

2010 年農林業センサス結果の公表を踏まえ、過去のセンサスデータと併せ果樹農業の生産構造を道府県・主産地別、時系列的に分析。

② 果樹産地の活力度評価分析

センサスのほか、果実産出額の推移等他のデータも加え、主産地の今後の動向等を考察し、産地の活力度を評価し、産地の強み・弱み及び産地の進むべき方向を検討。

③ 担い手確保と担い手への園地集積に優れた事例に関する方法の収集・分析、園地集積の促進に関する効果的手法に係る検討及びマニュアルの作成

主要産地を対象に、アンケート、現地調査等により、担い手確保と担い手への園地集積に優れた事例に関する情報の収集・分析、担い手への園地集積の促進に関する効果的手法等についての検討とマニュアル作成。

3 事業実施期間

平成 23 年 7 月～平成 24 年 3 月

4 調査の実施

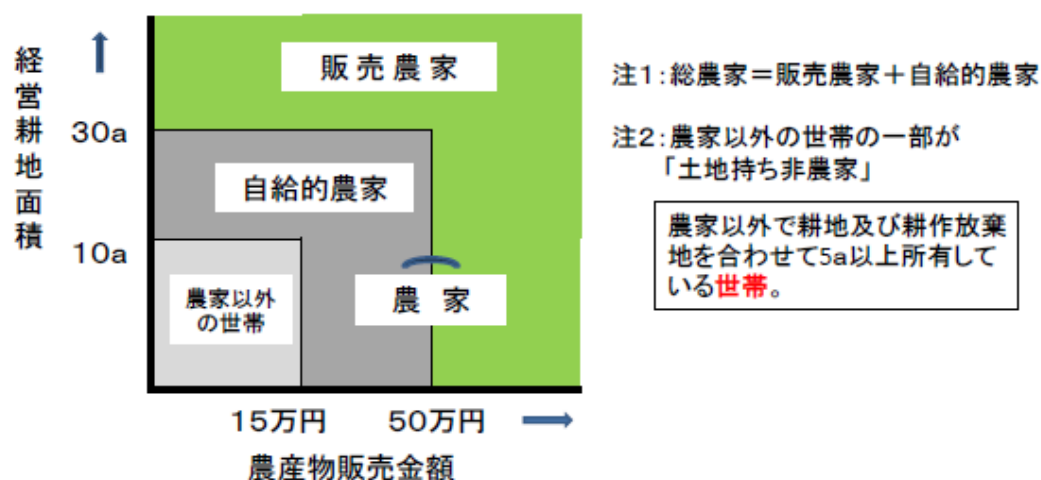
センサス等データ分析、アンケート調査、現地調査については財団法人農林統計協会に委託して実施した。

利用者のために

農林業センサスとは

農林業センサス	調査対象の定義
平成 2年 1990年世界農林業センサス 販売農家と自給的農家に区分 平成 7年 1995年農業センサス 平成 12年 2000年世界農林業センサス 自計調査に変更	農家： 全国10a以上もしくは農産物の販売金額が15万円以上 販売農家を経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上、それ以外を自給的農家と定義 農家以外の農業事業体 農業サービス事業体
平成17年 2005年農林業センサス ・世帯概念に代えて『経営体概念』を導入 ・6つの調査票を1つに統合	農業経営体 経営耕地面積が30a以上または農作物の作付・栽培面積、家畜の飼養頭羽数が一定規模以上(外形基準)、もしくは農作業の受託を行う事業者

(参考1) 農家の定義(総農家、販売農家、自給的農家等のイメージ)



用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、又は経営耕地が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。
自給的農家	販売農家以外の農家(経営耕地面積が30a未満で、かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。)

(参考2) 農家の分類と定義

●主副業別(農業所得の割合と労働力の保有状態で区分)

主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上のある農家。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上のある農家。
副業的農家	主業農家及び準主業農家以外の農家。(65歳未満の農業従事60日以上のある農家)

●専兼業別(農業所得の割合のみで区分)

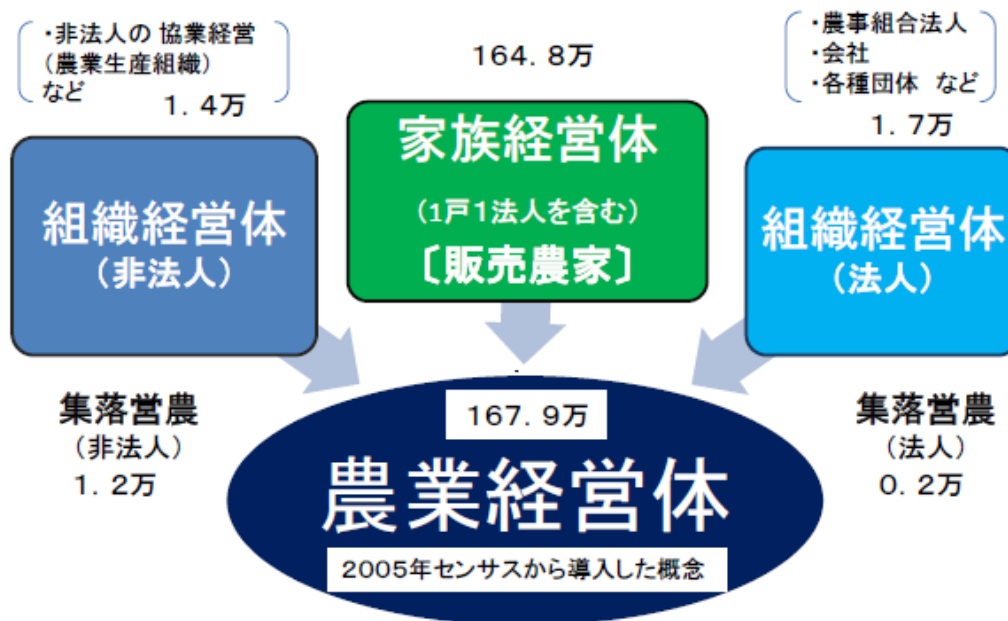
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。

(参考3) 農業労働力の分類と定義

分 類	定 義
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、自営農業に従事した者。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、自営農業のみに従事、もしくは自営農業従事が主の者。
基幹的農業従事者	農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事」である者。
雇用労働力	農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」(手間替え・ゆい、手伝いを含む)の合計
常雇い	主として農業経営のために雇った者で、雇用契約(口頭でも可)により7ヶ月以上の期間を定めて雇用された者。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど、農業経営のために臨時雇いした者で、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。

注:「就業者」という観点では、上記の他に組織経営体の経営者(構成員)等が存在する。

(参考4) 農業経営体のイメージ



定義: 次のいずれかに該当する事業を行う者

- 1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- 2) 面積や頭数等が一定の規模(外形基準)以上の農業
- 3) 農作業の受託の事業

(参考5) 農業経営体の外形基準

部 門	経 営 規 模
露地野菜	露地野菜作付面積が15アール
施設野菜	施設野菜栽培面積が350平方メートル
果樹	果樹栽培面積が10アール
花き(露地)	露地花き栽培面積が10アール
花き(施設)	施設花き栽培面積が250平方メートル
搾乳牛	搾乳牛飼養頭数が1頭
肥育牛	肥育牛飼養頭数が1頭
豚	豚飼養頭数が15頭
採卵鶏	採卵鶏飼養羽数が150羽
ブロイラー	ブロイラー年間出荷羽数が1,000羽
その他	農業生産物の総販売額50万円に相当する事業規模

- 「果樹栽培農家」とは、果樹を販売目的に栽培している農家をいう。

第1章

農林業センサスを用いた果樹総合分析

本章の分析には、農林水産省「農林業センサス」の結果を用いた。なお、以下の統計資料は、組替集計結果を用いた。

1. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち栽培面積規模別相関表
2. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹栽培面積規模別・主副業別相関表
3. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹単一経営の主副業別・栽培面積規模別農家数
4. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹栽培面積別果樹栽培農家数
5. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹栽培面積別耕作放棄地農家数、面積.
6. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹栽培面積別労働力保有状態別農家数
7. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹栽培面積別同居農業後継者従事日数別農家数
8. 販売目的で果樹を栽培した農家のうち果樹栽培面積別雇用労働人数、雇い入れ農家数

第1章 農林業センサスを用いた果樹総合分析

主要指標でみる果樹部門・果樹栽培農家の占める割合

―果樹栽培農家は、主業農家・専業農家などの割合が比較的高い―

我が国農業における果樹部門・果樹栽培農家の占める割合を、主要指標を用いてみると、

- ① 果樹部門は、農家数では販売農家全体の14.9%を占めている。
- ② また、主業農家は販売農家全体の21.4%、同様に専業農家は18.7%を占めており、農家数割合(14.9%)に比べ高い。
- ③ 果樹栽培面積は、全経営耕地面積の4.3%を占めている。
- ④ 農産物販売金額500万円以上農家割合では17.3%で、販売農家全体より3ポイント高い。
- ⑤ 農業従事者数では、農家数割合とほぼ同じ15.1%を占めている。
- ⑥ 会社等の組織経営体数では、4.4%と、農家数割合に比べ、果樹部門は10.5ポイント低い。
- ⑦ 農業産出額では、果樹部門は9.2%を占めている。

表1 主要指標でみる果樹部門・果樹栽培農家の占める割合

項 目		単位	果樹部門・果樹栽培農家	全販売農家	果樹の占める割合	調査年・調査等の名称等
販売農家数		戸	242,344	1,631,206	14.9	2010年農林業センサス
主副業別	主業農家	〃	76,966	359,720	21.4	〃
	うち65歳未満農業専従者がいる農家	〃	68,747	308,657	22.3	〃
	準主業農家	〃	61,276	388,883	15.8	〃
	副業的農家	〃	104,102	882,603	11.8	〃
専業別	専業農家	〃	84,640	451,427	18.7	〃
	うち、男子生産年齢人口がいる農家	〃	35,616	183,805	19.4	〃
	第1種兼業農家	〃	46,415	224,610	20.7	〃
	第2種兼業農家	〃	111,289	955,169	11.7	〃
果樹栽培面積(全体は経営耕地面積)		ha	156,874	3,631,585	4.3	〃
借入地のある販売農家 (注)		戸	49,999	561,647	8.9	〃
借入地のある販売農家の借入面積 (注)		ha	22,244	759,893	2.9	〃
農業従事者		人	683,829	4,536,111	15.1	〃
組織経営	組織経営体数	戸	837	19,013	4.4	〃
	うち法人経営体数	戸	626	12,085	5.2	〃
農産物販売金額500万円以上農家割合		%	17.3	14.3	+3.0ポイント	〃
農業総産出額(平.22)		億円	7,497	81,214	9.2	農業所得統計
農業物価(農産物販売価格総合)指数		%	119.4	101.9	+17.5ポイント	農業物価統計(平成17=100)

注：「借入地のある販売農家」及び「借入地のある販売農家の借入面積」については、表頭「果樹部門・果樹栽培農家」には樹園地の借入地がある農家及びその樹園地借入面積を、表頭「全販売農家」に田・畑(樹園地を除く)・樹園地の借入地のある実農家数及びその借入面積を使用した。すなわちマクロとしてみた場合の樹園地借入農家数・面積の位置づけをみている。

分析結果要旨

《基本構造編》

1. 販売目的の**果樹栽培農家数**は、2010 年は 242,344 戸、5 年前に比べて 12.4%の減少、減少率は前期の減少（△16.3%）（2005/2000 年、以下同、）に比べてやや鈍化。⇒ p12
2. 一方、果樹栽培農家の**果樹栽培面積**は 156,874ha、5 年前に比べて 7.3%の減少、減少率は前期減少(9.9%)に比べてやや鈍化。⇒ p12
3. この結果、果樹農家**1 戸当たり平均果樹栽培面積**（ファームサイズ）は 64.7a、5 年前の 61.2a に比べて 5.7%増、前期増加(7.7%)に比べてやや鈍化した¹が規模拡大が進行中。⇒ p12
4. **果樹栽培面積規模別に農家数**を 5 年前と比べると、規模の小さい階層ほど減少率が大きく、一方、3 ha を境にそれ以上の階層では増加しており、5～10ha 階層では 22.5%、10ha 以上階層では 35.9%と大幅な増加など、担い手層は着実に増加。⇒ P13
5. 果樹栽培農家のうち、担い手農家等をみると、
 - (1) **主業農家**は 76,966 戸、5 年前に比べて 16.5%の減少。⇒ P20
 - (2) 一方、**専業農家**でみると 84,640 戸、5 年前に比べて 5.1%の増加。これは定年帰農等による高齢専業農家の増加に起因するものと推測。⇒ P22
6. **農業従事者数**は 683,829 人、5 年前に比べて 14.6%減。農業専従者に限ってみると 334,471 人、5 年前に比べて 11.6%減。この結果、農業従事者に占める農業専従者割合は増加。⇒ P29
なお、農業従事者の高齢化比率は 42.7%で 5 年前に比べ 2.3 ポイント増加。⇒ P30
7. **雇用労働力**をみると、雇い入れ実農家数は 104,812 戸、果樹栽培農家の 43.2%を占め、常雇いは 5,103 戸（同 2.1%）、臨時雇いは 103,399 戸（同 42.7%）で、半数弱の 42.7%の農家が雇用。これを果樹栽培規模別にみると 2 ha 以上層は 8 割の農家が雇用。⇒ P31
8. **同居農業後継者**のいる果樹栽培農家は、92,540 戸で、後継者確保率は 38.2%（販売全体では 41.4%）となっている。⇒ P34
9. **農業生産関連事業に取り組んでいる実経営体**は 85,124 経営体で、10 年前に比べ 35.2%増加、果樹栽培経営体の 3 経営体に 1 経営体が取組み。最も多い取り組みは「消費者に直接販売」の 77,834 経営体、次いで「農産物の加工」の 13,606 経営体等。⇒ P34
10. 環境保全型農業に取り組んでいる実経営体は 143,809 経営体で、10 年前に比べ 36.9%増加となり、果樹栽培経営体の半数経営体が取組み。最も多い取り組みは「農薬の低減への取組み」の 113,437 経営体、次いで「化学肥料の低減への取組み」の 101,267 経営体等。⇒ P35
11. 果樹栽培の「**組織経営体**」は、837 経営体、うち法人化しているのは 626 経営体。⇒ P36

《分析編》

1. 担い手農家の状況を例えば規模別の農家数増減分岐点である **3 ha** に着目してみると、3 ha 以上層では農家数 4,605 戸で、5 年前に比べて 8.8%、371 戸増加している。このため、果樹栽培農家に占める農家数割合 1.9%で、栽培面積の 12.3%を占めている。 ⇒ P44
2. 担い手農家への樹園地の集積状況をみると、例えば 1 ha 以上層では 55.9% (2005 年 53.4%)、2 ha 以上層 26.9% (同 24.5%)、5 ha 以上層 3.3% (2.4%) と徐々に集積割合が増加。
また、これに伴って、果樹園での借入面積割合は大規模層ほど高く、2 ha 以上層では 12.1% (同 10.6%)。 ⇒ P44
3. 果樹栽培農家のうち 耕作放棄樹園地のある農家は、32,461 戸 (果樹栽培農家数に占める割合 13.1%)、耕作放棄樹園地 11,627ha (同 面積割合で 6.9%)。 ⇒ P47
4. 5 年前 (2005 年) の果樹栽培農家 (27 万戸) について、2010 年においてはどのように異動したのかを 動態分析でみると、同じ果樹栽培農家で 継続であった農家は 23.7 万戸 (88%) となっている。 ⇒ P48
5. 同様に「主業農家 (9.2 万戸)」は、2010 年において、同じ 主業農家であった農家は、7.7 万戸 (84%) となっている。主業農家から副業的農家へ 1.7 万戸、準主業農家へ 1.0 万戸が異動している。 ⇒ P50
6. 果樹栽培農家数の最も多い県は長野県 21,249 戸 (5 年前に比べ▲25.2%)、次いで青森県 16,133 戸 (同▲21.7%)、和歌山県 15,809 戸 (同▲17.1%) などの順となっている。 ⇒ P51
7. 果樹主産県 (栽培面積上位 10 県) について、果樹栽培面積の累積シェアをみると、2000 年は、60.78%であったが、10 年後の 2010 年においては、62.26%と、1.48 ポイント集中が進んでいる。 ⇒ P52
8. 都道府県別に、果樹栽培農家減少率と果樹栽培面積減少率の相関をみると、分析対象とした 31 県 (農家数 3,000 戸以上とした) のうち、28 県で農家数減少率が、栽培面積減少率を下回りっており、1 戸当たり栽培面積規模が増加していることが分かる。 ⇒ P53
9. 組織経営体は、31,008 経営体、果樹が販売金額 1 位の組織経営体は、837 経営体となっており、そのうち法人経営体は 626 経営体、非法人の経営体は 111 経営体となっている。 ⇒ P36
10. 一方、1 戸 1 法人も含めた 法人経営体は 1,696 経営体、品目別にみると、ぶどうが最も多く、369 経営体、次いでその他かんきつ類などとなっている。 ⇒ P37

《基本構造編》

I 果樹栽培農家等の動向

1. 果樹栽培農家の動向 ― 農家数が減少する中で規模拡大が進展 ―

(1) 果樹栽培農家数

・販売目的の果樹栽培農家数(2010年)(以下、「果樹栽培農家」という。)は、242,344戸で、5年前に比べて12.4%の減少となり、減少率は前期(2005/2000年、16.3%減少)に比べてやや鈍化した。

(参考までに果樹栽培農家数を我が国の販売農家全体の動向と比較すると、農家数減少率は前期(2005/2000年、以下「前期」という)は両者とも16%程度でほぼ同数であったが、今期(2010/2005年)は販売農家全体の減少率は16.9%、果樹栽培農家の減少率は12.3%であり、果樹栽培農家の減少率が4.5ポイント下回っている。この結果、販売農家全体に占める果樹栽培農家の農家数割合は14.9%となり、前期(14.1%)に比べ0.8ポイント高くなった)。

・同様に、果樹農家が栽培する果樹栽培面積は156,874haで、5年前に比べて7.3%の減少となり、減少率は前期減少(9.9%)に比べてやや鈍化した。

・この結果、果樹農家1戸当たり平均果樹栽培面積は、64.7aとなり、5年前の61.2aに比べて5.7%増と、前期増加(7.7%)に比べてやや鈍化した。が規模拡大が進んでいる。

・果樹栽培農家のうち果樹販売収入8割以上農家は135,795戸(果樹栽培農家の56%)で、5年前に比べて2.3%の減少となり、減少率は前期(11.7%減)に比べ鈍化した。

・この結果、果樹販売収入8割以上農家の1戸当たり平均果樹栽培面積は、85.9aとなり、5年前の85.3aに比べて0.8%増と、前期増加(6.8%)に比べて鈍化した。

・一方、果樹栽培農家のうち果樹販売収入8割未満の農家(平均果樹栽培面積37.8a)は、106,549戸(果樹栽培農家の44%)で、5年前に比べて22.6%の減少となり、前期(20.5%減)に引き続き20%台の高い減少となった。

・なお、果樹栽培農家に占める果樹販売収入8割以上農家の割合は、農家数割合で56.0%、栽培面積割合で74.4%となり、近年、果樹販売収入割合の多い経営の割合が増加している。

表1-1 販売目的の果樹栽培農家数、うち果樹販売収入8割以上農家数等の動向												
区分		販売目的の果樹栽培農家数									(参考) 販売農家 (全作物)	(参考) 販売農家 に占める 果樹栽培 農家の割合
		計			果樹販売収入8割以上農家			果樹販売収入8割未満農家				
		果樹を栽培 した農家数	果樹栽培面 積	1戸当 たり栽 培面積	果樹を栽培 した農家数	果樹栽培面 積	1戸当り 栽培面 積	果樹を栽培 した農家数	果樹栽培面 積	1戸当り 栽培面 積		
		a=d+g	b	c=b/a	d	e	f=e/d	g	h	i=h/g		
		戸	ha	a	戸	ha	a	戸	ha	a		
実数	2000年	330,397	187,821	56.8	157,356	125,598	79.8	173,041	62,223	36.0	2,337	14.1
	2005年	276,548	169,287	61.2	138,932	118,453	85.3	137,616	50,834	36.9	1,963	14.1
	2010年	242,344	156,874	64.7	135,795	116,651	85.9	106,549	40,223	37.8	1,631	14.9
増減率(%)	2005/2000	△ 16.3	△ 9.9	7.7	△ 11.7	△ 5.7	6.8	△ 20.5	△ 18.3	2.7	△ 16.0	0.0
	2010/2005	△ 12.4	△ 7.3	5.7	△ 2.3	△ 1.5	0.8	△ 22.6	△ 20.9	2.2	△ 16.9	0.8
構成割合(%)	2000年	100.0	100.0	100.0	47.6	66.9	注)140.4	52.4	33.1	注)63.3	—	—
	2005年	100.0	100.0	100.0	50.2	70.0	139.3	49.8	30.0	—	—	—
	2010年	100.0	100.0	100.0	56.0	74.4	132.7	44.0	25.6	58.3	—	—
増減率 2000=100	2000年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2005年	83.7	90.1	107.7	88.3	94.3	106.8	79.5	81.7	102.7	84.0	84.0
	2010年	73.3	83.5	113.9	86.3	92.9	107.6	61.6	64.6	105.0	69.8	69.8

注1：1戸当たり栽培面積の構成割合欄は、計を100とした比較である。

資料：農林水産省「農林業センサス」(以下、第1章は、特に断らない限り、全て農林業センサス結果である)。

(2) 果樹栽培農家の栽培面積規模別農家数—いわゆるファームサイズからみた動向—

・果樹栽培農家（平均栽培面積 64.7a）の栽培面積規模別に農家数分布をみると、10～30a 階層が最も多く、次いで 50a～1 ha 階層となっており、30～50a 階層がやや少ないのが特徴である（前回の果樹分析で確認されているいわゆるM字形分布（30～50a 層が前後に比べやや少ないことからM字形となり、そう呼ばれている）。

・規模階層別の農家数を 5 年前と比べると、規模の小さい階層ほど減少率が大きく、一方、3ha を境にそれ以上の階層では増加しており、5～10ha 階層では 22.5%、10ha 以上階層では 35.9%と大幅な増加となっており、担い手層の着実な増加がみられる。

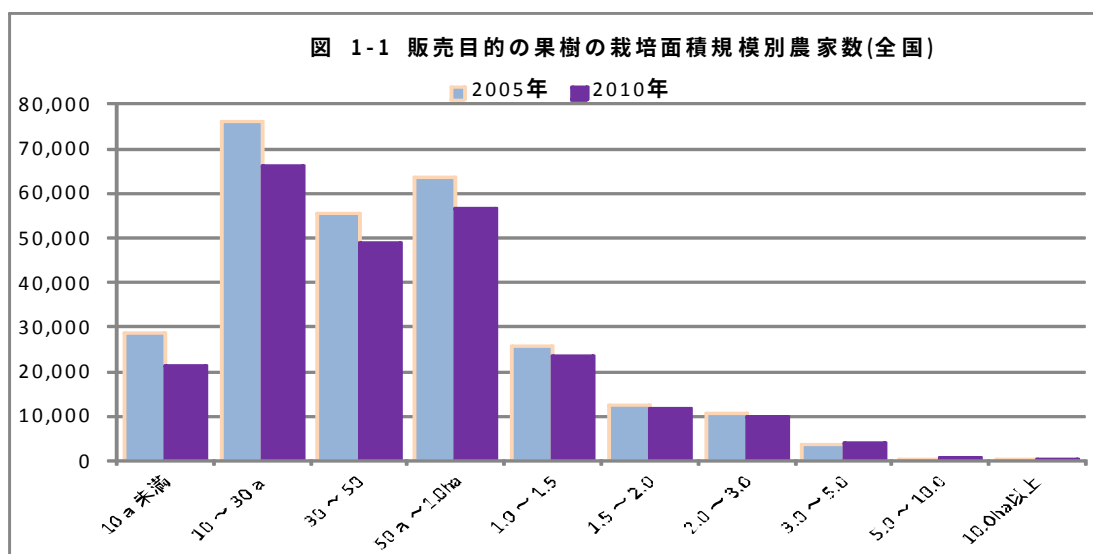
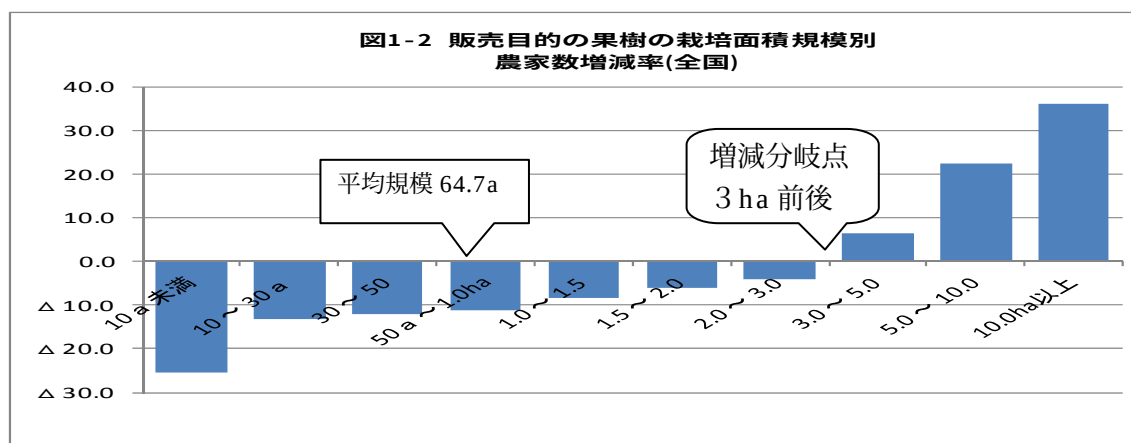
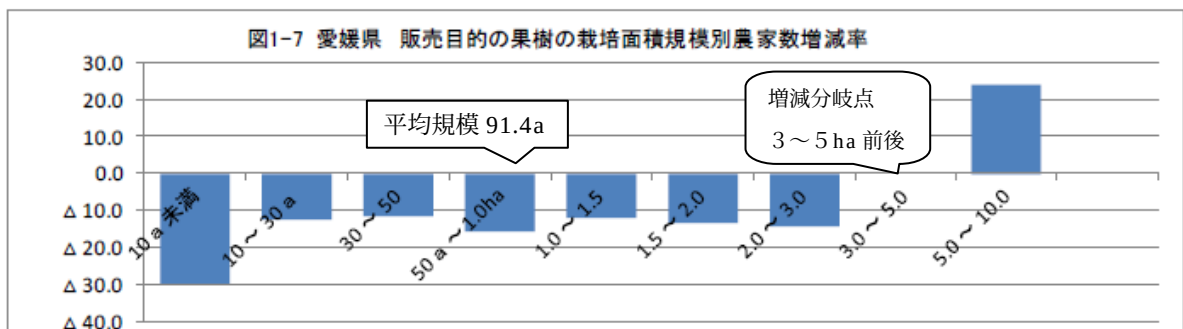
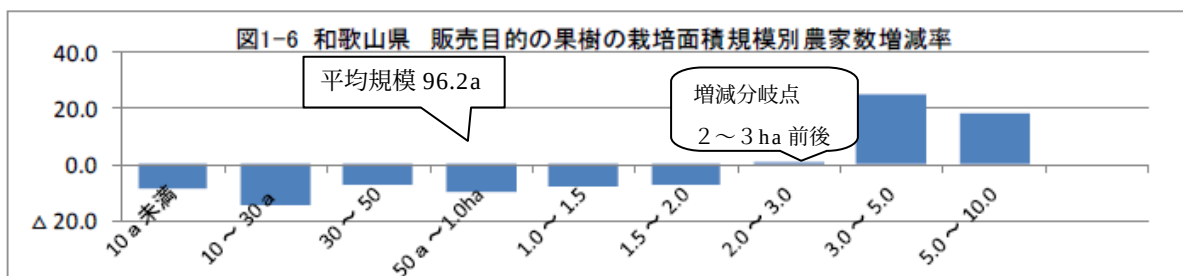
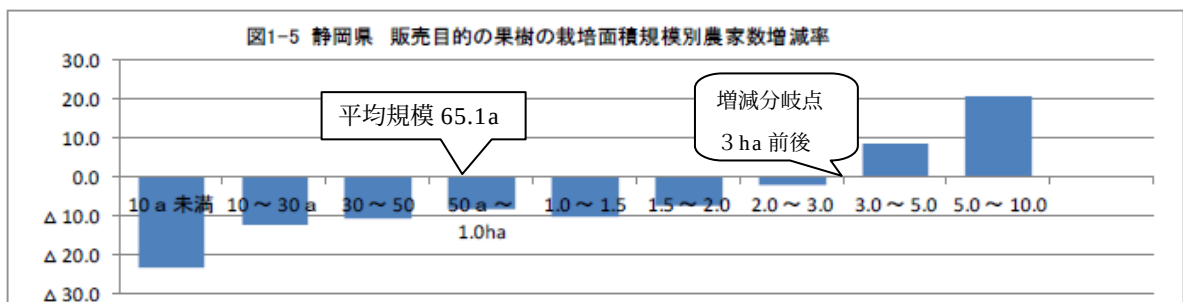
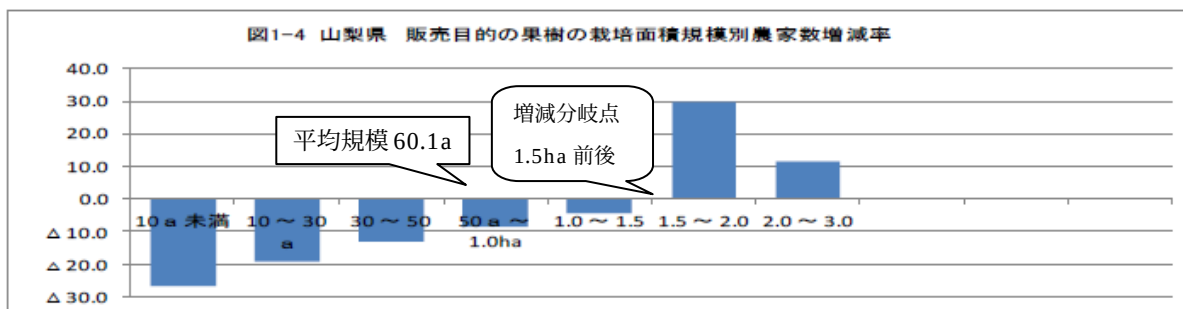
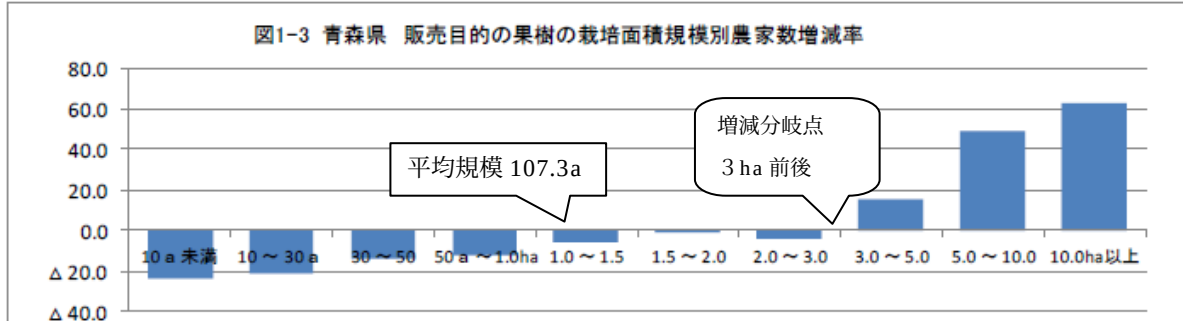


表1-2 販売目的の果樹の栽培面積規模別農家数(全国)										単位:戸、%
区分	10a未満	10～30a	30～50	50a～1.0ha	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0ha以上
実数	2005年	28,517	76,134	55,436	63,665	25,593	12,473	10,496	3,676	494
	2010年	21,282	65,971	48,796	56,436	23,467	11,728	10,059	3,913	605
増減率	2010/2005	△25.4	△13.3	△12.0	△11.4	△8.3	△6.0	△4.2	6.4	22.5
構成割合	2005年	10.3	27.5	20.0	23.0	9.3	4.5	3.8	1.3	0.2
	2010年	8.8	27.2	20.1	23.3	9.7	4.8	4.2	1.6	0.2



《主要県別にみた果樹栽培面積規模別農家数の動向》

- ・果樹農家の栽培面積規模別農家数増減分岐点（2005年⇒2010年）を、例えば主要5県についてみると、青森県、静岡県、和歌山県、愛媛県では3ha前後、山梨県では1.5ha前後となっている。



《農家1戸当たりの平均経営規模（いわゆるファームサイズ）の推移》

果樹作経営、水稲作経営、野菜作経営における「1戸当たり平均経営規模」をみると、果樹作経営（果樹栽培面積）は64.7a（施設を含む）、水稲作経営（水稲作付面積）は105.1a、野菜作経営（野菜作付面積）は64.4aとなっており、10年間で果樹作経営は13.2%、水稲作経営は24.8%、野菜作経営は17.1%増加している。

注：経営規模指標は、果樹作経営＝果樹栽培面積、水稲作経営＝水稲作付面積、野菜作経営＝野菜作付面積

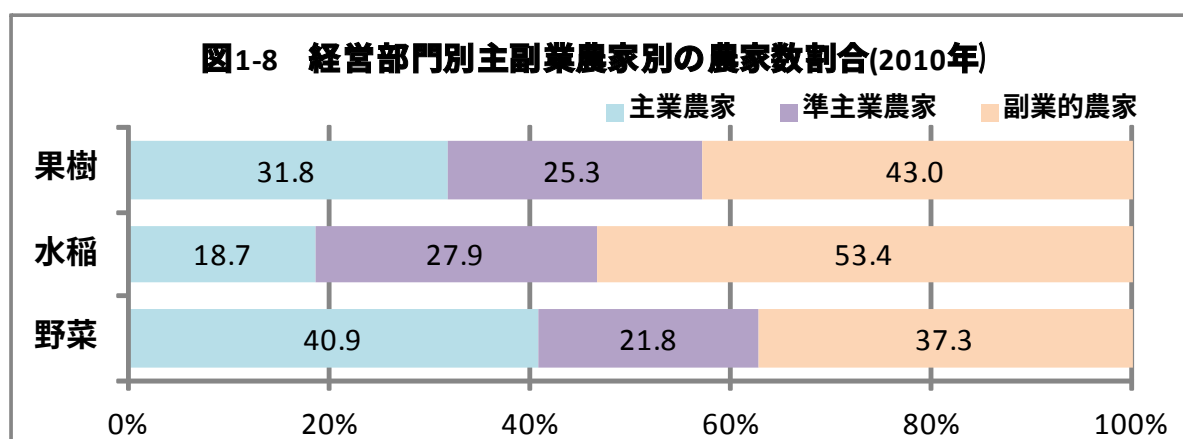
表1-3 農家1戸当たりの平均経営規模（いわゆるファームサイズ）の推移

区分	12年	17年	22年	規模拡大率 (平成22/12年)
果樹作経営	56.8	61.2	64.7	13.9
水稲作経営	84.2	96.1	105.1	24.8
野菜作経営	55	53.4	64.4	17.1

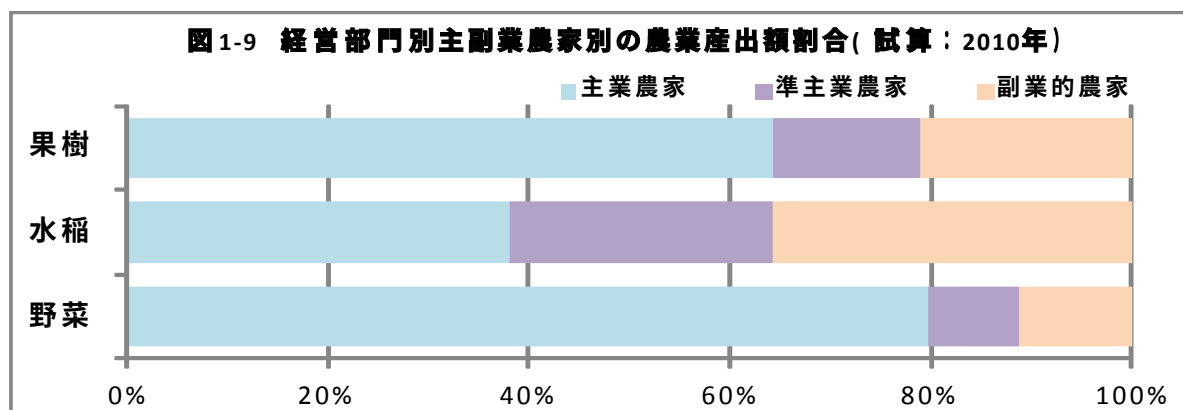
《経営部門別主副業農家別にみた農家数割合》

果樹部門等の主要部門について、主副業農家別に農家数及び農業産出額の割合をみると、以下の通りとなっている。

- ・農家数割合では、果樹部門は、主業農家 31.8%、準主業農家 25.3%、副業的農家 43.0%となっている。このうち、主業農家数割合について他の部門と比べると、水稲部門（18.7%）より13.1ポイント多いものの、野菜部門（40.9%）より9.1ポイント少ない。



- ・農業産出額割合を試算してみると、果樹部門は、主業農家 64%、準主業農家 15%、副業的農家 21%となっている。このうち、主業農家の産出額割合について他の部門と比べると、水稲部門（38%）より26ポイント多いものの、野菜部門（80%）より16ポイント少ない。

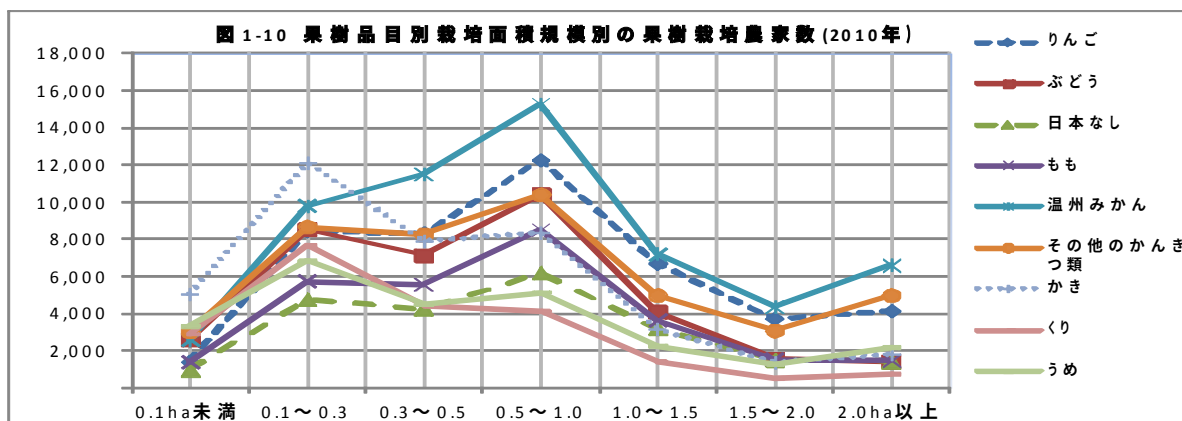


注：経営部門別主副業別の農業産出額の試算は、前記の経営部門別主副業別農家数に農業経営統計調査結果から該部門の「1戸当たり粗収益」を乗じて求めたおおよその割合である。

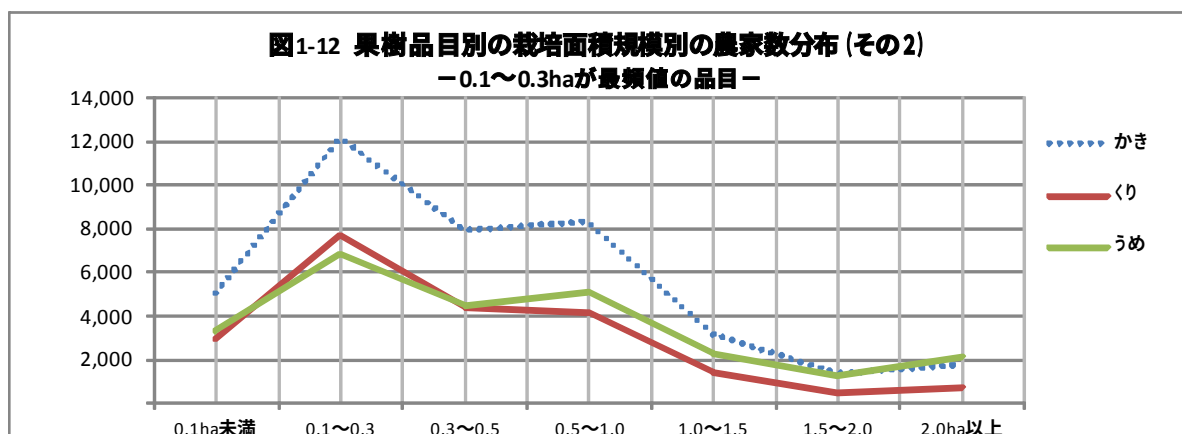
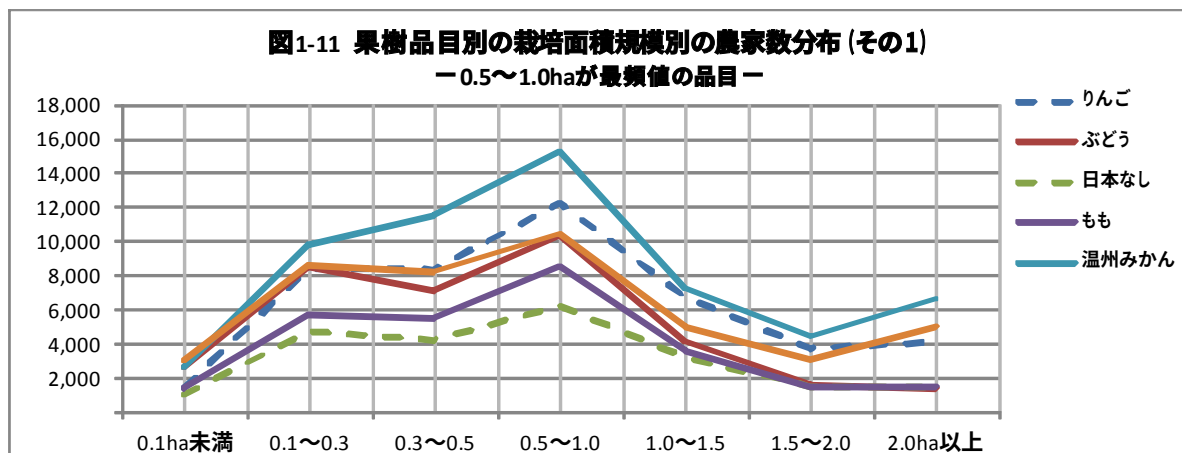
《果樹品目別栽培面積規模別の果樹栽培農家数》

・果樹農家の栽培面積規模別農家数分布を主要品目についてみると、① みかん、りんごなど主要品目の多くは0.5～1.0ha階層に最も多くの戸数が集まっている（図 参照）。一方、② かき、くり、うめなどの果樹は、0.1～0.3ha階層が最頻値となる（図 参照）など、分布に明確な違いがみられる。

・果樹栽培農家全体でみると明確なM字形分布も、主要品目ごとに分けてみると、ぶどうなどを除き必ずしも明確でなく、例えば、温州みかんなどには、M字形分布がみられなくなっている（2000年、1990年の農家数分布については、次頁を参照）。



次に、上記の図を品目別に最大階層の類似グループで二つに分けてみると、① 0.5～1.0haを最大とするりんご、みかん、ぶどうなどのグループと、② 0.3～0.5haを最大とするグループに以下の図のように分けることができる。

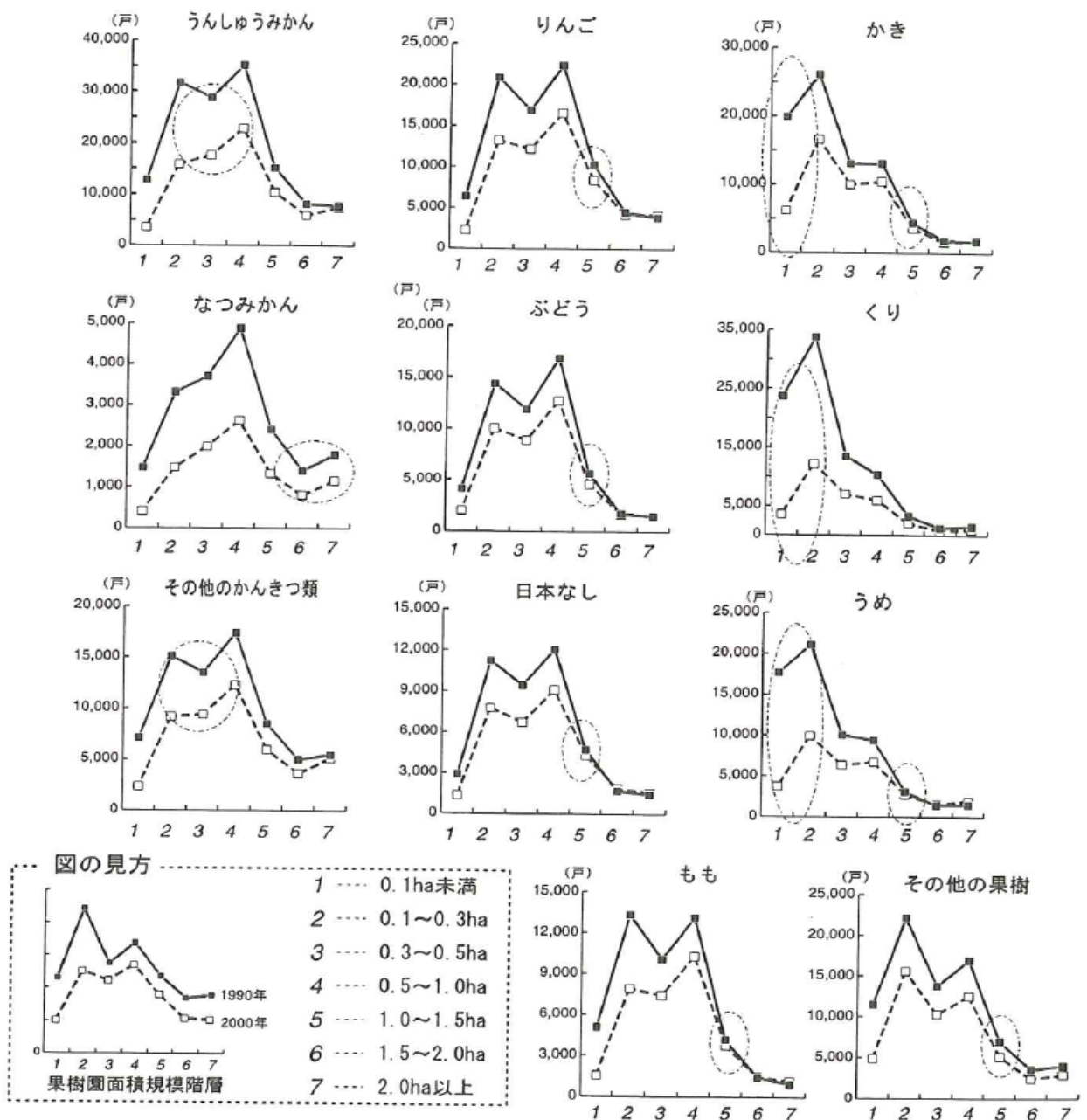


《参考》 1990 年、2000 年センサスでの果樹品目別果樹園面積規模別の農家数分布

・果樹品目別果樹園面積規模別の果樹栽培農家数分布について 1990 年をみると、温州みかん、りんご、ぶどう、日本なし、ももなどは、0.3~0.5ha 階層を「谷」とするM字形の階層分化的農家数の分布を有していた。

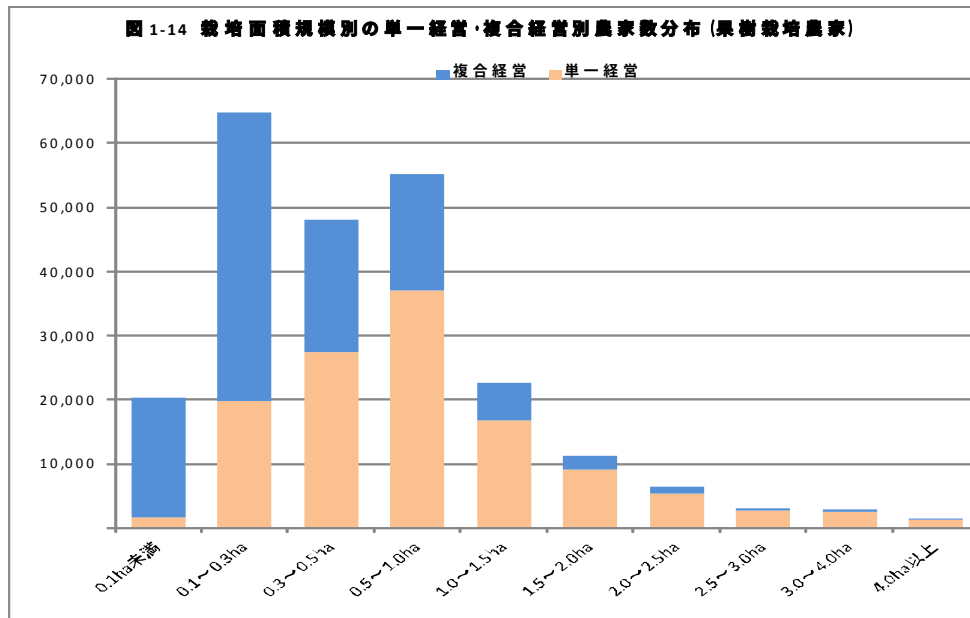
・しかし、2000 年になると温州みかんは、0.1~0.3ha 階層が大きく減少するなどM字形がみられなくなり、前記のように 2010 年になると、M字形の分布が明確なのは、ぶどうなど限られた品目になっている（注：2010 年は、「販売目的で果樹を栽培した面積規模別」と階層区分が変更になっている点に留意が必要）。

図 1-13 果樹品目別果樹園面積規模別の果樹栽培農家数分布(1990 年、2000 年)



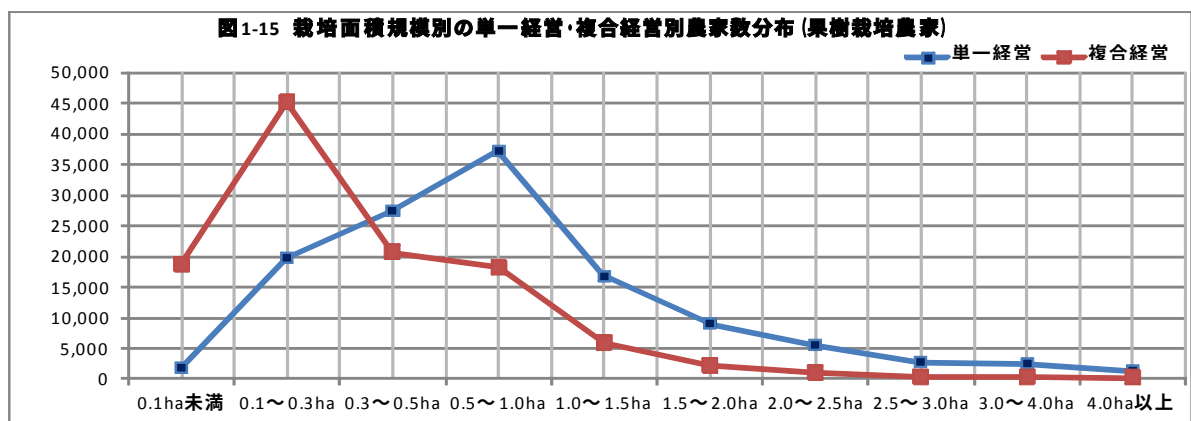
(3) 果樹栽培農家の単一経営・複合経営別農家数

- ・果樹栽培（露地）農家（2010年：236,531戸）について、単一経営・複合経営別の農家数分布をみると、栽培面積が小さい階層ほど他の農産物との複合経営の割合が高く、栽培面積規模が大きくなるにつれて単一経営の割合が高まっており、1.5～2.0ha層を超えると8割に達している。



資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計

- ・上記の単一経営・複合経営別の農家数分布を下図のように分けて折れ線グラフでみると、複合経営では0.1～0.3haに、単一経営では0.5～1.0haが最頻値となっている。
- ・果樹栽培農家全体でみると明確なM字形分布の要因を、前掲の品目別分布での説明の他、下図のように、単一経営と複合経営に分けてもある程度説明できる。



(4) 果樹単一経営農家（うち主業等農家）の栽培面積規模別農家数

・このような果樹栽培（露地）農家のうち、「果樹単一経営農家」について、栽培面積規模別農家数分布をみると、最も多い階層は0.5～1.0ha 階層で37,071戸、次いで、0.3～0.5ha 階層の27,370戸などとなっている。

果樹単一経営農家について、さらに「主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家」に限ってみると、最も多い階層は0.5～1.0ha 階層で9,468戸、次いで、1.0～1.5ha 階層の8,182戸などとなっている。

各階層ごとに果樹単一経営に占める「主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家」の戸数割合をみると、1.0～1.5ha 階層で48.8%と半分程度であるのに対し、2.0～2.5ha 階層で76.5%、2.5～3.0ha 階層で82.0%と、この階層以上層では8割を超えている。

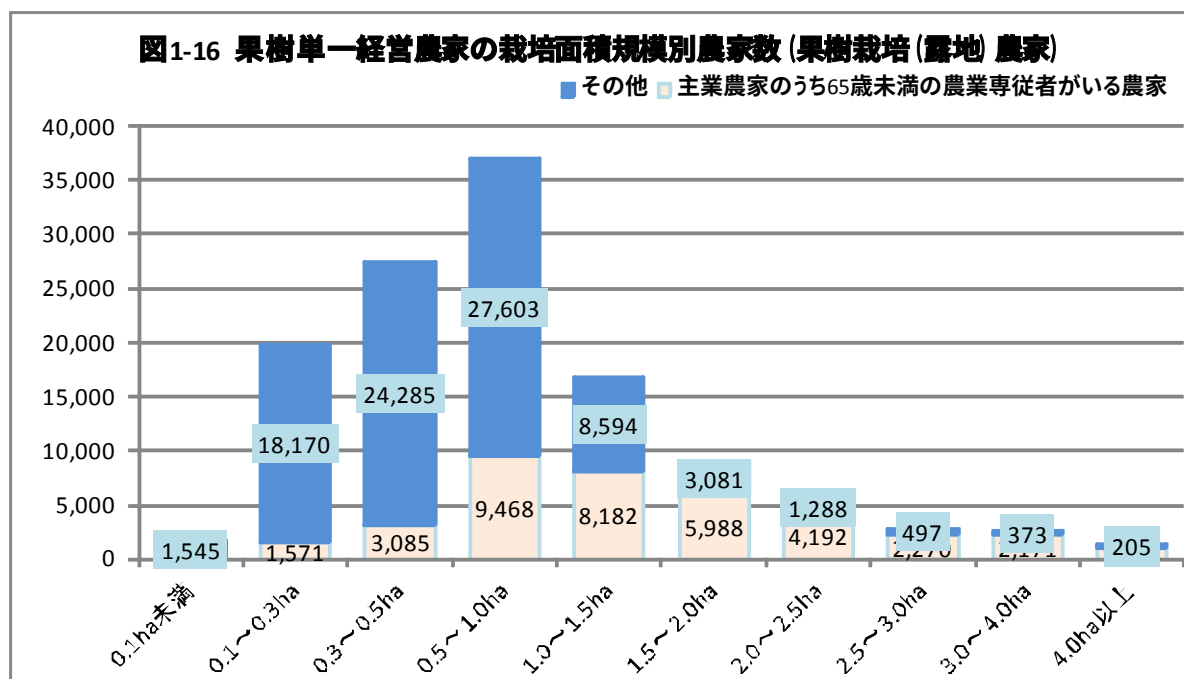
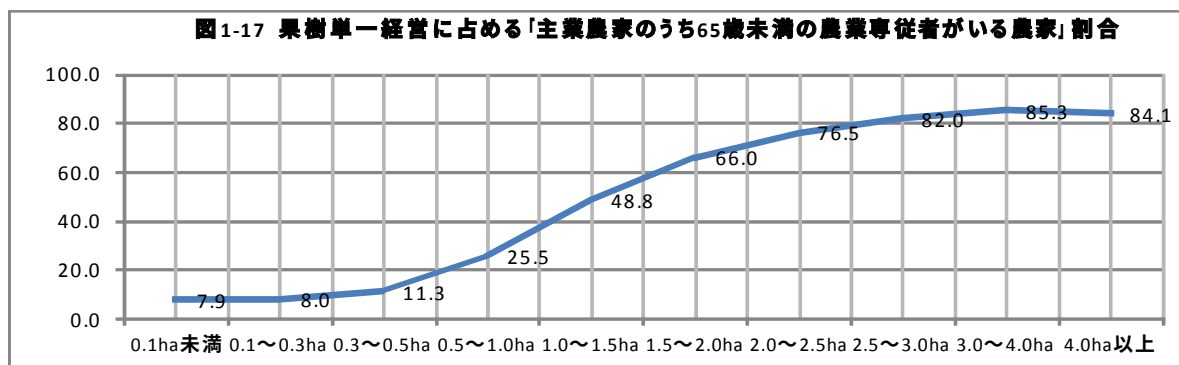


表 果樹単一経営農家の「主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家」等別の栽培面積規模別農家数											
区 分		0.1ha未満	0.1～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～2.5ha	2.5～3.0ha	3.0～4.0ha	4.0ha以上
実数	主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家	133	1,571	3,085	9,468	8,182	5,988	4,192	2,270	2,171	1,084
	その他	1,545	18,170	24,285	27,603	8,594	3,081	1,288	497	373	205
構成割合	主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家	0.3	4.1	8.1	24.8	21.5	15.7	11.0	6.0	5.7	2.8
	その他	1.8	21.2	28.4	32.2	10.0	3.6	1.5	0.6	0.4	0.2

資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計



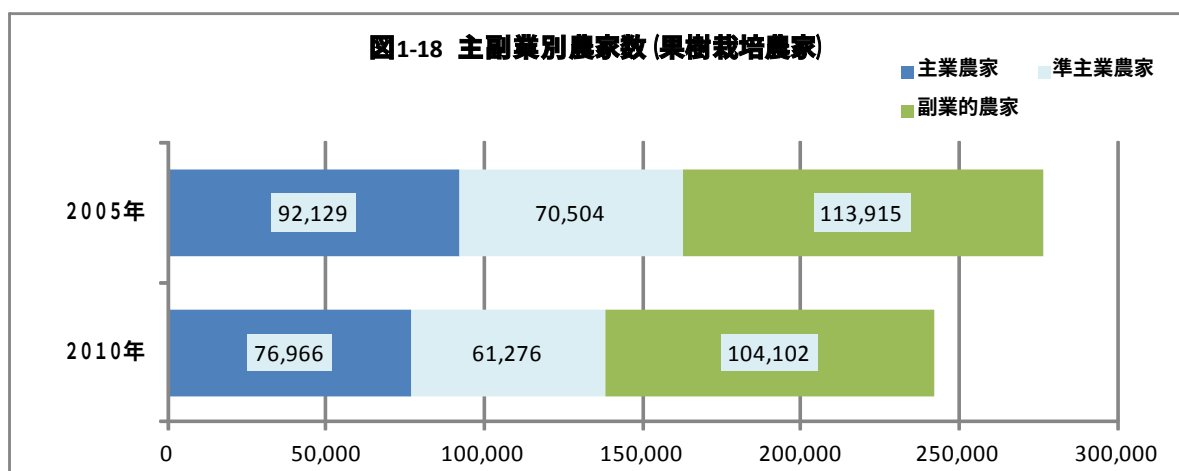
2. 主副業別果樹栽培農家の動向 ―主業農家の減少率は他農家より高い―

(1) 主副業別果樹栽培農家数

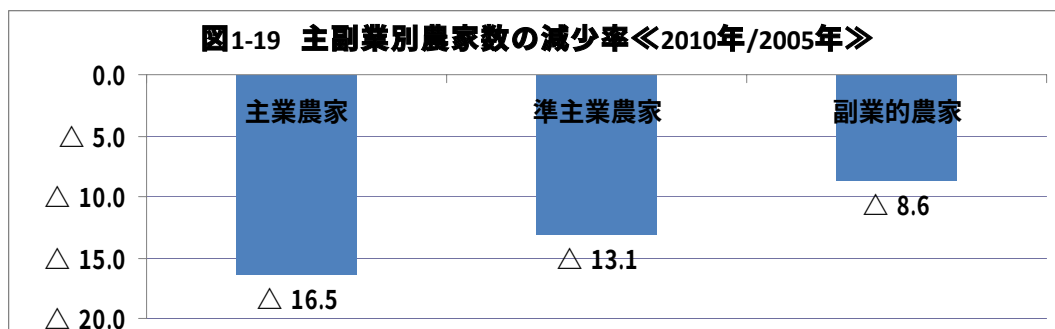
- ・果樹栽培農家のうち、主業農家は 76,966 戸で、5 年前に比べて 16.5%の減少となった。
- ・一方、準主業農家は 61,276 戸(13.1%減)、副業的農家は 104,102 戸(8.6%減)となった。
- ・なお、担い手層ともいえる「65 歳未満の農業専従者がいる農家」は、主業農家に 68,747 戸、準主業農家に 32,994 戸で、合わせると果樹栽培農家の約 4 割を占めている。
- ・また、主副業農家別に販売農家全体に占める構成割合をみると、主業農家は 31.8%、準主業農家は 25.3%、副業的農家は 43.0%となっている。

表1-6 主副業別農家数(果樹栽培農家)

区分		果樹栽培 農家	主業農家		準主業農家		副業的農家
				うち、65歳 未満の 農業専従者 がいる農家		うち、65歳 未満の 農業専従者 がいる農家	
実数	2005年	276,548	92,129	83,003	70,504	32,994	113,915
	2010年	242,344	76,966	68,747	61,276	29,437	104,102
増減率(%)	2010/2005	△ 12.4	△ 16.5	△ 17.2	△ 13.1	△ 10.8	△ 8.6
構成割合(%)	2005年	100.0	33.3	30.0	25.5	11.9	41.2
	2010年	100.0	31.8	28.4	25.3	12.1	43.0



- ・主副業農家別に農家数減少率をみると、主業農家が 16.5%の減少で最も高く、次いで準主業農家は 13.1%の減少、副業的農家は 8.6%の減少となっている。



(2) 「主業農家のうち 65 歳未満農業専従者あり農家」の果樹栽培面積規模別農家数

・「主業農家のうち 65 歳未満農業専従者あり農家」について、1 戸当たり果樹栽培面積規模別の農家数分布でみると、50～1 ha 階層が最も多く、次いで 1～1.5ha 階層となっている。また、30～50a 階層がやや少ない M 字型分布が緩やかではあるが確認できる。

・規模階層別の農家数を 5 年前の 2005 年と比べると、3ha 未満の階層は減少率が大きく、一方、3～5ha を境にそれ以上の階層では増加しており、特に 5～10ha 階層では 18.5%、10ha 以上階層では 20.0%と大幅な増加となっている。

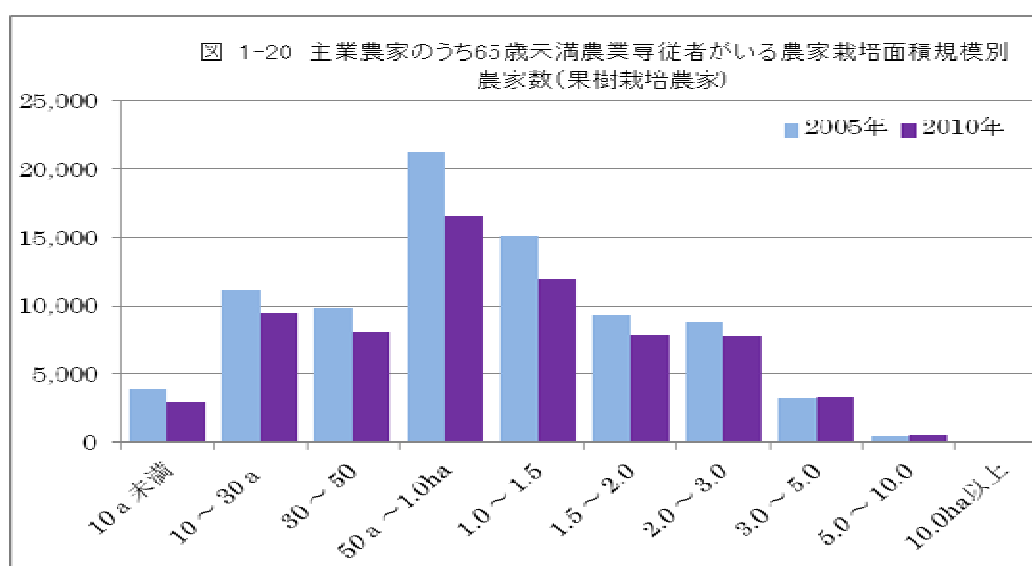
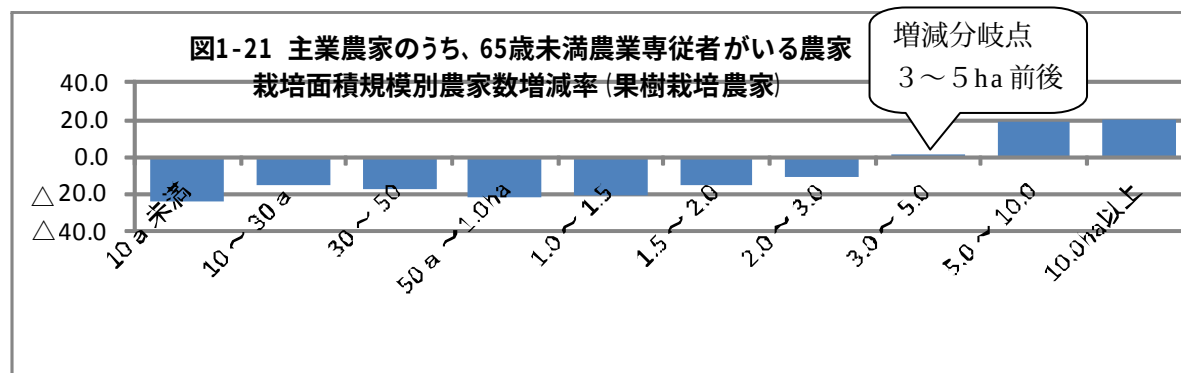


表1-7 販売目的の果樹の栽培面積規模別農家数(全国)										単位: 戸, %
区分	10a未満	10～30a	30～50	50a～1.0ha	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0ha以上
実数	2005年	28,517	76,134	55,436	63,665	25,593	12,473	10,496	3,676	494
	2010年	21,282	65,971	48,796	56,436	23,467	11,728	10,059	3,913	605
増減率	2010/2005	△ 25.4	△ 13.3	△ 12.0	△ 11.4	△ 8.3	△ 6.0	△ 4.2	6.4	22.5
構成割合	2005年	10.3	27.5	20.0	23.0	9.3	4.5	3.8	1.3	0.2
	2010年	8.8	27.2	20.1	23.3	9.7	4.8	4.2	1.6	0.2

資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計



3 専業別果樹栽培農家の動向 — 兼業農家の大幅減、高齢専業農家の増加 —

・果樹栽培農家のうち、**専業農家**は84,640戸で、5年前に比べて5.1%の増加となった。これは定年帰農等による高齢専業農家の増加に起因するものと推測される（下記の表3の「その他」及び表3-2「60～64歳」の増、参照）。

・専業農家のうち、「**男子生産年齢人口がいる農家**」をみると、35,616戸で、次に説明する第1種兼業農家及び第2種兼業農家の2割前後の大幅な減少率に比べわずかな減少（0.5%）に留まっている。これは60歳前後を主体とする定年帰農などの影響があると推測される（注：生産年齢人口＝15歳～65歳）。

・一方、**第1種兼業農家**は46,415戸（26.8%減）、**第2種兼業農家**は111,289戸（16.1%減）と大幅な減少となった。

・専業別に販売農家全体に占める構成割合をみると、専業農家は34.9%（5年前29.1%）、第1種兼業農家は19.2%（同22.9%）、第2種兼業農家は45.9%（同48.0%）となり、専業農家が5ポイント程度割合を高める一方、その分兼業農家は割合を低下させている。

・このような専業農家等の増加、農外就業環境の悪化などに伴う兼業農家の減少については、果樹栽培農家に限らず、販売農家全体でも同様の傾向がみられ、2010年センサスでの特徴ある動きとなっている。

表1-8 専業別農家数（果樹栽培農家）

単位：戸

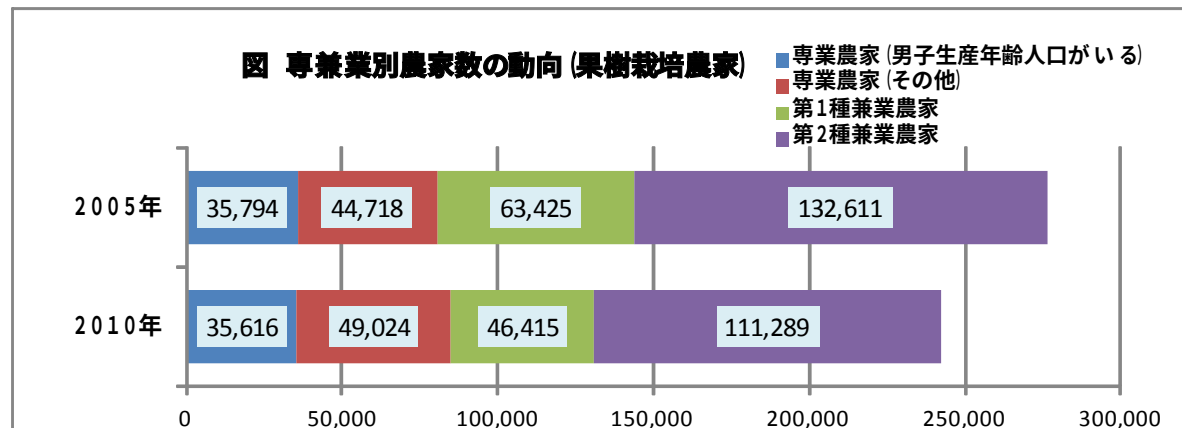
区分		果樹栽培農家	専業農家	男子生産年齢人口がいる	その他	第1種兼業農家	第2種兼業農家
実数	2005年	276,548	80,512	35,794	44,718	63,425	132,611
	2010年	242,344	84,640	35,616	49,024	46,415	111,289
増減率(%)	2010/2005	△12.4	5.1	△0.5	9.6	△26.8	△16.1
構成割合(%)	2005年	100.0	29.1	12.9	16.2	22.9	48.0
	2010年	100.0	34.9	14.7	20.2	19.2	45.9

表1-9 定年帰農の増加等によると考えられる農業従事者「男子60～64歳」階層の増加

単位：人、%

区分	男女計	男						女					
		計	年 齢 別				計	年 齢 別				計	年 齢 別
			15～39歳	40～59	60～64	65歳以上		15～39歳	40～59	60～64	65歳以上		
実数	2005年	801,114	419,409	74,010	145,900	36,099	163,400	381,705	50,147	130,720	40,958	159,880	
	2010年	683,829	358,567	60,781	110,610	41,127	146,049	325,262	39,881	101,743	37,391	146,247	
増減率	2010/2005	△146	△145	△17.9	△24.2	13.9	△10.6	△14.8	△20.5	△22.2	△8.7	△8.5	

図 専業別農家数の動向（果樹栽培農家）

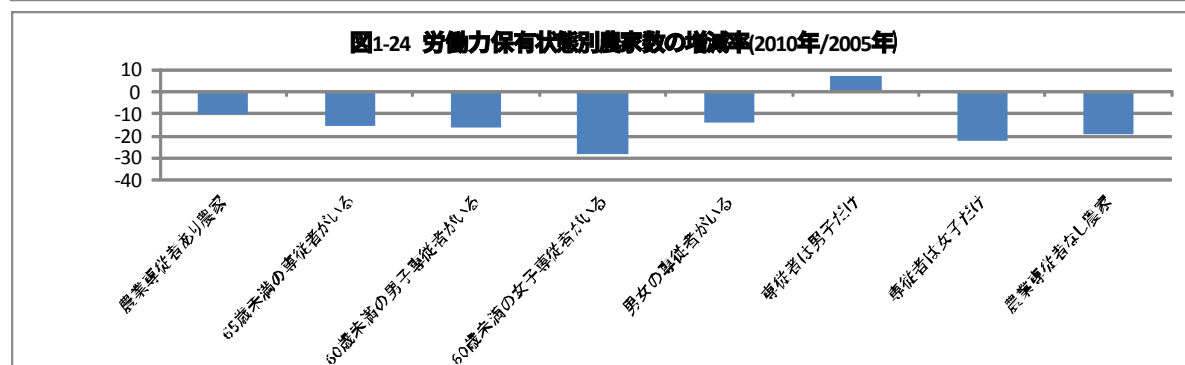
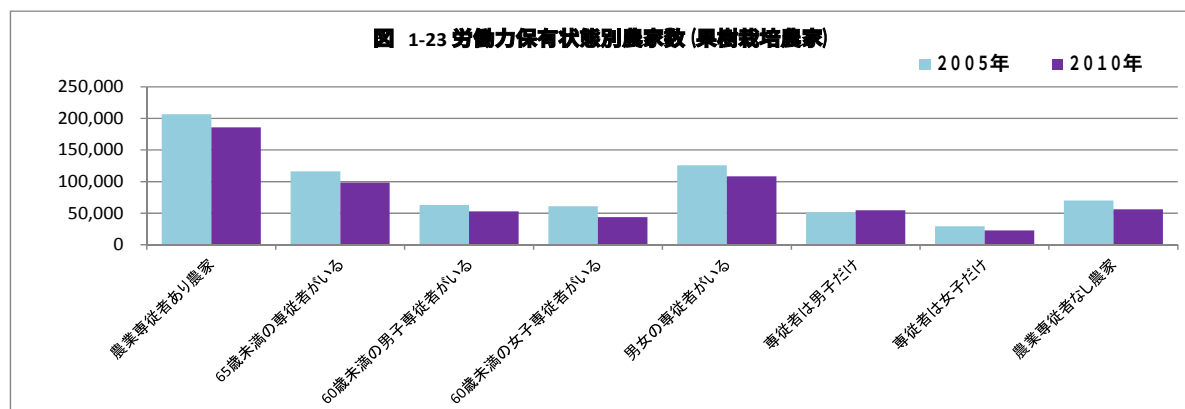


4 労働力保有状態別農家数の動向 —「専従者は男子だけ農家」は増加—

- ・果樹栽培農家のうち、農業専従者あり農家は185,985戸で、5年前に比べて9.9%の減少となった。
- ・農業専従者あり農家のうち、「65歳未満の専従者がいる農家」をみると98,392戸で、5年前に比べ15.4%減少している。
- ・また、農業専従者あり農家を、①男女の専従者がいる農家、②専従者は男子だけ、③専従者は女子だけの3つに区分してみると、専従者は男子だけの農家は、前掲の専業農家同様、いわゆる定年帰農などもあって54,931戸で7.0%増加した一方、男女の専従者がいる農家は、108,190戸で14.1%減少、専従者は女子だけの農家は、22,864戸で21.9%減少となった。
- ・一方、農業専従者なし農家は56,359戸で、5年前に比べて19.5%の減少となった。
- ・労働力保有状態別に販売農家全体に占める構成割合をみると、農業専従者あり農家は76.7%（5年前74.7%）、うち65歳未満の専従者がいる農家は40.6%（同42.1%）、男女の専従者がいる農家は44.6%（同45.5%）となり、農業専従者なし農家は23.3%となり、徐々に構成割合は低下傾向にある。

表1-10 労働力保有状態別農家数（果樹栽培農家）

表1-10 労働力保有状態別農家数（果樹栽培農家）											単位：戸
区分		果樹栽培 農家	農 業 専 従 者 あ り 農 家							農業専従者 なし農家	
			計	65歳未満 の専従者 が いる	内訳		再掲				
					60歳未満の 男子専従者 が いる	60歳未満の 女子専従者 が いる	男 女 の 専従者が い る	専従者は 男子だけ	専従者は 女子だけ		
実数	2 0 0 5 年	276,548	206,532	116,335	63,137	61,085	125,925	51,345	29,262	70,016	
	2 0 1 0 年	242,344	185,985	98,392	52,824	43,814	108,190	54,931	22,864	56,359	
増減率(%)	2010/2005	△ 12.4	△ 9.9	△ 15.4	△ 16.3	△ 28.3	△ 14.1	7.0	△ 21.9	△ 19.5	
構成割合(%)	2 0 0 5 年	100.0	74.7	42.1	22.8	・ ・ ・	45.5	18.6	10.6	25.3	
	2 0 1 0 年	100.0	76.7	40.6	21.8	・ ・ ・	44.6	22.7	9.4	23.3	



5 農産物販売金額規模別果樹栽培農家数の動向—いわゆるビジネスサイズからみた動向—

農産物販売金額規模別の果樹栽培農家数の動向をみると、最近の農産物価格の低下傾向を反映して、果樹栽培農家も2000年からの10年間で各販売金額階層とも減少しているが、中でも販売金額の少ない階層での減少が著しい（次頁「農業物価統計」参照）。

また、各金額階層の中位数（注）を用いて、1戸当たりの平均農産物販売金額を推計してみると、2000年308.5万円（全販売農家では202.2万円）、2005年278.3万円（同206.7万円）、2010年229.0万円（182.2万円）となり、この10年間で25.8%減少している。

注：50万円未満は25万円、1億円以上は1.25億円として推計した。

なお、2010年について、果樹栽培農家と全販売農家の販売金額規模別農家数割合をみると、どちらも50万円未満層が最も多いが、100万円～1000万円にかけては、果樹栽培農家が全販売農家を2～6ポイント上回っている。

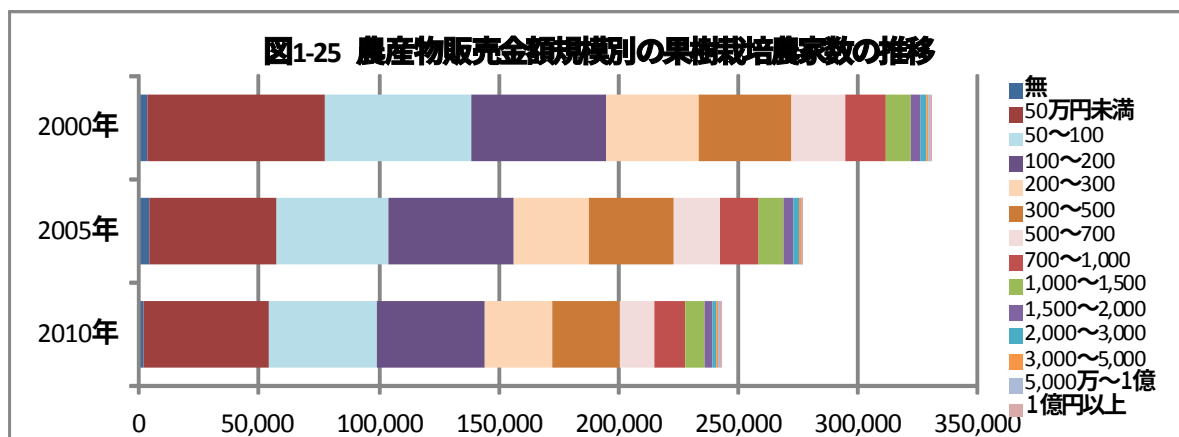
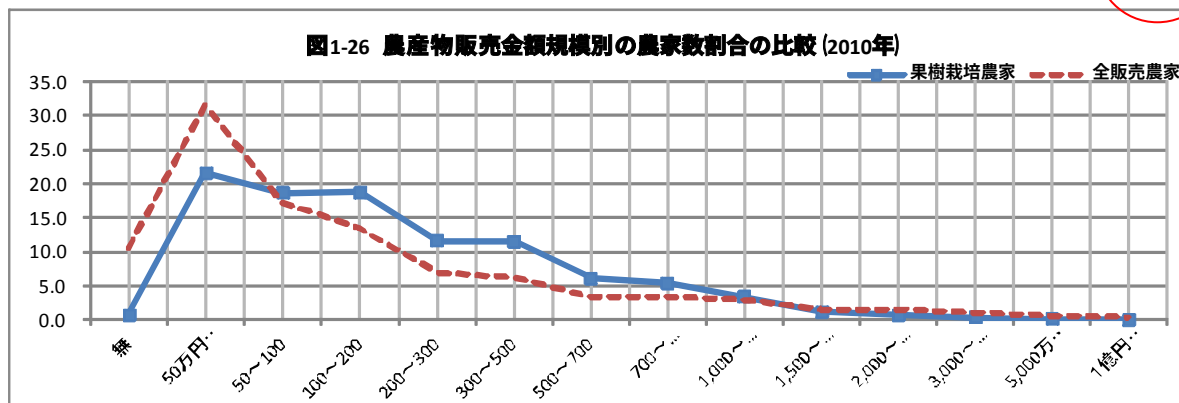


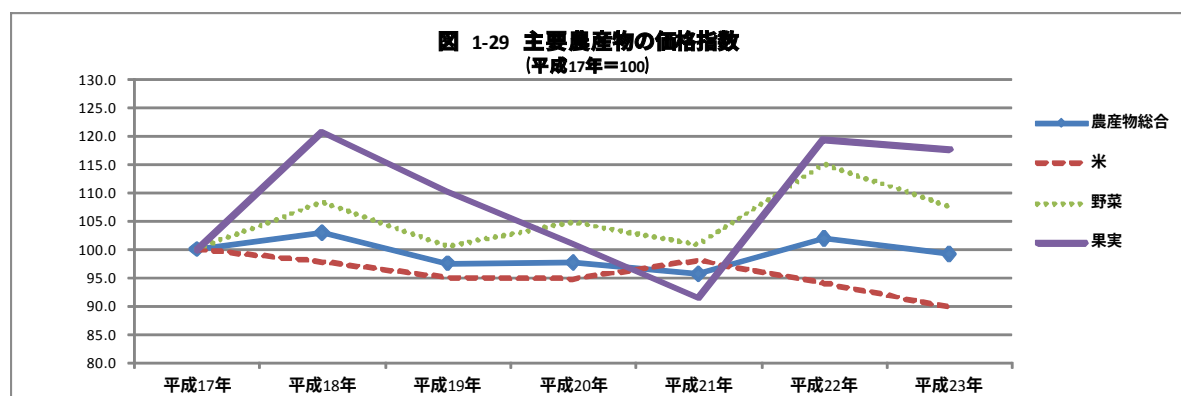
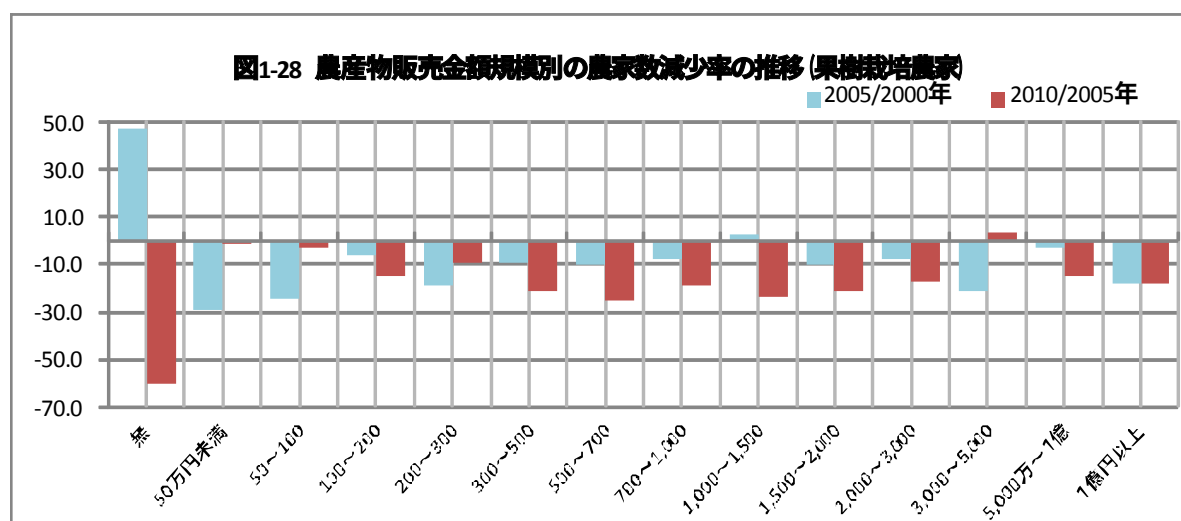
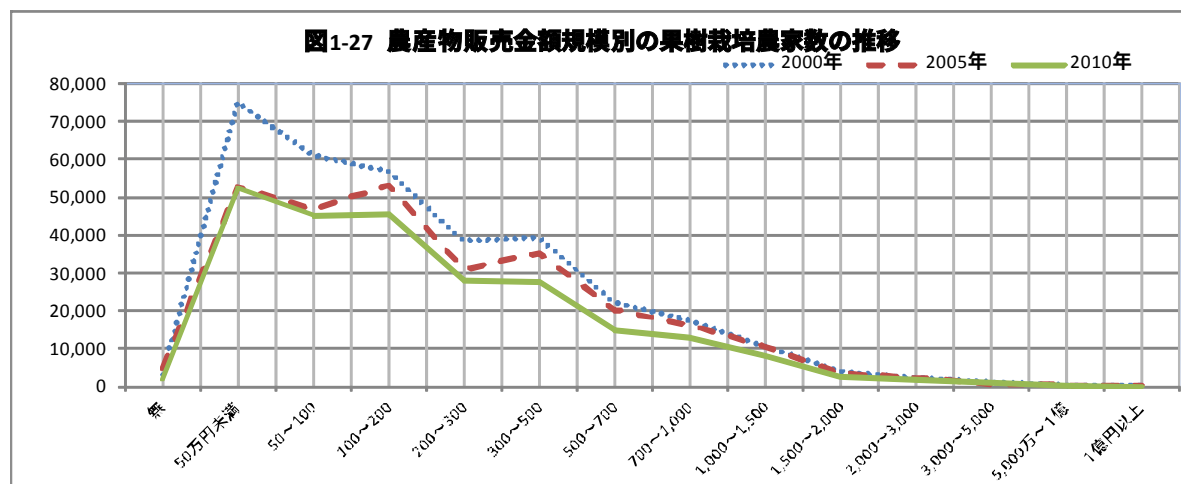
表1-11 農産物販売金額規模別の農家数及び推定1戸当たり販売金額の推移（果樹栽培農家）															単位：戸、万円、%	
区分	無	50万円未満	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000万～1億	1億円以上	推定1戸当たり平均農産物販売額	
実数	2000年	3,056	74,726	61,108	56,559	38,318	39,004	22,141	17,311	10,410	3,896	2,359	1,077	328	104	308.5
	2005年	4,496	52,729	46,473	53,060	30,975	35,282	19,902	16,040	10,652	3,505	2,182	848	319	85	278.3
	2010年	1,808	52,251	45,110	45,357	28,170	27,778	14,839	13,064	8,159	2,774	1,815	877	272	70	229.0
増減率	2000年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2005年	147.1	70.6	76.1	93.8	80.8	90.5	89.9	92.7	102.3	90.0	92.5	78.7	97.3	81.7	90.2
	2010年	59.2	69.9	73.8	80.2	73.5	71.2	67.0	75.5	78.4	71.2	76.9	81.4	82.9	67.3	74.2
構成割合	2000年	0.9	22.6	18.5	17.1	11.6	11.8	6.7	5.2	3.2	1.2	0.7	0.3	0.1	0.0	注 174
	2005年	1.6	19.1	16.8	19.2	11.2	12.8	7.2	5.8	3.9	1.3	0.8	0.3	0.1	0.0	194
	2010年	0.7	21.6	18.6	18.7	11.6	11.5	6.1	5.4	3.4	1.1	0.7	0.4	0.1	0.0	173



農産物販売金額規模別の農家数分布を2000年、2005年、2010年と年次別にみると、各規模階層とも低下しているが、特に50万円未満、50～100万円などでの減少が比較的大きい。

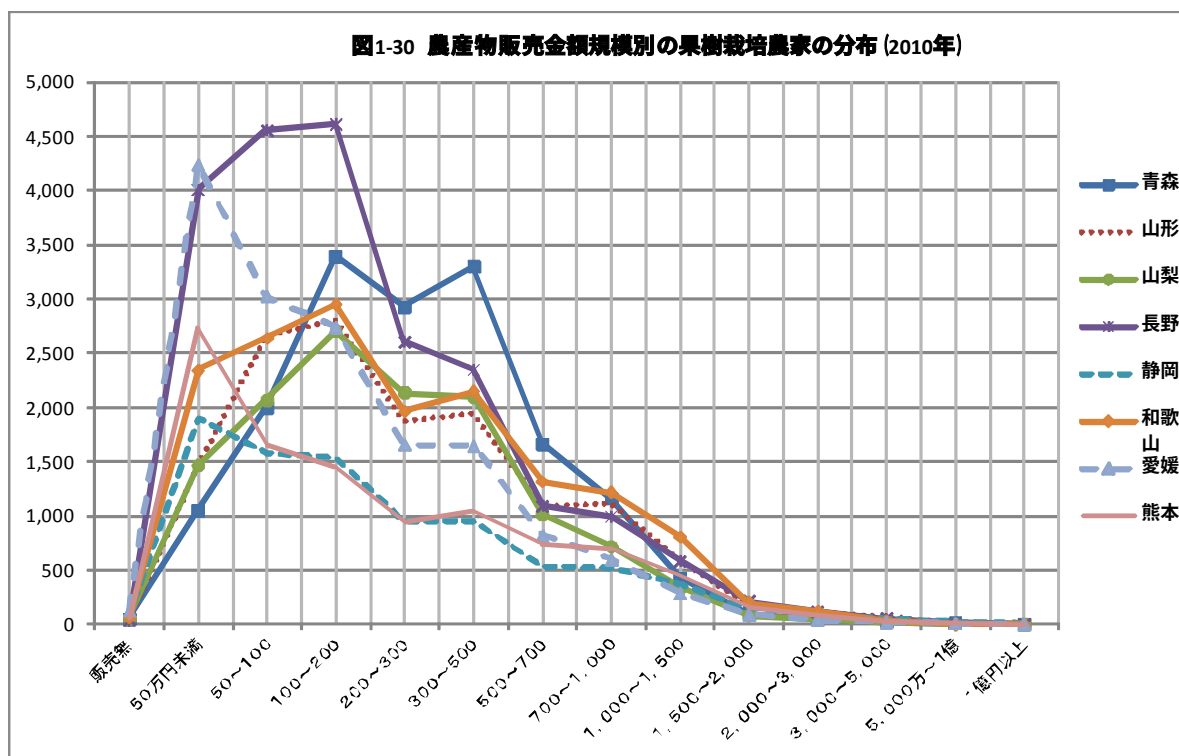
また、増減率を、前期（2005/2000年）、後期（2010/2005年）とに分けてみると、300万円から3,000万円の間で後期が前期を上回って減少している。

なお、3,000～5,000万円は、前期は20%以上の減少であったが、後期はわずかではあるが増加に転じている。

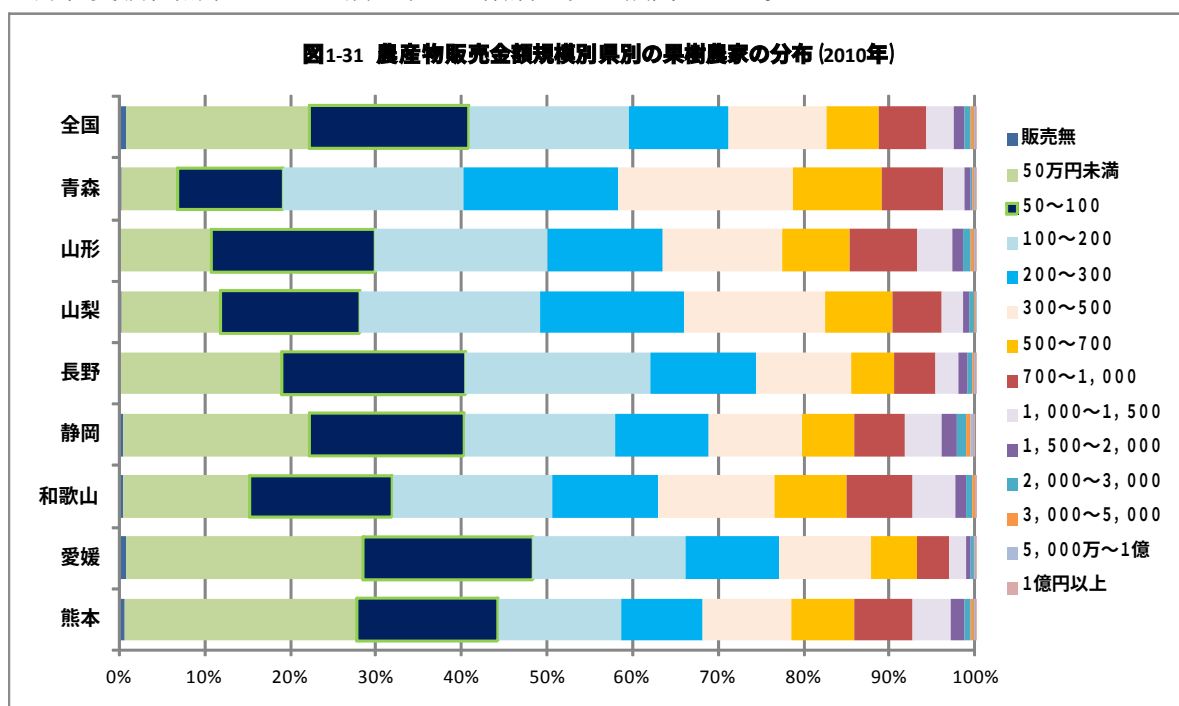


資料：農作物価統計

農産物販売金額規模別の農家数分布を主産県でみると、モード（最も農家数の多い階層）が比較的高いのはりんごが主体の青森で、100～500 万円がモードとなっている。次いで、長野、山梨、和歌山が 100～200 万円、静岡、愛媛、熊本は最も低く 50 万円未満となっている。



次に農家数割合を比べてみると、青森、和歌山などが、金額の大きい階層が相対的に多く、一方、愛媛、熊本などは金額の小さい階層が多い傾向にある。



また、農産物販売金額 1,000 万円以上の農家をみると、和歌山などが多く、さらに 3,000 万円以上でみると、さくらんぼの山形や長野、静岡が比較的多くなっている。

なお、農産物販売金額 1 億円以上の農家に限ってみると、全国の果樹農家のうち 70 戸となっており、多い県順に、静岡 13 戸、愛知 6 戸、長野 5 戸、茨城 4 戸、熊本 4 戸などとなっている。

表 1-12 農産物販売金額規模別の農家数分布(主産県)

単位：戸、%

区分		計	販売無	50万円未満	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000万円～1億	1億円以上
実数	全 国	242,344	1,808	52,251	45,110	45,357	28,170	27,778	14,839	13,064	8,159	2,774	1,815	877	272	70
	青 森	16,133	45	1,050	1,997	3,390	2,927	3,298	1,658	1,159	423	97	51	25	11	2
	山 形	13,867	18	1,464	2,656	2,795	1,870	1,942	1,079	1,106	582	165	112	66	10	2
	山 梨	12,750	47	1,466	2,065	2,703	2,136	2,093	1,016	719	336	83	57	25	4	0
	長 野	21,249	39	4,005	4,555	4,609	2,604	2,348	1,095	996	585	215	117	55	21	5
	静 岡	8,734	48	1,900	1,576	1,540	954	951	537	513	371	153	98	54	26	13
	和歌山	15,809	68	2,341	2,637	2,950	1,963	2,150	1,314	1,219	808	199	121	32	5	2
	愛 媛	15,280	124	4,235	3,023	2,739	1,656	1,643	817	596	285	90	41	20	9	2
	熊 本	10,061	61	2,739	1,656	1,452	941	1,045	740	692	452	155	86	30	8	4
構成割合	全 国	1000	07	216	186	187	116	115	61	54	34	11	07	04	01	00
	青 森	1000	03	65	124	210	181	204	103	72	26	06	03	02	01	00
	山 形	1000	01	106	192	202	135	140	78	80	42	12	08	05	01	00
	山 梨	1000	04	115	162	212	168	164	80	56	26	07	04	02	00	00
	長 野	1000	02	188	214	217	123	110	52	47	28	10	06	03	01	00
	静 岡	1000	05	218	180	176	109	109	61	59	42	18	11	06	03	01
	和歌山	1000	04	148	167	187	124	136	83	77	51	13	08	02	00	00
	愛 媛	1000	08	277	198	179	108	108	53	39	19	06	03	01	01	00
	熊 本	1000	06	272	165	144	94	104	74	69	45	15	09	03	01	00

6 主要果樹の品目別栽培農家数の動向

- 主要果樹について 2010 年の品目別栽培農家数をみると、最も多い品目は温州みかんの 57,254 戸で、果樹栽培農家全体の 23.6%を占めており、この 10 年間で 31.5%減少している。

次いで多いのはりんごの 44,887 戸で、同様に全体の 18.5%を占め、この 10 年間で 26.2%減少とみかんの減少率を 5.3ポイント下回っている。

なお、この 10 年間で果樹栽培農家全体で 26.7%減少となったが、このうち、減少率の少なかった品目は、1. ぶどう：△13.9%、2. もも：△17.17%、3. かき：△21.0%などとなっている。一方、減少率の高かった品目は、1. くり：△32.4%、2. 日本なし：△32.0%、3. 温州みかん：△31.5%などとなっている。

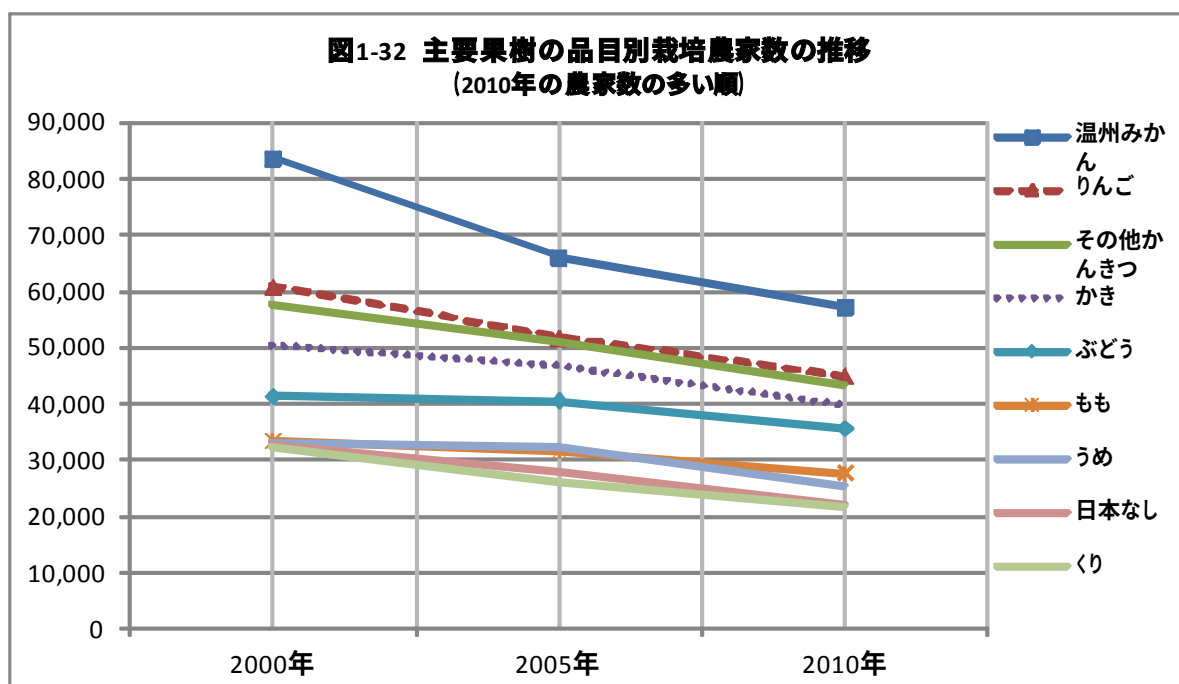


表1-13 主要果樹の品目別栽培農家数の推移						単位：ha		
順位 (2010年)	品目名	2000年		2005年		2010年		2000年を100とする指数
		栽培農家数	構成割合	栽培農家数	構成割合	栽培農家数	構成割合	
1	温州みかん	83,570	25.3	65,992	23.9	57,254	23.6	68.5
2	りんご	60,811	18.4	51,640	18.7	44,887	18.5	73.8
3	その他かんきつ	57,638	17.4	50,897	18.4	43,319	17.9	75.2
4	かき	50,163	15.2	46,634	16.9	39,641	16.4	79.0
5	ぶどう	41,381	12.5	40,577	14.7	35,628	14.7	86.1
6	もも	33,500	10.1	31,674	11.5	27,760	11.5	82.9
7	うめ	32,964	10.0	32,400	11.7	25,506	10.5	77.4
8	日本なし	32,648	9.9	27,793	10.0	22,185	9.2	68.0
9	くり	32,180	9.7	26,191	9.5	21,751	9.0	67.6
果樹合計		330,397	100.0	276,548	100.0	242,344	100.0	73.3

Ⅱ 農業労働力の動向 ―減少する中で専従者の割合増加―

1 農業従事者及び農業専従者の動向

果樹農家の農業労働力の動向を農業従事者でみると 683,829 人で5年前に比べ 14.6%減少し、農業専従者に限ってみると 334,471 人で5年前に比べて 11.6%減少した。

この結果、農業従事者に占める農業専従者の割合は 48.9%とほぼ半分を占めるようになった。

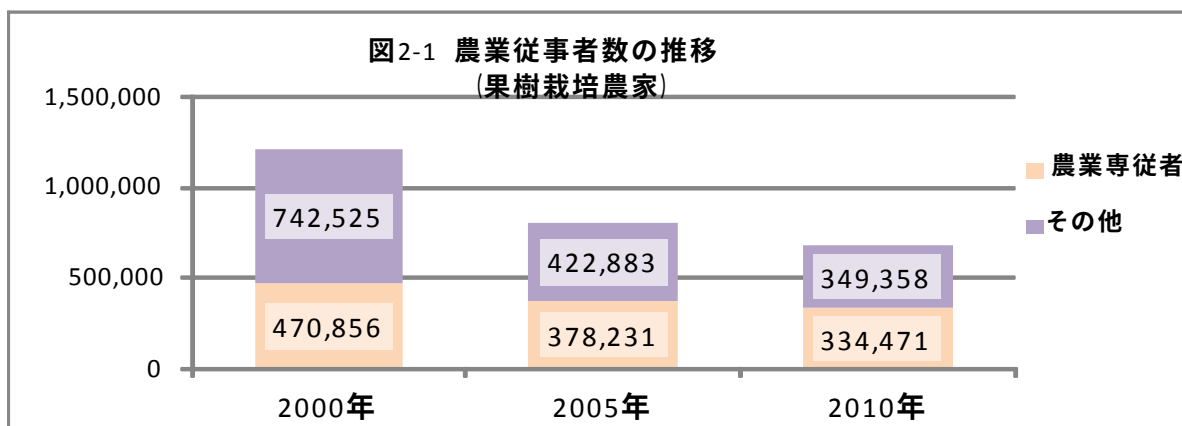


表2-1 農業従事者数の推移(全国・果樹栽培農家)

		2000年	2005年	2010年	2005 / 2000	2010 / 2005
実数	農業従事者	1,213,381	801,114	683,829	△ 34.0	△ 14.6
	農業専従者	470,856	378,231	334,471	△ 19.7	△ 11.6
	その他	742,525	422,883	349,358	△ 43.0	△ 17.4
構成割合	農業従事者	100.0	100.0	100.0		
	うち、農業専従者	38.8	47.2	48.9		
	その他	61.2	52.8	51.1		

注：農業専従者とは年間150日以上、その他は150日未満、それぞれ農業従事した者。

表2-2 農業従事者数の推移(果樹栽培農家)

単位：人 %

区分		男女計	男					女				
			小計	15～39歳	40～59	60～64	65歳以上	小計	15～39歳	40～59	60～64	65歳以上
実数	2005年	801,114	419,409	74,010	145,900	36,099	163,400	381,705	50,147	130,720	40,958	159,880
	2010年	683,829	358,567	60,781	110,610	41,127	146,049	325,262	39,881	101,743	37,391	146,247
増減率	2010/2005	△14.6	△14.5	△17.9	△24.2	13.9	△10.6	△14.8	△20.5	△22.2	△8.7	△8.5
構成割合	2005年	100.0	52.4	9.2	18.2	4.5	20.4	47.6	6.3	16.3	5.1	20.0
	2010年	100.0	52.4	8.9	16.2	6.0	21.4	47.6	5.8	14.9	5.5	21.4

《農業従事者等の平均年齢の動向》

・参考までに、果樹栽培農家のうち、「果樹単一経営農家」について、農業従事者等の平均年齢（男女計）を推計（表の注参照）してみると、農業従事者では 59.1 歳、農業就業人口では 64.4 歳、基幹的農業従事者では 64.9 歳となっており、5年前に比べて、1.5 歳から 2.1 歳年齢が増加している。

ちなみに、販売農家全体と比べると、農業従事者数では 0.8 歳上回っているが、農業就業人口では 1.4 歳、基幹的農業従事者では、1.2 歳、果樹単一経営の方が販売農家より若いのが特徴である。

表2-3 果樹単一経営農家における農業労働力と平均年齢

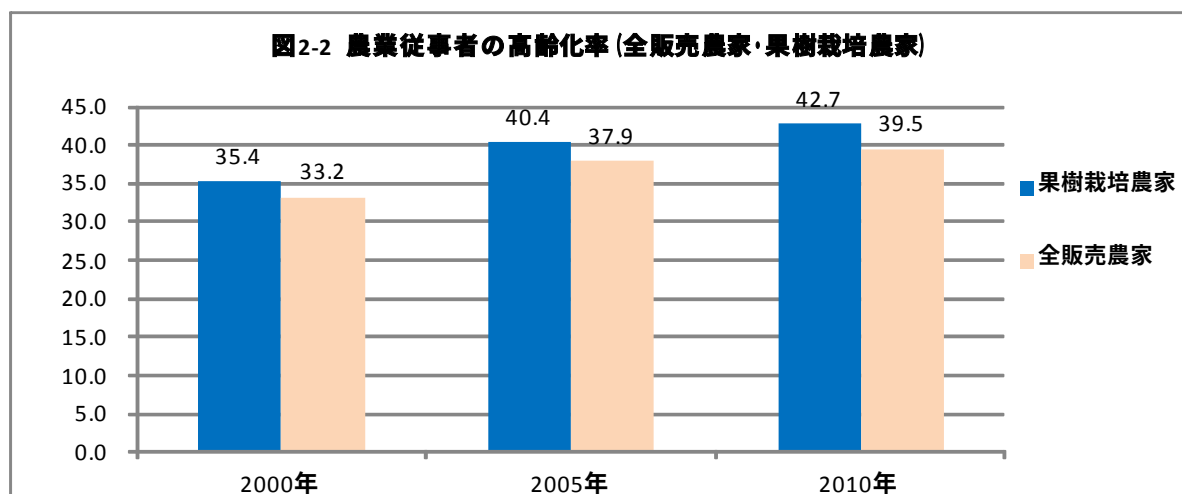
単位：人、%

区分	実数			平均年齢 (注)			(参考) 販売農家の平均年齢
	2005年	2010年	減少率	2005年	2010年	増加年齢	
基幹的農業従事者	231,119	211,906	△ 8.3	63.2	64.9	+ 1. 7	66.1
農業就業人口	288,007	242,434	△ 15.8	62.3	64.4	+ 2. 1	65.8
農業従事者	390,862	345,009	△ 11.7	57.6	59.1	+ 1. 5	58.3

注：平均年齢は、各年齢階層の中位数(85歳以上は87歳)に人数を乗じた加重平均で推計。

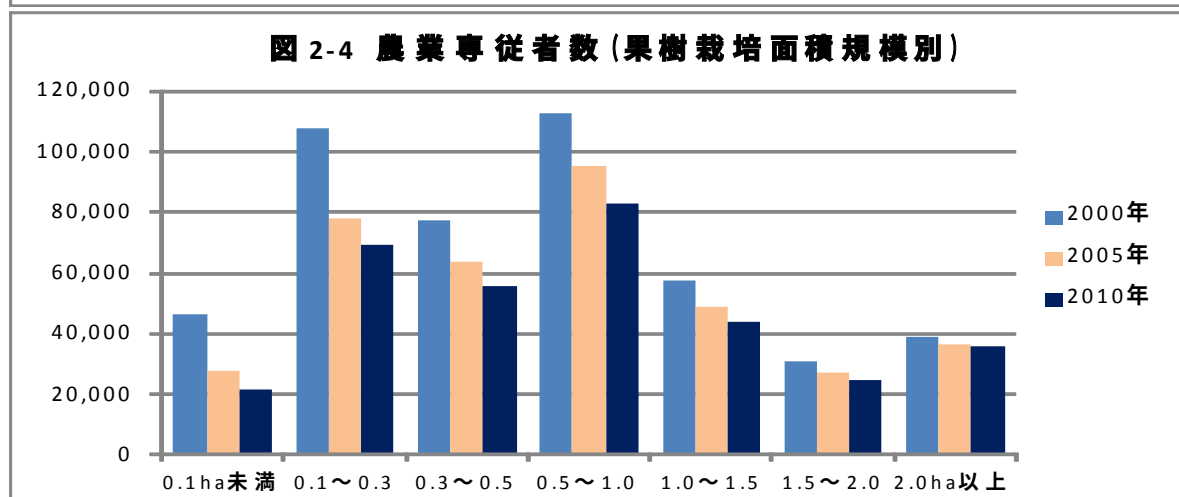
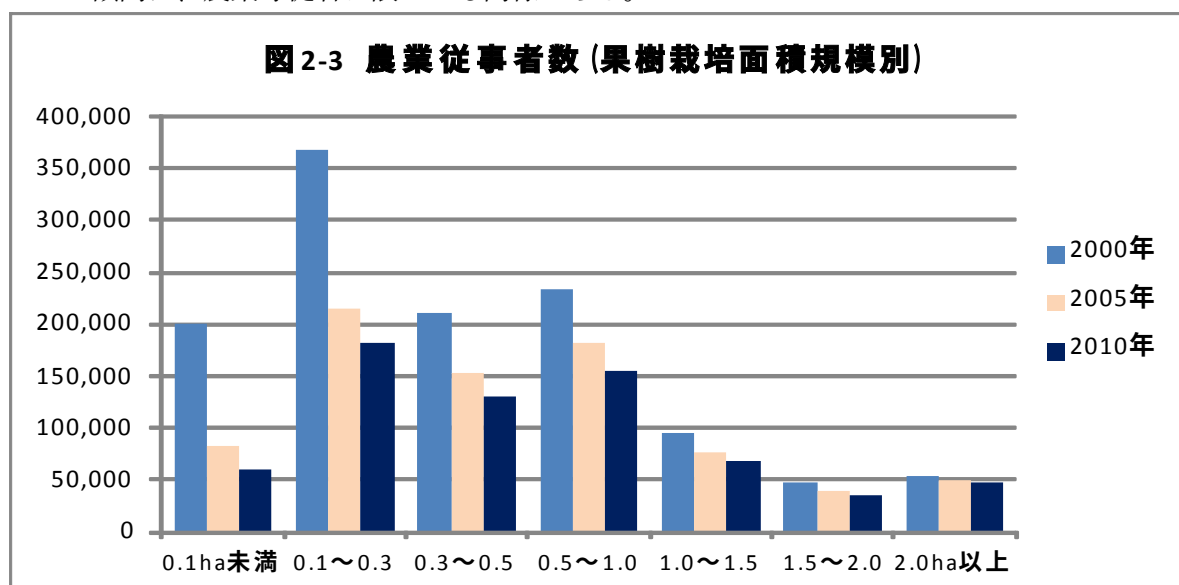
・農業従事者の高齢化率の推移をみると、2010年は、果樹栽培農家 42.7%、全販売農家 39.5% となり、果樹栽培農家の方が 3.2ポイント高い。

この結果、2000年から2010年までの10年間で果樹栽培農家は7.3ポイント、全販売農家は6.3ポイント高くなっている。



・農業従事者数を、果樹栽培面積規模別にみると、この10年間で小規模階層ほど減少しているのに対して、2ha以上層ではほとんど減少していない。

この傾向は、農業専従者に限っても同様である。



2 雇用労働力人数及び雇い入れ農家数

雇用労働力をみると、雇い入れ実農家数は 104,812 戸（果樹栽培農家の 43.2%）、常雇い 5,103 戸（同 2.1%）、臨時雇いは 103,399 戸（同 42.7%）で、半数弱の農家が雇用している。

これを果樹栽培規模別にみると、小規模層では3割前後であるが、2ha 以上層になると8割の農家が雇用している。

また、1戸当たりでみると、雇い入れ実農家数は果樹栽培農家の半数弱に当たる 104,812 戸において、実人数 5.5 人、のべ 92.9 人日となっている。

同様に「常雇い」に限ってみると、2.1%、5,103 戸において、実人員 1.9 人、のべ 381.7 人日となっている。

臨時雇では、42.7%、103,399 戸において、実人員 5.5 人、のべ 75.3 人日となっている。

表2-4 販売目的の果樹栽培面積規模別の雇用労働力人数、雇い入れた農家数										単位：戸、人、人日	
		果樹栽培農 家数	計(雇用者)			常雇い			臨時雇（手伝い等を含む）		
			雇い入れ た実農家 数	実人数	のべ人日	雇い入れ た実農家 数	実人数	のべ人日	雇い入れ た実農家 数	実人数	のべ人日
実 数	計	242344	104,812	577,793	9,733,506	5,103	9,768	1,947,692	103,399	568,025	7,785,814
	0.1ha未満	21282	5,587	22,388	385,808	295	626	125,884	5,465	21,762	259,924
	0.1～0.3	65971	19,025	84,294	1,237,965	830	1,734	332,941	18,702	82,560	905,024
	0.3～0.5	48796	17,579	84,753	1,110,215	624	1,090	222,631	17,349	83,663	887,584
	0.5～1.0	56436	27,616	153,083	2,073,583	1,011	1,767	362,649	27,320	151,316	1,710,934
	1.0～1.5	23467	14,853	92,277	1,491,239	706	1,251	258,914	14,683	91,026	1,232,325
	1.5～2.0	11728	8,395	55,259	1,027,894	476	835	163,285	8,296	54,424	864,609
	2.0ha以上	14664	11,757	85,739	2,406,802	1,161	2,465	481,388	11,584	83,274	1,925,414
1 戸 当 た り	計		43.2	5.5	92.9	2.1	1.9	381.7	42.7	5.5	75.3
	0.1ha未満		26.3	4.0	69.1	1.4	2.1	426.7	25.7	4.0	47.6
	0.1～0.3		28.8	4.4	65.1	1.3	2.1	401.1	28.3	4.4	48.4
	0.3～0.5		36.0	4.8	63.2	1.3	1.7	356.8	35.6	4.8	51.2
	0.5～1.0		48.9	5.5	75.1	1.8	1.7	358.7	48.4	5.5	62.6
	1.0～1.5		63.3	6.2	100.4	3.0	1.8	366.7	62.6	6.2	83.9
	1.5～2.0		71.6	6.6	122.4	4.1	1.8	343.0	70.7	6.6	104.2
	2.0ha以上		80.2	7.3	204.7	7.9	2.1	414.6	79.0	7.2	166.2
注：「1戸当たり」の数字のうち、斜字は、果樹栽培農家に占める該当農家率。それ以外は、該当農家1戸当たり実数。											

3 農業労働の動向と今後の予測 —主業農家のうち果樹単一経営農家の分析—

《現状》

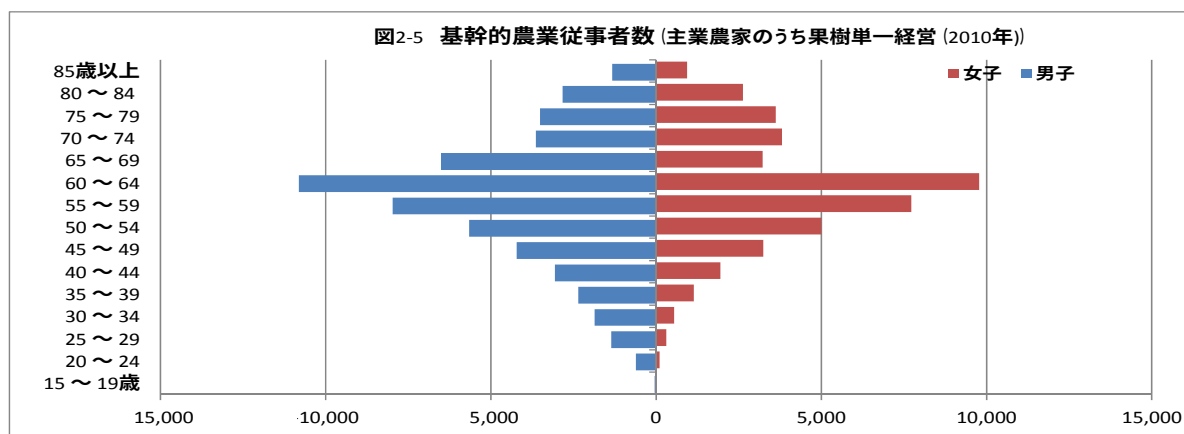
(1) 果樹農業の担い手層ともいえる「主業農家のうち果樹単一経営」をみると、2010年は43,205戸で、5年前に比べて14.9%減少している。

ちなみに、主業農家のうち果樹単一経営は、果樹栽培農家（2010年：242,344戸）の17.8%を占めている。

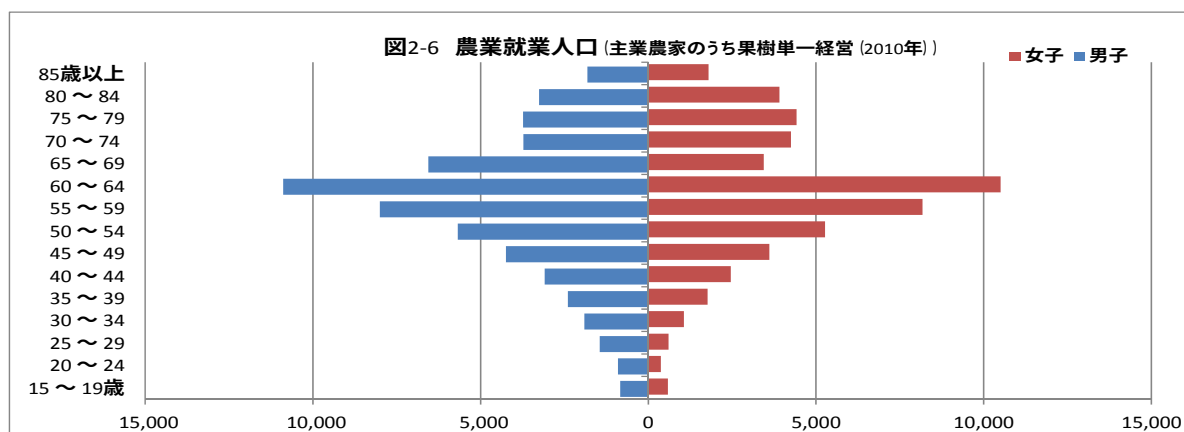
(2) 主業農家のうち果樹単一経営農家の農業労働力をみると、2010年では、農業従事者数は126,921名、農業就業人口数は110,691名、基幹的農業従事者数は99,774名となっている。

これらの農業労働力の年齢階層別にみると、以下の通りとなっており、いずれも、また男女とも60歳～64歳の階層が最も多いことが分かる。

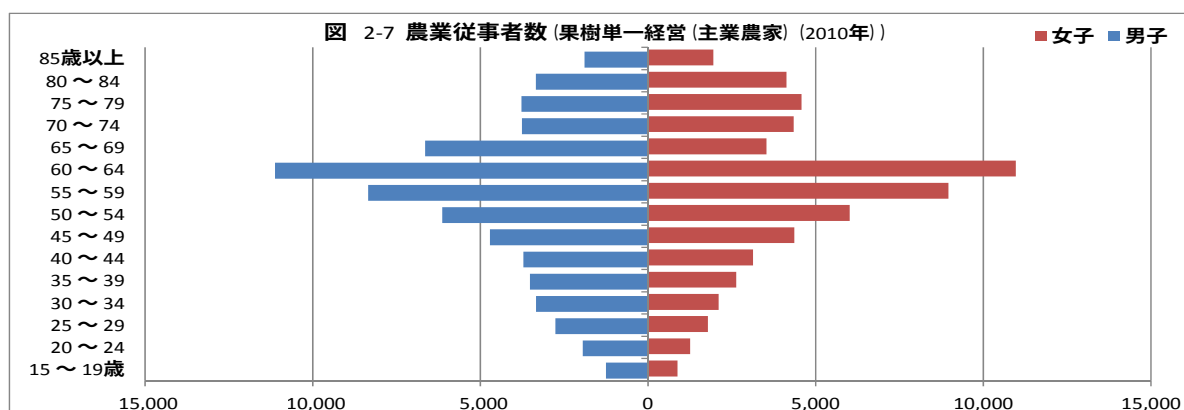
① 基幹的農業従事者



② 農業就業人口



③ 農業従事者



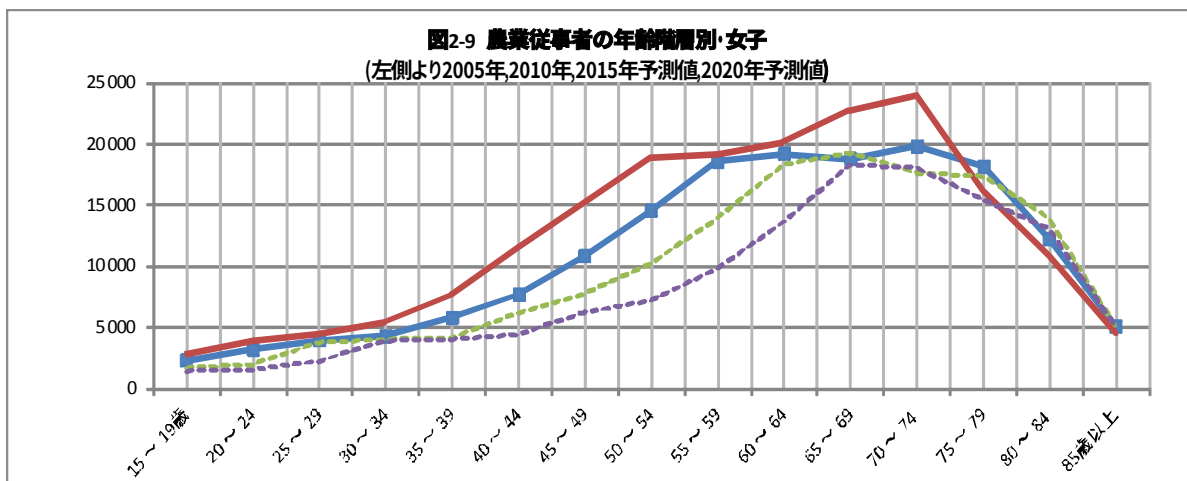
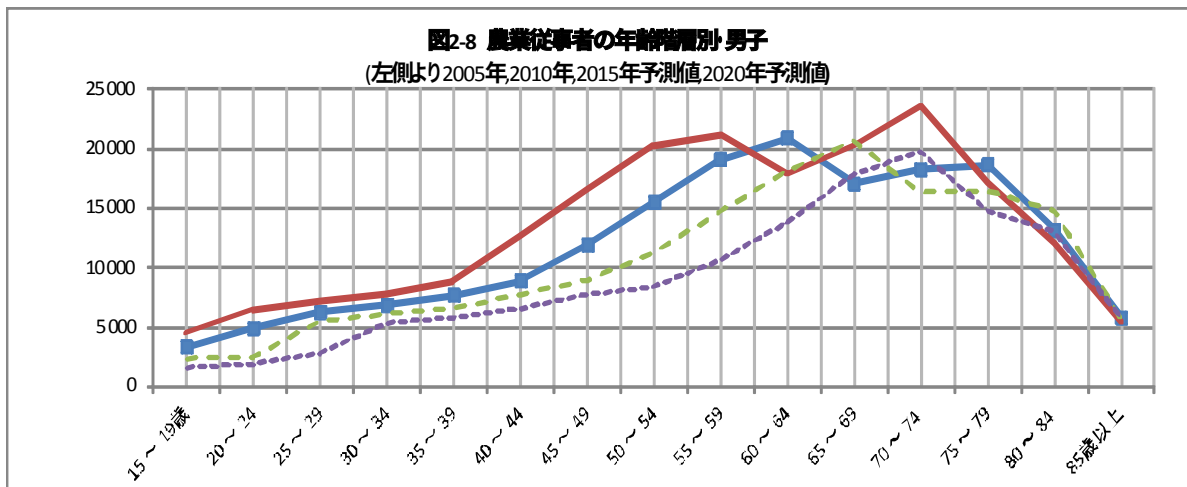
《予測》 一果樹単一経営農家における農業従事者数の10年後の予測ー

- (1) 一般的な予測法である「コーホート変化率法」を用いて、果樹単一経営農家における農業従事者数を、一定の約束（注）の下で10年後を予測してみると、現在、34万3千人が26万3千人と、現在の77%の水準まで減少する見込み。

（注）15～19歳の推計は、母親世代に対する子供の比率を用いて行った。

表 2-5 果樹単一経営農家における農業従事者数					単位:万人、%		
区分	センサス結果		予測値		指数 (2010年=100)		
	2005年	2010年	2015年	2020年	2010年	2015年	2020年
計	38.9	34.3	30.6	26.3	100	89	77

- (2) 果樹単一経営農家における男女別の年齢階層別の農業従事者数をみると、男子では、昭和一桁層のリタイア、更に団塊世代の帰農などの影響を受けているが、今後、右肩下がりに推移するものと思われる。
- 一方、女子では、昭和一桁層のリタイアの影響が大きい中で、男子同様、右肩下がりで推移するものと思われる。



4 農業後継者の動向

- (1) 果樹栽培農家 242,344戸のうち、同居農業後継者は 92,540名で、後継者確保率は38.2%となっている。なお、同居後継者のうち、年間農業従事日数が99日以下は 69,020名、100日以上は23,520名となっている。

これを、全販売農家(1,631,206戸)でみると、同居後継者は、675,345名で、後継者確保率は41.4%となっており、果樹栽培農家の方がやや少ない結果となっている。

表2-6 農業後継者の状況 単位：人、%

	同居農業後継者	農家数	後継者確保率
全販売農家	675,345	1,631,206	41.4
果樹栽培農家	92,540	242,344	38.2

Ⅲ 果樹経営体の農業生産関連事業・環境保全型農業への取り組み状況

1 果樹経営体の農業生産関連事業への取り組み

果樹栽培経営体について農業生産関連事業への取り組み状況をみると、2010年で「農業生産関連事業に取り組んでいる実経営体」は85,124経営体で、2000年に比べ35.2%増加となり、果樹栽培経営体の33.5%と3経営体に1経営体に取り組んでいる結果となっている。

最も多い取り組みは、「消費者に直接販売」の13,606経営体で、2000年に比べ141.3%増加となり、果樹栽培経営体の30.7%を占めている。次いで「農産物の加工」で、同様に52.6%の増加、全体に占める割合は5.4%となっている。

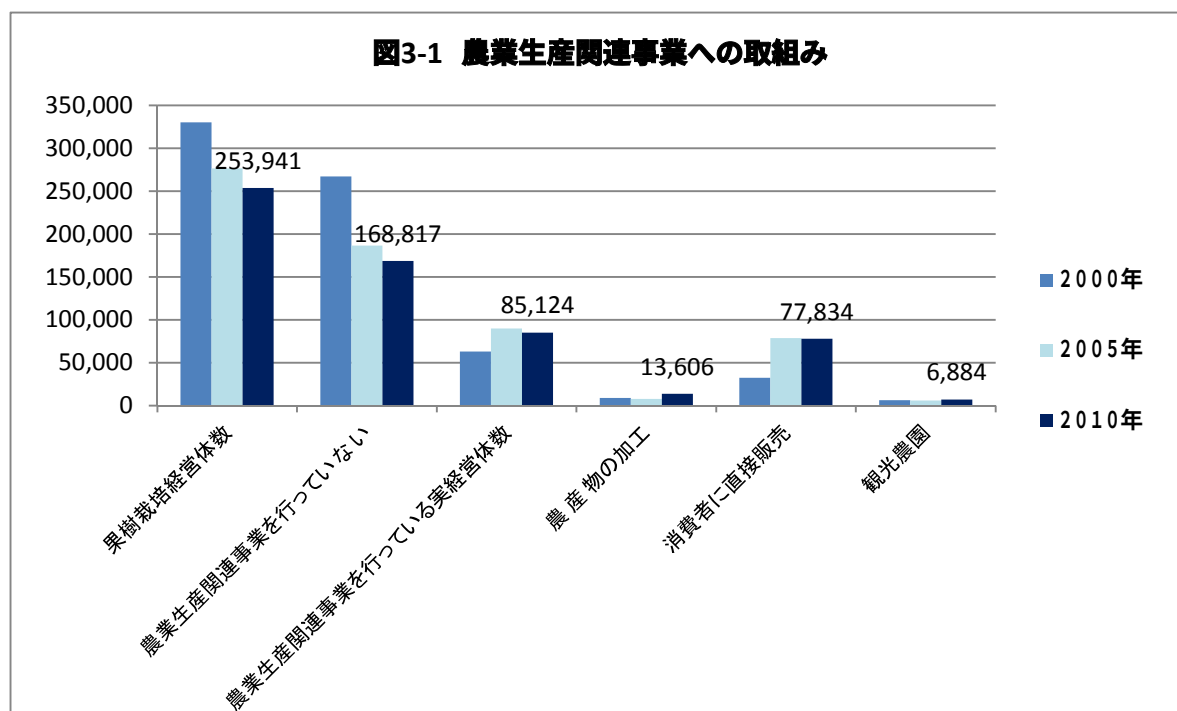


表3-1 農業生産関連事業への取組み							
	区分	果樹栽培経営体数	農業生産 関連事業 を行って いない	農業生産 関連事業を行 っている 実経営体数	農産物の加工	消費者に直接販売	観光農園
実数	2000年	330,397	267,416	62,981	8,917	32,257	6,069
	2005年	276,548	186,611	89,937	7,706	78,824	5,788
	2010年	253,941	168,817	85,124	13,606	77,834	6,884
増減率	2000年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2005年	83.7	69.8	142.8	86.4	244.4	95.4
	2010年	76.9	63.1	135.2	152.6	241.3	113.4
構成割合	2000年	100.0	80.9	19.1	2.7	9.8	1.8
	2005年	100.0	67.5	32.5	2.8	28.5	2.1
	2010年	100.0	66.5	33.5	5.4	30.7	2.7

2 果樹経営体の環境保全型農業への取組み

果樹栽培経営体について環境保全型農業への取組み状況をみると、2010年で「環境保全型農業に取り組んでいる実経営体」は143,809経営体で、2000年に比べ36.9%増加となり、果樹栽培経営体の56.6%と2経営体に1経営体に取り組んでいる結果となっている。

最も多い取り組みは、「農薬の低減への取組み」の113,437経営体で、2000年に比べ8.0%増加となり、果樹栽培経営体の44.7%を占めている。次いで「化学肥料の低減への取組み」の101,267経営体で、2000年に比べ3.6%の減少、全体に占める割合は39.9%となっている。

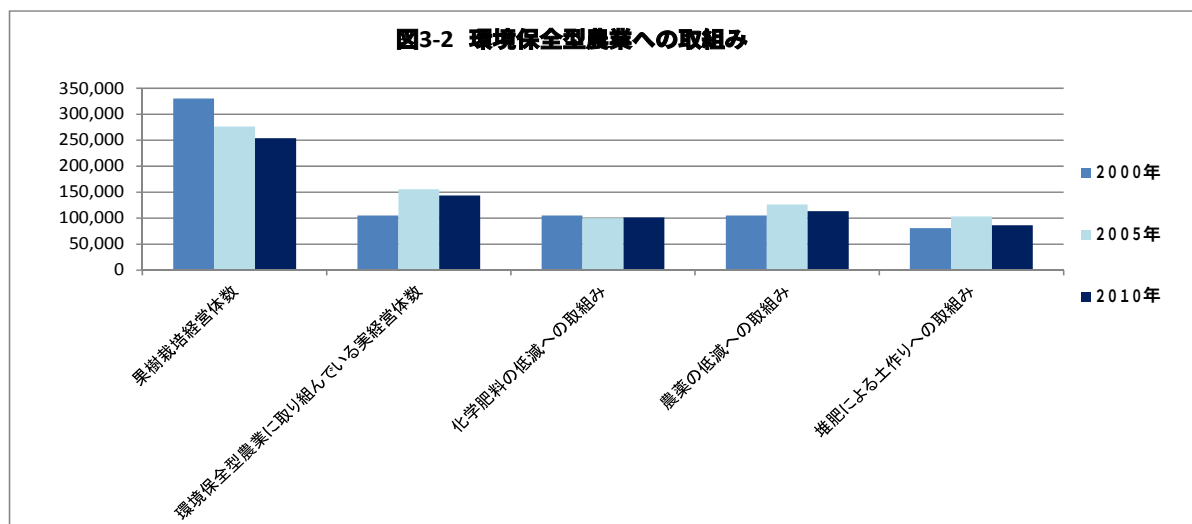


表3-2 環境保全型農業への取組み

	区分	果樹栽培経営体数	環境保全型 農業に取り 組んでいる 実経営体数	化学肥料の低減へ の取組み	農薬の低減への取 組み	堆肥による土作り への取組み
実数	2000年	330,397	105,077	105,077	105,077	80,759
	2005年	276,548	155,770	99,873	126,148	103,202
	2010年	253,941	143,809	101,267	113,437	86,469
増減率	2000年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2005年	83.7	148.2	95.0	120.1	127.8
	2010年	76.9	136.9	96.4	108.0	107.1
構成割合	2000年	100.0	31.8	31.8	31.8	24.4
	2005年	100.0	56.3	36.1	45.6	37.3
	2010年	100.0	56.6	39.9	44.7	34.1

注：2000年の結果は、販売農家の結果である。

IV 組織経営体の動向 ―果樹部門では 837 経営体―

個別経営体以外のいわゆる「組織経営体」は全体で 31,008 経営体となっている。

これを農産物販売金額 1 位の部門別経営体数でみると、最も多いのが稲作で 7,499 経営体、次いで雑穀・いも類・豆類の 1,324 経営体、施設野菜の 1,080 経営体などとなっている。

果樹類は 837 経営体で、うち法人化しているのが 626、なかでも会社 424となっている。

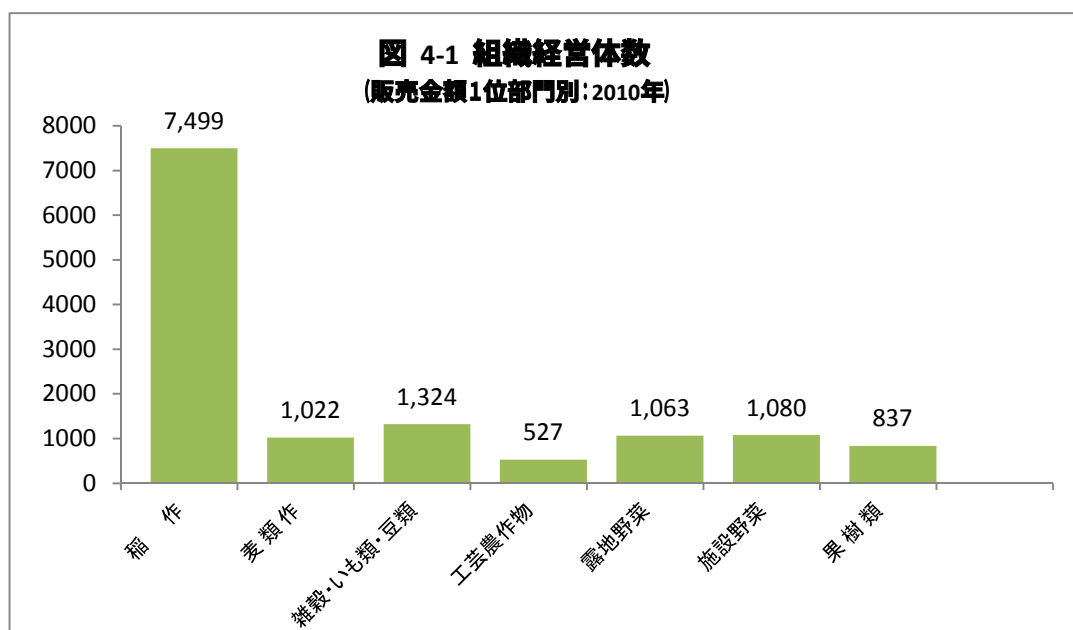


表 4-1 農産物販売金額1位の部門別組織経営体数

	計	稲 作	麦 類 作	雑 穀 ・ いも類・ 豆 類	工業農作物	露地野菜	施設野菜	果 樹 類
全 国	19,013	7,499	1,022	1,324	527	1,063	1,080	837
法人化している	12,088	3,310	186	483	437	872	942	626
農事組合法人	3,016	1,727	120	165	90	107	122	132
会社	8,190	1,422	51	261	321	677	755	424
株式会社	8,064	1,385	48	255	318	661	743	416
合名・合資会社	52	12	-	3	2	3	4	4
合同会社	74	25	3	3	1	13	8	4
各種団体	546	105	14	34	17	31	28	45
農 協	329	36	-	7	8	18	16	25
森林組合	18	-	-	-	-	-	-	4
その他の各種団体	199	69	14	27	9	13	12	16
その他の法人	336	56	1	23	9	57	37	25
法人化していない	6,859	4,186	836	840	89	183	133	195
地方公共団体・財産区	66	3	-	1	1	8	5	16

このような組織経営体の我が国農業生産に占めるシェアをみると、「経営体数」は、3.1 万経営体で経営体数シェアは 1.8%であるが、「経営耕地面積」シェアは 12.3%を占めている。

経営耕地面積のうち、樹園地についてみると、組織経営体が占めるシェアは 3.9%、借入面積に限ってみると 14.9%と高いシェアとなっている。

表 4-2 組織経営体のシェア					単位：千経営体、千ha	
項目		実数	農業経営体に占めるシェア		増減率(2010/2005)	
		2010年	2005年	2010年	組織経営体	経営体計
経営体数	農業経営体数	31.0	1.4	1.8	10.4	▲16.4
	法人経営体	17.1	72.6	78.9	22.8	13.0
	うち農事組合法人	3.6	78.1	88.1	75.0	55.1
	うち会社	8.9	57.2	68.6	41.7	18.2
経営耕地面積	経営耕地面積計	437	6.6	12.0	80.0	▲1.7
	田	251	3.9	12.3	206.8	▲1.8
	畑	178	11.2	13.0	15.1	▲2.2
	樹園地	8	3.0	3.9	23.9	▲6.8
	1経営体当たり経営耕地面積	24.1			10.9	17.7
	借入地面積	303	16.2	31.0	127.4	28.9
	田	228	17.2	32.5	214.1	65.9
	畑	71	18.8	21.2	22.0	8.6
	樹園地	4	10.9	14.9	56.7	14.6

《参考：法人経営体の動向》

次に法人経営体についてみると、果樹栽培の法人経営体は 1,696 経営体となっている。品目別では、最も多いのはぶどうで 369 経営体（21.8%）、次いで温州みかんの 299 経営体（17.6%）、りんごの 264 経営体（15.6%）などとなっている。

表 4-3 法人化している経営体（1,696 経営体）の果樹品目別内訳

区分	計	温州みかん	その他のかんきつ類	りんご	ぶどう	日本なし	西洋なし	もも	おうとう
実数	1,696	299	345	264	369	156	68	165	113
構成割合	100.0	17.6	20.3	15.6	21.8	9.2	4.0	9.7	6.7
区分	びわ	かき	くり	うめ	すもも	キウイフルーツ	パインアップル	その他の果樹	
実数	26	233	141	204	64	74	9	491	
構成割合	1.5	13.7	8.3	12.0	3.8	4.4	0.5	29.0	

表 4-4 販売目的で栽培している果樹類の栽培経営体数と栽培面積

単位：経営体、ha

		栽 培 実経営体数	露 地		施 設	
			栽 培 経営体数	栽培面積	栽 培 経営体数	栽培面積
計	0 1	253 941	247 869	157 591	18 324	4 963
法人化している	0 2	1 696	1 538	4 036	383	187
農事組合法人	0 3	317	291	1 033	64	43
会 社	0 4	1 269	1 146	2 698	294	131
株 式 会 社	0 5	1 235	1 118	2 662	285	129
合名・合資会社	0 6	20	17	18	6	1
合 同 会 社	0 7	14	11	18	3	1
相 互 会 社	0 8	-	-	-	-	-
各 種 団 体	0 9	45	42	225	9	10
農 協	1 0	16	14	157	7	9
森 林 組 合	1 1	5	5	21	-	-
その他の各種団体	1 2	24	23	47	2	1
そ の 他 の 法 人	1 3	65	59	80	16	3
法人化していない	1 4	252 214	246 304	153 466	17 930	4 774
個 人 経 営 体	1 5	251 929	246 046	152 910	17 875	4 753
地方公共団体・財産区	1 6	31	27	90	11	2

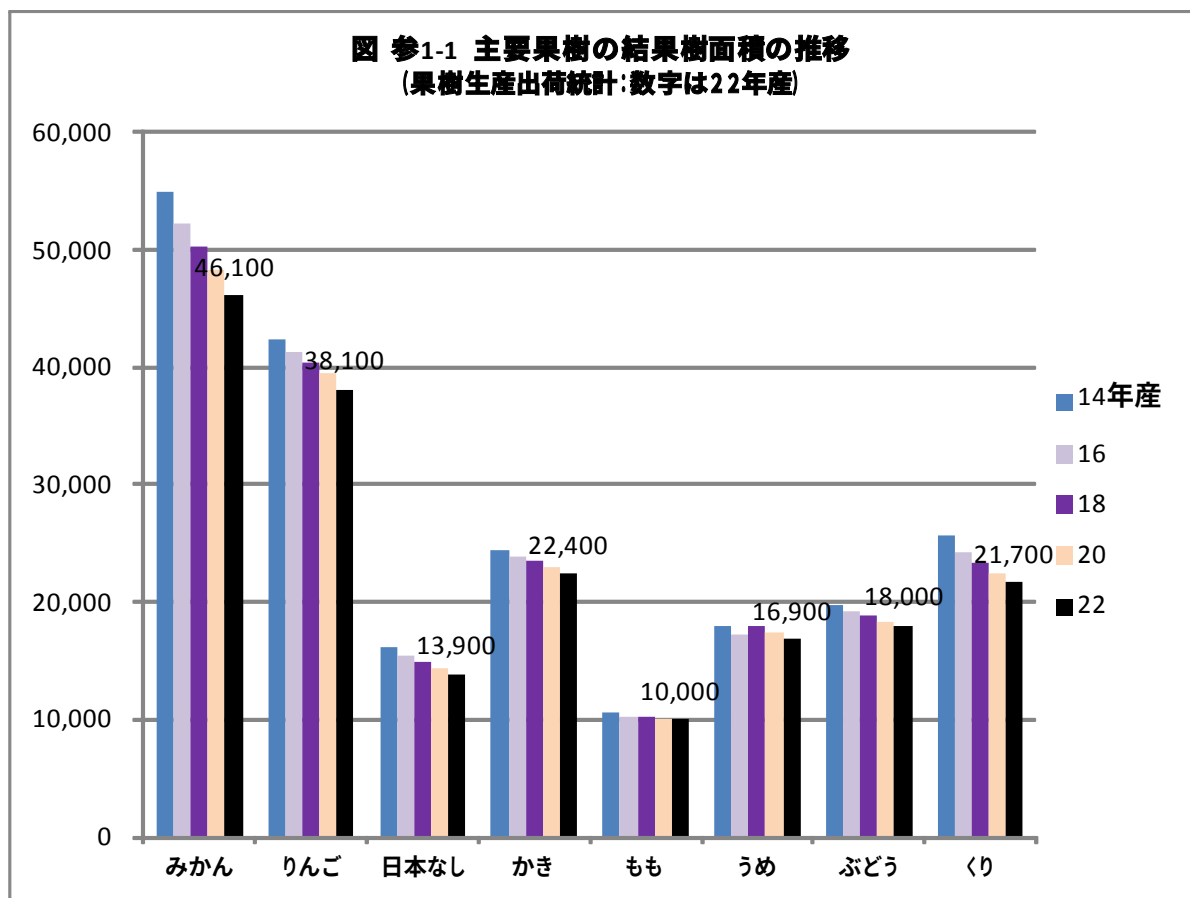
《参考：農林業センサス分析の補論》

1. 主要果樹の品目別結果樹面積の動向（果樹生産出荷統計）

(1) 主要品目の結果樹面積の推移

果樹生産出荷統計を用いて、最近の主要果樹の結果樹面積の推移を平成14年～22年産でみると、みかん、日本なしなどの減少が大きく、うめ、ももなどは減少率が比較的小さい。

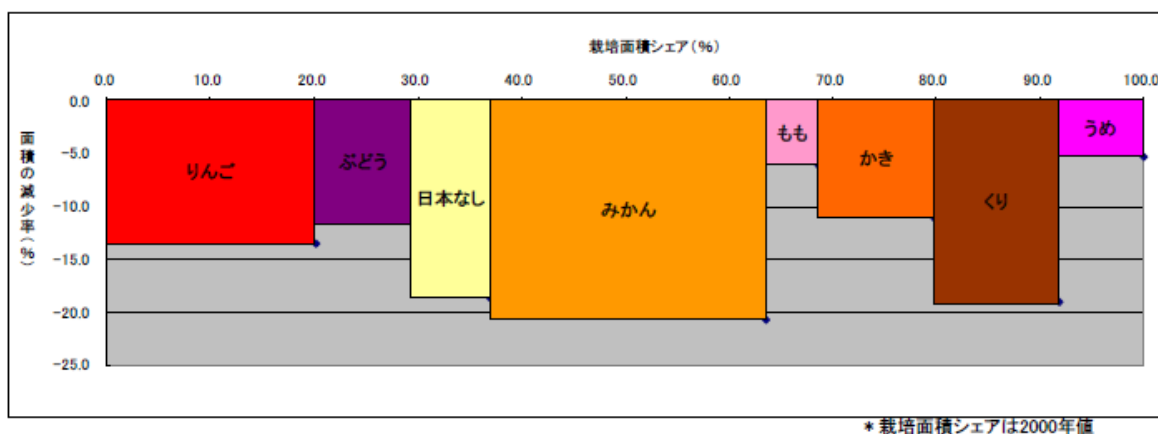
表 参1-1 主要果樹の結果樹面積の推移						単位：ha
	14年産	16	18	20	22	増減率 (22/14年産)
みかん	55,000	52,300	50,300	48,300	46,100	△ 16.2
りんご	42,400	41,300	40,300	39,500	38,100	△ 10.1
日本なし	16,100	15,500	14,900	14,300	13,900	△ 13.7
かき	24,500	23,800	23,500	23,000	22,400	△ 8.6
もも	10,600	10,300	10,300	10,100	10,000	△ 5.7
うめ	17,900	17,300	18,000	17,400	16,900	△ 5.6
ぶどう	19,700	19,200	18,900	18,400	18,000	△ 8.6
くり	25,600	24,300	23,300	22,500	21,700	△ 15.2
資料：果樹生産出荷統計						



(2) 主要品目の結果樹面積の減少寄与度

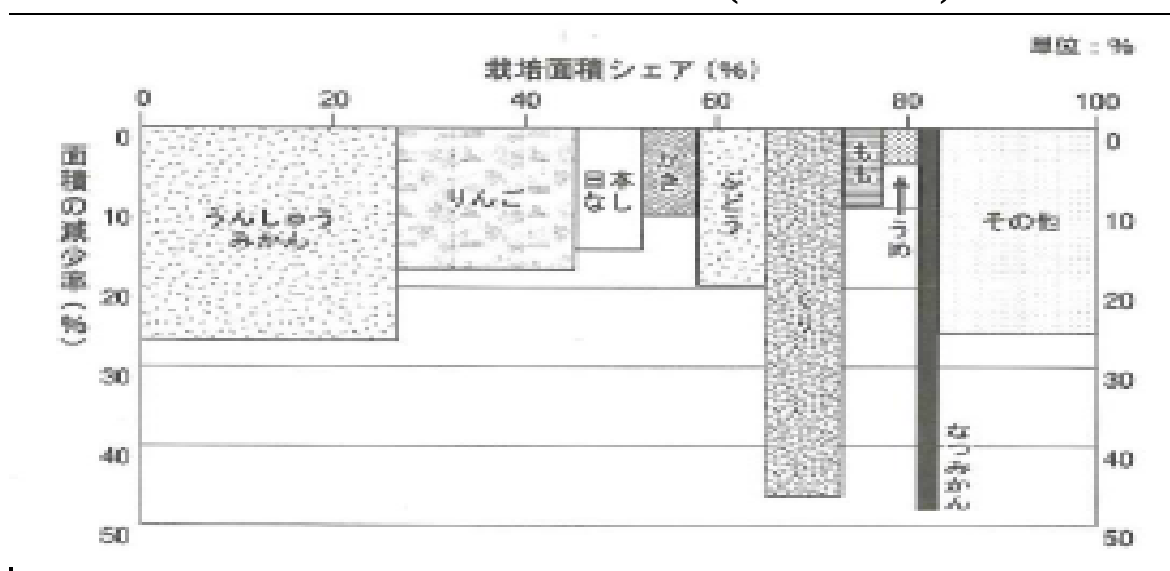
このような果樹面積の減少を、過去10年間（2010年/2000年）の減少寄与度で示してみると、以下の図のとおりで、全体の減少への寄与度は、最も大きいのはみかんで、次いでりんご、くりなどの順となっている。

図 参 1-2 主要品目の結果樹面積の減少寄与度(2010年/2000年)



・これを前回の過去10年間（2000年/1990年農林業センサス栽培面積）の分析でみると、今回とほぼ同様にみかん、りんご、くりが減少面積の太宗を示している。

図 参 1-3 主要品目の栽培面積の減少寄与度(2000年/1990年)



2. 主要果樹の品目別経営収支等の概況（農業経営統計・営農類型別経営統計）

－ みかん作、りんご作、ぶどう作、なし作、もも作 －

(1) 主要品目別の1戸当たり経営概況

主要品目（みかん、りんご、ぶどう、なし、もも）の該当品目作部門の経営概況をみると、調査経営の1戸当たり平均規模（結果樹面積）は、一番大きい「りんご作」の98.5aから一番小さい「もも作」の42.0aまで違いがある。

経営収支は、売上高に当たる「1戸当たり部門粗収益」は、なし作が最も多く490万円、次いでりんご作の382万円などとなっており、もも作が最も少なく241万円となっている。

また、「1戸当たり部門所得」は、なし作が188万円で最も多く、次いでりんご作の119万円などとなっており、最も少ないみかん作が74万円となっている。

このような所得の違いは、規模の違いに加えて、所得率の差によるものである。

注：棒グラフの「部門経営費」と「部門所得」の合計が「部門粗収益」に相当する。

すなわち、部門所得＝部門粗収益－部門経営費。

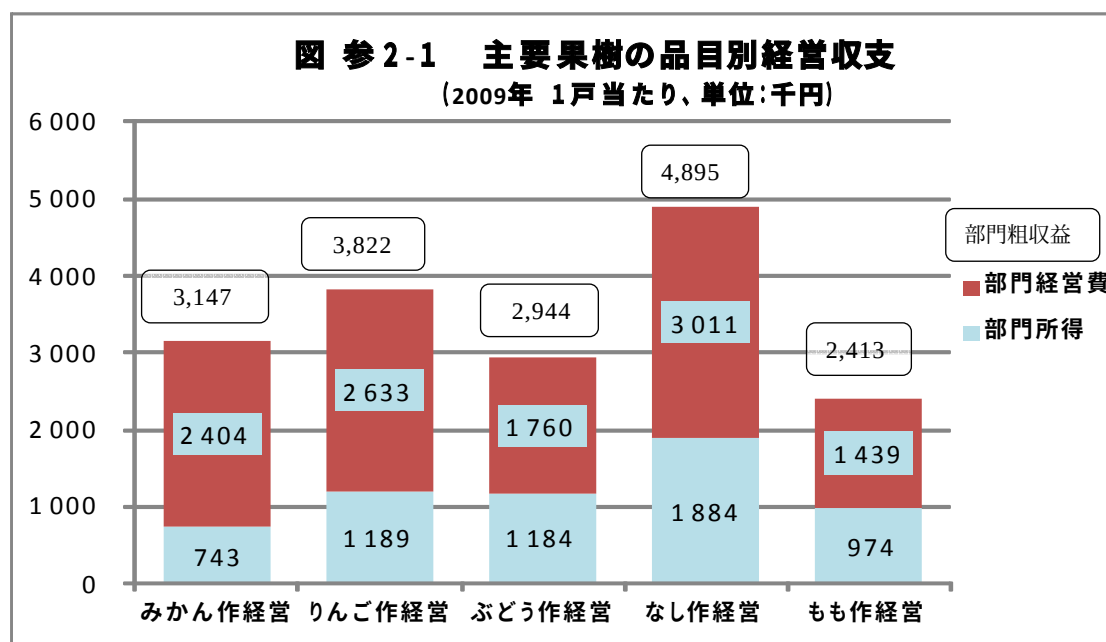


表 参 2-1 主要果樹の品目別経営収支（2009年）

区 分	単 位	みかん作経営	りんご作経営	ぶどう作経営	なし作経営	もも作経営
(集計サンプル数)	戸	182	117	60	47	51
1戸あたり該当品目作部門の概況						
結 果 樹 面 積	a	68.7	98.5	42.2	80.2	42.0
生 産 量	kg	19 245	24 118	4 336	17 591	6 293
植 栽 面 積	a	74.0	108.7	44.1	85.3	49.1
部 門 労 働 時 間	時間	1 885	2 767	1 958	2 872	1 325
部 門 家 族 労 働 時 間	〃	1 640	2 322	1 798	2 660	1 179
(ゆい・手間替え受け含む。)						
部 門 所 得	千円	743	1 189	1 184	1 884	974
部 門 粗 収 益	〃	3 147	3 822	2 944	4 895	2 413
共済受取金・奨励補助金等受取金	〃	66	35	12	13	21
部門経営費	〃	2 404	2 633	1 760	3 011	1 439
≪ 部 門 所 得 率 ≫	%	23. 6	31. 1	40. 2	38. 5	40. 4

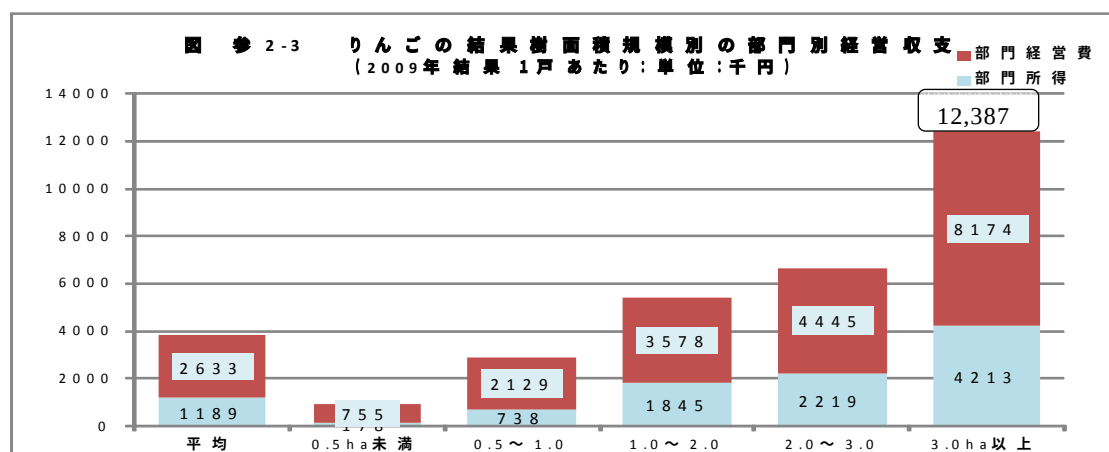
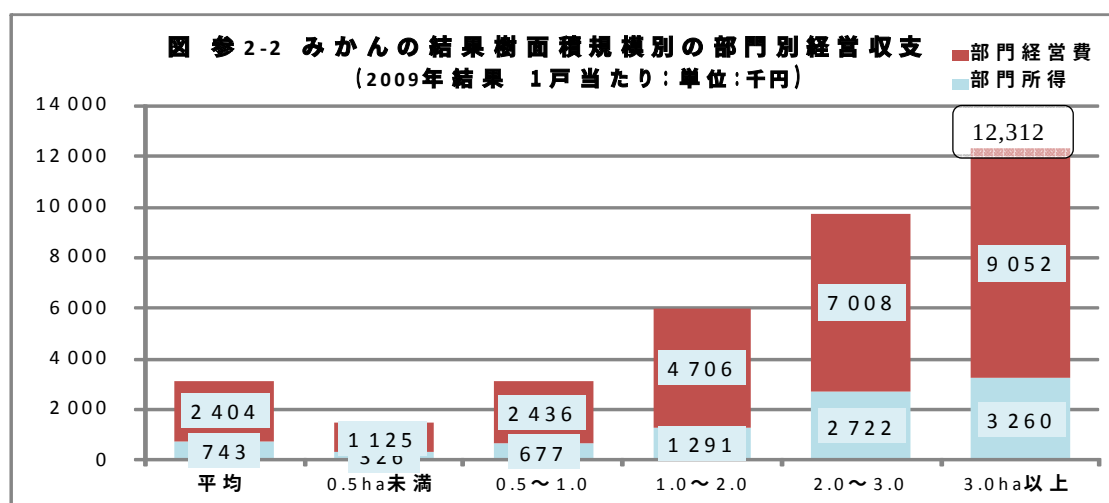
資料：農林水産省「農業経営統計・営農類型別経営統計」

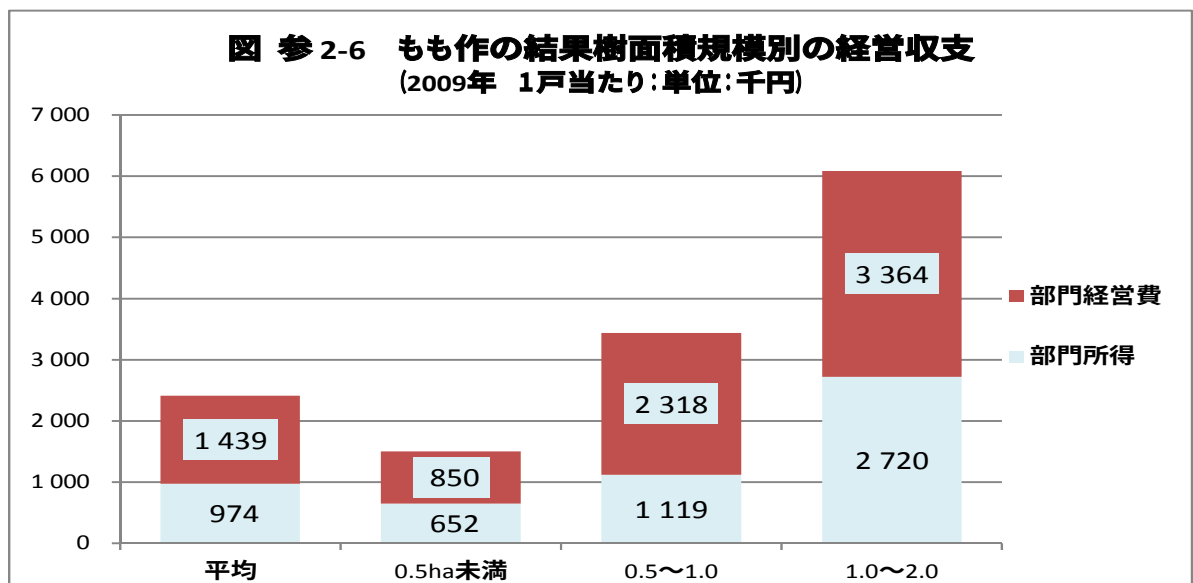
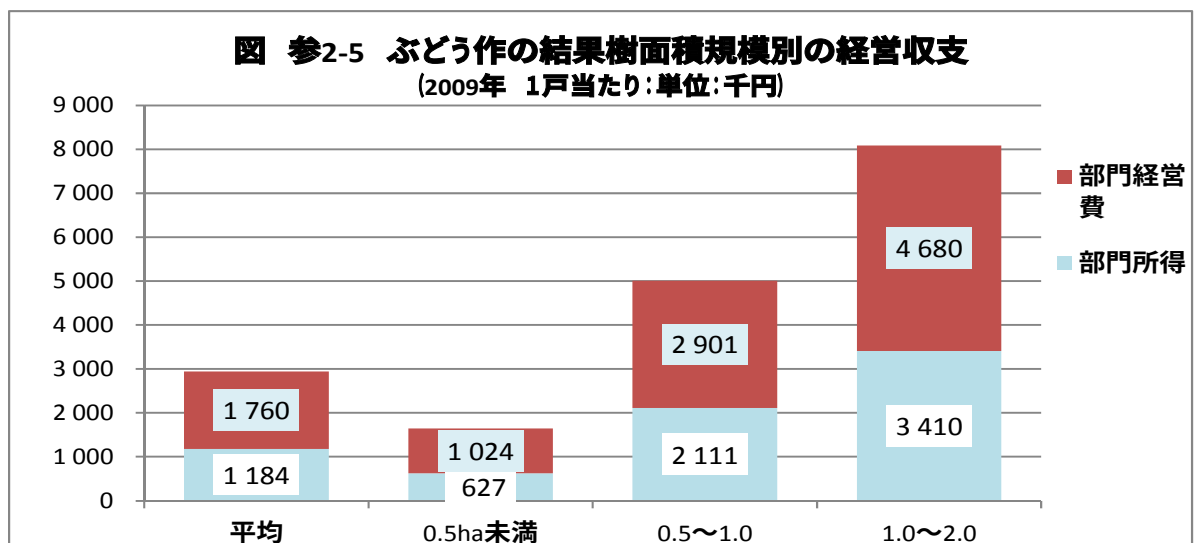
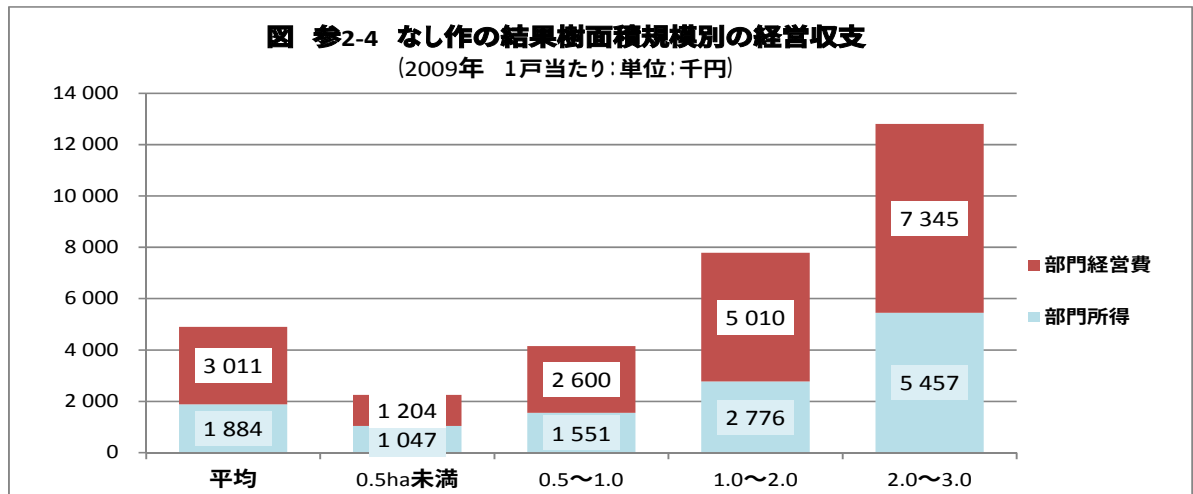
(2) 主要品目別・結果樹面積規模別の1戸当たり経営概況

主要品目別・結果樹面積規模別に1戸当たり経営収支をみると、いうまでもなく規模が大きくなるに従って増加するが、主要品目の最大規模階層における経営収支をみると、例えばみかん作(平均規模336.6a)、りんご作(同359.9a)において部門粗収益はそれぞれ1,231万円、1,239万円となり、部門所得では326万円、421万円となっている。また、なし作(同225.8a)は、部門粗収益1,280万円、部門所得546万円となっており、規模のわりには粗収益が大きいことと所得率が比較的高いことから多い所得となっている。

表 参 2-2 主要果樹品目別最大規模階層の経営収支(2009年)

区 分	単 位	みかん作経営	りんご作経営	ぶどう作経営	なし作経営	もも作経営
(集計サンプル数)	戸					
該当品目規模階層		3.0ha以上	3.0ha以上	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	1.0～2.0ha
1戸あたり該当品目作部門の概況						
結 果 樹 面 積	a	336.6	359.9	127.9	225.8	114.8
生 産 量	kg	93 422	79 639	12 259	44 079	17 097
植 栽 面 積	a	384.2	378.1	133.5	242.4	142.2
部 門 労 働 時 間	時間	6 564	7 391	4 802	7 386	2 741
部 門 家 族 労 働 時 間 (ゆい・手間替え受け含む。)	"	5 173	5 231	4 403	6 104	2 295
部 門 所 得	千円	3 260	4 213	3 410	5 457	2 720
部 門 粗 収 益	"	12 312	12 387	8 090	12 802	6 084
共済受取金・奨励補助金等受取金	"	435	98	18	16	51
部門経営費	"	9 052	8 174	4 680	7 345	3 364
《 部 門 所 得 率 》	%	26.5	34.0	42.2	42.6	44.7





《分析編》

V 担い手層の動向分析

1 担い手層等農家の動向

担い手農家の状況を、例えば樹園地規模別の農家数増減分岐点である **3ha** に着目してみると、**3ha 以上層**では、果樹栽培農家数 4,605 戸で、5 年前に比べて 8.8%、371 戸増加している。このため、果樹栽培農家全体に占める 3ha 以上層の割合は、農家数割合 1.9%、栽培面積割合 12.3%と 5 年前に比べて、それぞれ高まっている。

表 5-1 果樹栽培面積規模別農家数 単位:戸、%

区 分		3ha以上計	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 10.0	10.0ha以上
実 数	2005年	4,234	3,676	494	64
	2010年	4,605	3,913	605	87
増加数	2010年・2005年	371	237	111	23
増減率	2010/2005	8.8	6.4	22.5	35.9
構成割合	2005年	1.5	1.3	0.2	0.0
	2010年	1.9	1.6	0.2	0.0

2 大規模層等担い手への樹園地集積の動向—大規模層への園地集積が進行—

- ・果樹栽培面積について、大規模層への集積の状況を試算してみると、1ha 以上で果樹栽培面積は、2005 年 53.4%であったが、2010 年になると 55.9%と 2.5ポイント集積が進んでいる。
- ・さらに、2ha 以上では、2005 年 24.5%から 2010 年 26.9%へ、5ha 以上では、2005 年 2.4%から 2010 年 3.3%へと徐々にではあるが大規模層への園地集積が進んでいる。

表 5-2 果樹栽培面積のシェア

単位: %

		1.0 ha以上	1.5 ha以上	2.0 ha以上	3.0 ha以上	5.0 ha以上	10.0 ha以上
シェア	2005年	53.4	36.2	24.5	10.3	2.4	0.4
	2010年	55.9	38.8	26.9	12.3	3.3	0.6

・果樹栽培面積について、借入面積割合をみると、2000年 5.8%、2005年 7.6%、2010年 8.8%と着実に増加しており、特に上層規模では10%を超えている。

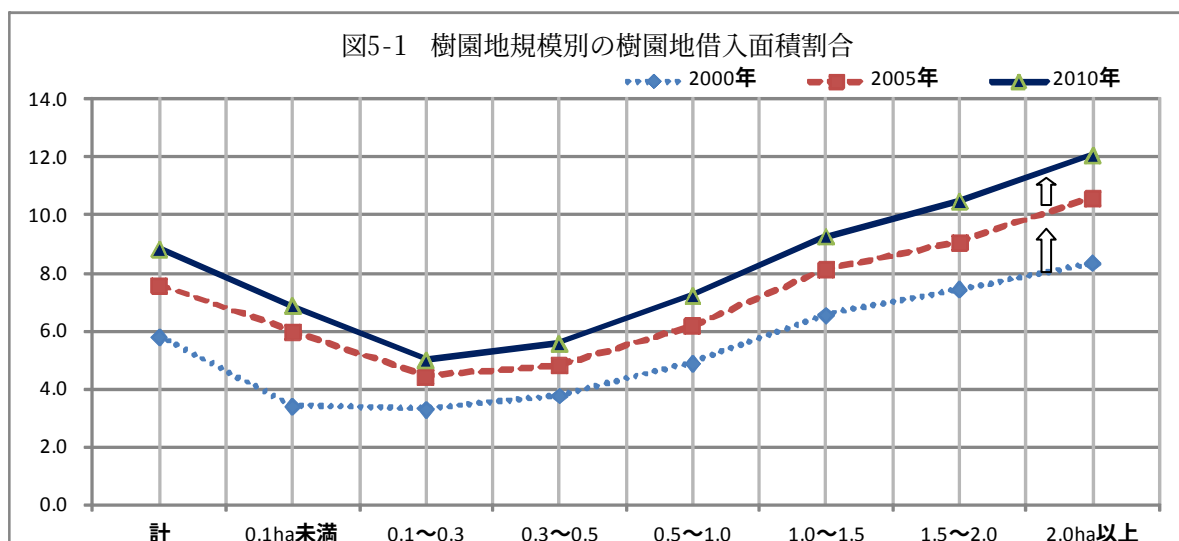


表5-3 果樹農家の樹園地面積、借入有農家数、借入面積の推移(全国)

単位：戸、ha、%

区分		果樹農家の樹園地面積			樹園地借入あり農家数			樹園地借入面積			樹園地借入面積割合		
		2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年
実数	計	210,415	175,646	162,094	40,972	39,470	39,562	12,166	13,263	14,302	5.8	7.6	8.8
	0.1ha未満	4,578	2,443	1,837	1,713	1,038	898	155	146	126	3.4	6.0	6.9
	0.1～0.3	23,289	15,387	13,451	5,835	4,945	4,697	764	678	671	3.3	4.4	5.0
	0.3～0.5	27,667	21,352	18,693	6,299	5,792	5,705	1,038	1,025	1,037	3.8	4.8	5.5
	0.5～1.0	53,108	44,122	38,956	11,223	11,103	11,027	2,584	2,724	2,808	4.9	6.2	7.2
	1.0～1.5	35,548	30,472	27,865	6,780	6,885	6,832	2,324	2,469	2,577	6.5	8.1	9.2
	1.5～2.0	23,566	20,964	19,660	3,994	4,060	4,241	1,749	1,896	2,061	7.4	9.0	10.5
構成割合	2.0ha以上	42,659	40,907	41,631	5,128	5,647	6,162	3,553	4,324	5,021	8.3	10.6	12.1
	計	210,415	175,646	162,094	40,972	39,470	39,562	12,166	13,263	14,302			
	0.1ha未満	2.6	1.5	4.5	4.3	2.6	2.3	1.2	1.0	0.9			
	0.1～0.3	11.1	8.8	8.3	14.2	12.5	11.9	6.3	5.1	4.7			
	0.3～0.5	13.1	12.2	11.5	15.4	14.7	14.4	8.5	7.7	7.3			
	0.5～1.0	25.2	25.1	24.0	27.4	28.1	27.9	21.2	20.5	19.6			
	1.0～1.5	16.9	17.3	17.2	16.5	17.4	17.3	19.1	18.6	18.0			
	1.5～2.0	11.2	11.9	12.1	9.7	10.3	10.7	14.4	14.3	14.4			

《樹園地面積規模別の樹園地借地率の推移》

ちなみに主要果樹県について、樹園地規模別の借地率をみると、山梨、長野、静岡は平均で10%を超えており、規模が大きくなるほど借地率は高くなっている。

特に、借地率の高い県はいわゆる落葉果樹地帯の山梨、次いで長野で、この2県は1.5～2.0ha層で借地率はすでに20%を超えている。

一方、従来から規模拡大に際し、樹園地の借入より売買が多いとされているりんご地帯の東北、特に青森をみると、樹園地借地率は県平均で5.2%と低く、10年前(2000年、3.9%)に比べても借地の伸び率は低いことが確認できる。

また、柑橘地帯は、両者の中間に位置し、各県平均で10%弱となっている。

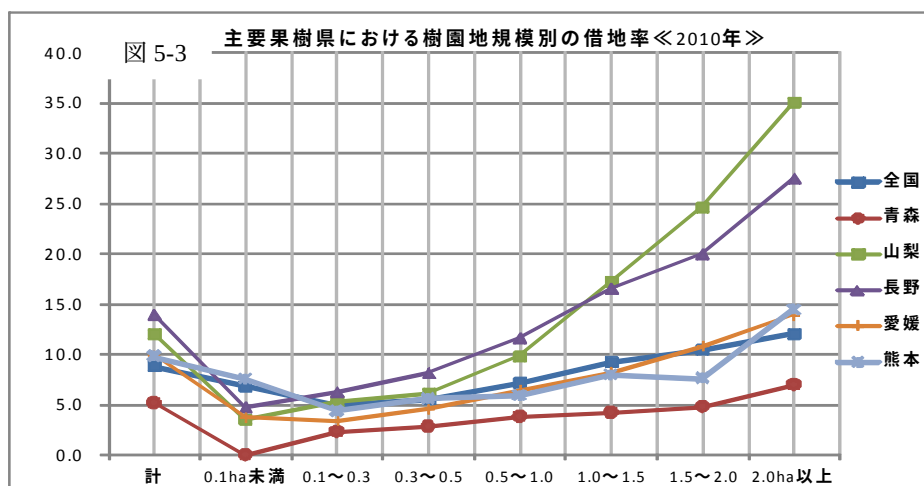


表 5-4 主要果樹県における樹園地規模別の借地率

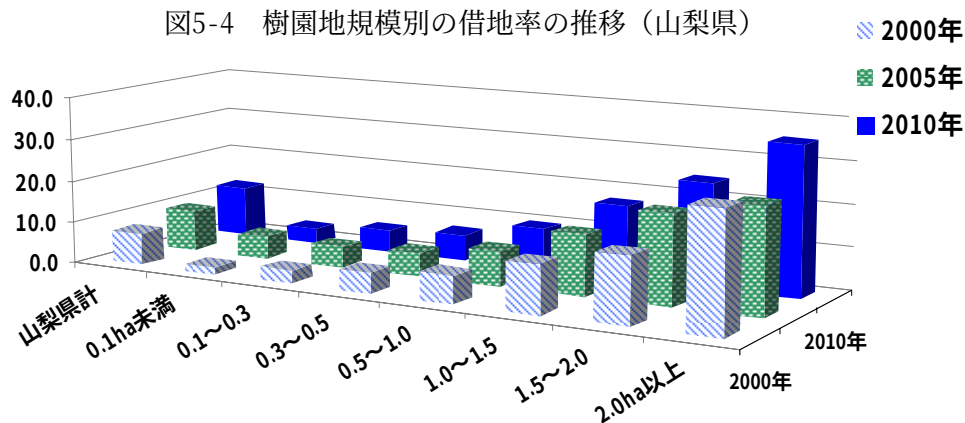
区分	全 国	青 森	山 梨	長 野	愛 媛	熊 本
計	8.8	5.2	12.1	13.9	9.9	9.8
0.1ha未満	6.9	0.0	3.6	4.8	3.8	7.5
0.1～0.3	5.0	2.3	5.3	6.3	3.4	4.3
0.3～0.5	5.5	2.8	6.2	8.1	4.6	5.6
0.5～1.0	7.2	3.8	9.8	11.6	6.4	5.9
1.0～1.5	9.2	4.2	17.2	16.5	8.2	8.0
1.5～2.0	10.5	4.8	24.6	20.0	10.8	7.6
2.0ha以上	12.1	7.0	35.1	27.5	13.9	14.4

次に、樹園地の借地率が最も高い山梨について、年次別、規模別に分析してみると、各規模階層とも借地率は高まっているが、2010年に至って「2.0ha以上」層は35.1%と、樹園地の1/3以上が借地となっていることが分かる（特に三次元グラフでみると立体的に把握できる）。

表 5-5 樹園地規模別の借地率の推移（山梨県）

	2000年	2005年	2010年
計	7.6	9.7	12.1
0.1ha未満	1.6	5.3	3.6
0.1～0.3	3.2	4.9	5.3
0.3～0.5	5.0	5.6	6.2
0.5～1.0	6.6	8.3	9.8
1.0～1.5	11.3	14.2	17.2
1.5～2.0	15.5	20.9	24.6
2.0ha以上	27.8	24.7	35.1

図5-4 樹園地規模別の借地率の推移（山梨県）



3 耕作放棄樹園地のある果樹栽培農家数及び耕作放棄樹園地面積

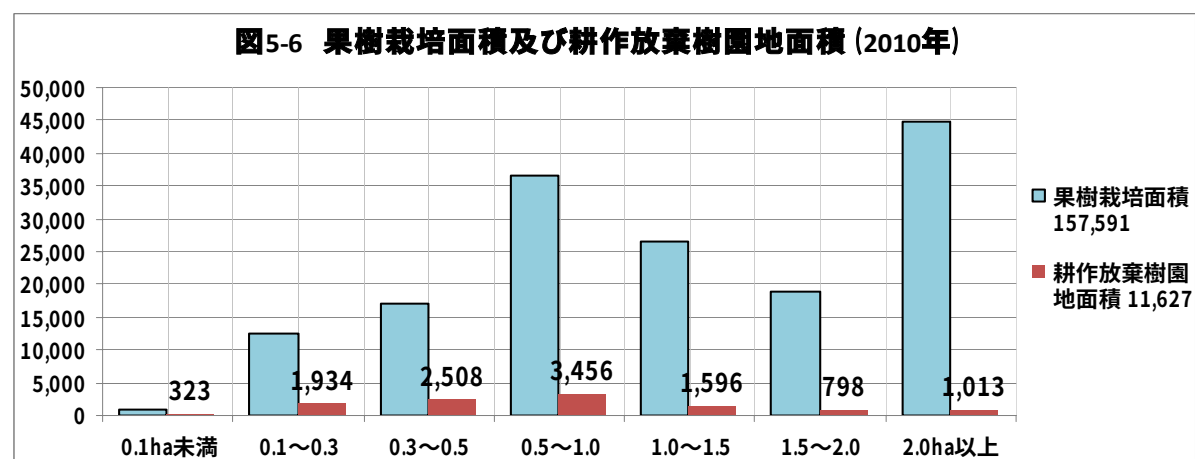
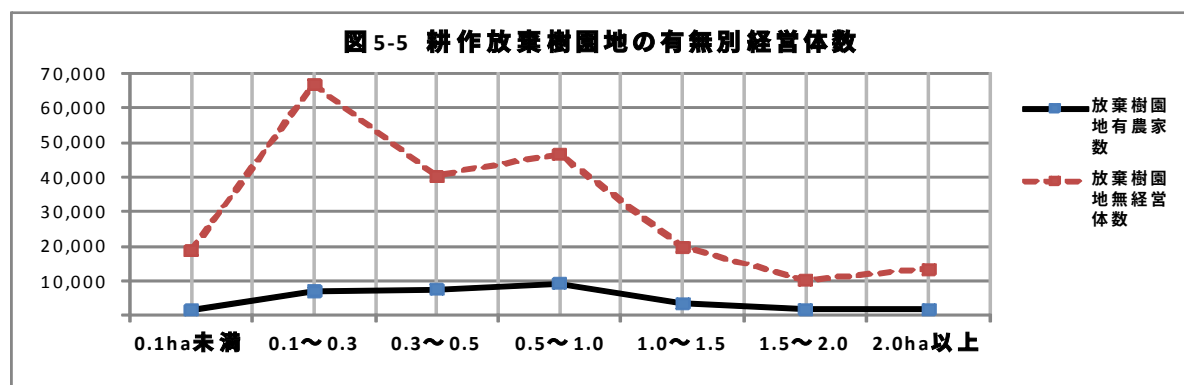
・耕作放棄地について全体の状況をみると、2010年センサスにおいては 39.6万ha となっている。これの内訳をみると、販売農家 18.2万ha (46%)、自給的農家 9.0万ha (23%)、土地持非農家 12.4万ha (31%) となっている。

・耕作放棄地（耕作放棄樹園地）の状況を果樹栽培農家（上記の販売農家の内訳）についてみると、「耕作放棄樹園地のある農家」は 32,461戸（果樹栽培農家に占める農家数割合：13.1%）、耕作放棄樹園地面積で 11,627ha（同 6.9%）となっている。ちなみにこの面積は販売農家（18.2万ha）の 6.4%を占めている。

・これを1経営体当たりでみると、耕作放棄樹園地面積は平均 4.7a、耕作放棄樹園地有農家の平均では 35.8a となっている。また、規模別にみると、0.5～1.0ha 層が最も多く農家数で 9,220戸、面積で 3,456ha となっている。

表 5-6 耕作放棄樹園地のある経営体数・耕作放棄樹園地面積

区分	果樹経営体		耕作放棄地のある経営体		割合		1経営体当たり		
	果樹栽培経営体数	果樹栽培面積	経営体数	耕作放棄樹園地面積	耕作放棄地有経営体数割合	耕作放棄樹園地面積割合	果樹栽培面積(a)	耕作放棄樹園地面積(a)	放棄樹園地有農家の放棄樹園地面積(a)
	a	b	c	d	e=c/a	f=d/(b+d)	a	h=d/a	i=d/c
	経営体	ha	経営体	ha	%	%	a	a	a
計	247,869	157,591	32,461	11,627	13.1	6.9	63.6	4.7	35.8
0.1ha未満	20,144	974	1,497	323	7.4	24.9	4.8	1.6	21.6
0.1～0.3	73,717	12,550	7,063	1,934	9.6	13.4	17.0	2.6	27.4
0.3～0.5	47,910	17,144	7,671	2,508	16.0	12.8	35.8	5.2	32.7
0.5～1.0	55,784	36,549	9,220	3,456	16.5	8.6	65.5	6.2	37.5
1.0～1.5	23,406	26,417	3,532	1,596	15.1	5.7	112.9	6.8	45.2
1.5～2.0	11,789	19,009	1,714	798	14.5	4.0	161.2	6.8	46.5
2.0ha以上	15,119	44,948	1,764	1,013	11.7	2.2	297.3	6.7	57.4



VI 果樹栽培農家の動態分析（2005 年⇒2010 年）

（作成方法）

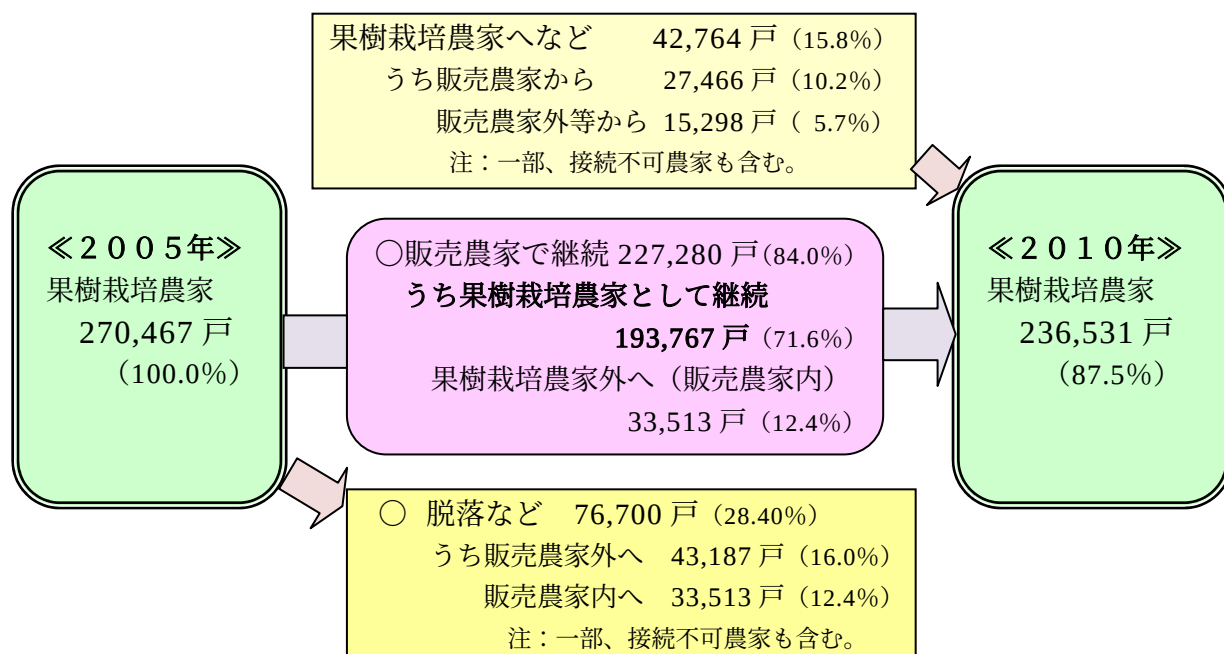
- ・センサスの動態分析は、2005 年及び 2010 年の同一農家（個人でなく、世帯として）のセンサス調査票をもとに、パネルデータを作成し、同一農家が、2005 年は何に分類され、2010 年にはどのような分類をされたのかを整理し、組替集計したものである。
- ・ケースは3つ考えられ、一つは、農家として継続するケース、二つ目は、廃業等農家から退出するケース、三つ目は、新規就農等参入などのケースである。実際にはもっと複雑であるが。

（利用上の留意事項）

- ・一部に、両年の指標が一致せず、または、どちらかの年に存在しないなど、接続不可のケースもあるので、出入りの把握の際は留意が必要。
- ・果樹栽培農家とは、販売農家（定義は利用上の注意参照）のうち、販売を目的に果樹を栽培している農家をいう。

1. 果樹（露地）栽培規模別農家数の5年間の動き

図 6-1 果樹（露地）の栽培面積規模別栽培農家数の異動表
（販売農家：2005 年⇒2010 年）



資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計

《解説》

- (1) 2005 年の果樹栽培農家 270,467 戸のうち、5 年後の 2010 年も果樹栽培農家であったのは 193,767 戸（継続率 71.6）、残りの 76,700 戸 (28.4%) は果樹栽培農家から外れた。
- (2) 一方、新たに果樹栽培農家になった農家は 42,764 戸で、大部分は 30a 未満の零細規模の農家である。これらの農家は、新たに果樹栽培を始めたというよりも、「販売農家」の定義や「販売目的の果樹栽培か」など定義のボーダーラインの農家が年によって変動するため、カウントされる面もある。

(参考)前記の異動図の基になった集計表は次のとおり。

表 6-1 販売目的で栽培した果樹（露地）の栽培面積規模別相関表（全国）															
単位：戸															
区 分			継続販売農家（2010年）								2010年が販売農家以外又は継続不可				2005年販売農家数
			果樹栽培面積規模別								離脱計	うち、自給的農家	うち、土地持ち非農家	うち、継続不可	
			果樹栽培なし↓	0.1ha未満	0.1～0.3	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0ha以上					
継続販売農家（2005年）	果樹栽培面積規模別	果樹栽培なし	（参入⇒）	9,284	12,200	3,390	1,958	397	96	141	27,466				
		0.1ha未満	12,073	5,882	3,316	390	180	23	3	7	21,874	5,701	2,917	1,780	1,004
		0.1～0.3	13,714	3,156	33,376	6,944	1,525	202	36	54	59,007	16,148	8,534	4,417	3,197
		0.3～0.5	4,356	406	8,134	25,073	6,419	417	67	63	44,935	9,834	3,838	3,355	2,641
		0.5～1.0	2,498	175	2,343	8,218	36,637	4,312	505	185	54,873	7,441	1,773	2,582	3,086
		1.0～1.5	544	24	258	601	4,704	13,390	2,423	562	22,506	2,080	259	647	1,174
		1.5～2.0	161	9	68	102	613	2,267	6,108	1,742	11,070	844	74	208	562
		2.0ha以上	167	10	44	50	232	588	1,425	10,499	13,015	1,139	52	179	908
	計	33,513	18,946	59,739	44,768	52,268	21,596	10,663	13,253		43,187	17,447	13,168	12,577	270,467
2005年が販売農家以外又は継続不可				1,416	5,119	3,296	2,992	1,075	576	824	15,298				
2010年販売農家数				20,362	64,858	48,064	55,260	22,671	11,239	14,077	236,531				

資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計

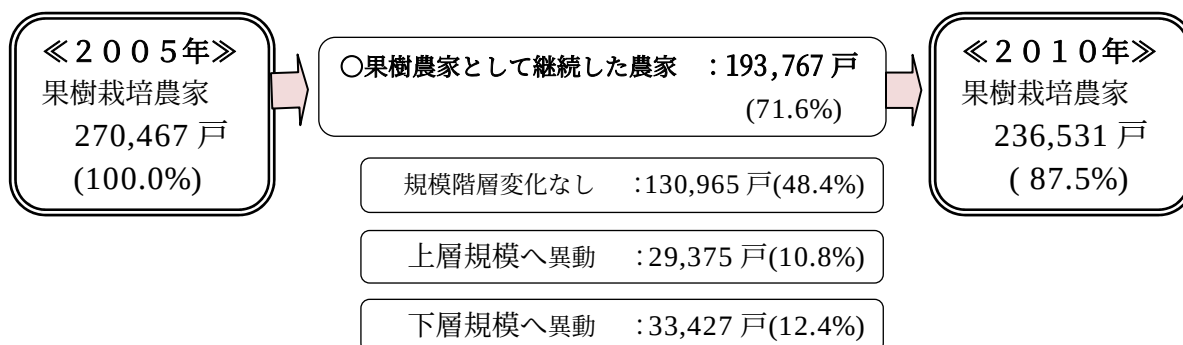
(3) 次に、前記の果樹栽培農家として継続した農家 193,767 戸（71.6%）についてみると、

- 1) 同一規模階層に留まった農家（黄色部分）・・・ 130,965 戸（48.4%）
- 2) 上層規模へ異動した農家（黄緑色部分）・・・ 29,375 戸（10.8%）
- 3) 下層規模へ異動した農家（桃色部分）・・・ 33,427 戸（12.4%）

となった。

このように階層異動した農家の中には、例えば、50a 未満層から 2ha 以上層へ 124 戸、1ha 未満層でみると 309 戸が 2ha 以上層へ異動するなど、大きく階層異動した農家も少なくないことが分かる。

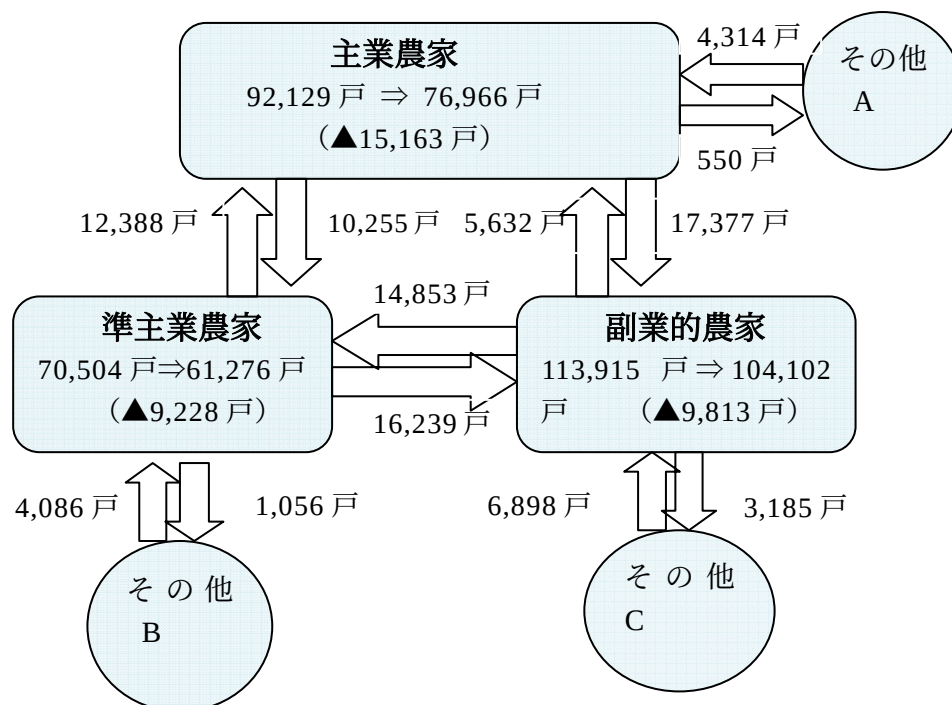
図 6-2 果樹（露地）の栽培面積規模別農家数の異動表（果樹栽培農家として継続した農家）
（2005 年⇒2010 年）



資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計

2 果樹（露地）栽培農家の主副業別農家数の5年間の動き

図 6-3 主副業別販売農家数の類型異動（果樹栽培農家数）
（2005 年⇒2010 年）



資料：農林水産省「農林業センサス」組替集計

注：その他は、自給的農家や土地持ち非農家と思われる。

《解説》

主副業農家分類の定義を念頭にみると、変動を通じ社会的な背景・動きがよく見えてくる。

すなわち、主な動きをみると、

主業農家から異動したのは、**副業的農家**へ17,377戸で、これは例えば高齢化の進展に伴い、「65歳未満の農業従事60日以上」の者がいなくなって、副業的農家にカウントされたものなどと思われる。また、**準主業農家**へ10,255戸で、これは、農業所得と農外所得の大小関係が逆転し、農外所得が農業所得より大きくなったことによるものなどと思われる。

準主業農家から異動したのは、主業農家へ12,388戸で、これは農業所得と農外所得の大小関係が逆転し、農業所得が農外所得を上回ったことによるものなどと思われる。また、副業的農家へ16,239戸で、これは、これは高齢化の進展に伴い、「65歳未満の農業従事60日以上」の者がいなくなって、副業的農家にカウントされたものなどと思われる。

副業的農家から主業農家、準主業農家への異動は、例えば、「65歳未満の農業従事60日以上」の者が、定年帰農等で戻ってきた場合、主業農家又は準主業農家にカウントされたものなどと思われる。この場合、農業所得が多ければ主業農家（5,632戸）、農外所得が多ければ準主業農家（14,853）へカウントされたものなどと思われる。

VII 果樹主産県の概況 ー多くの県で規模拡大が進むー

1. 果樹主産県の主要品目栽培農家数の動向

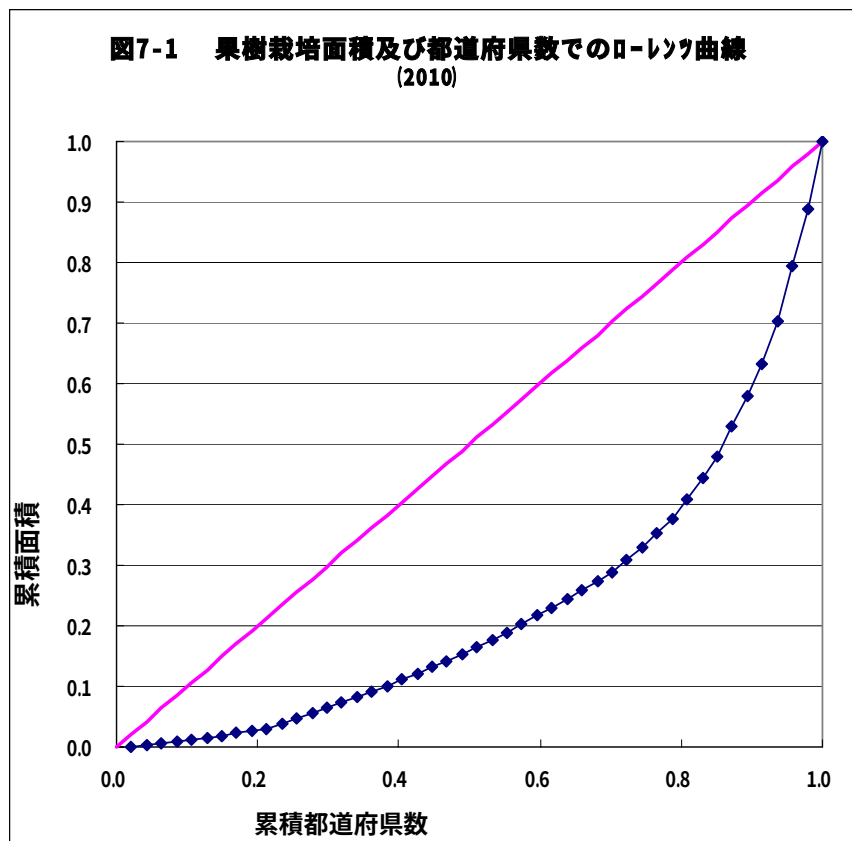
(1) 果樹栽培農家数（上位 10 県）

・販売目的で栽培した果樹栽培農家数の上位 10 県をみると、最も多い県は長野県、次いで青森県、和歌山県、愛媛県、山形県などとなっており、この 10 年間で愛媛（△32.2%）、山形（△29.4%）、福岡（△27.6%）などの減少率が比較的大きかった。

順位	区分	果樹計			りんご	ぶどう	日本なし	もも	温州みかん	その他のかんきつ類	かき	くり	うめ
		2000年	2010年	2010/2000	2010年	2010年	2010年	2010年	2010年	2010年	2010年	2010年	2010年
	全 国	330,397	242,344	△ 26.7	44,887	35,628	22,185	27,760	57,254	43,319	39,641	21,751	25,506
1	長 野	28,400	21,249	△ 25.2	13,697	5,465	2,391	4,232	3	12	3,197	551	1,566
2	青 森	20,614	16,133	△ 21.7	15,273	677	339	540	0	5	132	115	893
3	和 歌 山	19,042	15,809	△ 17.0	23	349	127	1,550	8,828	5,199	3,858	139	6,197
4	愛 媛	22,548	15,280	△ 32.2	22	327	241	331	9,044	9,543	1,385	2,080	554
5	山 形	19,628	13,867	△ 29.4	4,824	2,755	387	2,442	0	2	2,037	86	393
6	山 梨	16,401	12,750	△ 22.3	277	7,884	160	6,988	2	28	1,950	70	846
7	熊 本	13,575	10,061	△ 25.9	25	449	704	272	3,641	3,316	1,251	3,134	396
8	静 岡	12,019	8,734	△ 27.3	17	144	403	124	6,724	2,198	1,183	335	569
9	福 島	10,367	7,781	△ 24.9	2,579	611	1,473	3,820	5	45	2,543	106	660
10	福 岡	9,130	6,611	△ 27.6	40	1,543	542	348	1,715	856	1,874	360	558

果樹栽培面積について、最も少ない都道府県から順次累積し、いわゆるローレンツ曲線を引いてグラフ化してみると、僅かずつではあるが、主産県に集中が進んでいることが分かる。

（ジニー係数：2000 年都府県：0.53 ⇒ 2010 年：0.535 ※やや集中が進んだ。）



(2) 果樹栽培面積（上位 10 県）

・販売目的で栽培した果樹栽培面積の上位 10 県をみると、2010 年で最も多い県は青森県、次いで和歌山県、愛媛県、長野県、熊本県などとなっており、この 10 年間で上位 10 県での変動をみると、2000 年に 2 位だった愛媛県が 2010 年は 3 位へ（和歌山が 2 位へ）、6 位だった山梨県が 2010 年は 7 位へ（山形県が 6 位へ）入れ替わっている。

また、上位 10 県の面積累計シェアをみると、2000 年は 60.78%だったのが、2010 年は 62.26%となり、上位 10 県の面積シェアが 1.48 ポイント高まっている。

表 7-2 販売目的で栽培した果樹の栽培面積順位と累積シェア（農業センサス）

順位	2000年				2005年				2010年			
	都道府県	栽培面積 (ha)	シェア	累積 シェア	都道府県	栽培面積 (ha)	シェア	累積 シェア	都道府県	栽培面積 (ha)	シェア	累積 シェア
	全 国	187,821	100.00	100.00	全 国	169,287	100.00	100.00	全 国	156,874	100.00	100.00
1 位	青 森	19,307	10.28	10.28	青 森	17,824	10.53	10.53	青 森	17,308	11.03	11.03
2 位	愛 媛	18,840	10.03	20.31	愛 媛	15,828	9.35	19.88	和 歌 山	15,213	9.70	20.73
3 位	和 歌 山	16,379	8.72	29.03	和 歌 山	15,780	9.32	29.20	愛 媛	13,964	8.90	29.63
4 位	長 野	12,697	6.76	35.79	長 野	11,423	6.75	35.95	長 野	11,008	7.02	36.65
5 位	熊 本	10,250	5.46	41.25	熊 本	9,247	5.46	41.41	熊 本	8,672	5.53	42.18
6 位	山 梨	8,923	4.75	46.00	山 梨	8,227	4.86	46.27	山 形	7,809	4.98	47.15
7 位	山 形	8,890	4.73	50.73	山 形	8,180	4.83	51.10	山 梨	7,658	4.88	52.04
8 位	静 岡	6,661	3.55	54.28	静 岡	6,204	3.66	54.77	静 岡	5,689	3.63	55.66
9 位	福 岡	6,389	3.40	57.68	福 岡	5,786	3.42	58.18	福 岡	5,217	3.33	58.99
10 位	福 島	5,823	3.10	60.78	福 島	5,353	3.16	61.35	福 島	5,128	3.27	62.26

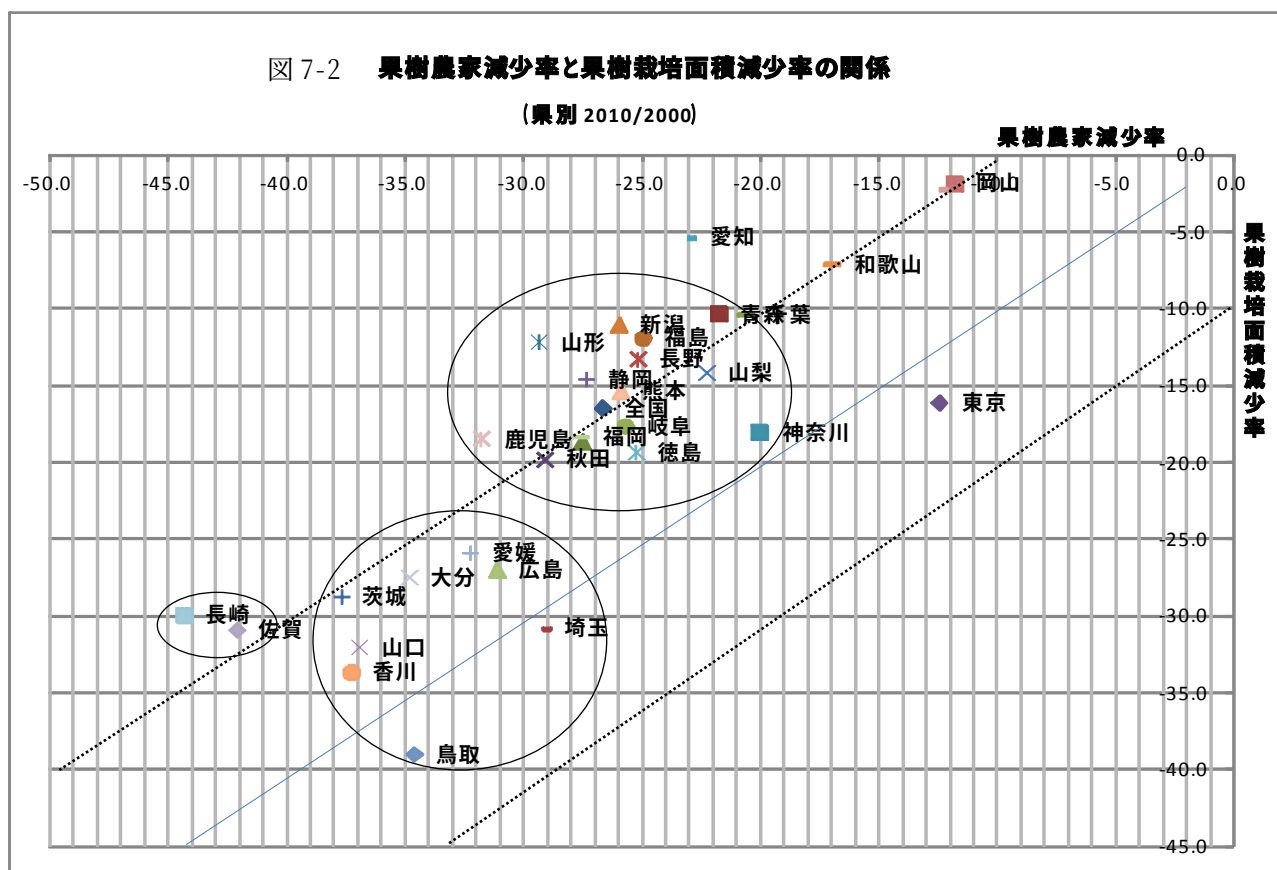
2 果樹栽培農家数及び果樹栽培面積の減少率の相関分析

果樹栽培農家数及び果樹栽培面積についての減少率(2010/2000)の相関をみると、全国では果樹栽培農家数減少率 26.7%に対して、果樹栽培面積減少率 16.5%と農家数減少率を下回った結果、図には無いが、1戸当たり果樹栽培面積は 13.9%増となった。

これを果樹主産県別（果樹栽培農家 3,000 戸以上の 31 県とした。）に農家数減少率及び栽培面積減少率の相関でみると、埼玉、東京、鳥取を除く 28 県で農家数減少率を栽培面積減少率が下回っていることが分かる（図 7-2）。

このように多くの県においては、農家数減少率を栽培面積減少率が下回ったことから、1戸当たり栽培面積は増加し、規模拡大が進んでいることが確認できる。

（斜め線を引いてあるが、この線が農家数減少率、栽培面積減少率ともに同じ場合の線である。斜め線を基準に、上側の県は規模拡大が進んだ県となる）

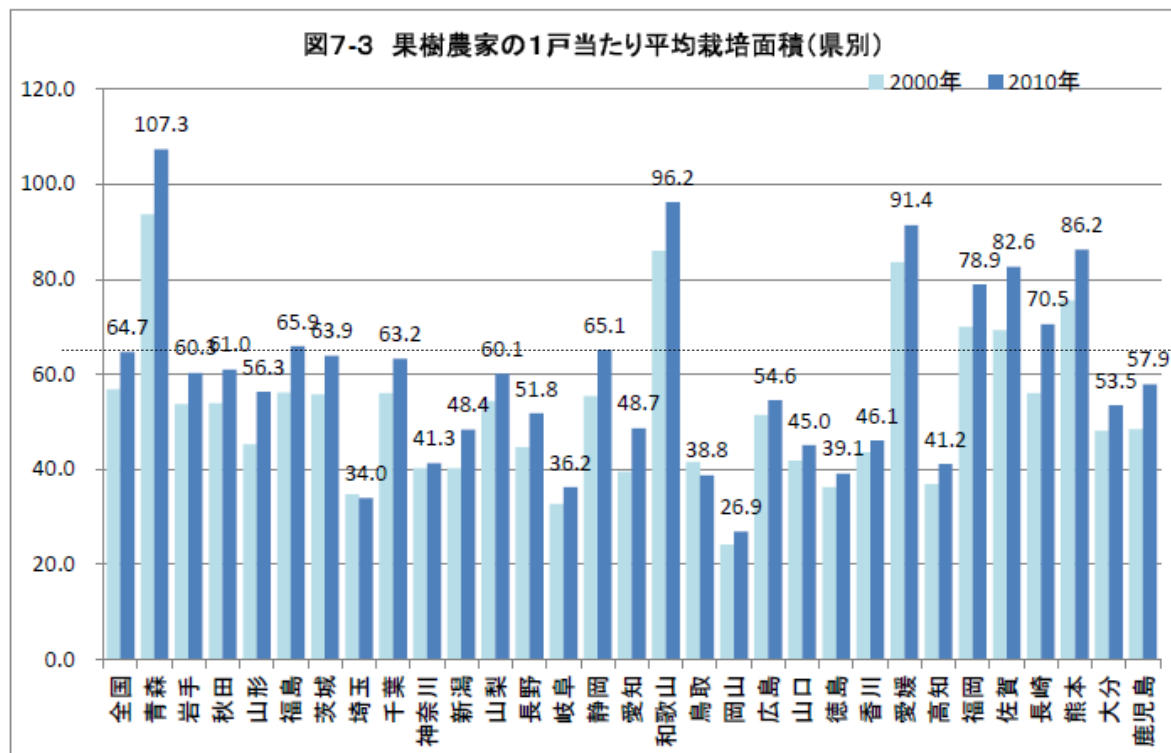


3 果樹栽培農家の1戸当たり果樹栽培面積

・次に、主産県の果樹農家1戸当たり栽培面積をみると下図のとおりで、一番規模の大きい県は青森(107.3a)、次いで和歌山(96.2a)、愛媛(91.4a)などとなっている。

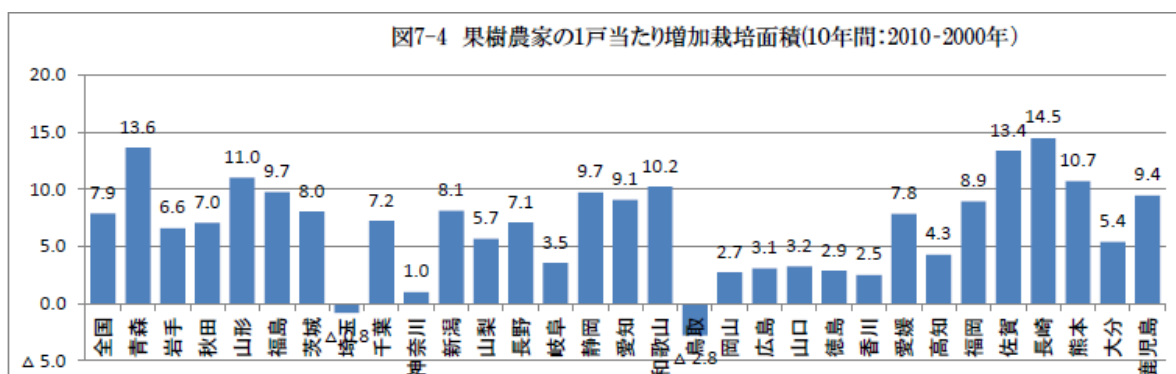
一方、規模の小さいのは、施設果樹等の多い岡山(26.9a)、次いで埼玉(34.0a)、岐阜(36.2a)、高知(41.2a)などとなっている。

注：図の点線は、全国平均値(64.7a)を表している



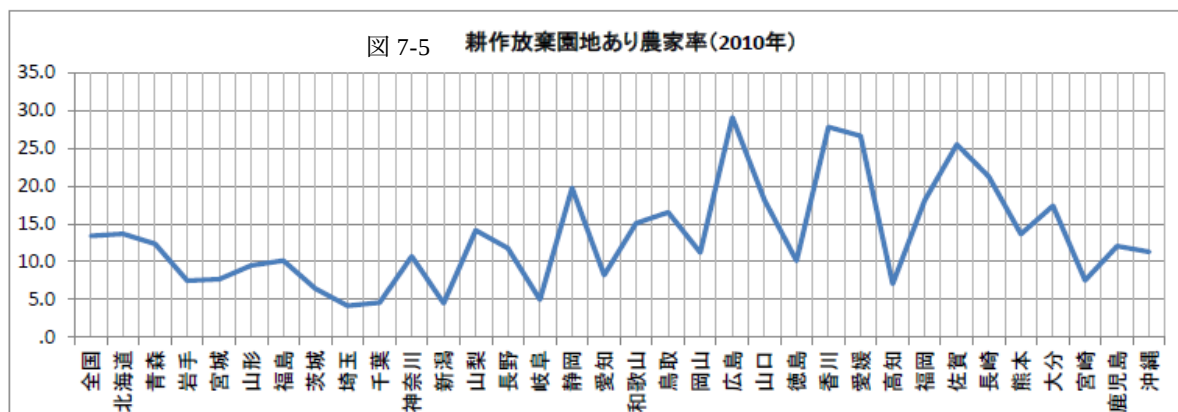
・最近10年間の果樹農家1戸当たり果樹栽培面積の増加面積をみると、最も大きかったのは長崎で14.5a、次いで青森の13.6a、佐賀の13.4aなどとなっている。

総じて東北、九州、東海などで増加面積が大きく、規模拡大が進んでいる。

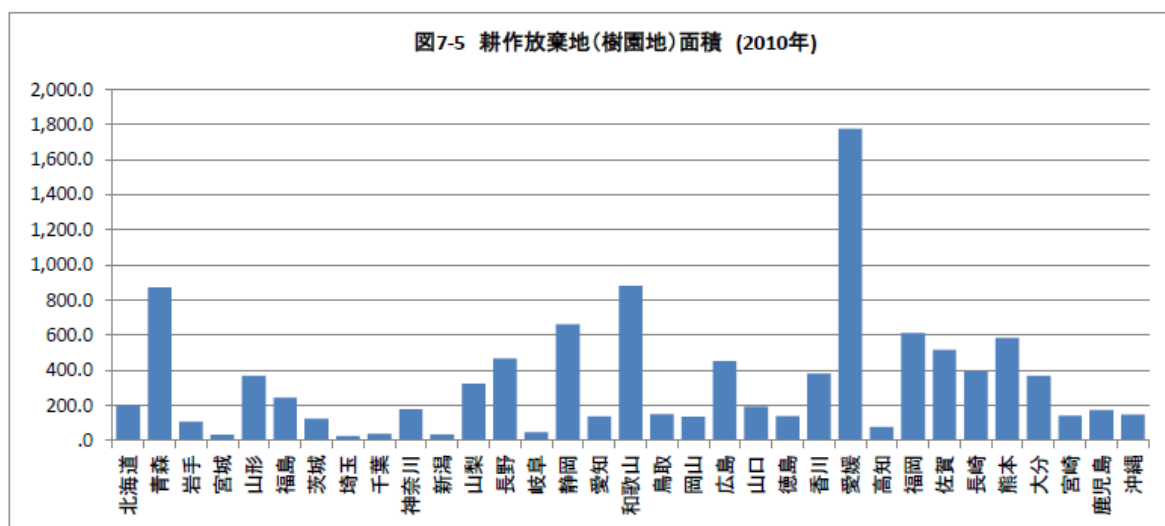


4 果樹栽培農家の耕作放棄地（樹園地）

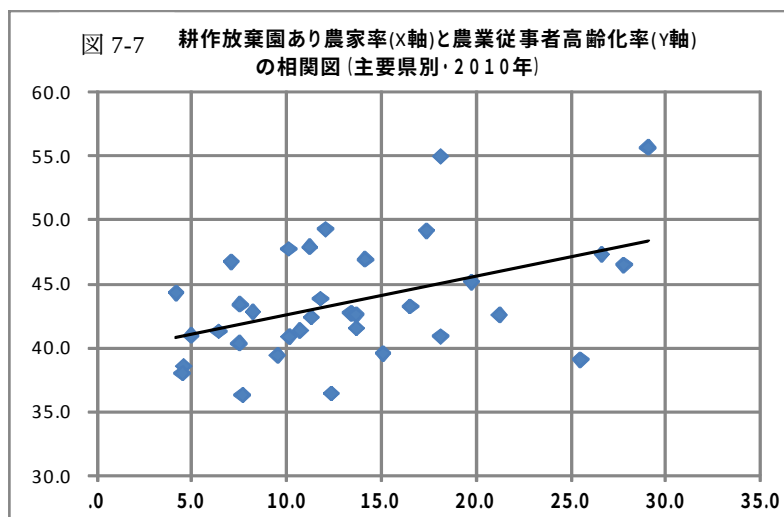
(1) 耕作放棄地（樹園地）あり農家率を県別にみると、東日本の主産県は概ね 10%前後であるのに対して、西日本、なかでも広島、香川、愛媛、さらに佐賀などが 20%を超えている。



(2) 次に、耕作放棄地（樹園地）面積をみると、愛媛県が最も多く 1,776ha、次いで、青森（880 ha）、和歌山（872 ha）などとなっている。



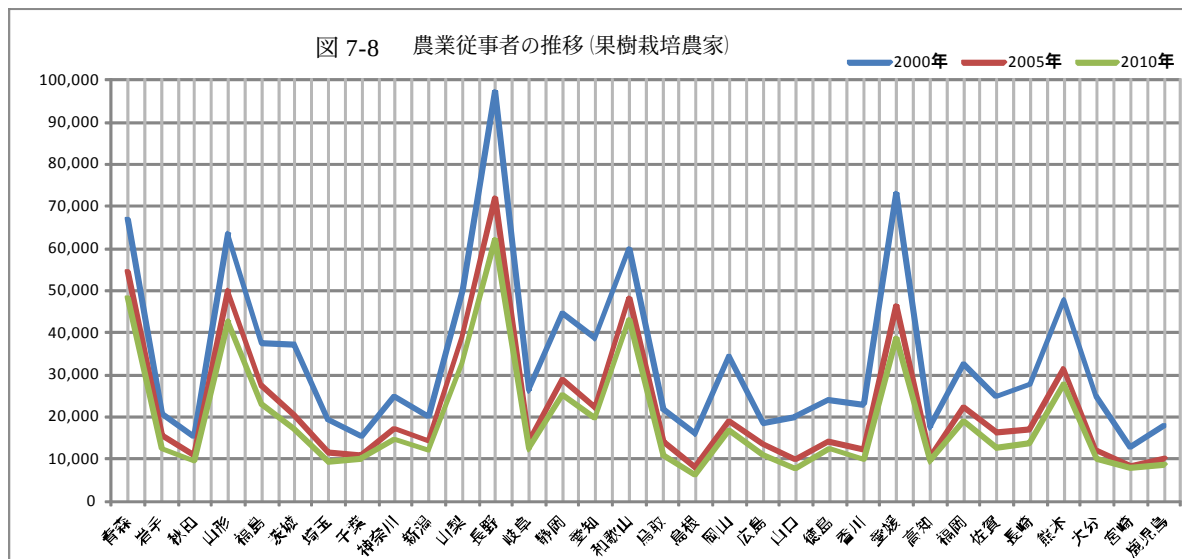
(3) このような耕作放棄地あり農家率と農業従事者の高齢化率の相関をみると、弱いながら相関がみられる、



5 主産県の農業従事者の動向

(1) 農業従事者の推移

・農業従事者数の推移を都道府県別にみると、多くの県で2000年～2005年の間に比較的多く減少している。その後2005年～2010年の間は、減少率が鈍化している。

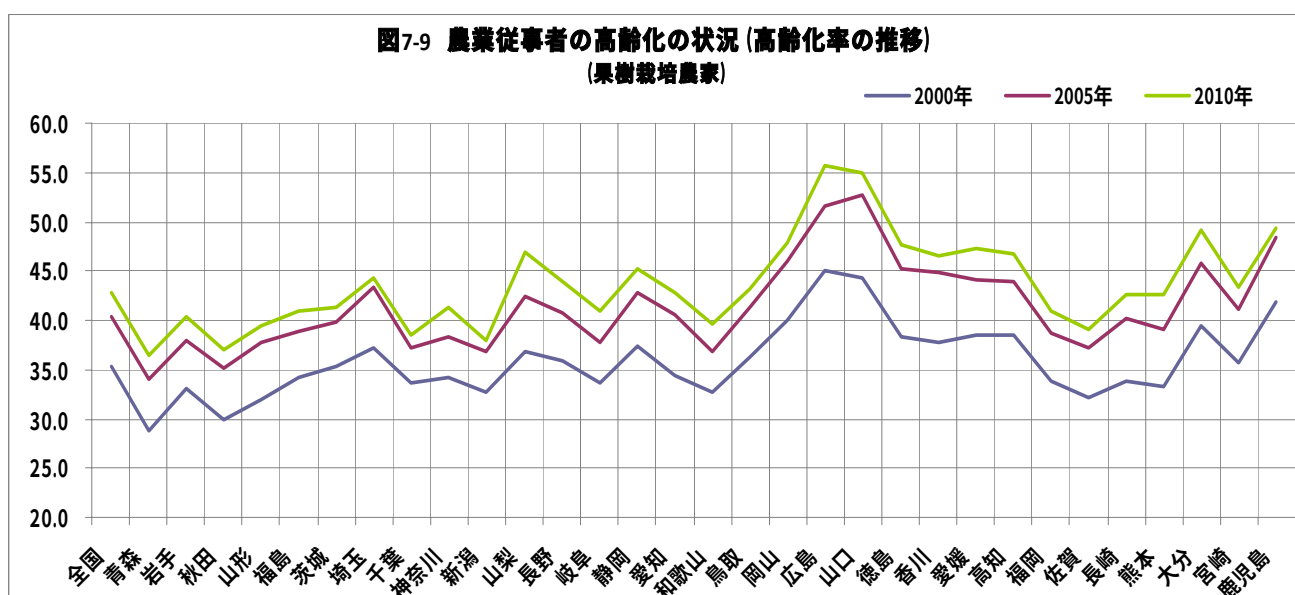


(2) 農業従事者の高齢化状況

・果樹栽培農家の農業従事者の高齢化状況（高齢化率：注）をみると全国で2000年35.4%、2005年40.4%、2010年42.7%となっているが、都道府県別では、最も低い青森県（36.4%）から、最も高い広島県の55.7%まで、20ポイント近い開きがあることが分かる。

また、最近10年間の都道府県別の推移を2000年～2005年、2005年～2010年とに分けてみると、2000年～2005年の方が高齢化が進んでいることが分かる。これは、販売農家全体のセンサス分析でも指摘されているが、農業従事者のかなりの部分を占めていたいわゆる昭和ヒトケタ世代が、2010年においてはリタイアをしたことが主因と推測される。

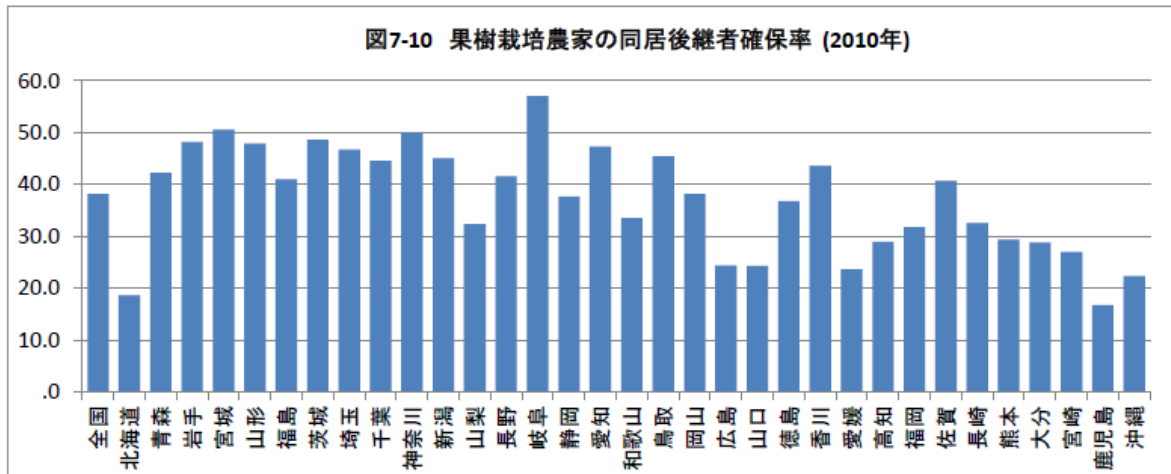
注：高齢化率=農業従事者に占める65歳以上の割合。



6 農業後継者の状況

果樹栽培農家について、都道府県別に同居農業後継者の確保率をみると、最も高い県は、岐阜で57.1%、次いで宮城、神奈川などとなっている。

総じて、東日本は比較的高く、西日本は低い傾向にあり、最も低い鹿児島は16.7%となっている。



第2章

果樹産地の活性化分析

第2章 果樹産地の活性化分析

1. はじめに

果樹の産地において、農林業センサス市区町村別・旧市町村別結果データ等を用いて、生産条件、販売条件、今後の発展性等にかかる指標項目による果樹産地の活力度評価分析を行い、産地の強み、弱みの検討をはじめとする果樹産地の発展条件の検討に活用する際の参考資料として作成した。

2. 農業活力判定の方法・用いる指標データの選定

- ・ 分析は、1. レーダーチャートでの図示、2. 主成分分析の2つの方法を用いて、果樹産地の活力度評価分析の試算などを行った。

- ・ 用いる**指標データの選定**は、活力度評価に有効と思われる農林業センサスなど共通的なデータを用いて行う。なお、データの有効性の判断は、例えば、主成分分析を行い、寄与率の高低、因子負荷量の多少などにより、影響の小さい指標データを除外するなどを繰り返して行った。

また、農家の状況、生産条件、樹園地の状況、労働力、販売力など、果樹産地の活力度に関係する幅広い分野の指標データを採用することが分析に際して有効と思われる（例えば、センサスでは生産サイドに比べ販売関係の指標が少ない）。

なお、各市町村・農協等において作成する際、入手できる指標が限られる場合には下記の事例を参考に、できるだけ活力を表す幅広い分野の指標を用いることが望ましい。

分析手法1 レーダーチャート（作成例の提示）

- ・『レーダーチャート』においては、以下のように旧町村レベルでのE県における3地区（共撰単位）の比較例（静態的視点）を示した（3地区平均＝100）。

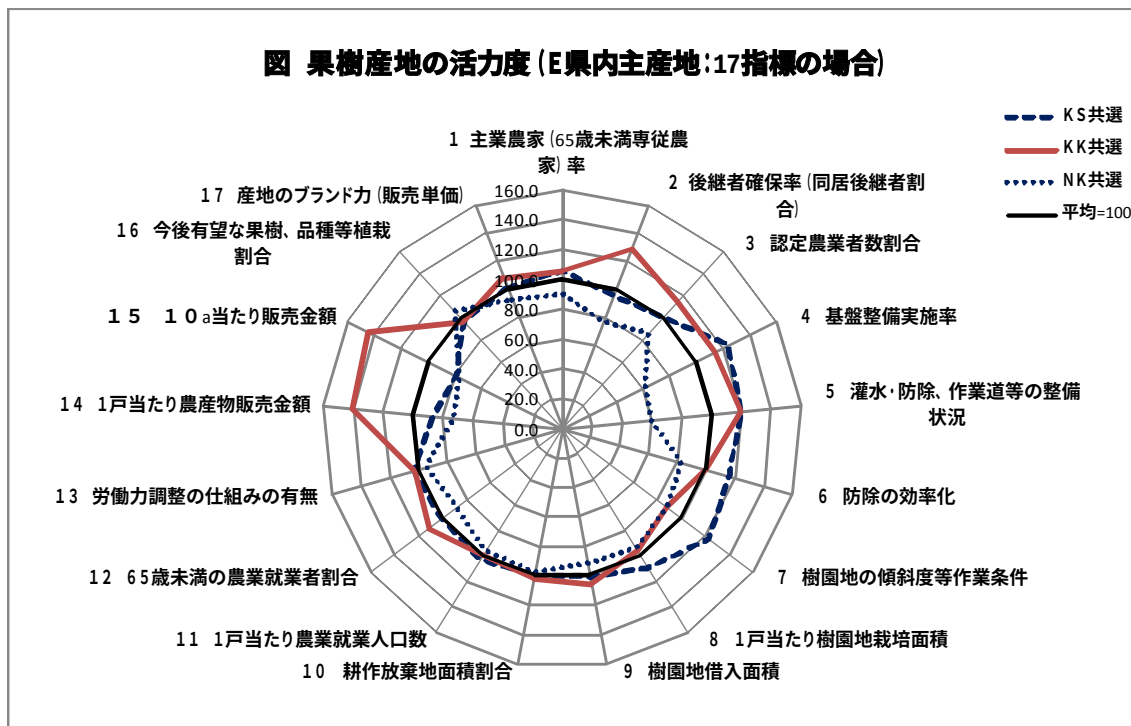
- 1 静態的視点による地域間比較など、相対的な活力度の位置関係を明らかにする分析
 - ・全国あるいは県平均等に対する当該産地の活力比較（県平均等に比べた位置分析）
 - ・市町村での比較（生産条件等類似の産地等で、活力に格差が生じる要因分析など）
- 2 動態的視点で、同一産地、市町村などで、2時点間の変化率での時系列分析。
 - ・例：増減率（2010年／2005年）を用いる分析

例示

レーダーチャートでの活力判定例に用いた指標（17 指標）

- 担い手等栽培農家
 - 1 主業農家（65 歳未満農業専従者有主業農家）率（センサス） … 高いほど活性化
 - 2 後継者確保率（センサス） … 高いほど活性化
 - 3 認定農業者数（業務統計） … 多いほど活性化
- 生産条件等
 - 4 基盤整備実施率（土地利用基盤整備調査など） … 高いほど活性化
 - 5 樹園地の傾斜度等作業条件の良否（1. 良い、2. 並み、3. 悪い）（現地調査） … 良いほど活性化
 - 6 防除の効率化（1. SS（スプレー）、2. SP（多目的スプリンクラー）、3. 人手による防除）（センサス） … SS 等ほど活性化
 - 7 灌水、防除、作業道等の整備状況（1. 完備、2. 一部（半分程度）整備、3. 灌水のみ）（現地調査） … 完備等ほど活性化
- 樹園地等
 - 8 1 戸当たり樹園地栽培面積（センサス） … 大きいほど活性化
 - 9 樹園地借入面積（センサス） … 多いほど活性化
 - 10 耕作放棄地面積（センサス） … 少ないほど活性化
- 経営主・労働力等
 - 11 経営主の平均年齢（センサス） … 若いほど活性化
 - 12 65 歳未満の農業就業者割合（センサス） … 高いほど活性化
 - 13 労働力調整の仕組み（1. 有、2. 検討中、3. 無い）（現地調査） … 有等ほど活性化
- 販売関係
 - 14 1 戸当たり農産物販売金額（センサス） … 多いほど活性化
 - 15 10a 当たり販売金額（センサス加工） … 多いほど活性化
 - 16 今後有望な果樹、品種等の樹園地植栽割合（現地調査） … 高いほど活性化
 - 17 産地のブランド力（共選ごとの販売単価等） … 高いほど活性化

レーダーチャートでの作成例（E県3共選の比較）



（解説）果樹産地の活力度評価分析の例

旧町村レベルでのE県における3地区（共撰単位）の比較例（静態的視点）を『レーダーチャート』で示した（3地区平均=100）。

17指標全てが、大きいほど活力が大きいことを示しているが、これによると、

1. 最も活力が大きいのは『**KK共選**』で、「6. 樹園地の傾斜度等作業条件」等一部の指標を除き平均値を上回っている。
2. 一方、『**KS共選**』は対照的に「16. 今後有望な果樹、品種等植栽割合」が平均を上回っている他、全ての指標が平均値を下回っている。すなわち現状は活力が高くないが、将来の発展可能性を秘めた結果となっている。
3. 『**NK共選**』は、中間的なタイプで、比較的土壌条件に恵まれ、1戸当たり規模も比較的大きいことからそれらの指標で平均を上回っているが、販売関係の指標などで平均を下回っていることが分かる。

表 果樹産地の活力度評価分析指標(17指標)

分 野 等	活 性 化 指 標	E 県 (主産地)			
		K S 共 選	K K 共 選	N K 共 選	平 均
○ 担い手等栽培 農家の状況	1 主業農家（65歳未満専従農家）率	105.7	105.0	89.3	100.0
	2 後継者確保率（同居後継者割合）	94.7	128.8	76.4	100.0
	3 認定農業者数割合	100.0	114.3	85.7	100.0
	平 均	100.1	116.1	83.8	100.0
○ 生産条件等	4 基盤整備実施率	124.1	113.8	62.1	100.0
	5 灌水・防除、作業道等の整備状況	120.0	120.0	60.0	100.0
	6 防除の効率化	116.7	100.0	83.3	100.0
	7 樹園地の傾斜度等作業条件	123.5	88.2	88.2	100.0
	平 均	122.6	107.3	70.1	100.0
○ 樹園地等	8 1戸当たり樹園地栽培面積	109.6	96.5	93.9	100.0
	9 樹園地借入面積	101.5	106.0	92.5	100.0
	10 耕作放棄地面積割合	99.9	101.6	98.5	100.0
	平 均	103.7	101.4	95.0	100.0
○ 労働力等	11 1戸当たり農業就業人口数	103.6	99.9	96.5	100.0
	12 65歳未満の農業就業者割合	100.8	111.2	88.0	100.0
	13 労働力調整の仕組みの有無	102.9	102.9	94.3	100.0
	平 均	102.4	104.6	92.9	100.0
○ 販売力関係	14 1戸当たり農産物販売金額	86.7	141.1	72.2	100.0
	15 10a当たり販売金額	78.5	145.0	76.5	100.0
	16 今後有望な果樹、品種等植栽割合	97.1	97.1	105.9	100.0
	17 産地のブランド力（販売単価）	100.0	107.7	92.3	100.0
	平 均	90.6	122.7	86.7	100.0
総合平均値		103.9	110.4	85.7	100.0

（参考） 果樹産地の活力度評価分析指標(17指標) の配点等の考え方

分 野 等	活 性 化 指 標 (配点等)
○ 担い手等栽培 農家の状況	1 主業農家（65歳未満農業専従者有農家）率
	2 後継者確保率（同居後継者割合）
	3 認定農業者数割合
○ 生産条件等	4 基盤整備実施率
	5 灌水・防除、作業道等の整備状況（1.完備、2.一部（半分程度）整備、3.主に灌水のみ）
	6 防除の効率化（1.S S(スピードスプレー)、2.S P(多目的スプリンクラー)、3.人手による防除）
	7 樹園地の傾斜度等作業条件（1.良い、2.並み、3.悪い）
○ 樹園地等	8 1戸当たり樹園地栽培面積
	9 樹園地借入面積
	10 耕作放棄地面積割合（耕作放棄地率＝KS共選102.1%,KK共選100.4%,NK共選103.6%）の逆数を用いた、
○ 労働力等	11 1戸当たり農業就業人口数
	12 65歳未満の農業就業者割合
	13 労働力調整の仕組みの有無（1.無い、2.計画、3.完備）
○ 販売関係	14 1戸当たり農産物販売金額
	15 10a当たり販売金額
	16 今後有望な果樹、品種等の樹園地植栽割合
	17 産地のブランド力（販売単価）

分析手法2 主成分分析

1. 分析の概要

地域の農業、果樹主産地の農業構造の特徴・活力度などを捉えようとする場合、一般的には、前記のレーダーチャートなどを用いて担い手や土地など、特定の指標に着目して分析を進めるわけだが、「この地域は、全体的に見てどういう地域なのだろう」という、全体を大掴みする評価はできない。

そこで、主成分分析により多数の変数を2または3程度の少数の変数に要約することによって、地域特徴を全体的に捉え、類似した地域に分類することができる。

そして、この分類ごとに課題を捉え、対応を考えることが可能になる。

「地域」は市区町村、旧市区町村、集落などいろいろな大きさがありますが、ここでは、一定程度の指標が得られ、農家数も一定程度得られる旧市区町村のデータで分析を行うことにした。

具体的には、① 2010年農林業センサスデータを用いて、「農業活力水準」を、② 2010年と2005年センサスデータを用いて、「農業の活力維持、向上度」を、それぞれ求め、それをマトリックスの表に分類して整理した。

「農業活力水準」は、現在の活力の状況である。そして、「農業の活力維持、向上度」は、今後の発展可能性をみようとするものである。最終的な利用に当たっては、マトリックス表において、これらを念頭に、果樹産地の活力度、将来性をよむ必要がある。

(1) 対象とする主産地の選定・計算・整理

・全国の旧市町村のうち、経営耕地面積に占める果樹園の面積割合が50%以上の旧市町村を選定し、生産条件、今後の発展条件等にかかる指標項目を用いて、

1) マトリックス表への整理

- ① 静態的な観点からの主成分分析（2010年センサス値での地域間比較）
- ② 動態的な観点からの主成分分析（2010年/2005年の変動率）を行い、双方の分析結果を偏差値で6段階に分類し、「マトリックスの表」（① 静態値を表頭に、② 動態値を表側に）に整理した。

2) 地図情報への整理

6段階の分類を、① 静態値、② 動態値別に旧市区町村地図に表示した。地図に整理することで、視覚的に地域の活力の状況を把握できる。

- ・具体的には、
2010 年農林業センサスデータを用い、市区町村内の「果樹栽培面積÷経営耕地面積」が 50%以上の新旧市区町村を抽出した。
- ・上記新旧市区町村について 2005 年センサス新旧市区町村と接続し、合併等に伴い新旧市区町村コードの異なる地域等については分析対象から除外した。
(手作業による接続は行わなかった)
- ・このうち、旧市区町村及び新市区町村と旧市区町村が同じ 380 地域(※1)を対象として主成分分析をおこなった。
(※1) 昭和25年2月1日以降合併の無かった市区町村・・・北海道余市町 等)

(2) 指標の選択

分析対象項目は下記9項目。

注：なお、データの秘匿数値についてはゼロに置き換えて算出した。

○ 静態的な観点からの主成分分析(2010年センサス値での地域間比較)の場合

下記の9指標

- ① 販売目的で果樹類を栽培した農家割合
- ② 65歳未満の農業専従者がいる主業農家割合
- ③ 男の専従者が2人以上いる農家割合
- ④ 農家世帯員のうち基幹的農業従事者の割合
- ⑤ 1経営体当たり雇用労働力延べ人日
- ⑥ 基幹的農業従事者の平均年齢
- ⑦ 経営耕地の樹園地のうち、借入樹園地の割合
- ⑧ 販売目的で果樹類を栽培した農家1戸当たり栽培面積(露地)
- ⑨ 農産物販売金額500万円以上農家割合

○ 動態的な観点からの主成分分析(2010年/2005年の変動率)の場合

下記の5指標

- ②65歳未満の農業専従者がいる主業農家割合
- ③ 男の専従者が2人以上いる農家割合
- ⑥ 基幹的農業従事者の平均年齢
- ⑧ 販売目的で果樹類を栽培した農家1戸当たり栽培面積(露地)
- ⑨ 農産物販売金額500万円以上農家割合

(3) 主成分分析結果の見方

- ・主成分分析とは、複数変数のデータのばらつき傾向から、少数の合成された新たな変数(主成分)を求める手法(多変量解析の一手法)である。

- ・主成分分析では、固有値という指標が同時に求められるが、これは主成分の重要度を示し、第1主成分が最も高く、第2、第3と段々小さくなる。
- ・地域ごとの複数の指標を利用して、少数の指標より合成された主成分で地域の類型化を行うための代表的な手法の一つである。

(4) 主成分分析で得られる主な指標

- ・固有値

主成分分析を行うと、各主成分に対応した固有値が求まる。この固有値は主成分の分散に対応しており、その主成分がどの程度元のデータの情報を保持しているかを表す。

- ・寄与率

ある主成分の固有値が表す情報が、データのすべての情報の中で、どのくらいの割合を占めるかを表す。

- ・累積寄与率

各主成分の寄与率の大きさを順に足し上げていったもので、そこまでの主成分で、データの持っていた情報量がどのくらい説明されているかを示す。

(5) 主成分の意味の解釈

- ・各主成分の主成分係数に着目して各主成分の意味を解釈する。

採用した主成分については、その主成分が何を意味する指標であるのか、その意味づけができると有用である。意味付けは主観的に行う。なお、いつも意味付けが可能とは限らないので、無理な意味づけは避けることとする。

(6) 分析結果

《マトリックス表の見方》

- ・「農業活力水準（2010年センサス値）」を表側に、「農業の活力維持・向上度（2005年から2010年の間の増減率）」を表頭に、旧市区町村を整理すると、現在の農業活力水準を表す「農業活力水準」が高く、今後の発展可能性を表す「農業の活力維持・向上度」も強い旧市区町村が、活力が高いとみることができる。

農業活力水準と農業の活力維持・向上度合いからみた旧町村の分布状況（見本）							
区 分				農業活力水準（2010年）			市町村数
				【強】	【中】	【弱】	
				第1主成分得点が5.5以上	第1主成分得点が5.5～5.0	第1主成分得点が5.0未満	
農業の活力維持・向上度（2010年/2005年）	類型化に用いた第1主成分	【高】	第1主成分得点が5.5以上	《活力が高い》 ○○町 ○△村	△△町		3
		【中】	第1主成分得点が5.5～5.0		《活力が並み》 ◇◇市		1
		【低】	第1主成分得点が5.5～5.0			《活力が低い》 ◇◇町	
	市町村数			2	2		

《マトリックス表の見方》

実際の区分に当たっては、前記の見本の3区分でなく、もっときめ細かく6区分とした。また、区分は第1主成分の値の偏差値を基め行った、

偏差値60以上	偏差値55以上	偏差値50以上	偏差値45以上	偏差値40以上	偏差値40未満
1	2	3	4	5	6

2. 全ての旧市区町村(380 旧市町村)の活力に応じた分布状況

実際に 2010 年及び 2005 年センサスデータを用い、一定の条件（果樹栽培面積率 50%以上）を満たす旧市区町村（380）を分析対象旧市町村として主成分分析を行って、集計区分を少し細かく、表頭、表側について各 6 階層に区分してみると、下表のとおりである。

例えば、表側の「農業活力水準」及び表頭の「農業の活力維持・向上度」、ともに一番高い（強い）1 区分となった旧市区町村は、全国で 5 となっている。

丸で囲った部分の階層が、双方の得点が高く、最も活力がある階層といえる。

農業活力水準と農業の活力維持・向上度合いからみた旧市町村の分布状況 (全国)								
区分		農業の活力水準(2010年センサス)						総計
		1	2	3	4	5	6	
農業の活力維持・向上度 (センサス2010年/20005年増減率)	1	5	5	5	14	2	10	41
	2	5	4	8	10	10	8	45
	3	8	10	18	19	23	15	93
	4	13	10	20	17	24	14	98
	5	14	7	11	19	7	6	64
	6	14	7	8	1	3	6	39
	総計	59	43	70	80	69	59	380

3. 例：愛媛県の場合の活力に応じた分布状況

主産県の例として、愛媛県を取り上げて分析をすると下表のとおりで、最上階層に 1 旧市町村が該当している。愛媛県は、前記、全国の分布と同様に、現在の農業の活力水準は比較的活力のある階層（表の左上）にあまり分類されていないが、全国で 5 となっていた最上階層（どちらも 1）で、愛媛県内から 1 旧市町村が該当している。

農業活力水準と農業の活力維持・向上度合いからみた旧市町村の分布状況 (全国)								
区分		農業の活力水準(2010 年センサス)						総計
		1	2	3	4	5	6	
農業の活力維持・向上度 (センサス2010 年/20005 年増減率)	1	1	1				3	5
	2			2	1	3	1	7
	3	4	3	4	3	4	4	22
	4		2	3	4	4	3	16
	5	2	1		3			6
	6			2			1	3
	総計	7	7	11	11	11	12	59

例えば最も農業の活力水準が高く、かつ、農業の活力維持・向上度の高い旧市町村は、三瓶町などとなっている。

一方、農業の活力水準が高いものの、農業の活力維持・向上度が平均程度の旧市町村は、日土村、川上町、旧八幡浜市などとなっている。すなわちこれらの旧市町村は現状の活力水準は高いものの、将来性への活力維持・向上度がやや課題といえる。

主成分による偏差値区分・上位旧市区町村名称									
区分		農業活力水準 (2010年区分)							
		偏差値60以上	偏差値55以上	偏差値50以上	偏差値45以上	偏差値40以上	偏差値40未満	総計	
		1	2	3	4	5	6		
農業 の活 力維 持・向 上度 (2010 /2005 区分)	偏差値60以上	1 38 214 21 三瓶町	1 38 506 02 御荘町	1			3	5	
	偏差値55以上	2		38 506 04 緑僧都村 38 210 03 佐礼谷村2-2	2	1	3	1	7
	偏差値50以上	3 38 204 05 日土村 38 204 02 川上村 38 204 01 八幡浜市 38 203 02 高光村2-1	4 38 214 24 二木生村 38 201 02 興居島村 38 201 22 西中島村	3	4	3	4	4	22
	偏差値45以上	4	2	3	4	4	3	16	
	偏差値40以上	5	2	1	3			6	
	偏差値40未満	6		2			1	3	
	総計	7	7	11	11	11	12	59	

○ 具体的な計算結果の数値

1. 静態分析（農業活力水準を求める（2010年センサス値で計算））

（解説）本計算の結論は、「(4)固有値、固有ベクトル」の表の「寄与率」及び「累積寄与率」欄で、第1主成分の値が、0.4716と約半分はここで説明できるので、これを採用し、作図等を行う。なお、第1主成分の値が活力の高い旧市町村ほどマイナス値で算出されたが、これを符号をプラスに読み替えて整理した（結果は同じとされている）。

1. 2010年指標による主成分分析（静態分析）

(1) 基本統計量

分析対象項目数：9

分析対象データ数：380

No	変数名	平均値	分散	標準偏差	最小値
X(01)	2010年・販売目的で果樹類を栽培した農家割合	87.255045	148.64078	12.191832	33.333333
X(02)	2010年・65歳未満の農業専従者がいる主業農家割合	29.008958	231.13002	15.202961	0
X(03)	2010年・男の専従者が2人以上いる農家割合	9.6115292	53.901849	7.3417878	0
X(04)	2010年・農家世帯員のうち基幹的農業従事者の割合	45.315035	85.235698	9.2323181	14.545455
X(05)	2010年・1経営体当たり雇用労働力延べ人日	48.851154	1519.0477	38.974963	0
X(06)	2010年・基幹的農業従事者の平均年齢	66.433158	12.815837	3.5799214	57.3
X(07)	2010年・経営耕地の樹園地のうち、借入樹園地の割合	9.6267953	43.190029	6.5719121	0
X(08)	2010年・販売目的で果樹類を栽培した農家1戸当たり栽培面積(露)	0.8309313	0.1622222	0.4027682	0.258427
X(09)	2010年・農産物販売金額500万円以上農家割合	16.330414	169.88515	13.034	0

(3) 分散・共分散行列

	X(01)	X(02)	X(03)	X(04)
X(01)	148.64078	32.564539	4.8775511	25.216563
X(02)	32.564539	231.13002	88.967793	49.322915
X(03)	4.8775511	88.967793	53.901849	11.586396
X(04)	25.216563	49.322915	11.586396	85.235698
X(05)	3.1085731	267.547	114.23615	55.477544
X(06)	-4.284557	-48.58605	-19.54728	-4.637903
X(07)	12.26237	7.5229839	-0.895471	9.6947163
X(08)	0.0273359	3.9799255	1.6112709	0.8924036
X(09)	16.814245	156.59471	74.823151	20.861306

注意：相関係数、分散・共分散行列

(4) 固有値、固有ベクトル

相関係数行列に対する固有値問題として分析

	1	2	3	4
X(01)	-0.073605	0.5944082	-0.592891	-0.444953
X(02)	-0.459932	0.0360333	-0.069758	0.0098582
X(03)	-0.419568	-0.142502	-0.070011	-0.086355
X(04)	-0.160728	0.5338377	-0.123603	0.7665007
X(05)	-0.292854	-0.116924	0.073843	0.0913188
X(06)	0.4368435	0.1137177	0.0367385	0.1426961
X(07)	-0.048701	0.554963	0.7448431	-0.320294
X(08)	-0.349135	0.0056302	0.2485284	0.2034556
X(09)	-0.424631	-0.073975	-0.008611	-0.185084
固有ベクトル	4.2444212	1.308492	0.8860156	0.8025299
寄与率	0.471602	0.145388	0.098446	0.08917
累積寄与率	0.471602	0.61699	0.715437	0.804605

(5) 主成分得点の出力

No.	コード名称	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分
1	01_408.00_余市町	-6.07431	-0.70479	0.011712	2.352964
2	02_202.01_弘前市	-2.76807	-1.68037	0.308336	0.610705
3	02_202.02_清水村	-4.59544	-0.452	-0.56702	0.542091
4	02_202.06_千年村	-1.71275	-0.37429	-0.62779	0.082177
5	02_202.08_東目屋村	-2.54695	-0.5134	-0.44232	0.570947
6	02_202.10_新和村	-3.21462	-0.41346	-0.9421	0.275324

以下、省略

2. 動態分析（農業の活力維持・向上度を求める（2010/2005 年センサス値で計算））

（解説）本分析の結論は、「(4)固有値、固有ベクトル」の表の「寄与率」及び「累積寄与率」欄で、第1主成分の値が、0.3438 と約 1/3 はここで説明できるので、これを採用し、作図等を行う。（専門家によると、第1主成分は、最低 1/3 は確保したいとのこと）。

(1) 基本統計量						
分析対象項目数: 5						
分析対象データ数: 380						
No	変数名	平均値	分散	標準偏差	最小値	最大値
X(01)	65歳未満の農業専従者がいる主業農家割合 (ポイント差)	-2.2117	38.22187	6.182384	-37.619	27.5
X(02)	男の専従者が2人以上いる農家割合 (ポイント差)	0.27756	11.60395	3.406456	-14.2857	33.33333
X(03)	基幹的農業従事者の平均年齢 (差)	1.926842	1.488196	1.219916	-5.4	6.7
X(04)	販売目的で果樹類を栽培した農家1戸当たり栽培面積 (露地) (差)	0.05189	0.03534	0.187989	-0.3765	2.128235
X(05)	農産物販売金額500万円以上農家割合 (ポイント差)	-2.82787	24.27401	4.926866	-31.1688	20

(3) 分散・共分散行列						
		X(01)	X(02)	X(03)	X(04)	X(05)
X(01)	2010年/2005年 65歳未満の農業専従者がいる主業農家割合 (ポ	38.22187	4.708359	-3.10289	0.130914	8.258391
X(02)	2010年/2005年男の専従者が2人以上いる農家割合 (ポ	4.708359	11.60395	-0.84968	-0.01882	2.245153
X(03)	2010年/2005年基幹的農業従事者の平均年齢 (差)	-3.10289	-0.84968	1.488196	0.043206	-0.847
X(04)	2010年/2005年販売目的で果樹類を栽培した農家1戸当	0.130914	-0.01882	0.043206	0.03534	0.019386
X(05)	2010年/2005年農産物販売金額500万円以上農家割合	8.258391	2.245153	-0.847	0.019386	24.27401
注意: 相関係数、分散・共分散行列はN-1で割っています。						

(4) 固有値、固有ベクトル		相関係数行列に対する固有値問題として分析				
		1	2	3	4	5
X(01)	2010年/2005年 65歳未満の農業専従者がいる主業農家	0.591251	0.236127	0.022042	-0.37535	0.67327
X(02)	2010年/2005年男の専従者が2人以上いる農家割合 (ポ	0.419188	-0.03995	-0.72252	0.54774	-0.02509
X(03)	2010年/2005年基幹的農業従事者の平均年齢 (差)	-0.55251	0.332575	-0.0209	0.447883	0.618943
X(04)	2010年/2005年販売目的で果樹類を栽培した農家1戸当	-0.05742	0.870656	-0.23416	-0.21835	-0.36899
X(05)	2010年/2005年農産物販売金額500万円以上農家割合	0.407601	0.272031	0.649775	0.557511	-0.16381
固有ベクトル		1.71894	1.1104	0.85744	0.82748	0.48575
寄与率		0.34379	0.22208	0.17149	0.1655	0.09715
累積寄与率		0.34379	0.56587	0.73735	0.90285	1

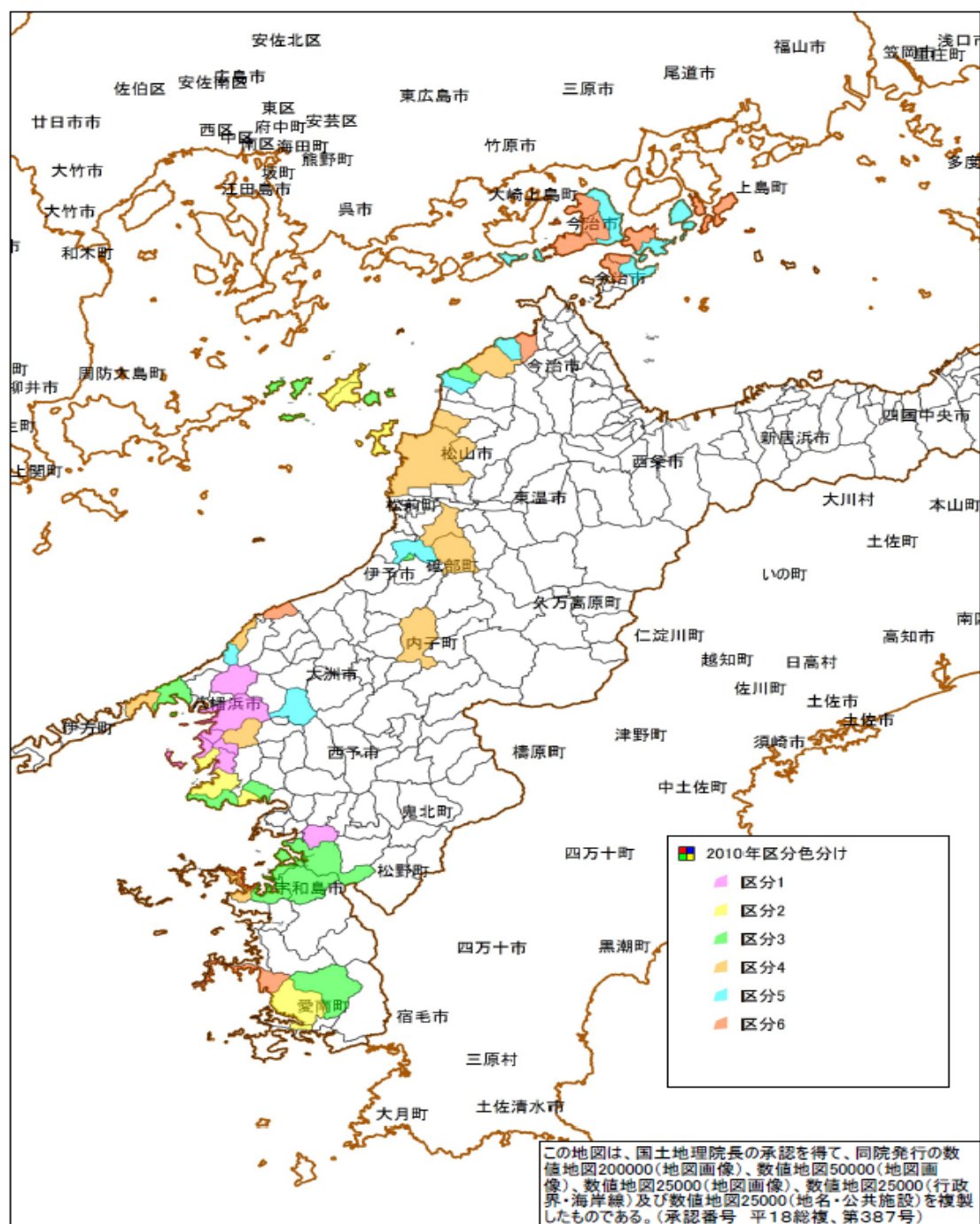
(5) 主成分得点の出力						
No.	コード名称	第 1主成分	第 2主成分	第 3主成分	第 4主成分	第 5主成分
1	01_408_00_余市町	1.680251	-0.05468	0.684311	1.681855	-0.36239
2	02_202_01_弘前市	0.815426	-0.1438	-0.2043	-0.10704	0.442861
3	02_202_02_清水村	1.044095	0.8948	-0.58219	-0.09431	-0.06549
4	02_202_06_千年村	-0.72967	0.383448	-0.32232	-0.24861	0.335606
5	02_202_08_東目屋村	-1.36341	0.134021	-1.25559	-0.69993	0.066542
6	02_202_10_新和村	-0.1735	0.020994	-1.03155	0.437402	-0.28817
7	02_202_11_船沢村	-0.5496	0.45405	-0.27191	0.686591	-0.08419
8	02_202_12_高杉村	-0.6852	0.174471	-0.1284	-0.39292	-0.32852

以下、省略

(2) 地図情報

1) 農業活力水準（2010 年）（愛媛県の例 その1 鳥瞰図）

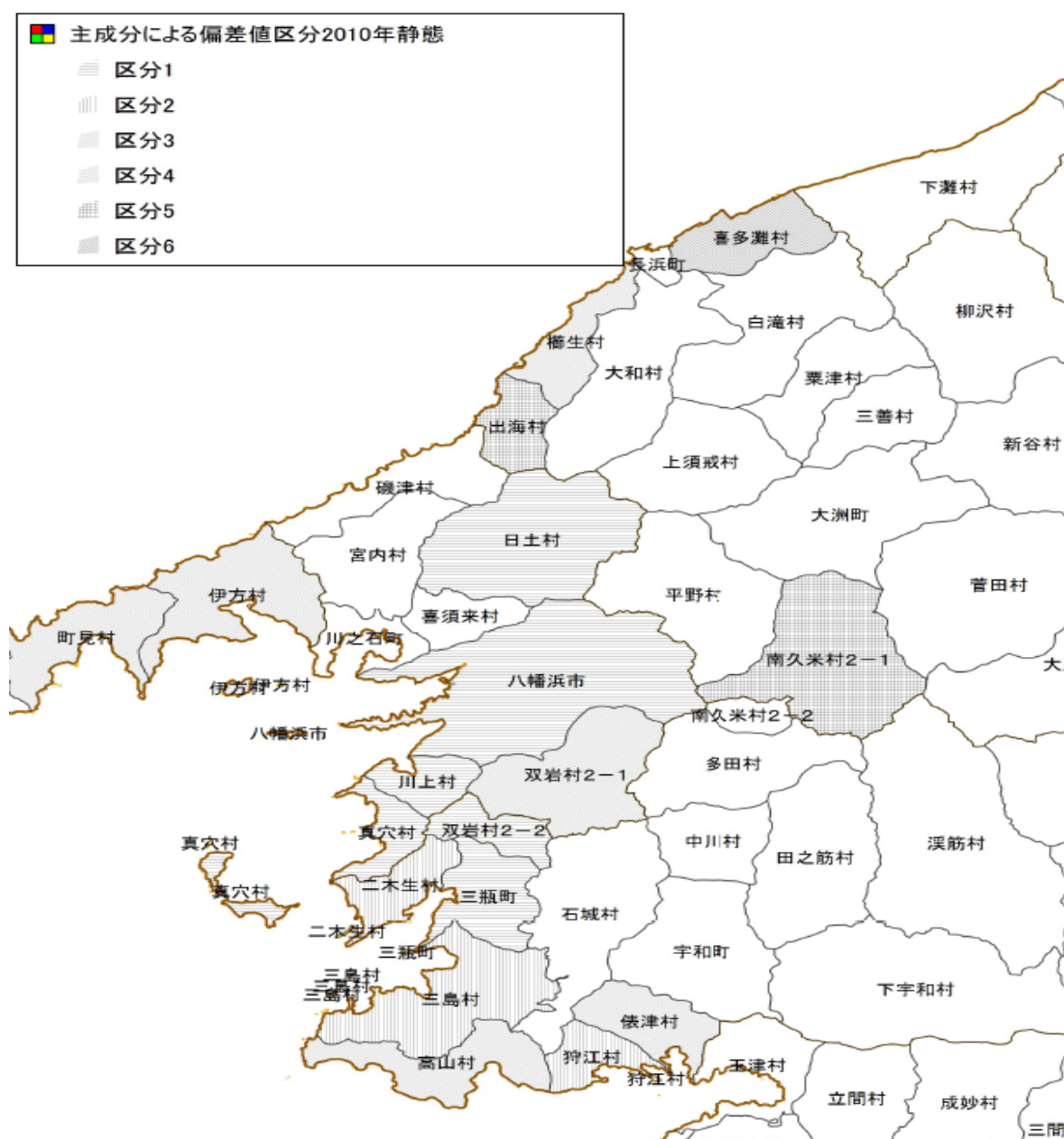
農業活力の水準について、前記(1)で求め6区分に分けた第1主成分の分布を、旧市町村の地図上に落として、ビジュアルな視点から検討すると、統計データでは気づかない周辺との違いなどいろいろと気づくことから、地図情報もまた有用な資料と言える。



2) 農業活力水準 (2010 年) (愛媛県の例 その2 詳細図)

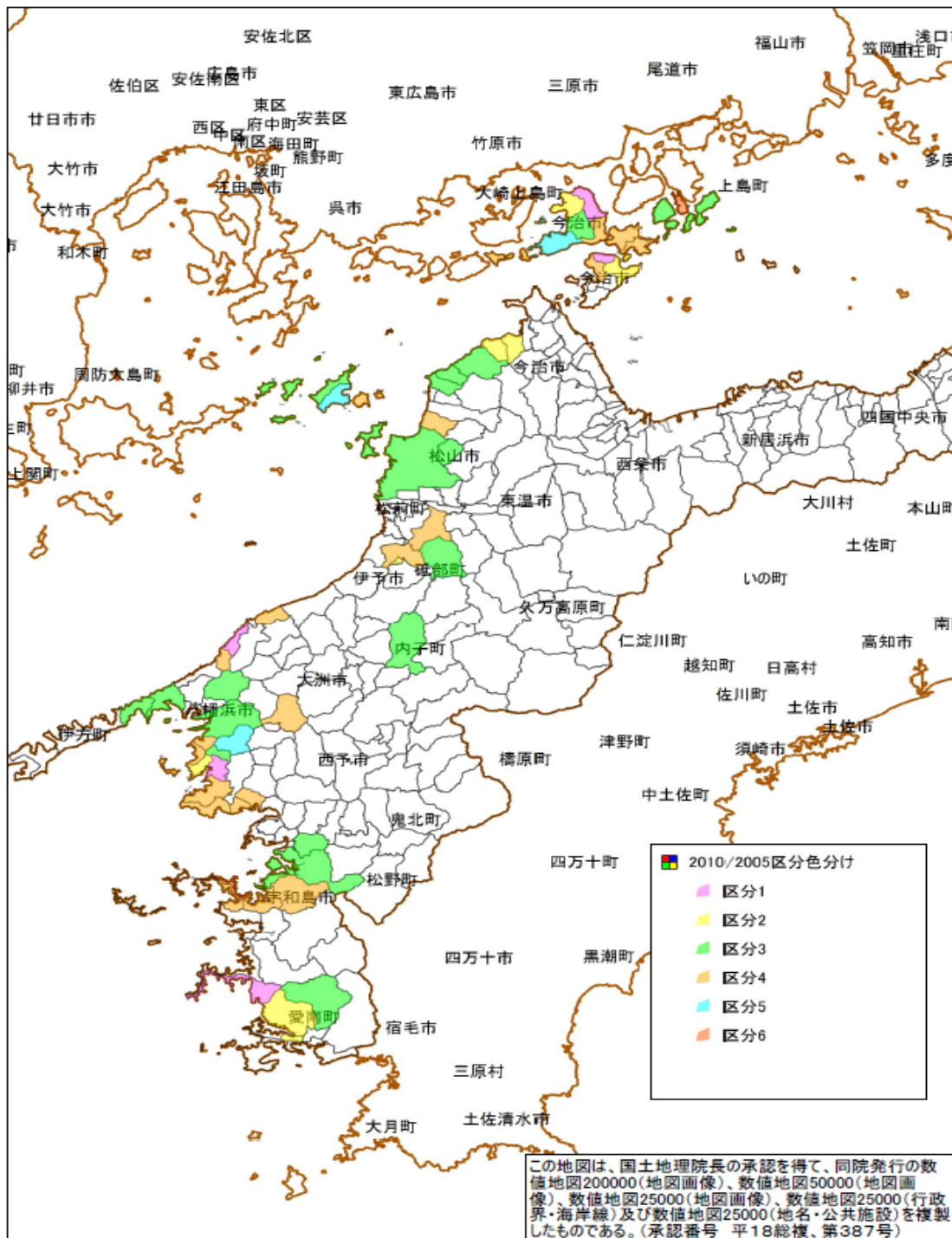
前記、地図情報は県内全体が鳥瞰できる一方、県内の特定地域での利用にはやや不便なことから、県内を3，4地域に分けて、それぞれを表示することで、きめ細かく検討できる。例は愛媛県西部のみかん産地を分析した結果。

この分析によると、農業活力水準の最も高い旧市町村は、日土村、旧八幡浜市、川上村など、ブランドの確立している共選の該当する旧市町村となっている。

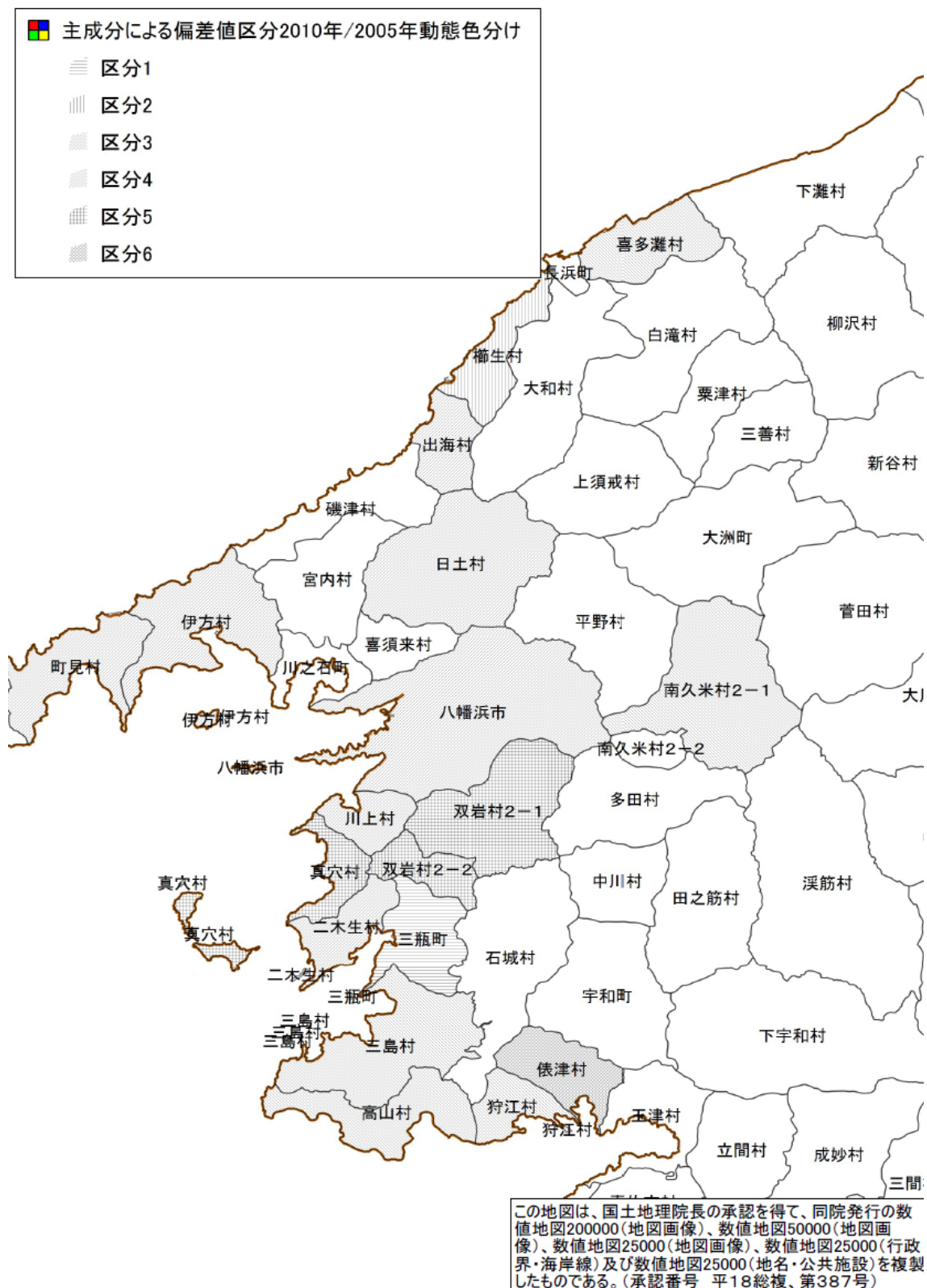


2) 農業の活力維持・向上度 (2010 年/2005 年) (愛媛県の例 その1 鳥瞰図)

同様に、農業の活力維持・向上度について、6段階に分けた第1主成分の分布を、旧市町村の地図上に落とした。



2) 農業の活力維持・向上度（2010年/2005年）（愛媛県の例 その2 詳細図）



第3章
樹園地流動化の先進事例
ー流動化マニュアルー

第3章 樹園地流動化の先進事例—流動化マニュアル—

I 現状と課題

零細規模の農家が多数を占めるわが国の農業においても、近年、農家が急速に減少する一方で、比較的大規模の経営の形成が徐々に進展している。その中において果樹農業は大規模経営の形成が最も遅れた分野の一つとなっている。

その原因は、第一に永年性作物を対象とする果樹農業では、借入地の改植がやりにくいことなど、果樹園流動化で他部門にない困難がともなっていることである。

第二には、機械化が遅れ、労働集約性が高いことなどのため、大規模化すると栽培管理が粗放化し、生産性の低下を招いてしまうことがある。すなわち中規模優位の技術構造が強固に存在してきたことがある。

しかしながら、果樹園流動化が遅れていた果樹農業においても、借地率は徐々に上昇しており、しかも経営樹園地規模が大きくなるほど借地率は高まる傾向が顕著になっている。

2010年農林業センサスについて果樹部門を分析した結果によると、果樹栽培農家においても借地面積は増加しており、しかも経営面積が大きいほど、借地率が高まるという関係も確認できる。また2005年農林業センサスから経営果樹園面積の区分が10haまで上昇したことで、今回のセンサスから果樹園面積2haを超えた大規模層の変動も知ることができるようになった。

従来の最上層の2ha以上層は、この30年間ほとんど農家数が変化しておらず、大規模層の形成はほとんど進んでいないとみられてきた。今回、果樹園面積10ha以上層まで農家数の変化が示されたことで、極めてわずかな農家数であるが、大規模層で農家数が増加していることが確認でき、果樹農業でも大規模層の形成が進んでいることが明らかになった。

すなわち、果樹園面積3haが分解基軸となっており、3ha未満層は減少しているが、3～5ha層は6.4%、5～10ha層では22.5%、10ha以上層では35.9%の増加となっている。なかでも果樹園面積5ha以上の農家は大幅な増加となっている。しかし、2010年においても、果樹園面積5ha以上の農家は全体の0.29%であり、10ha以上の農家となると87戸で、全体のわずか0.04%に過ぎない。したがって、大規模層の形成が進んでいるとは言え、それは最上層のごくわずかの部分であり、農業構造に対する影響は限定的なものである。ただし、果樹農業全体の中では限られた動きではあっても、大規模層の形成が進んでいることは、今後の果樹農業の展開方向を考える上では、重要な手掛かりとなるものである。

このようななかで、果樹の生産現場は、優良園地が維持される一方で、果実価格の伸び悩み・相対的下落、さらに担い手の高齢化や後継者不足、改植の遅れ等により園地の老朽化、低位生産園、放任園等が一部にみられるようになっている。

Ⅱ 園地流動化・集積の阻害要因等

このような問題に対し、今後、低位生産園、放任園等の解消等を進め、積極的に振興施策を展開し、強い競争力を持った果樹産地に再構築することが重要となっており、地域全体の効率的な果樹生産を図るためや担い手経営の安定的な所得の確保、規模拡大などの観点から、樹園地の担い手経営への集積が重要になっており、このため流動化を促進する必要がある。

一方、果樹園は、①土地と樹体の合体物であること、②果樹経営は労働集約型のため、家族経営で規模拡大できる余地は大きくないことなどから、経営の継続が困難となった場合、直ちに園地を継承する者を確保することが困難であるとともに、③管理ができない状態で時間が経過すると園地の価値が著しく低下する。④また、一旦、遊休荒廃化した園地の再生には、大きなコストがかかる上、生産されるまで時間がかかる。

このことから、永年性作物である果樹の特性を踏まえ、産地が果樹経営者の今後の経営意向を的確に把握するとともに、継続が困難な園地を借り受けて、一時的に管理や改植を行い、担い手に引継ぐ受け皿組織を整備するなど、園地が廃園となる前に次の担い手に円滑に継承できるシステムを自らが考え、実行していく産地づくりを重点的に推進することが重要になっている。

このため、地域の産地協議会に対してアンケート調査を行って、課題・問題点の把握に努めた。

《アンケート結果のポイント》

今回、全国の産地協議会を対象にしたアンケート結果によると、

- ① 園地の流動化が「売買」の場合、「他作物より難しい」、「同 やや難しい」を合わせると 80.7%。
- ② 園地の流動化が「貸借」の場合、「他作物より難しい」、「同 やや難しい」を合わせると 78.1%。
- ③ 園地流動化の阻害要因は、1. 規模拡大志向農家が少ない：38.3%、2. 園地の条件が悪い：32.5%
- ④ 担い手への園地集積では、1. 基盤整備の促進：32.7%、2. 地域の担い手確保についての合意形成：30.3%

など、他作物と違った困難な点が多いことが分かった。

《アンケート結果概要（樹園地流動化、担い手への園地集積関係）》

	【問2】果樹園について、他作物のほ場と比較して流動化の難しさについて			
	売買			
	①極めて難しい	②やや難しい	③他作物と同程度	④難しくない
果樹全体	44.4	36.3	18.5	0.8
りんご	28.6	38.1	33.3	0.0
柑橘	45.8	37.5	14.6	2.1
その他の果樹	48.1	35.2	16.7	0.0
	貸借			
	①極めて難しい	②やや難しい	③他作物と同程度	④難しくない
	①極めて難しい	②やや難しい	③他作物と同程度	④難しくない
果樹全体	24.4	53.7	21.1	0.8
りんご	28.6	38.1	33.3	0.0
柑橘	19.1	59.6	19.1	2.1
その他の果樹	27.3	54.5	18.2	0.0

	【問4】他作物と異なる独自の支援策の実施	
	①実施している	②実施していない
果樹全体	7.4	92.6
りんご	0.0	100.0
柑橘	12.8	87.2
その他の果樹	5.8	94.2

	【問5】果樹園の貸借の方法				
	①貸し手と借り手が直接相談	②農業委員会が仲介	③農協が仲介	④農地保有合理化法人が仲介	⑤その他
果樹全体	67.2	17.6	8.8	2.4	4.0
りんご	61.9	9.5	19.0	4.8	4.8
柑橘	65.3	16.3	12.2	2.0	4.1
その他の果樹	69.8	22.6	1.9	1.9	3.8

	【問6】果樹園の流動化の阻害要因（○。複数回答可）				
	①樹園地の評価が困難である	②園地の条件が悪い	③利用権設定に不安がある	④規模拡大志向が少ない	⑤その他
果樹全体	13.9	32.5	6.7	38.3	8.6
りんご	8.6	22.9	5.7	54.3	8.6
柑橘	11.6	43.0	7.0	30.2	8.1
その他の果樹	18.8	24.7	7.1	40.0	9.4

	【問7】担い手への果樹園の集積促進（○。複数回答可）					
	①地域の担い手確保についての合意形成	②利用権設定支援の強化	③基盤整備の促進	④樹園地評価の基準作り	⑤第3者による仲介	⑥その他
果樹全体	30.3	10.1	32.7	9.1	10.1	7.7
りんご	29.6	11.1	18.5	11.1	22.2	7.4
柑橘	28.6	9.5	35.7	8.3	7.1	10.7
その他の果樹	31.5	10.9	32.6	9.8	9.8	5.4

すなわち、

- 1) 園地は、農地と樹体の合体物であることから、園地情報量は多様で複雑にならざるを得ず、こうした情報を正確に収集、蓄積、活用する仕組み、システムが不十分であること
- 2) 出される園地は、条件の悪い園、不良園も少なからずあること。一方、受け手（担い手経営等）は、有望な品目・品種、優良園が欲しいことなどによるミスマッチ
- 3) 同様に、受け手と目される担い手等の経営において、個々の経営方針や労働力構成によって、園地需要の目的や必要量が大きく異なること（受け手の欲しい園地の要件が厳しいことが多い）
- 4) 契約期間にもよるが、借入地での改植がやりにくいことから敬遠されることなど、いわゆる有益費の負担等果樹特有の課題があること
- 5) 利用が限定されること（植栽されている果樹の品目・品種等から経営計画が左右される）

などである。

Ⅲ 標準的な園地流動化マニュアル

以上のようなアンケート結果、さらに有識者の意見などを基に、次のようなマニュアルを作成した。フローに沿って説明を行うと次のとおり。

《フロー図》

Ⅰ. 標準的な樹園地流動化の進め方		
※必ずしも直線的なフローではないが、一般例を表示。		
流動化を進めるために必要な取組	主な取組み内容	主な取り組み機関
1 園地流動化のための推進体制の整備・組織の設置等	○ 園地流動化を円滑に進めるに当たっては、まず、関係機関等で、例えば「農地流動化推進委員会」などを設置することから始めます。	市町村、農業委員会、JA、農地保有合理化法人、農業改良普及センター等（これらの関係機関で農地流動化推進委員会等を設置）
2 園地に関する現状把握	○ 農地基本台帳等をもとに、農業経営改善計画の情報、償還残の有無等の情報、現在の園地等に関する情報（自然条件・土壌条件・作業条件・樹体条件など）を一体的に把握し、整理します。⇒利用実態把握＋園地利用現況図等の作成	市町村、農業委員会、JA、農地保有合理化法人、農業改良普及センター等
3 果樹農家等への意向把握	○ 果樹農家等に対して園地等に関する基本的な意向の調査を実施します。⇒1. 今後の規模拡大、2. 縮小、3. 経営廃止・離農等の内容を、売買・貸借等に分けて把握します。	市町村、農業委員会、JA等
4 園地情報の利活用・システム化等	○ 農地利用の現状とアンケート調査結果等を、農地基本台帳等と一元的に整理して活用します。管内が広く、農家数が多いなどの場合、できるだけシステム化を図り、活用します。これらの状況が分かりやすいように、できれば電子地図に表示するなど地図情報化を目指します。⇒園地情報の集積と活用の推進	市町村、農業委員会、JA等
5 果樹農家等への情報提供	○ 将来の園地利用の状況を分析した上で、市町村内の園地利用のあるべき姿を果樹産地構造改革計画等に定め、園地の流動化へ反映させます。	市町村、農業委員会、JA、農地保有合理化法人、農業改良普及センター等
6 出し手、受け手の具体的な意向の把握	○ 意向調査で早急に農地の利用調整を行う必要があるものについて、農業委員等が出し手や受け手の具体的な意向について、聞き取り調査等を行います。なお、農地の所在地、地目、面積、時期、希望価格等を把握します。	市町村、農業委員会、JA等
7 流動化のための条件整備・園地の利用調整	○ 農家等の具体的な意向情報をもとに、農業委員会やJA等が、流動化のための条件整備、園地のあっせん等土地利用調整を行います。なお、面的なまとまりを必要とする場合等は、農地保有合理化事業の活用を推進します。	市町村、農業委員会、JA、農地保有合理化法人、農用地利用改善団体等
8 利用権設定の手続き	○ 園地等の土地利用調整結果について、市町村が農用地利用集積計画を作成して利用権の設定等を行います。	市町村、農業委員会、JA等
9 利用権設定後における取組	○ 農用地利用集積計画の内容について当事者間に何らかの紛争が生じた場合は、市町村等が仲介・調整します。また、利用権の継続を当事者が希望する場合は、利用権の存続期間が終了する前に、再設定のための準備を進めます。	市町村、農業委員会、JA等

《具体的な取組み内容》

○ 園地流動化のための取組み

これまで、担い手経営自身の努力による規模拡大等が行われてきただけでなく、最近では市町村や関係機関等の下に、流動化のための組織が形成され、農地流動化委員会や農地銀行など、その呼び方は様々であるが、園地流動化推進体制が整備されており、この組織が仲介となって担い手の園地集積の支援を行ってきているところであるが、さらに広げることが求められている。

○ 園地流動化への取組みの留意事項

- (1) 適正に園地評価を実施できる体制の確立
- (2) 斡旋ルールの策定（近隣耕作者、担い手層など）
- (3) 受け手がすぐ見つからない樹園地を、一時的に管理する体制の構築など
- (4) 園地詳細情報を常に収集・管理し、広報する体制の確立など
- (5) 地域の園地需給状態（過剰か不足か）、売買優位か貸借優位かの見極めなど
- (6) 新規参入者への対応（個性ある園地の継承をどうするか、技術取得等保育機能等）

1. 園地流動化のための推進体制の整備・組織の設置等

園地流動化の取組みを円滑に進めるため、例えば農業委員会、市町村、農協、共選、農地保有合理化法人、普及指導センター等関係機関で例えば「農地流動化推進委員会」等を設置し対応します。

2. 園地等に関する現状把握・情報の整備

今後、園地の老朽化、低位生産園、放任園等を解消し、地域の園地をどのように効率的に利用していくのかを検討するためには、まず、地域における担い手の状況や園地の現状を把握しておくことが重要です。

このため、農業委員会で作成している農地基本台帳の情報や農協その他の機関が保有している情報等を「園地情報台帳」等に一元的に集約・整理しておきます。（「農地基本台帳」の他、農業経営改善計画の情報、償還残の有無等の情報、現在の園地等に関する情報（自然条件・土壌条件・作業条件・樹体条件など））。

《具体的な園地情報の収集・整理》

（生産条件）

- ・ 自然条件（園地の方角、傾斜度、日照条件、霜・風害発生程度など）
- ・ 土壌条件（排水性、土性（砂壤土、壤土、埴壤土など）
- ・ 作業条件（園地区画の大きさ、形状、用水の利便性、灌水装置の設置状況、防除方法、農道・作業道・モルレル等の整備・設置状況、付帯施設（柵、防風・防霜施設など）の設置状況）

（樹体等条件）

- ・ 品目、品種、樹齢（〇年～〇年の樹が主体等）、収量、品質水準、植栽密度、有望な品種か、仕立て方は作業し易いか、省力樹形か、大型化していないか、樹体の管理状態、園地の放任期間はどの程度かなど）

（参考）標準小作料制度の廃止に伴う措置：平成21年12月15日に「農地法等の一部を改正する法律」が施行され、標準小作料制度が廃止され、農業委員会において改正農地法第52条に基づく賃貸料の情報を提供することになりました。

(参考資料)

① 農地基本台帳の例

《出典：東京都農業会議資料より転載》

(3) 土地総括表

土地の区分（田、畑、樹園地、採草放牧地等別）ごとに記載する。

経 営 面 積			筆 数	貸付地 面 積 m ²	備 考
総面積 m ²	自作地 m ²	小作地 m ²			

(4) 経営農地等の筆別表

所在	地 自		登記簿 面 積 (実面積) m ²	地 域 区 分		自・納 小 税 作 猶 別 予 地	所 有 及 び 借 受 名 義 人		小作地 の状況			作 成 状 況	備 考 〔移動年〕 月日等
	現	登		農	都		所 有 者 氏 名 小 作 地 の 場 合 は 氏名、住所	借受人 氏 名	適	形	内		
	況	簿		振	市				用	態	容		

(5) 貸付地の筆別表（農地・採草放牧地）

所 在	地 目		面 積	所有者	借受人		貸付の状況				備 考
	現	登			氏名	住所	適	形	契	小	
	況	記					用	態	約	作	
		簿					法		期	料	
									間		

② 樹園地評価基準値の例

《出典：岡山県庁ホームページより転載》

項目別基準値		樹園地状態別ウェイト
樹園地評価項目		
生産条件		
自然条件		
方 角	(2.64)	南東～南西(1.00) 南東～北東(0.81) 南西～北西(0.65) 北東～北西(0.43)
傾斜度	(7.51)	平坦(1.00) 8度未満(0.90) 15度未満(0.56) 15度以上(0.28)
日照条件	(5.78)	良好(1.00) 普通(0.75) 不良(0.26)
霜・風害発生程度	(2.54)	なし(1.00) 低い(0.79) 高い(0.36)
土壌条件		
排水性	(5.58)	良好(1.00) 普通(0.81) 不良(0.31)
土 性	(4.06)	----- も も園 ～ 砂土壌(1.00) 埴土(0.89) 埴壌土(0.61) ----- ぶどう園 ～ 砂土壌(0.78) 埴土(1.00) 埴壌土(0.78) ----- な し園 ～ 砂土壌(0.74) 埴土(1.00) 埴壌土(0.89)
作業条件		
園地の大きさ	(8.52)	5a未満(0.46) 5～10a(0.76) 10a以上(1.00)
園地の形状	(4.36)	概ね四角形(1.00) 四角形以外の不整形(0.64)
用水の利便性	(6.49)	畑灌施設あり(1.00) 畑灌施設以外の水源あり(0.83) 水源なし(0.32)
灌水装置の設置状況	(7.00)	あり(1.00) なし(0.58)
農道条件	(12.07)	幅員2m以上農道あり(1.00) 幅員2m未満農道あり(0.56) 農道なし(0.17)
園内での機械走行条件	(4.66)	SSの走行可能(1.00) 運搬車程度の走行可能(0.71) 機械の走行不可能(0.25)
付帯施設の整備状況	(4.66)	----- も も園 ～ 防風施設があつて継続使用可能(1.00) 防風施設はあるが、補修が必要(0.73) ----- ぶどう園 ～ ハウス栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設あり(1.00) ----- な し園 ～ ハウス栽培園で、棚の補修が必要、防風施設あり(0.76) ----- ハウス栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設なし(0.75) ----- ハウス栽培園で、棚の補修が必要、防風施設なし(0.49) ----- トンネル栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設あり(0.88) ----- トンネル栽培園で、棚の補修が必要、防風施設あり(0.65) ----- トンネル栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設なし(0.65) ----- トンネル栽培園で、棚の補修が必要、防風施設なし(0.39) ----- な し園 ～ 棚・防風施設があつて継続使用可能(1.00) ----- 棚・防風施設はあるが、補修が必要(0.73) ----- 防風施設はないが、棚は継続使用可能(0.64) ----- 防風施設がなく、棚の補修が必要(0.35)
樹体条件		
品 種	(9.63)	----- も も園 ～ 清水白桃、白麗が主体(1.00) 白鳳系品種が主体(0.85) ----- ぶどう園 ～ 白桃、その他白桃系品種が主体(0.77) 以上の品種以外が主体(0.57) ----- な し園 ～ ビオーネが主体(1.00) ビオーネ以外の大粒系品種が主体(0.80) ----- 大粒系以外の品種が主体(0.57) ----- 新高、愛宕が主体(1.00) 新高、愛宕以外の日本なしが主体(0.77) ----- 日本なし以外の品種が主体(0.53)
樹 齢	(6.69)	----- も も園 ～ 4年生以上の樹が主体(0.92) 5～9年生の樹が主体(1.00) ----- ぶどう園 ～ 10～15年生の樹が主体(0.69) 16年生以上の樹が主体(0.35) ----- な し園 ～ 4年生以下の樹が主体(0.92) 5～9年生の樹が主体(1.00) ----- 10～15年生の樹が主体(0.73) 16年生以上の樹が主体(0.42) ----- 9年生以下の樹が主体(0.95) 10～19年生の樹が主体(1.00) ----- 20年生以上の樹が主体(0.62)
前年の収量・品質水準	(3.55)	近隣園より良い(1.00) 近隣園と同程度(0.88) 近隣園に劣る(0.57)
園地の放任期間	(4.26)	なし(1.00) あり(0.35)

第1図 岡山県におけるもも園、露地ぶどう園、なし園の評価基準

(注)図中の()内の値は、赤字が評価項目の基準値、斜体太字が状態別のウェイトである。なお、基準値とウェイトの決定は、1999年10月と2000年7月に県下の農協営農指導員等果樹生産指導に携わる専門家 116人への意見照会にもとづく。

3. 果樹農家等へ園地に関する意向把握

前記で現在の園地の状況等が把握できたら、次は、果樹農家等（園地を保有する非農家を含め）に対して、今後の園地等に関する基本的な意向の調査を実施します。農家の意向が分らないと、今後、地域の園地から放任園等を解消し、地域の園地をどのように活用していくのか、どうしたら良いのかの検討ができないからです。

このため、できるだけ数年に一度は果樹農家に対して、アンケート調査を行うなど、意向把握に努めるようにします。

具体的には、果樹農家に対し、園地について、今後、規模拡大・縮小・経営廃止・離農等の内容を、売買・貸借等に分けて把握します。項目は○×など答えやすい内容とし、期間を定めて実施します。

《アンケート調査の内容（例）》

1. 現在栽培している園地の状況について

- (1) 園地の品種、面積、樹齢等について
- (2) 園地のうち管理不十分等の園地の有無と意向について

2. 今後の園地に関する意向について

- (1) 今後の経営の意向について（拡大、現状維持、縮小、経営廃止、離農など（何年以内かも））
- (2) 規模拡大・縮小の方法（売買、貸借、その他）
- (3) 園地の売買、貸借の際、次の3点など
 - ① あっせん及び調整の希望の有無について（品目、品種、面積等）
 - ② 園地の売買・貸借の際の農地保有合理化事業活用の希望の有無について
 - ③ 園地の売買・貸借の際の園地の集団化の希望の有無について

4. 園地情報の利活用・システム化等の推進

前記3のアンケート調査結果がまとまったら、前記2で整備した「園地情報台帳」等に各農家の規模拡大・縮小等の意向情報を記入するなど、現状と今後の意向を一体的にまとめて整理し、園地利用現況図等も作成するなど園地情報の利活用を図ります。

なお、地区内の園地の再生マップなども作成し、面的な再編整備を行うことなどに活用します。さらに、園地診断システムの構築、園地一筆単位にデータベース化を行うなど、今後も残す優良園地とそれ以外の園地の分けなどに活用する他、将来の園地利用の状況に活用します。

5. 果樹農家等への情報提供

整理された情報の概要や園地利用調整計画、果樹産地構造改革計画等を広報誌等に掲載し、園地利用の現状及び利用計画について広く理解を求めます。また、担い手農家や高齢農家、土

地持ち非農家等の求めに応じて必要な情報を公開します。

なお、これら情報の公開に当たっては、言うまでもなく、個人情報の保護に十分留意することが重要です。

また、園地流動化の推進に当たっては、特に出し手農家等の協力を得ることが重要なポイントになりますので、具体的な土地利用調整活動を行う前に、十分な情報を提供することが不可欠です。

なかでも、園地利用現況図等の地図情報については、担い手への園地集積、園地の老朽化、低位生産園、放任園等の状況等がひと目で分かるので、大変有効な手段です。

十分な情報の提供により出し手農家と受け手農家に共通の認識が醸成されることが期待されるので、重要な取り組みとして位置づけられます。

6. 出し手、受け手の具体的な意向の補足調査

意向調査で早急に園地の利用調整を行う必要があるものについて、農業委員会等が出し手や受け手の個別具体的な内容を把握する必要がある場合等は、意向の補足調査を行います。

園地の利用調整を行うに当たっての重要な情報となるので、希望園地の所在地、地目、面積、時期、希望価格等できるだけ細かく要望を聞き取ります。

なお、改植など投資を行う場合は、有益費や償還の取り扱いを予め当事者間で決めておくことが重要です。その際は、農業委員会に相談して下さい。

《具体的な意向調査の内容（例）》

◇ 売買を希望する場合

所在地、地目、面積、園地の条件（基盤整備実施状況、作業道等の整備状況）、栽培果樹名、品種名、希望売買価格、売買時期、償還金の有無・返済内容など）

◇ 利用権設定を希望する場合

所在地、地目、面積、園地の条件（基盤整備実施状況、作業道等の整備状況）、栽培果樹名、品種名、利用権の種類、賃借料、利用権設定の時期及び期間、償還金の有無・返済内容など）

7. 園地の条件整備・土地利用調整

前記2や6で把握した具体的な意向情報をもとに、流動化のための組織（農地流動化委員会や農地銀行など、その呼び方は様々ですが）は、園地流動化のための条件整備等土地利用調整を行います。なお、面的なまとまりを必要とする場合等は、農地保有合理化事業の活用を推進します。

本活動は、「果樹産地構造改革計画」等に基づいて行いますが、出し手及び受け手農家等の意向は様々で、1度や2度の利用調整で合意に至ることは希なので、何度も足を運ぶなど根気

強く行うことが求められます。

このため、出し手農家等に対しては、「果樹産地構造改革計画等」の説明を行う他、「４．園地情報の利活用・システム化等の推進」で整備した地図情報等を活用すると調整が比較的スムーズに進むことが期待できます。

具体的な園地の利用調整にあたっては、農地保有合理化事業や農用地利用改善事業等の活用により、担い手へ園地が面的なまとまりのある形で利用集積されるように努めます。

《園地流動化のための条件整備》

1. 園地内の農道・作業道等の整備
2. 老木園、不良系統園等の改植
3. スプリンクラー等灌水設備の設置
4. 樹体管理し易い樹体への仕立など

《農地売買等にかかる事業が活用されるケース》

1. 出し手農家と受け手農家の希望時期（タイミング）が不一致（ミス・マッチ）の場合
2. 1人の受け手農家が複数の出し手農家から農地を取得する場合（受け手農家に合わせ取得等）
3. 1人の受け手農家では取得困難な大きな農地が処分される場合
4. 出し手農家と受け手農家それぞれの希望する貸借期間が異なる場合
5. 出し手農家と受け手農家双方が農地取引に心理的抵抗感を持つ場合
6. 受け手農家が近隣に見当たらない場合（もっと広域で対応）

《農地売買等事業の実施の原則》

○ 農用地等の売渡し相手方の要件

農用地等の売渡しの相手方は、認定農業者を優先するものとし、次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

1. 売渡しを受けた後の経営面積（農業生産法人の場合、常時従事する構成員の世帯数で除した面積）が「基準面積」以上であること。
2. 主としてその農業経営に従事する青壮年家族農業従事者（農業生産法人の場合、常時従事者）がいること。
3. 農業に従事し、自立しようとする意欲と能力があること。
4. 農業経営の資本装備が適当な水準であること。
5. 農業振興整備計画に従って当該農用地を利用すること。
6. 認定農業者又は認定就農者であること。

7. 原則として、経営農地（自作地、借入地、受託地）と規模拡大する農地を併せて、おおむね1 ha 以上の団地を形成すること。

○ 農用地等の借入れ

1. 借入期間（経営基盤強化法の場合は利用権設定機関）

- ・ 農地法の場合・・・・・・・・・・10年の定期賃貸借
- ・ 経営基盤強化法の場合・・・・制度上、何年以上でなければならないというものはありません。

2. 借賃の前払い

3年以上10年までの借賃の合計額の前払いができます。

3. 借賃及び貸賃

農業委員会の定める基準に比準した額

4. 農用地等の貸付け相手方の要件

売渡相手方の要件と同じ。

5. 農地売買等事業の実施地域

実施地域は「農業振興地域」に限られています。

6. 都市計画区域との関連では

「市街化調整区域」内の農業振興地域

「未線引きの都市計画区域」内の農業振興地域

8. 利用権設定の手続き

農業委員会や農用地利用改善団体等は、7の土地利用調整後、速やかに市町村の長に対して農用地利用集積計画を作成するよう要請・申し出を行い、市町村はその内容を勘案して農用地利用集積計画を作成・公告します。

農地の耕作目的での権利移転の方法としては、農地法第3条の許可による方法もありますが、このように農業委員会等で土地利用調整を行ったものは、確実に利用権が設定等されること、また、期間が終了すれば、確実に農地が返還されるという出し手農家の安心感から貸借関係が繰り返し行われることが期待されること、受け手農家の経営計画が安定したことになること等から、原則として利用権設定等促進事業による場合が多いのが一般的です。

9. 利用権設定後における取組

農用地利用集積計画の内容について当事者間に何らかの紛争が生じた場合は、市町村等が仲介・調整します。また、利用権の継続を当事者が希望する場合は、利用権の存続期間が終了する前に、再設定のための準備を進めます。

IV 樹園地流動化の先進事例

果樹主産地においては、従来から様々な樹園地流動化のための取組みがなされてきましたが、その中から特に普及を図れる先進事例について、現地調査を実施し、取りまとめましたので、以下代表的な事例を紹介します。

1 農協主導による制度活用型流動化システム

- 長野県リンゴ産地における樹園地流動化への対応 -

(1) 長野県果樹産地の状況

長野県は多くの果樹品目において主産県である。そのなかでも生産額が最も多いのがリンゴである。1990年代初頭のバブル崩壊以降、果樹農業は縮小・後退しており、長野県においても著しい後退局面にある。特に、リンゴ面積の減少が著しい。従来、長野県のリンゴ作経営は小規模・労働集約的な展開が主流であったが、担い手減少の中で樹園地を維持するために、担い手の大規模化が大きな課題となっている。その支援対策として樹園地流動化による農地集積が取り組まれている。

(2) 長野県の樹園地流動化対応方針

長野県では、①高齢化が進んでいて、後継者がやめると園地は継承されない、②年々生産額が低下しており、食い止めたい、③優良地にも放任園、伐採園が生じている等の問題認識のもと、樹園地流動化に取り組んでいる。しかしそれには、①樹園地が農地と果樹の合体資本のため流動化が進みにくい、②担い手が少ないことからすぐに農地の受け手が見つからないなどが障壁となるため、その具体的解決方法として、一旦間接的に農地を管理する主体を設置する方が模索されている。その具体的な仕組みとして次の4つが構想されている。

- A. 「農業法人農場型」(法人が一時的な受け皿となり、経営を行う)
- B. 「地域協力農場型」(地域に活動の核がない場合、地域内組織が受け皿となり、元の園主を雇用する形で経営を行う)
- C. 「リース農場型」(農地利用集積円滑化事業を活用して農協が借入改植し、成木時に引き継ぐ)
- D. 「リリース農場型」(事業体が借入れ、一時的経営後引き継ぐ)

このうち、実際に取り組みが生じているのはCとDであり、中でも中核となるのがCの取り組みである。この事業は信州うえだ農協、ながの農協で先行して行われている。そこで次節では両農協の取り組みを取り上げ、その実態を示す。なお、長野県では、このような取り組みを広げるために、経営廃止・継承意向調査事業と樹園地継承モデル確立事業からなる果樹園地継承円滑化モデル事業を2011年度に立ち上げている。

(3) 農協が中核となる「園地リース事業」の取り組み

「リース農場型」（現地では「園地リース事業」と呼ばれる）の先行事例が信州うえだ農協、ながの農協である。以下両農協の樹園地流動化の流れとそこにおける「園地リース事業」の位置づけを示した後、取り組みの経緯、仕組み、実績、課題というプロセスで「園地リース事業」の取り組み実態を示す。

i) 農地流動化の流れと「園地リース事業」の位置づけ（表1）

信州うえだ農協では、地権者が営農を停止し、貸付意向が発生した後地権者が貸付先を探索。みつからなければ地権者が農協に探索依頼し、農協が探索する。それでも見つからない場合は地権者が伐採することとなる。しかし、トレリスや灌水施設などを備えている団地で、荒れている園地については農協が「園地リース事業」にのせる。同様の条件で荒れていない園地は、園地継承事業として子会社が園地を維持し、新規就農者に園地を渡す。「園地リース事業」による果樹資本形成を経た園地は、より規模拡大ができそうな農業者の中から、担当者が判断して借受を依頼する。受け手が承諾すれば引き渡す。以上のようなシステムである。

ながの農協では、農協が貸付先を探索するまでは信州うえだ農協と同じである。その後、交通の便、園地状況、SSの使用可能性、水はけ、紋羽病未発生などの面から優良な条件を持つ園地のうち、トレリス、棚がある園地は借受者を見つけて果樹経営支援対策事業の導入を勧める。トレリスや棚がない園地は、農協の「園地リース事業」の対象とする。「園地リース事業」による果樹資本形成を経た園地は、園地近くの青年部の若い農業者や専業農業者に声をかけて借受者を募る。受け手が承諾すれば引き渡す。以上のようなシステムとなっている。

事業にのせる園地の考え方は違うが、園地流動化システムの流れからみると、「園地リース事業」は、農協が園地需給調整機能、耕境判断機能、生産力向上機能を担いながら優良園地を確保していくという事業となっている。

表1 樹園地流動化システム		
農地流動化機能	信州うえだ農協	ながの農協
貸付意向の発生	・地権者が営農停止	・地権者が営農停止
貸付相手探索	・地権者が貸付相手探索 ・地権者が農協に探索依頼 ・農協が貸付相手探索	・地権者が貸付相手探索 ・地権者が農協に探索依頼 ・農協が貸付相手探索
耕境判断措置	・トレリス、灌水施設を備え、団地化されているが荒れている園地は「園地リース事業」 ・トレリス、灌水施設を備え、団地化されているが荒れていない園地は農協の子会社が一時園地を維持し、新規就農者に引き渡す「園地継承事業」 ・その他放任園は地権者が伐採	・交通の便、畑の具合、SSの使用可能性、水はけ、紋羽病未発生などの面から見て優良園地について ①トレリス、棚のある園地は借受者を見つけて個々で支援対策事業の導入を勧める。 ②トレリス、棚がない場合に農協が一時借入、改植を実施する。 ・その他放任園は地権者が伐採
生産力向上措置	・地権者から農協が園地を借入。使用貸借が基本。 ・部会の苗木費用負担、農協の作業負担により改植 ・品種は農協の販売戦略にそったシナノ3兄弟等 ・3年間農協が園場管理	・農業公社がある市町村では、公社が地権者より一旦園地を借入、公社から農協が借り入れる。 ・公社がない市町村は農協が園地を借入。 ・農協が果樹経営支援対策事業を用いて、新しい化栽培方式により改植。 ・品種は農協の販売戦略にそったシナノ3兄弟等 ・費用は農協負担。営農部の費用から支出。 ・2年間農協が園場管理。
貸付相手再探索	・より規模拡大ができそうな農業者の中から、担当者が判断して依頼。	・園地近くの青年部の若い農業者や専業農業者に声をかける。
借入契約後	・受け手が承諾すれば引き渡し。 ・小作料は2年間は使用貸借として0円、その後支払い。 ・農協が投資した果樹資本は、5年間にかけて借入者が農協に支払い。支払終了後は果樹資本の所有権が借入者に移転。 ・小作料、果樹資本賃料ともに農地利用集積円滑化団体として農協が徴収、その後小作料は農協が地権者に支払い。	・受け手が承諾すれば引き渡し。 ・小作料 ・農協が投資した果樹資本は、10年かけて借入者が農協に支払。支払終了後は果樹資本の所有権が借入者に移転。 ・小作料、果樹資本賃料ともに農地利用集積円滑化団体として公社、あるいは農協が徴収、その後小作料は公社あるいは農協が地権者に支払い。

ii) 取り組みの経緯

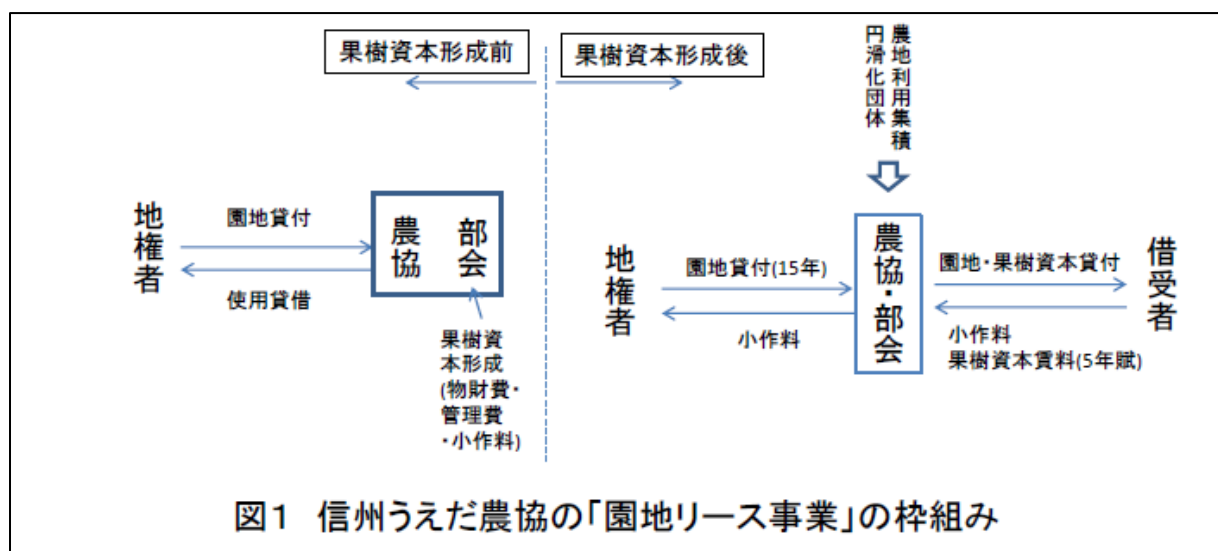
信州うえだ農協では、部会が苗木育成に取り組む中で、荒れた園地を問題視する声が出てきた。そこで、農協では、農協が遊休園地を一時預かって、改植を行い担い手に引き渡す仕組みを2005年頃から検討し始め、2006年に仕組み作りをし、2007年には部会の事業で大苗育苗を始めた。「園地リース事業」の対象園地として、かつて畑灌漑事業で整備した4haの団地のうち、その後トレリスなど設備を残したまま放任園化していた1haを確保し園地整備を行い、2010年に植栽した。

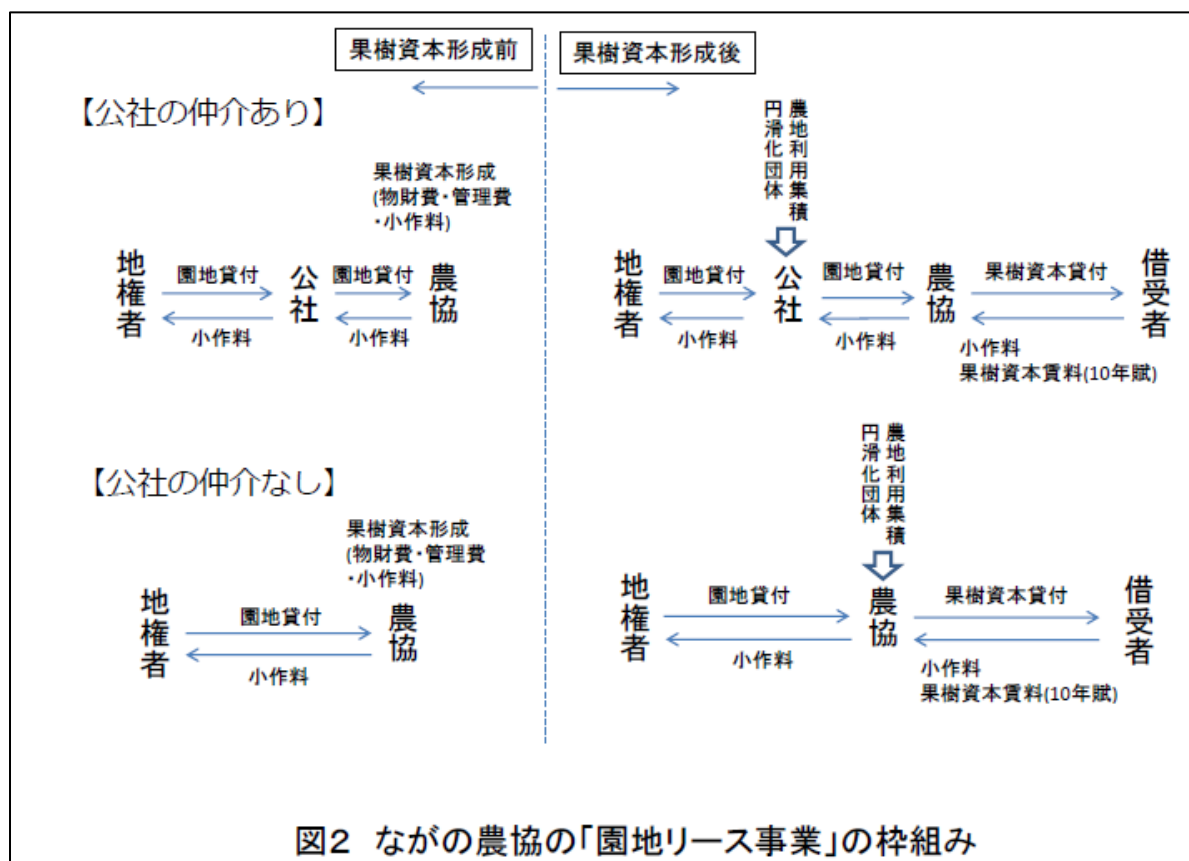
ながの農協管内の基幹果樹品目はリンゴであるが、販売額、面積ともに右肩下がりであり、歯止めをかけていくことが課題であった。国の施策にあわせ、2007年に果樹産業の振興を目的とした産地協議会が設立されるが、課題への対応策として、果樹経営支援対策事業を取り入れた新しい化栽培導入を取り組みの中核においた。密植の新しい化栽培では苗木の確保が問題となったため、農協が2007年から苗木生産に着手し、2008年より配布を開始した。同時に、遊休地の増加問題にも対応するために、農地保有合理化事業に、果樹経営支援対策事業による新しい化栽培導入を乗せる形の「園地リース事業」を2007年より開始した。

iii) 「園地リース事業」の仕組み

「園地リース事業」は農地利用集積円滑化事業（2009 年までは農地保有合理化事業）と果樹経営支援対策事業を活用して、農協等が中心となり地権者から農地を借り受け、果樹資本を形成し、借地人に貸し出す仕組みとなっている。ただし、農地利用集積円滑化団体がどこか、費用負担主体はどこかなどの点で異なる仕組みが構築されている。

信州うえだ農協では、当初の仕組みがのちに変更されている。当初の仕組みは、まず農協が地権者から園地を使用貸借によって借り、部会からの苗木提供のもと、営農指導員などが管理作業を担うことにより果樹資本を形成する（3 年間）（図 1）。果樹資本が形成された後は、農協が農地利用集積円滑化団体として地権者より農地を借りる。なお、灌水の利用料は地権者負担で、果実の少ないはじめ 5 年間は使用貸借である。借入者に農協は園地を、部会は果樹資本を貸し付ける。それに対し、借地者は小作料を農協に、果樹資本形成に要した費用を部会に支払う。果樹資本は当初の資産価額を、借入者が農協に 5 年間に分けて支払い、完済後は果樹資本の所有権は借入者に移行する。以上のような仕組みである。





しかし、この仕組みでは部会の奉仕部分が多く、部会の対応が難しくなった。そこで、今後は信州うえだ農協の出資法人である有限会社信州うえだファームを組み入れた仕組みを構想している。同社は営農支援会社で、作業受託、苗の供給、新規就農支援等を事業としている。

ながの農協では、農地利用集積円滑化団体の資格取得主体が市町村によって異なるため、市町村によって異なる仕組みとなっている（図2）。長野市では農地利用集積円滑化団体が長野市農業公社となっている。そのため、地権者は長野市農業公社に園地を貸し付け、小作料を受け取る。公社は農協に園地を貸し付け、小作料を受け取る。農協は果樹経営支援対策事業を用いながら果樹資本を形成する。果樹資本形成後は一旦公社に返却する。その後公社は再び農協に園地を貸し付け、農協は借受者に園地と果樹資本を貸し付ける。借受者は、小作料とともに果樹資本価額を10年間に分けて農協に支払う。なお、この果樹資本価額であるが、果樹経営支援対策事業とともに、長野市の苗木助成（30%）、農協独自の助成により、3分の1程度まで圧縮されている。

その他の町村では、ながの農協が農地利用集積円滑化団体となっている。そのため、地権者は農協に園地を貸し付け、小作料を受け取り、農協は果樹資本を形成し、形成後は借受者に園地と果樹資本を貸し付け、借受者は、小作料とともに果樹資本価額を10年間に分けて農協に支払う。なお、長野市と同様、飯綱町においても苗木助成（10%）がある。

iv) 取り組みの実績

いずれの農協も取り組みとしては初発段階で、実績は数える程度である。信州うえだ農協では①2009年植栽、2009年引渡が1件0.5ha、②2010年植栽、2010年引渡が1件0.5haで、合計1haの実績がある。この1haは同じ団地の中にあり、いずれも簿価は10a当たり2万円（市町村補助5万円、農協補助15万円、部会補助2万円控除ののち）である。

ながの農協は取り組みが成立しているのが2009年植栽、2011年引渡の2件である。このうち1件は15a、簿価が34万円（支援対策事業を入れた上で苗木代は農協負担、トレリス代のみ）、もう1件は29a、簿価が7万円（支援事業を入れた上で苗木代は農協負担、トレリス、棚などはもともと有り）である。ほか2011年植栽予定の園地が7件、193aある。

v) 取り組みの課題

以上のように、優等地と担い手を同時に確保していくために、農協主導で優等地に追加投資が行われている。そのため、事業継続において最も問題となるのは農協等の負担である。この負担のリスクを減らしていくには、次の3点が重要となっている。第1に地権者との関係、第2に借受者との関係、第3に支援事業の継続等そもそもの負担額の軽減である。

第1の地権者との関係であるが、これは有益費問題と関係する。地権者が後になって貸付を拒否すれば、農協等が行った果樹資本への投資は全く無駄になり、農協等の会計に損失が発生する。信州うえだ農協では、契約文書に関しては未整備の状況である。ながの農協においても、地権者との約束は口約束である。しかし、農協の負担額が大きいことから、有益費補償についての契約文書化について、現在文書案を作成している段階である。こうした有益費補償についての契約は農業の現場での事例に乏しいことから、文書案の作成に苦慮しているが、画期的な試みである。さらに加えて、地権者が相続によって代替わりした場合の契約の継続も不安視されている点である。

第2に、借受者との関係である。果樹資本が形成されたとしても借受者がいなければ、やはり投資は無駄になる。しかし、規模拡大を意図する担い手が乏しい中で、借受者を確保していくことは容易なことではない。もちろん、借受人の確保について、農協は見込みをもって取り組んでいるが、事前契約までは取り交わしていない。さらに、借受成立後の営農確立の問題もある。これについて農協は新わい化栽培などの営農モデルを持ちながら、借受成立後も営農支援を続けることとしている。

第3に負担額の軽減である。事業の継続のためには、リスクの母数となる負担額そのものの軽減も重要な課題である。農地貸借を使用貸借とする、市町村などから独自の苗木助成を受けるなどの対応もあるが、果樹経営支援対策事業が、「園地リース事業」の継続にとってきわめて重要な要件となっている。特に、ながの農協では、果樹経営支援対策事業を用いた上で、借受者の負担を減らすためにさらに農協独自で費用の補助をしており、それが営農部予算の6分の1に達している。このため、果樹経営支援対策事業の継続が切に求められている。

2 農地銀行（農地利用集積円滑化団体）による樹園地流動化調整システム

(1) 三ヶ日町農協管内の果樹農業の概況

三ヶ日町農協は、現在は浜松市と合併し、浜松市北区の一部となっている旧三ヶ日町（以下、三ヶ日と記す）を管内とする農協である。三ヶ日は、全国有数の温州ミカン産地であり、年明け出荷の中心系統である「青島」では、全国一の市場競争力を有している。その競争力の源泉は、自然立地の優位性に基づく果実品質の高さとともに、園地整備とSSの積極的な導入によって実現された生産性の高さにある。三ヶ日では、1980年代からSSの導入を念頭に置いた園地整備に取り組み、柑橘産地の中でSSの普及率は全国一である。三ヶ日町農協で樹園地流動化調整システムの構築に先駆的に取り組んでいる背景には、生産基盤整備を先行的に実施してきたことがある。

三ヶ日の農業は、温州ミカンを主体とした柑橘農業が大部分を占めている。2005年農業センサスによると、販売農家1,282戸中果樹類単一農家が1,132戸、果樹類が主位の準単一農家が39戸であり、両者合わせて販売農家の91.3%に達している。耕地に関しても、経営耕地面積1,977ha中、樹園地が1,798haで、90.9%を占めている。果樹栽培面積では、総栽培面積1,789ha中、温州ミカンが1,759ha、その他柑橘が23haであり、両方で99%以上を占めている。

三ヶ日の柑橘産地としての大きな特徴は、農家1戸当たり経営面積が大きいことである。表2に経営耕地面積別農家数の推移を示したが、経営耕地の9割が樹園地なので、この表は経営樹園地面積規模をほぼ反映している。この表から明らかなことは、大規模層の比率が高く、しかも増加が顕著なことである。2010年では、経営耕地面積2ha以上の農家が30.1%、3ha以上でも14.5%に達している。5ha以上の農家も33戸ある。面積シェアで見ると、大規模層への集積はより顕著となる。経営耕地面積5ha以上の農家の面積シェアは11.3%、経営面積3.0ha以上では38.2%、さらに2ha以上にまで広げると、60.9%にまで達している。

1990年以降の変化をみると、大規模層のシェア拡大は大きく進んでいることも確認できる。3haがほぼ分解基軸となり、経営耕地面積3ha未満の農家は減少し、それ以上の農家が増加している。特に4ha以上の農家は、依然少数であるが、増加は顕著である。経営耕地面積5ha以上の農家は1990年には7戸であったが、2010年には33戸にまで増加している。この間、経営耕地面積には大きな変化はないので、規模縮小あるいは離農した農家の耕地の大部分は規模拡大農家に移動したはずであり、耕地の流動化が進展している。2010年の借入耕地面積は248haで借地率は12.7%、樹園地のみでは借入面積199ha、借地率11.1%に達している。借地率は他の果樹産地と比べて飛び抜けて高いとは言えないが、借地の多くが大規模層に集中していることが三ヶ日の特徴である。経営耕地面積5haを超える農家の中には、借地率が5割を超えているものも現れている。

表2 三ヶ日の経営耕地面積別農家数の推移

		(戸, a/戸)									
	総数	～ 0.3ha	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0～ 4.0ha	4.0～ 5.0ha	5.0～ 10.0ha	10.0ha ～
1990年	1,444	35	194	414	281	191	235	76	11	7	
1995年	1,408	46	190	392	271	186	203	99	14	7	0
2000年	1,334	40	155	381	260	171	190	98	22	17	0
2005年	1,295	57	153	332	248	154	185	104	34	27	1
2010年	1,203	32	151	308	215	135	187	142		30	3

資料：農林水産省『農業センサス』

註）販売農家に関する数値である。

三ヶ日町農協の樹園地流動化調整システムをみていく上で、もう一つ指摘しておくべきことは、旧町内に3つの農作業受託組織が設立され、柑橘栽培作業の受託、特に改植とそれと合わせた園地整備作業の受託がなされ、農協による収穫作業の雇用労働力紹介事業が行われている等、農作業面での支援システムも整備されていることである。これにより、高齢農家の営農継続と中核的農家の規模拡大の可能性が広がられている。

(2) 三ヶ日町農協の樹園地流動化調整システム

三ヶ日町農協の樹園地流動化調整システムは、農協が運営する農地銀行によって実施されており、貸出希望のあった樹園地の借入希望者への仲介を行っている。三ヶ日町農協は従来から農地保有合理化法人の資格は取得していたが、樹園地流動化の仲介に本格的に取り組むようになったのは2006年からであり、その後の農地保有合理化法人（現在は、農地利用集積円滑化団体）の流動化事業を農地銀行と称している。

三ヶ日町農協の農地銀行の事業を、手順を追って説明すると以下のようになる(図3)。現在、農地銀行として行っている業務は貸借の仲介斡旋のみであり、農地の中間保有は行っていない。樹園地の仲介は、出し手側から貸付希望が出されることで始まる。その際、出し手は改植や園地改造を実施可能か否かも示さなければならない。改植、園地改造を可とした場合、利用権設定期間期中での解約を求める場合、有益費補償を行わなければならないことが、書類に明記されている。

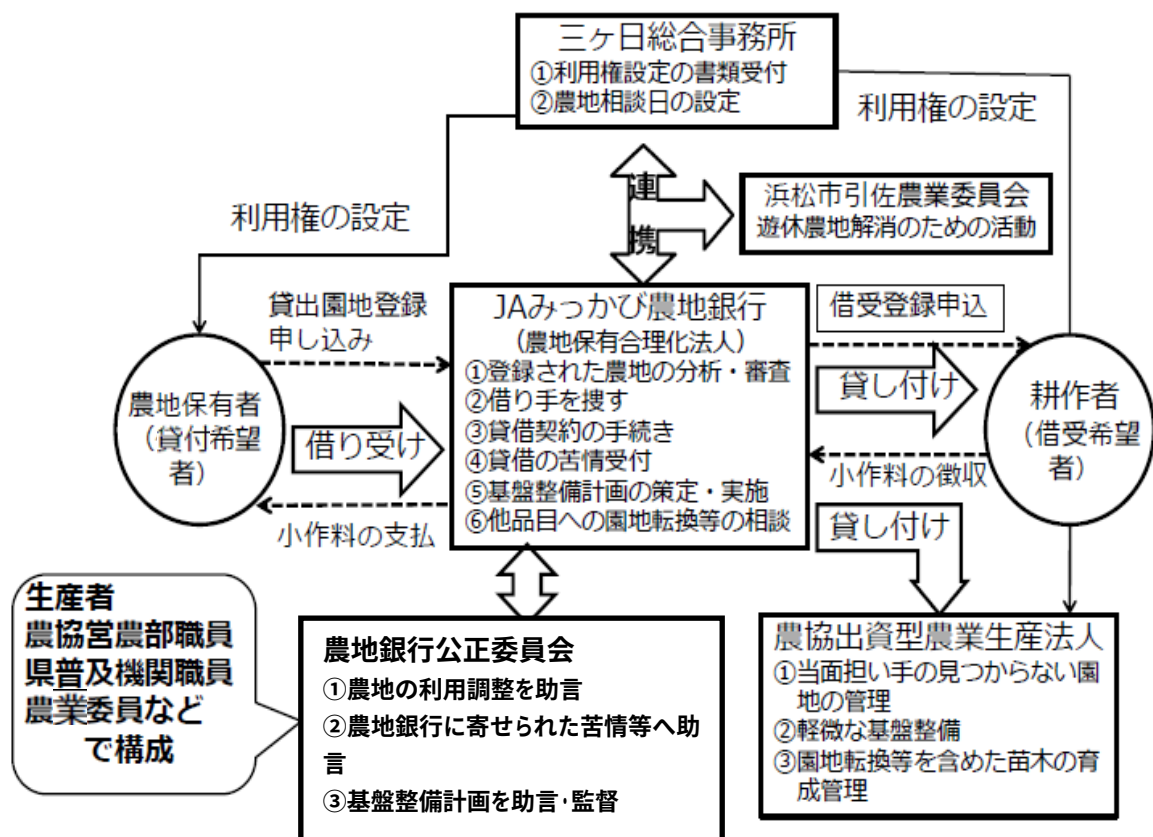


図3 JAみっかび農地銀行の概要

貸付希望が出されると、農地銀行がまず行うことは園地の評価である。園地評価は、生産者、農協営農部職員、県普及機関職員、農業委員などで構成される農地銀行公正委員会で行われる。農地銀行とは独立した組織に委ねることで、公正な評価がなされるように留意されている。公正委員会は、まず流動化事業に乗せるか否かを評価する。園地条件が劣悪で、廃園化させても他の園地の営農に支障がない園地は流動化事業に乗せず、廃園化が勧告される。実際に流動化事業に乗せられなかった例はほとんどない。流動化事業に乗せる案件では、園地の評価を行い、それに基づいて基準小作料が算定される。園地評価は、12 の査定項目について、定められた評価基準に従って点数化し、その合計点によって行われる。12 の査定項目は、①樹齢、②出荷量（10a 当たり）、③隔年結果性、④果実品質（平均糖度）、⑤SS 作業道と運搬道、⑥園内道路、⑦接道路、⑧傾斜角度、⑨湖北用水、⑩面積、⑪形状、⑫日照、である。なお、実際の小作料は、基準小作料を基に貸し手と借り手の合意によって決まる。貸借期間は5～20 年と定めているが、10 年以上の貸借期間を指導しており、実際の貸借期間も10 年が多い。

その後に農地銀行によって借り手の選定が行われる。その際には、まず隣接地の耕作者が優先される。その中でも優先順位があり、全農家を対象としたアンケート調査で、拡大希望ありと回答した農家（登録農家）がまず優先され、次に認定農家が優先される。隣接地の耕作者に希望者がいない場合は、全農家に公示され、希望者が募られる。その際にも同一集落の農家であること、登録農家であること、認定農業者であることという順で選考される。これまでは隣

接地の耕作者が借り入れる場合が多く、全農家に公示されたのは全体の4割程度である。

三ヶ日町農協の樹園地流動化調整システムを支えるもう一つの組織は、農協出資型生産法人「アグリサポート」である。三ヶ日は、担い手農家が最も充実している果樹産地の一つであり、依然規模拡大意欲のある農家は多い。それでも、貸付希望園地すべての借り手農家を見つけることは難しい。そこで借り手が見つからなかった園地を耕作する最後の受け手としての役割を「アグリサポート」は果たしている。

農協出資型農業生産法人「アグリサポート」は、農地銀行の事業開始と合わせて設立された。農地銀行として活動する以前の農地保有合理化法人では、仲介する園地の貸し手が見つかるまで、その園地は放置されていたが、流動化事業を本格的に始めるに当たって、放置される園地を出さないため、最後の借り手として農協出資型農業生産法人が創られた。

「アグリサポート」は、資本金3千万円で設立され、その99%は三ヶ日町農協が出資している。従業員は、常勤者が6名、パートが4名である。2010年の借入面積は4.3haである（それ以外に農協所有の0.53haの園地も管理している）。「アグリサポート」が借りている園地は何らかの理由で借り手が見つからなかった園地であるが、中には所有者が病氣療養のため2年間のみ管理を引き受けているものもある。それ以外の園地は、園地基盤整備が必要であったり、道路に接していなかったりして、条件の劣る園地が多いようである。

果樹栽培部門のみでは収支は赤字となり、経営が成り立たないため、農協の直売所やインターネットを通じたミカンおよびその加工品の販売も「アグリサポート」の事業に組み入れることで、経営は維持されている。短期間でも管理を放置することができない樹園地における流動化事業を円滑に実施していくためには、借り手のいない樹園地の管理を請け負う「アグリサポート」の存在は重要である。しかし、「アグリサポート」は、最後の借り手であり、委ねられる樹園地は決して好条件の園地ではなく、果樹生産で収益を上げることは容易でない。樹園地流動化調整システムを支える最後の借り手としての生産法人をどのように経営的に自立させていくのかは、実効性のある樹園地流動化調整システムを構築する上で大きな課題である。

(3) 樹園地流動化の実績

表3に三ヶ日町農協の農地銀行による貸借の実績を示した。2010年度までの5年間の合計は90件192筆、22.6haであり、1年平均では18件38筆、4.5haとなる。この中で「アグリサポート」の借入はほぼ1割である。樹園地を対象とした貸借斡旋事業としては大きな実績である。しかし、農業センサスの樹園地借地面積と比べると、1割強に過ぎない面積であり、樹園地流動化面積の中で農地銀行を仲介したものは少数である。

また2008年の流動化事業における借り手の経営面積をみると、経営面積5ha以上の農家は5戸、3～5ha規模が3戸、それ未満が6戸である。借り手は大規模経営の比率が高いが、それ以外の経営も含まれている。農地銀行の農地斡旋は隣接地耕作者を優先しており、必ずしも大規模経営を優先していないためである。その背景には、第一には果樹農業は水田農業と違い、

10ha、20ha を超えるような大面積の経営は難しく、園地条件が恵まれていたとしても、5～8ha 程度が限界であるので、少数の農家が大面積を借り入れることは難しいこと、第二に三ヶ日地区では規模拡大希望者は依然多く、一部の農家に借入地を集中させることはできないことがある。

表3 農地銀行の斡旋実績

	件数	面積(ha)
2006年度	16件 50筆	5.8
2007年度	12件 21筆	2.6
2008年度	26件 40筆	4.1
2009年度	15件 39筆	5.9
2010年度	21件 42筆	4.2
合 計	90件192筆	22.6

表4は2006、07年について小作料水準別の斡旋件数を示したものであるが、小作料水準には大きな格差があることがわかる。最も安いものでは、0.34万円/10aであり、最高額は5.11万円/10aである。これは公正委員会の評価による基準額に基づいたものである。園地の評価に大きな開きがあり、公正委員会による園地評価が不可欠であることを示している。

表4 小作料水準別斡旋件数

10a当 たり小 作料	～0.5 千円	0.5～ 1万円	1～2 万円	2～3 万円	3～5 万円	5万 円～
件 数	3	2	3	4	6	1

注) 2006,07年に斡旋された案件の数値である。

資料：JAみっかび資料

(4) 三ヶ日町農協の樹園地流動化調整システムの意義と役割

三ヶ日町農協の樹園地流動化システムは、全国的にも最も整備されたシステムである。その背景には、三ヶ日が優等産地として担い手農家が充実していること、これまで園地整備を積極的に進め、省力的な栽培管理が可能な園地条件が整えられてきたことがある。

ただし、三ヶ日町農協のシステムは、管内の樹園地流動化のすべてを把握し、調整している訳ではなく、三ヶ日町農協のシステムを通じて流動化している樹園地は一部に過ぎない。したがって、管内の樹園地流動化全体を管理し、調整することがシステムの機能とはなっていない。

三ヶ日町農協の樹園地流動化調整システムの機能は、大きく2つあるであろう。第一には、樹園地流動化の規範づくりである。三ヶ日では、三ヶ日町農協がシステムを整備する前から樹園地の貸借が拡大していた。樹園地の貸借では有益費補償や園地評価など難しい課題が多いが、JA 三ヶ日が流動化調整システムを整備する以前は、それらは明確なルールがないまま、貸借が増加していた。三ヶ日町農協のシステムは、それらについて明確な基準を示しており、流動化調整システムを介していない貸借についても、契約の基準となる規範を示していると考えら

れる。

第二には、貸付希望の樹園地のすべてが個別相対で借り手が見つかるわけではなく、個別相対に任せていけば、一部に借り手が見つからず、放置されてしまう園地が現れてしまう。そこで、個別相対では借り手が見つからない樹園地の借り手を斡旋することで、管内の樹園地の維持・保全を図ることがもう一つの機能である。この点では、最後の借り手としての「アグリサポート」が重要な存在となる。

3 共選組織を主体とした農地管理・流動化システム

－西宇和農協川上共選を事例として－

(1) はじめに

西宇和農協川上共選は、八幡浜市の中心部から南に位置し、傾斜地に石積みした段々畑にみかん園が広がっており、みかん栽培の限界と言われる標高 350m まで農地が続いている。川上共選の資料によると、2011 年 1 月現在における構成員は 178 名で平均 1.4ha の経営規模であるが、専業農家のそれは 1.9ha であり、比較的大規模である。また、3 ha 以上の経営規模を有する農家は 12 戸みられ、過去 2 年間に 2 戸増加している。これには、担い手層に農地集積を図る共選組織の農地管理・流動化システムが働いているためでもある。

川上共選管内で生産されるみかんの価格は、相対的に高い水準の販売単価を実現している。そのことも起因して、管内には荒廃農地もほとんどみられないが、共選組織を中心とした農地管理に対する自主的な取り組みにも注目する必要がある。

(2) 基盤整備への取り組み

本地区の基盤整備、特に農道整備への取り組みは、みかんの増殖期にまで溯り、1964 年度～1971 年度に農地保全事業として基幹農道 29.8 km を用排水路兼用農道として整備している。さらに、1974 年に国営南予用水事業の付帯事業として県営畑地かんがい事業が開始されるに当たり、当該地区がモデル地区の指定を受け、多目的スプリンクラーが地区内全農地に設置されることとなる。この時、施設や作業道路の設置場所をめぐる農地所有者との仲介に共選組織の果たした役割が大きかったことから、以後の農道整備に関しての共選組織のイニシアチブが高まったといわれている。

多目的スプリンクラーの設置は、1976 年に工事が開始され、1982 年に完成しているが、この完成時に地区内の農家に対して経営意向調査を行ったところ、スプリンクラーで防除と灌水作業が大幅に軽減されるため、2 ha までの栽培面積の拡大は可能ではないかと回答した農家が多く見られた。そこで、2 トントラックで園地まで入れる作業効率を実現するための農道整備を、農地の流動化対策と並行して、改めて検討した。

1989 年～1995 年には、環境整備支援対策事業などを利用して、11 路線 11.5 km の整備を進めた。これらの農道の整備には、地区の将来を考えながら、路線上に位置する農家が話し合い、自主的に計画案をまとめ、農道組合を組織し、順次農道設置を進めてきた。さらに、1997 年～2007 年には、担い手への農地集積を前提（20% の流動化を実現すると、公庫からの借入利子が免除される）として、担い手育成型畑地総合整備事業を利用した整備を進め、19 路線 9.7 km の基幹農道を整備した。この時期の農道整備でも路線ごとに農道組合が組織されている。

現在、農道は 51 km で、路線密度は 1 ha 当たり 203m であり、作業の効率化に大きく寄与している。

(3) 農地流動化の斡旋

共選組織が農地流動化の斡旋業務を本格的に行うようになった契機には、1988 年に管内農家において、40 歳代の働き盛りの経営主が突然死去し、2 ha ほどの農地が売り出されることになったおりの入札結果の問題化がある。そこでは、当時の相場が 10a 当たり約 300 万円のところ、500 万円の高値がつき、近隣の農家などから、経済力のある農家のみが農地購入を行ってしまえば、計画的農地集積の妨げになるとの不満が共選組織に寄せられた。その後、1996 年にも比較的大規模な農家がリタイアして農地管理の要請が共選組織にあり、土地改良の償還などもあるため、共選の役員が購入することになった。

また、スプリンクラーの設置が終了し、その維持管理体制の構築、農道整備の結果生じた中途半端な面積となった農地の交換分合的流動化も必要であった。さらに、1990 年に行ったアンケート結果からは、現在の経営主がリタイアする時期には農家戸数が半分になることも予想され、担い手への計画的な集積を地区単位で進めることも課題としてあげられていた。

そうしたことを考慮し、管内の農地の売買と貸借の全てを斡旋・調整することを目標として、共選組織が農地流動化委員会を立ち上げた。その農地流動化の進め方は、①規模拡大希望農家と規模縮小農家のリストアップ、②農家の意識向上、③情報の収集活動、④斡旋調整活動、⑤荒廃園対策である。斡旋は、近隣農家、または後継者など担い手を有する規模拡大意欲のある農家を優先し調整を図っている。また、農地の荒廃化の事前情報に基づき、本人の申し出がない場合でも、農地流動化委員会が管理不足園と判断した場合は、当該農家に指導を行うと同時に、流動化の斡旋を進めるケースがある。さらに、流動化の斡旋が実現しない農地は、新たな農地の利用者が現れることも狙いとし、地権者の負担を基本として伐採など再整備を進めている。2000 年度からの実績は表 5 に示したとおりであるが、売買 15.2ha、貸借 61.1ha に及んでおり、貸借の場合には再設定も含まれるが、合計面積では川上共選管内の約 30% にも当たる。

表5 川上共選における農地流動化						
	単位：a、園地					
	売買 面積	園地数	賃貸 面積	園地数	合計 面積	園地数
2000年度	79.4	9	384.8	53	464.1	62
2001年度	85.9	13	563.1	62	649.0	75
2002年度	70.3	12	554.8	45	625.1	57
2003年度	47.3	8	438.9	35	486.2	43
2004年度	17.0	7	386.5	49	403.5	56
2005年度	287.1	28	773.7	85	1,060.8	113
2006年度	143.3	19	485.6	46	628.9	65
2007年度	78.6	8	795.5	73	874.1	81
2008年度	349.9	31	460.4	59	810.2	90
2009年度	171.3	13	296.9	31	468.2	44
2010年度	145.5	24	478.5	50	624.0	74
2011年度	48.1	14	486.7	60	534.7	74
合計	1,523.6	186	6,105.2	648	7,628.8	834
資料：川上共選総会資料						
注1) 賃貸に関しては、再設定を含む。						
2) 年度は1月1日～12月31日であり、2011年度は3月末の実績である。						

(4) 共選組織による農地管理の意義

以上のように、共選組織が農地管理に自主的に取り組んでいるが、従来からの共選組織の役割として、生産指導から販売対応までに至る多くの面の機能でも自主・独立性が貫かれている。特に、1993年に現在の西宇和農協が設立されてから、共選組織の独自性が強まったとみられる。これは、共選組織管内と同等のエリアにあった川上青果農協（名称に「青果」が入っているが、専門農協ではなく、地域の総合農協）の本店が、合併により支店の位置づけになるため、農協職員の業務が従来とは異なることが想定され、これまでの共選組織単位の役割を残すためには、共選組織を再編して、生産者がより多くの役割を担う必要があるとの判断からである。

現在の共選組織の名称は、「川上柑橘共同選果部会」と農協の下部組織であることを明確にしているが、基本的自主性は貫かれている。共選組織には販売委員会、生産委員会、畑地かんがい委員会、基盤整備委員会、農地流動化委員会、農業共済委員会が組織されている。また、土地改良区の下請けの役割でもある「川上地区農道組合」と集落協定に基づいた中山間地等直接支払の業務を行う「川上地区中山間組合」も事務局を共選組織においている。中山間地等直接支払の集落協定の範囲が共選組織のエリアと一致し、協定参加者が共選組織構成員である。そのため、農地管理に関係する様々な連携体制が共選組織の中で進められ、先に見た農道整備と農地流動化などが並行的にスムーズに行われている。

4 その他の事例

(1) 基盤整備事業を契機とした農地管理・流動化の取組み

－ JA 清水を事例として －

1) 地区の概況

静岡市の清水区（旧清水市）は、東西約 12km、南北約 24km で、地形は 80%が傾斜地で占められており、管内の果樹園面積は 530ha である。

昭和 47 年に急傾斜地における農道整備を全国に先駆けて行い、平成元年以降は、地域一体となって「県営畑地帯創業整備事業」を進めており、現在もまだ一部の地区で実施中であるが、それらを含めると約 1 / 3 が基盤整備園地となる見込み。高品質生産を実現するため、「柑橘振興ビジョン」に基づき、着実に基盤整備を実施しており、今後は、担い手育成型該当地区（6 地区）を着実に実施予定である。

2) 園地集積の取組み及び効果

土地改良区（換地委員会・植栽委員会）、JA が連携して園地集積を推進しており、現在（2011 年）まで、賃貸借 6,746a、使用貸借 151a、合計 6,897a の実績がある。今後は、担い手育成型該当地区の整備に伴って、新規の園地集積が増加の予定である。

土地改良区と JA が連携して園地流動化・集積を推進しており、JA が地権者と耕作希望者の間に入り、仲介役となって農地利用集積円滑化事業を実施し、基盤整備地を核として、園地を集積している。

事業実施により SS 導入など機械化が推進しやすくなるなど生産効率の向上が期待されるとともに、園地の流動化もしやすくなるものと期待されている。

3) 園地集積の課題など

現在、園地毎に園地評価は行っているが、園地の診断や残すべき園地とそれ以外の園地の線引き（いわゆるゾーニング）を JA が行うことについて抵抗があるため、将来的には、園地毎に個別診断し、いわゆる「園地マップ」のようなものを作成し、活用して行く必要がある。

(2) 合理化事業を活用した農地管理・流動化の取組み

－ 大分県国東市カボス団地 －

多くの放任果樹園を抱えていた国東市において、県農業農村振興公社が、一団の遊休農地を農地保有合理化事業で買い入れ、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」の事業主体として再整備したうえで、新たに設立された農業生産法人に売り渡し、企業による新規参入と農地の有効活用を図った事例。

(3) NPO法人（特定農業法人）や集落営農を中心とした農地管理・流動化の取組み

ー 長野県飯田市「みどりの風」、山梨県甲州市「らくらく農園」を事例としてー

1) 長野県飯田市…NPO法人

長野県飯田市では、高齢化・担い手不足等の深刻化に伴う遊休農地・果樹園の急増に対処するため、飯田市とNPO法人（特定農業法人）が連携し、モデル事業を実施しながら地域と話し合いを進め、遊休農地の解消に努めている。

事業としては、「遊休農地活用モデル事業」を活用しており、この取組みにより耕作放棄地等が減少している。なお、NPO法人「みどりの風」は、あくまでも社会貢献活動として事業を実施している。

2) 山梨県甲州市…集落営農

「らくらく農園」は、果樹の集落営農組織（運営協議会（任意団体））として、農家 18 戸（専兼業農家混在）で組織された団体である。

取組みとしては、園地基盤整備を実施した園地で、機械の共同利用を通じた防除や施肥作業の効率化（軽労化、省力化、低コスト等）を達成し、節約された労力で他園地の請負作業等も実施している。

なお、園地等生産手段の所有権は個別で、個別経営のメリットは残している。

今後、高齢化や兼業化においても園地の維持を可能とする取組ではあるが、専門的な経営体に統合されるのか、あるいは法人経営体に発展するのかなど構造変化への対応が注目される。

(4) 新規就農を契機とした流動化例

ー 東京都下 ・ ・ 2 事例ー

1) 農地の『特定貸付け』を利用した都市農業地域での果樹新規就農例

・東京都下、都心から 40 km離れたM町で、ブルーベリー、イチジクの摘み取り農園を目指し、新規就農を果たした事例。20 代の女性の就農ということで、農地取得が難しかったが、東京都農業会議に相談し、地元農業委員会のあっせんによりいわゆる「特定貸付」を利用した農地の利用（利用権の設定）ができることになって、新規就農。なお、研修は果樹苗木等の生産販売会社で、接ぎ木、挿し木などの技術を 1 年間学んだ。

2) 『農業経営基盤強化促進法』を活用した都市農業地域での果樹新規就農例

・東京都下、F市で、ブルーベリー栽培(15a)を目指し、新規就農を果たした事例。農地取得に際し、東京都農業会議に相談し、地元農業委員会より『農業経営基盤強化促進法』を活用した農地のあっせんを受け、新規就農し、将来的には農業法人を目指している。果樹での新規就農例。

V まとめ

― 樹園地に適した流動化のための地域的な調整システムの構築に向けて―

果樹農業は、労働集約性が高く、規模拡大が容易でないこと、樹園地は永年作物を対象としており、貸借では有益費補償など特有の難しさがあることなどのために、園地集積が進まず、農業構造変動が遅れていた。その結果として果樹農家の減少は、そのまま樹園地面積の縮小、生産減につながってきた。

しかし、2010 年農林業センサス結果を見ると借地面積は増加しており、しかも経営面積が大きいほど借地率が高まるという関係も確認できる。また 2005 年農林業センサスから経営果樹園面積の区分が 10ha まで上昇したことで、今回のセンサスから果樹園面積が 2 ha を超えた大規模層の変動も知ることができるようになった。

一方、今回の果樹産地での現地調査では、いくつかの産地で農協や農業委員会による園地流動化に向けた取組が始まっていることが確認できた。従来、樹園地の流動化には特有の難しさがあるため、地域的に樹園地流動化を進めようという機運は弱かった。しかし今回の調査では、そのような産地の認識にも変化が現れていることを示している。その背景には、農業労働力の高齢化・減少により荒廃園地が増加していることがある。特に荒廃園が優良地区でも発生するようになり、周辺の園地にも悪影響を及ぼすことが懸念されるようになったため、産地規模の維持のみでなく、良好な生産環境を維持する上でも、管理ができなくなった園地の利用を規模拡大可能な農家に移すことが、産地にとって重要な課題となってきた。

また果樹農業の収益性の低下などにより、樹園地価格、借地料が低下し、樹園地集積のための経済的負担が低減され、規模拡大のハードルが下がり、流動化の条件が広がったことも背景の一つである。現在では、借地料を伴わない使用貸借も珍しくなくなっている。収益性の低下は、受け手側にとっても、経済的余力が縮小したことなどにより、経済的負担の大きい購入を避け、貸借を選好するようになってきた。従来は、樹園地の流動化では、売買の比率の方が高かったが、現在では貸借の比率の方が高くなっていると思われる。貸借では、有益費補償など特有の問題があるため、地域的な規範確立・調整が必要となることもある。

農地流動化のための地域的なシステムは、水田で先行して整備されており、蓄積も大きい。樹園地の流動化でも、水田での経験は大いに参考となるが、樹園地では水田にない特有の課題や条件があるため、水田の手法をそのまま適用することは適当でない。樹園地流動化のための地域的なシステムには、樹園地の特性に応じた考え方や仕組みが取り入れられる必要がある。以下では、樹園地流動化のための地域的な調整システムを構築する上で留意すべき点を挙げる。

第一に、樹園地流動化の目的である。水田では担い手へ農地を集積するのみでなく、個々の担い手の面積集積を図ったり、作目別団地化を図ったりすることで、効率的な生産体制を確立することが課題となる。そのため、対象とする地区全体の水田の利用調整が望まれる。樹園

地でも担い手の樹園地は面的にまとまっていることは望ましいし、作目・品種別団地化が図られれば、生産の効率化は進むであろう。しかし、機械化が遅れている果樹作では、水田作ほど面的集積の必要性は高くはない。むしろ、後述するように、面的集積に留まらない園地基盤の整備が課題となる。また果樹作では、水田作ほどの規模拡大は難しく、水田地帯の一部でみられるような、一つの担い手が地区のほぼすべての水田を引き受けるようなことは期待できない。そのため、受け手の確保は水田以上に難しい。このような樹園地流動化の置かれた状況を踏まえると、樹園地流動化のための地域的な調整システムの目的は、管理できなくなった園地を規模拡大可能な担い手に移し、園地の荒廃を防ぐことにある。面的集積は、後述する園地基盤整備の中で検討すべき課題である。

面的集積を必須の課題としないのであれば、地区内の全園地を対象とする必要性は乏しくなる。樹園地の流動化では対応すべき課題が多く、全園地を対象としていたのでは、業務的にこなし切れない産地も多いであろう。全園地を対象とした調整が可能な産地では全園地を対象とした地域的な調整システムも考えられるが、それ以外の産地では、個別相対で流動化する園地については原則的に自主的な調整に委ね、地域的な調整システムは自主的な調整では流動化できない園地の調整に重点を置くべきであろう。

第二は、樹園地評価である。樹園地は基盤整備の進んだ水田と異なり、園地ごとの条件が大きく異なる。そのため、樹園地流動化を図る上で、まず行わなければならないのは、客観的な園地評価である。傾斜地に立地する園地が多く、農家自ら開墾し、基盤整備もあまり行われていないため、土地条件は総じて劣り、格差も大きい。また土地に合体した資本である樹体も園地評価の重要な要素であり、かつその格差も大きい。しかも、土地市場には、一般的に条件の劣った園地から出てくる。そのため、流動化を仲介するためには、まず客観的な園地評価から始めなければならない。

園地評価の第一の基準は、流動化事業に乗せるのか否かということである。現状では、管理できなくなったすべての園地で引き受け手を見つけることは困難であり、条件が劣悪で経済的に栽培することが難しい園地については、当初から流動化事業に乗せず、廃園化を選択することも必要となっている。そのため、最初の園地評価は流動化事業に乗せるのか否かの評価となる。園地評価に関わっては、その指標とだれが評価するのかということが重要な課題となる。園地評価では、考慮すべき項目が多く、専門性も必要とする。したがって、適切な評価項目と評価者が定められていないと、有効な評価は難しい。

第三は、有益費補償などの樹園地特有の貸借の契約内容である。具体的には改植や園地改造の扱いに関わる取決めである。それと関わって貸借期間もできるだけ長期間に設定することが望まれる。樹園地の貸借では、このような内容が契約に盛り込まれることが求められるが、現状の個別相対での契約では、それらがあいまいなものが多い。その中には有益費補償につい

て何ら取りきめられないままで改植などを実施されている場合もある。地域的なシステムの中では、有益費補償などについても基準を明確にし、それが個別相対での契約においても基準とされるようになることが望まれる。

樹園地の貸借では、有益費補償についても規定した長期間の契約が基本となるが、実際の貸借では様々な動機に基づくものがあり、一律的な契約内容とすることはできない。労働集約性が高く、経営規模が労働力保有状況に依存している果樹農業では、病気などのために一時的に労働力が不足することによる短期的な貸付や、近い将来に定年帰農などによる返還を前提としたような貸借も少なくない。そのような貸借では、長期間の契約は適当でなく、有益費補償に関する明確な取り決めも必要ではない。すなわち、貸借の実態に即して契約内容も柔軟に対応することも必要となっている。

第四は、園地条件の改善、基盤整備である。具体的には改植と園地改造をどのように進めるのかという問題である。土地市場に出てくる園地では、条件の劣った園地が少なからずあり、そのような園地はそのままでは引き受け手を見つけることは難しい。急傾斜地など土地条件の問題は如何ともしがたく、廃園化という方向を選ばざるを得ないものもある。流動化を進める上で特に課題となるのは、老木化などの樹体条件の劣悪化である。樹体条件の劣悪化に関して、まず取り組むべきことは、栽培管理が粗放化し、樹体条件が劣悪化する前に流動化を進めていくことである。そのためには、栽培管理の粗放化を早期に発見するための樹園地のモニタリング体制と農家の営農情報の把握が必要となる。

しかし、樹園地のモニタリング体制などのみでは園地条件の劣悪化は防ぐことは難しいであろう。すでに荒廃しつつある園地を多く抱えている産地も多い。樹園地流動化を進めるに当たっては、劣悪化した園地を改善することは避けては通れない課題である。その場合、だれが園地条件を改善するのが問題となる。有益費補償を明確にしたうえで引き受け手が園地を改善することもあり得るが、それだけでは解決できない事例も多々あると思われる。園地条件改善の実施主体や費用負担などの難しい問題があるが、樹園地流動化を仲介する過程で、園地条件を改善することも、これからは検討する必要があるだろう。

第五は、地域的な調整システムの実施主体である。実施主体としては、農協、共選組織、農業委員会などが考えられる。どの組織が実施主体として適しているのかは、一概に言うことはできず、地域条件に応じた組織が担うということになるだろう。ここでの地域条件としては、市町村および農協の範囲と実際に樹園地が流動化している範囲、農協共販率などである。

実施主体に求められる能力としては、農家と樹園地の情報を持ち、適切な園地評価が可能な専門性を有していることである。さらに果実では、品目・品種などに関わって販売面との関係を抜きに流動化を考えることはできないので、販売面との関わりを持っている方が望ましい。

その点では、農協や共選組織が適当となる。ただし、その場合でも樹園地流動化は地域的な

事業であり、共販農家のみに限定した事業とはしない方がよい。共販率が高く、共販農家のみに限定した事業でも、地域内の樹園地を維持し、荒廃園の発生を抑えることができるのであれば、そのような対応もあり得るが、それが可能な産地は稀であろう。いずれにしても、単独の組織がシステム全体を担うのではなく、関係機関の連携・協力体制の構築は不可欠である。また一つの農協内に複数の共販組織がある場合などには、共販組織を範囲とした流動化の調整と、それを超えた農協全域での調整の重層的なシステムを整備することも考えられる。

第六は、樹園地の引き受け手である。樹園地流動化を進める上で最も大きな問題は、引き受け手の確保であろう。水田作のように一つの担い手が相当な面積を引き受けることは、果樹作では不可能なため、ある程度の数の担い手を確保する必要がある。実際、樹園地流動化の地域的なシステム作りが進められつつある産地は優良産地で、ある程度の担い手が確保できている産地が多く、中核的な担い手が少ない産地の多くではシステム構築に着手できていない。

中核的な担い手の少ない産地では、樹園地流動化の地域的な調整システム作りとともに、樹園地の引き受け手となる担い手形成に取り組むことが必要となる。近年、新たな担い手として新規参加者が注目され、一部の産地では積極的な受け入れに舵を切っている。新規参加者の受け入れのためには、研修・技術指導体制とともに樹園地の斡旋が必要であり、逆にそのために樹園地流動化の地域的な調整システムが求められてくる。

第七に、農協出資型生産法人である。近年、いくつかの産地で農協出資型生産法人の設立が検討され、一部ではすでに設立されている。農協出資型生産法人設立の目的は、引き受け手のいない樹園地の管理や農作業の受託、さらには新規参加希望者の研修などがある。樹園地流動化の地域的な調整システムが機能していくためには、引き受け手のいない樹園地の管理やそれ以外でも何らかの事情による一時的な管理を引き受ける仕組みが必要である。その方策の一つとして農協出資型生産法人が注目されている。しかし、農協出資型生産法人は、他の農業部門も同様であるが、生産事業で黒字化することは難しい。したがって、農協出資型生産法人を設立する場合には、適切な経営見込みを行い、所要の経営支援策を用意しておくことが必要である。

樹園地における流動化のための地域的なシステムは、水田とは比べものにならないほどの難しさがある。しかも、その経験はまだ乏しく、参考となる先行事例も少ない。しかし、果樹産地の実態をみると、その必要性は高まっている。現状では、樹園地流動化の地域的な調整システム作りのための有効なマニュアルは存在しておらず、各産地の取組経験を共有し、樹園地に適した流動化のための地域的な調整システムの骨格を作り上げていくが当面の課題であると言える。

なお、現在は農地法の改正により、農協自らが農地の管理が可能となっており、それも今後の選択肢の一つとなろう。ただし、その場合も収支見込みと財務的負担については事前に検討しておく必要はある。

(参考資料)

1 農地流動化に関する法制度

《出典：農林水産省ホームページより転載》

(1) 農地流動化の促進について

農地流動化の促進について

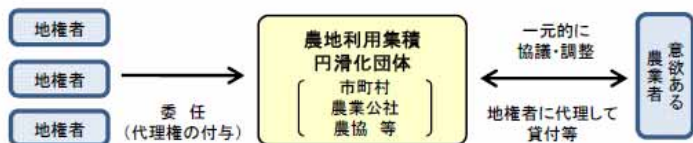
農業経営基盤強化促進法の概要

- 農業経営基盤強化促進法では、市町村が定める「農業経営基盤の強化に関する基本構想」に位置付けられた意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じることとしている。
- その中で、農地の流動化を促進するため、農地法の特例として下記3事業を措置。

農地利用集積円滑化事業

市町村段階の農地利用集積円滑化団体(市町村、農協等)が、複数の地権者から委任を受け、地権者を代理して、農家と貸借契約等を締結する事業

＜市町村段階の農地の仲介の仕組みとして、H21年に創設＞

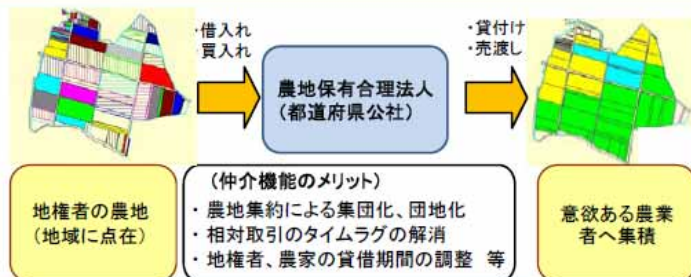


(円滑化団体が調整するメリット)

- ・ 多数の地権者と交渉しなくても、円滑化団体と協議すれば面的集積を実現できる。
- ・ 公的機関が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができる。

農地保有合理化事業

都道府県公社が、地権者から農地を借入れ、農家に貸し付けることなどを行う事業

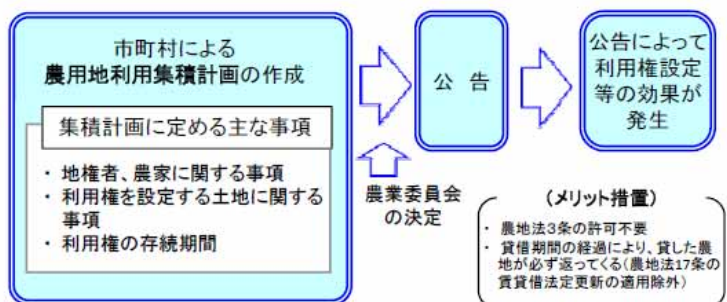


(仲介機能のメリット)

- ・ 農地集約による集団化、団地化
- ・ 相対取引のタイムラグの解消
- ・ 地権者、農家の貸借期間の調整 等

利用権設定等促進事業

地権者と農家との農地の貸借等を集団的に行うため、市町村が個々の権利移動を1つの計画(農用地利用集積計画)にまとめ、個々の契約をとにかかわることなく、一挙に貸借等の効果を生じさせる事業



(メリット措置)

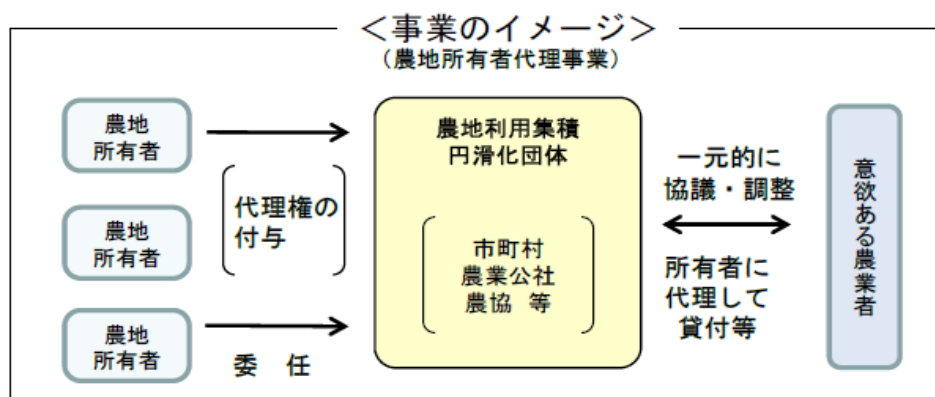
- ・ 農地法3条の許可不要
- ・ 貸借期間の経過により、貸した農地が必ず返ってくる(農地法17条の賃貸借法定更新の適用除外)

(2) 農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21年12月に施行された改正農地法により創設（農業経営基盤強化促進法に措置）された次の3事業のことです。

- ① 農地所有者代理事業
農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業
- ② 農地売買等事業
農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業
- ③ 研修等事業
農地売買等事業により一時的に保有する農地等を活用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業



◇ 実施主体（農地利用集積円滑化団体）

事業	実施主体となれる組織
農地所有者代理事業	① 市町村、農協、農業公社、営利を目的としない法人
	② 法人格を有しない非営利の団体※ (構成員を対象にする場合のみ)
農地売買等事業 研修等事業	市町村、農協、農業公社

※ 目的、構成員の資格、代表者に関する事項などを定めた規約を有していて、主として農業構造を改善するための事業を行うことが必要。

◇ 農地利用集積円滑化団体が調整するメリット

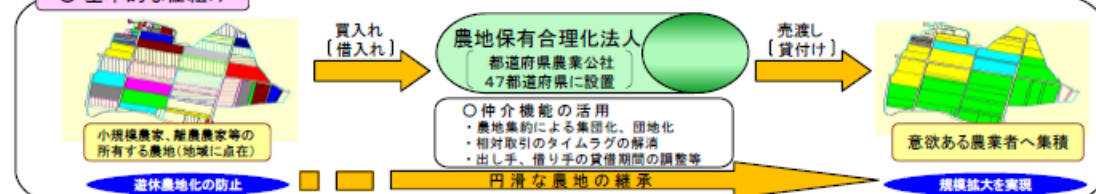
- ・ 農地の受け手は、多数の農地所有者と交渉しなくても、農地利用集積円滑化団体と協議すれば規模拡大・面的集積を実現できます。
- ・ 公的機関が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができます。
- ・ 自ら受け手を探せない者の農地を耕作放棄化させず、確実に受け手につなげることができます。

(3) 農地保有合理化事業の概要

農地保有合理化事業の概要

- 「農地保有合理化事業」は、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ又は借入れ、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整した上で、農地の売却し又は貸付けを行う事業。
- 「農地保有合理化法人」は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農地保有合理化事業を行う主体として位置付けられた法人。

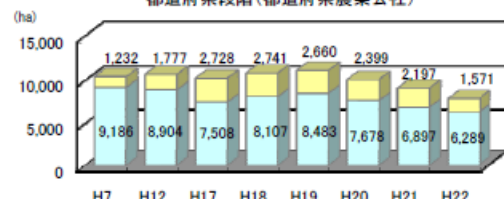
○ 基本的な仕組み



○ 農地保有合理化事業の実績

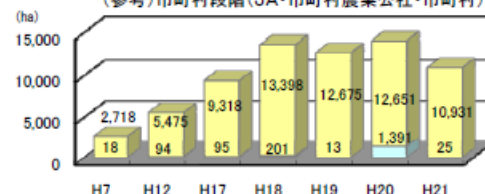
- 都道府県農業公社における農地売買事業の買入面積は6,289haで、平成12年度以降7~9,000ha程度で推移していたが、近年漸減傾向にある。
 - 都道府県農業公社における農地賃借事業の借入面積は1,571haで、平成12年度以降2,000ha前後で推移している。
- また、市町村段階の農地保有合理化法人は、平成17年度以降10~12,000ha程度で推移している。なお、市町村段階の農地保有合理化法人は、平成21年の農業経営基盤強化促進法の改正により農地利用集積円滑化事業が創設されたことから廃止された。

都道府県段階(都道府県農業公社)



注) 農地保有合理化法人による買入れ、借入れの集積(農林水産省経営局農地政策課調べ)

(参考)市町村段階(JA・市町村農業公社・市町村)

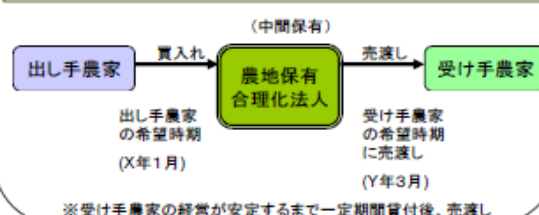


買入面積 借入面積

○ 農地保有合理化事業の活用イメージ

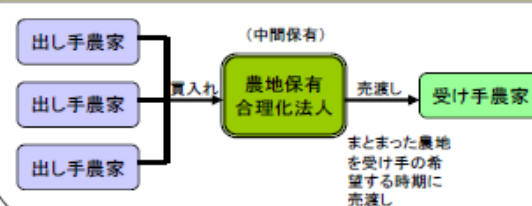
受け手、出し手間のタイムラグの解消

事情により早く農地を売りたい農家と、営農計画に沿った買入れを望む受け手農家との時間的なズレにより、相対取引での調整が困難である場合、農地保有合理化法人の中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消。



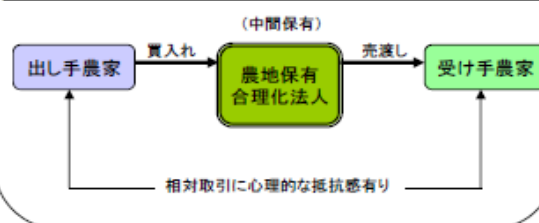
農地集約による団地化の実現

複数の出し手農家の農地を農地保有合理化法人に集約し、同法人の中間保有機能を活用して連担化することにより、受け手農家の効率的な農業経営に寄与。また、中間保有期間中に、基盤整備を行う等付加価値を高めた上での売却も可能。



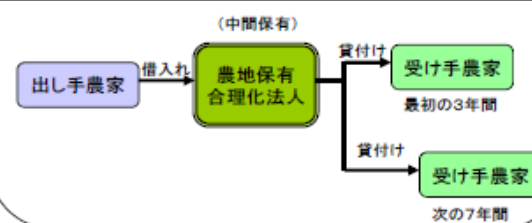
農家の相対取引に対する抵抗感に対処

近所の農家とは売買交渉をしたくない、集落内の人には農地を売りたい等農家の相対取引に対する心理的な抵抗感がある場合、公的機関である農地保有合理化法人が間に入ることにより、こうした軋轢を緩和。



貸付期間のミスマッチの解消

長期貸し付けを希望する出し手農家の農地を農地保有合理化法人が借入れ、出し手の希望する期間と異なる期間での借入れを希望する複数の受け手に貸し付けることにより、出し手と受け手の貸付期間の不一致を調整。



(4) 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）

農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）

1 農用地利用集積計画の作成

市町村は、農業委員会の決定を経て利用権設定等の内容を含めた農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 農用地利用集積計画の要件

- ① 計画の内容が市町村基本構想に適合すること
 - ② 利用権の設定等を受ける者が次のすべてに該当すること
 - ア 農用地のすべてを効率的に耕作すること
 - イ 農作業に常時従事すること
 - ウ 農作業に常時従事しないと認められる者については、アのほかに次の要件のすべてを満たすこと
 - (7) 地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと
 - (イ) その者が法人である場合は、業務執行役員のうち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すること
- ※ 農用地利用集積計画に、農用地を適正に利用していない場合には賃借を解除する旨の条件が定められている必要がある。

- ③ 利用権を設定する土地について関係権利者すべての同意を得ていること
- ただし、数人の共有に係る土地について利用権（存続期間が5年を超えないものに限る。）を設定する場合は、2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ていること

3 農用地利用集積計画の公告

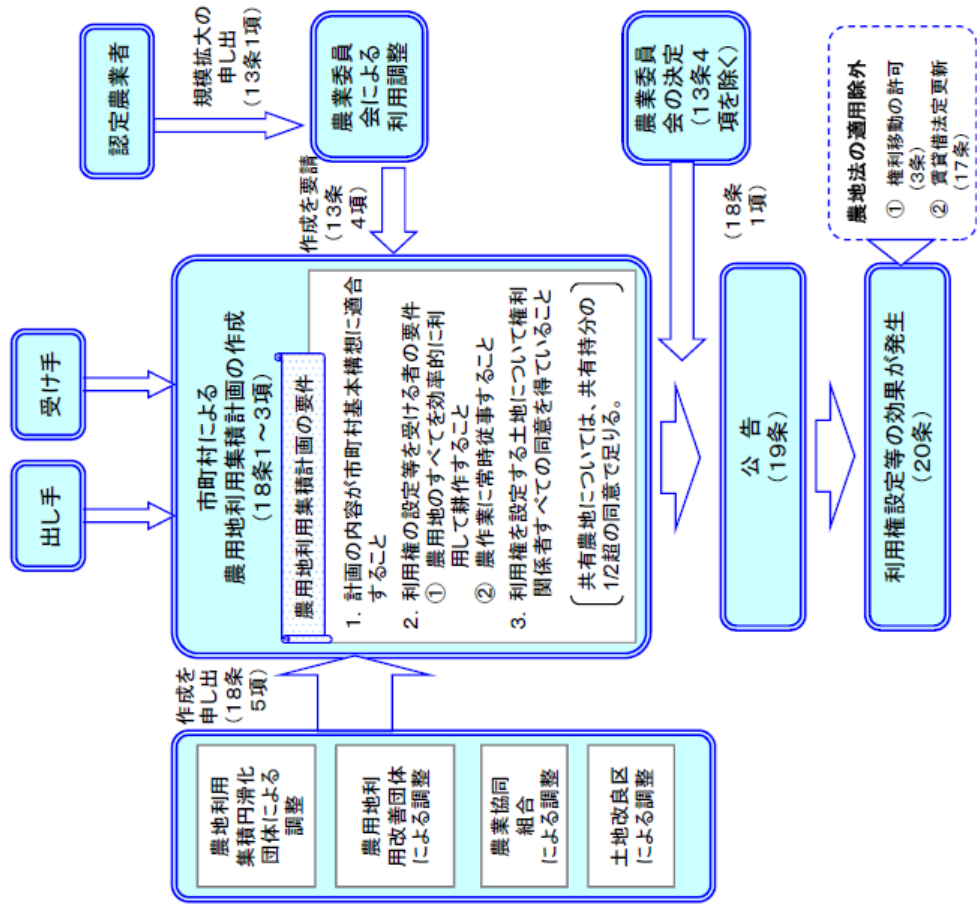
農用地利用集積計画の公告により、計画の定めるところにより利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

4 農地法の特例

農用地利用集積計画の定めるところにより農用地の利用権の設定等が行われる場合には、

- ① 権利移動の許可、② 賃借の法定更新の規定は適用されない。

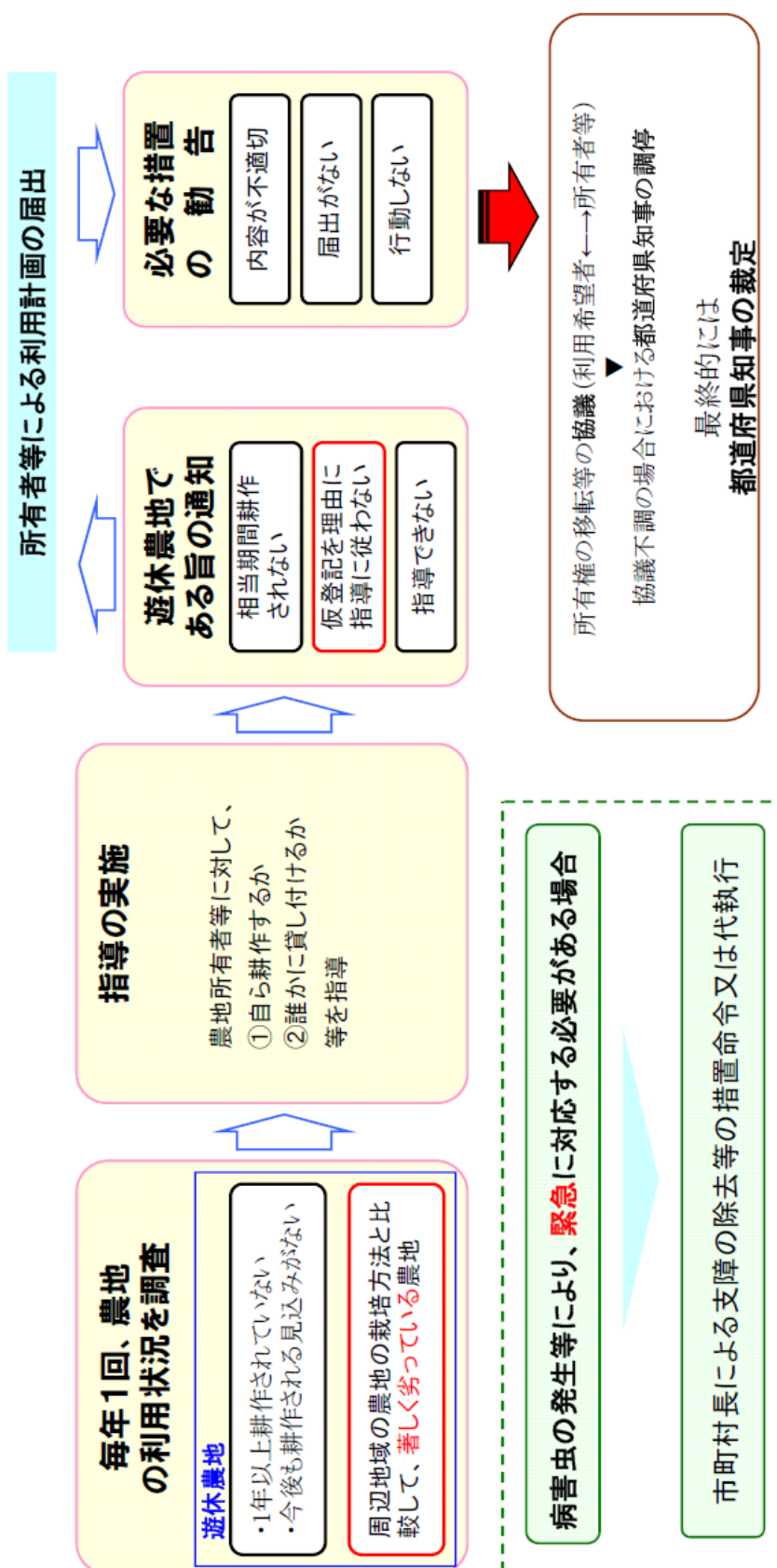
○ 農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業の仕組み



2. 遊休農地対策

遊休農地対策

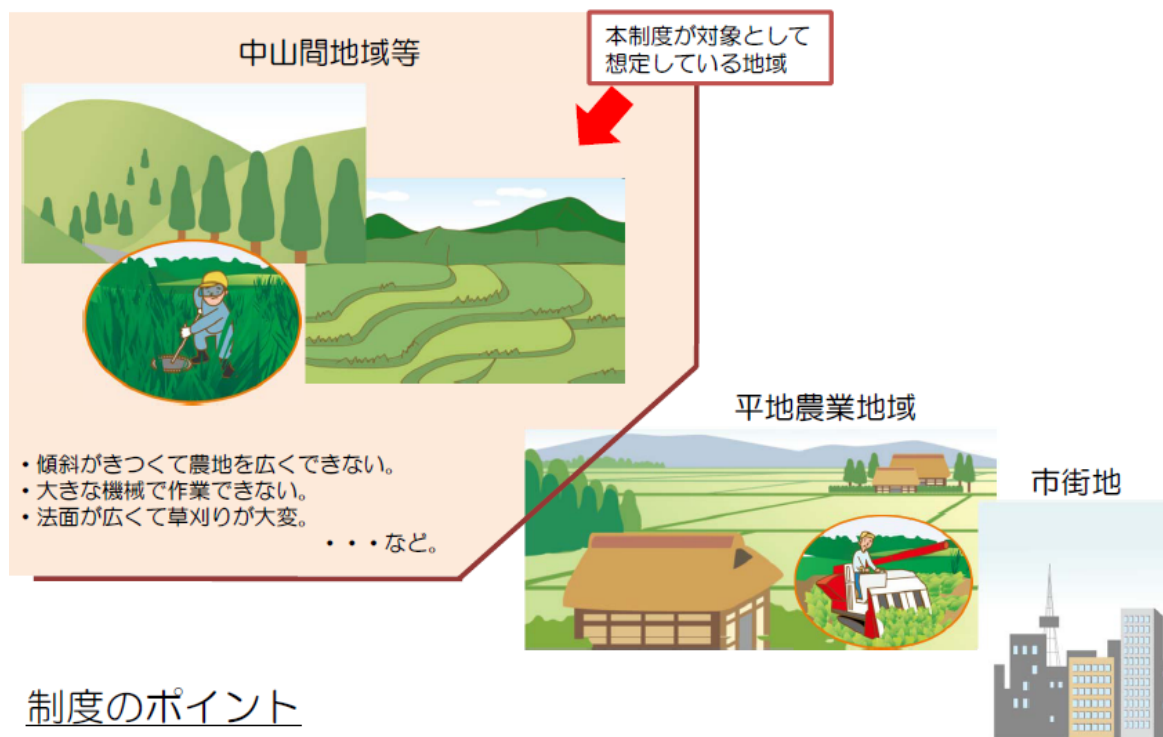
- これまで市町村の判断に基づき行っていた遊休農地対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地に対象を拡大。
- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。



3 中山間地域直接支払制度

中山間地域等直接支払制度とは？

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。



制度のポイント

- 山村、過疎地、離島等の傾斜農用地等が対象。
→詳しくは、2ページ「1. 対象地域、対象農用地は？」を参照
- 「協定」を締結し、5年以上農業生産活動が続ける農業者へ交付。
- 交付金の使途は特に制限はありません。

Q.中山間地域の役割って何？

平野の外縁から山間に至る中山間地域は、我が国の国土面積の約7割、経営耕地面積の約4割を占める重要な農業生産地域です。

また、流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村は、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしを守る役割を果たしています。

制度の概要

交付金の対象となるには、地域や実施する活動などについて一定の基準を満たすことが必要です。

1. 対象地域、対象農用地は？

対象地域

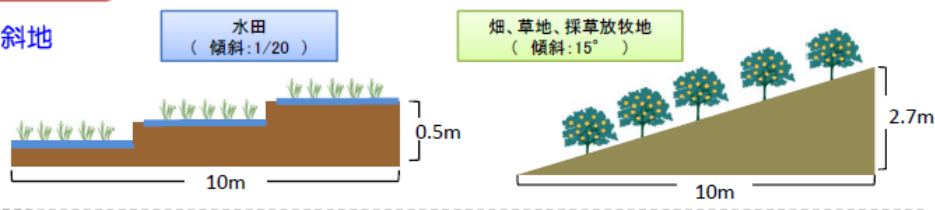
- ・「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の指定地域
- ・地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域

対象農用地

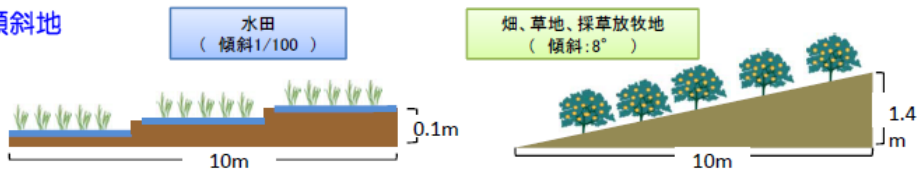
「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。

傾斜基準等

①急傾斜地



②緩傾斜地



③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

⑥傾斜地と同等の条件不利地として都道府県知事が定める基準に該当する農用地(離島等の平地)

対象農用地の中から、「1ha以上の一団の農用地」を構成。

※1ha以上の一団の農用地とは・・・、

- ・1ha以上の団地
- ・集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上

【第3期の見直しで追加】→8ページ

お住まいの地域の指定状況については、最寄りの市町村へお問い合わせ下さい。



2

2. 協定とは？

- 交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を
取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続す
る必要があります。

交付対象者

協定に基づき5年間以上継続して行う農業者等*

※「農業者等」とは、農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織などを指します。

交付対象となる行為

協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等

<集落協定で取り決める内容>

ア. 協定の対象となる農用地の範囲

イ. 構成員の役割分担 : 農用地の管理者及び受託の方法、水路・農道の管理活動の内容と作業
分担、経理担当者、代表者等

ウ. 集落マスタープラン

- ・ 集落の10～15年後を見据えた将来像
- ・ 将来像を実現するための5年間の活動計画

Q. どうして作らないといけないの？

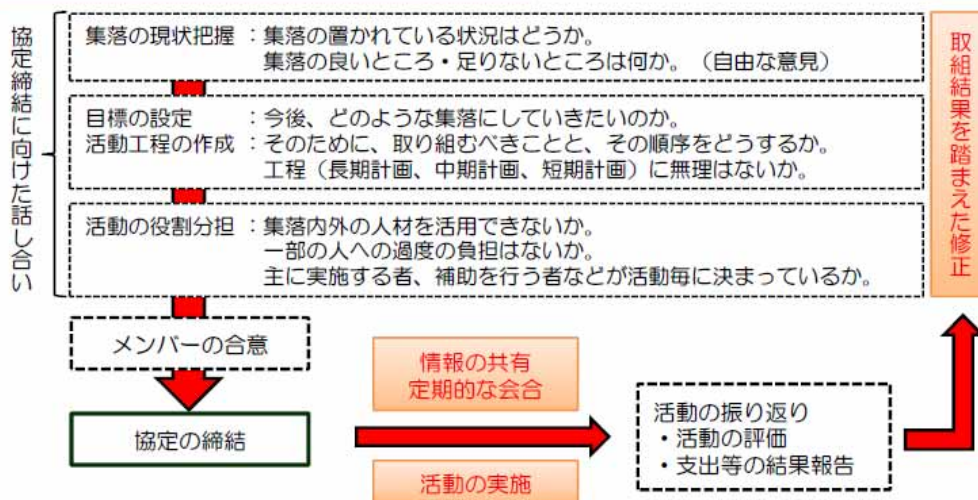
現在行われている農業を続けていくことはもちろん重要で
すが、同時に、将来にわたって続けられるような体制を考え、
それを計画的に少しずつ実現していってほしいからです。

エ. 協定で取り組む活動内容（交付金の交付要件となる活動の選択）

オ. その他、交付金の使用方法など



集落協定の策定と活動の流れ（イメージ）



3. 活動内容と交付単価は？

①集落協定で必ず実施しなければならない事項（必須）

■集落マスタープランの作成

■農業生産活動等

- ・耕作放棄の発生防止活動
- ・水路・農道等の管理活動
(泥上げ、草刈りなど適切な施設の管理・補修)

■多面的機能を増進する活動（次のうち1つ以上を選択）

- ・国土保全機能を高める取組
- ・保健休養機能を高める取組
- ・自然生態系の保全に資する取組



②通常単価を受けるためのより前向きな取組

■農用地等保全マップの作成及び実践

■以下のA～Cの要件から1つ以上を選択

○A要件（次のうち2つ以上を選択）

- ・協定農用地の拡大【第3期の見直しで追加】→7ページ
- ・機械・農作業の共同化
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物等の加工・販売
- ・農業生産条件の強化【第3期の見直しで追加】→7ページ
- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・多様な担い手の確保【第3期の見直しで追加】→7ページ
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託

○B要件（次のうち1つ以上を選択）

- ・集落を基礎とした営農組織の育成
- ・担い手集積化

○C要件

- ・集团的かつ持続可能な体制整備
【第3期の見直しで追加】→6ページ



○地目や傾斜区分に応じて、下表の**通常単価**が交付されます。

（交付単価は10aあたり）

地目	区 分	交付単価（円）
田	急傾斜（傾斜度1/20以上）	21,000
	緩傾斜（傾斜度1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（傾斜度15°以上）	11,500
	緩傾斜（傾斜度8°以上）	3,500
草地	急傾斜（傾斜度15°以上）	10,500
	緩傾斜（傾斜度8°以上）	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜（傾斜度15°以上）	1,000
	緩傾斜（傾斜度8°以上）	300

※①のみの取組の場合、交付単価は**基礎単価**
（通常単価の8割の額）となります。

今は農地の維持で精一杯だけど、
これからみんなで話し合って通常単
価をもらえるように頑張ろう！



注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地の場合、緩傾斜の単価と同額となります。

第4章

果樹生産構造アンケート調査の 取りまとめ結果

第4章 果樹生産構造アンケート調査の取りまとめ結果

1 アンケート調査の概要

ア 調査の趣旨

果樹産地構造改革計画を策定している産地等を対象として、当地の果樹生産の概要、果樹農業における園地流動化等についてのアンケートを行い、その結果を地域の果樹関係者に広く提供し、果樹農業振興に関する各種計画の策定等に資するものとする。

イ 調査対象・対象数・回収状況

果樹産地構造改革計画を策定している産地協議会、360 を対象に実施。
回収数は 129 で、回収率は 35.8%であった。

ウ 調査時期

平成 23 年 11 月上旬～中旬（回収期限：11 月末日）

エ 調査の方法

調査票等を産地協議会事務局へ郵送し、記入後、郵送、又はファックス等で返送。

オ 調査事項

- (ア) 果樹生産の概要（栽培面積が最も多い果樹、粗生産額が最も多い果樹）
 - (イ) 果樹農業における園地流動化について
 - (ウ) 労働力の補完・調整への取り組みについて
 - (エ) 果樹農業への新規就農希望者に対する支援について
- なお、詳細については、別添「果樹生産構造アンケート調査票」参照。

カ 調査結果の取りまとめ

≪調査客体数・回収数・回収率≫		(回収数の内訳：最も多い果樹)		
区分	実数	区分	実数	割合
アンケート送付数	360	りんご	23	17.8
アンケート回収数	129	柑橘	49	38.0
アンケート回収率(%)	35.8	その他	57	44.2
		計	129	100.0

2 アンケート調査結果の概要

ア 調査結果要旨

- ① 園地の流動化が「売買」の場合、他作物と比較して「極めて難しい」と「やや難しい」を合わせると 80.7%。
- ② 園地の流動化が「貸借」の場合、他作物と比較して「極めて難しい」と「やや難しい」を合わせると 78.1%。
- ③ 園地流動化の阻害要因は、1. 規模拡大志向農家が少ない：38.3%、2. 園地の条件が悪い：32.5%
- ④ 担い手への園地集積では、1. 基盤整備の促進：32.7%、2. 地域の合意形成：30.3%

イ 調査結果概要

(ア) 産地協議会内の樹園地（果樹園）については、

果樹全体でみると、1 産地協議会当たりの「平均果樹栽培面積」は 413ha。うち、利用権設定園地面積（22 年 12 月末時点）は 35ha、過去 5 年間の所有権移転園地面積（累計）は 12ha となっている。

(イ) 果樹園について、他作物のほ場と比較して流動化の難しさについては、

- 『売買』では、果樹全体でみると、「極めて難しい」、「やや難しい」を合わせ、8 割が難しいとなっている。
 - ・ 主な果樹別の産地でみると、「極めて難しい」については、その他果樹産地が 48%、柑橘産地が 46%と高い一方、りんご産地では 29%とやや低く、柑橘産地等に比べて比較的難しくないのが特徴である。
- 『貸借』では、果樹全体でみると、8 割弱が難しいとなっている。
 - ・ 果樹全体でみると、「やや難しい」が最も多く 54%、次いで「極めて難しい」が 24%となっているが、売買に比べて「極めて難しい」が 20ポイント低く、「やや難しい」が 18ポイント高い点の特徴である。
 - ・ 主な果樹別の産地でみると、りんご産地では「やや難しい」が 38%、「他作物と同程度」が 33%であるのに対し、柑橘産地、その他果樹産地では「やや難しい」がそれぞれ 60%、55%と過半を占め、りんご産地に比べ高くなっている。

(ウ) 果樹園の貸借が行われる場合の介在者については、

- ・ 果樹全体でみると、「貸し手と借り手が直接相談」が最も多く 67%、次いで「農業委員会が仲介」が 18%、「農協が仲介」が 9%となっている。
- ・ 主な果樹別の産地でみると、いずれの産地とも「貸し手と借り手が直接相談」が最も多いが、次に多いのが、りんご産地では「農協が仲介」が 19%、柑橘産地とその他果樹産地では「農業委員会が仲介」が 16%、23%と比較的多い。

(エ) 果樹園流動化の阻害要因としては、

- ・ 果樹全体でみると、「規模拡大指向が少ない」が 38%、次いで「園地の条件が悪い」が 33%、「園地の評価が困難」14%などとなっている。
- ・ 主な果樹別の産地でみると、りんご産地では「規模拡大指向が少ない」が 54%、柑橘産地では「園地の条件が悪い」が 43%、その他果樹産地では「規模拡大指向が少ない」が 40%となっており、主な果樹産地で異なった要因となっている。

(オ) 担い手への果樹園の集積促進については、

- ・ 果樹全体でみると、「基盤整備の促進」が 33%、次いで「地域の担い手確保について合意形成」が 30%などとなっている。
- ・ 主な果樹別の産地でみると、「基盤整備の促進」は柑橘産地が最も多く 36%、次いでその他果樹産地で 33%であるのに対し、りんご産地では 19%とやや少ない。
次に「地域の担い手確保について合意形成」は、りんご産地が 30%、柑橘産地が 29%、その他果樹産地が 32%とほぼ同数となっている。

(カ) 労働力の補完・調整については、

- ・ 果樹全体でみると、「やや難しい」が 53%、次いで「他作物と同程度」が 27%などとなっている。
- ・ 主な果樹別の産地でみると、「やや難しい」がりんご産地では 70%、柑橘産地では 55%、その他果樹産地では 42%と果樹別に違いがみられる。

(キ) 労働力確保でネックとなる点については、

- ・ 果樹全体でみると、「果樹特有の技術を有する者が不足」が 43%、次いで「労働ピークが集中するため、産地内での労働力が絶対的不足」が 39%と多い。
- ・ 主な果樹別の産地でみると、「果樹特有の技術を有する者が不足」はりんご産地では 57%と高いのに対し、その他果樹産地は 46%、柑橘産地は 33%と比較的低いのが特徴である。

(ク) 果樹農業では他作物と比較し、新規就農は難しいと考えられるかについては、

- ・ 果樹全体でみると、「やや難しい」が 57%、次いで「極めて難しい」が 30%で、合わせると 9 割弱が難しいとなっている。

同様に、新規就農が難しい理由については、「未収益期間が長い」が 41%、次いで「技術取得に長期間を要する」が 34%などとなっている。

3 果樹生産構造アンケート調査票

産地協議会名： _____ 回答者： _____
ご住所： _____ 道・府・県 _____ 市・郡 _____ 町 _____

1. 果樹生産の概要（平成 22 年度実績）

- ・栽培面積が最も多い果樹 _____
- ・粗生産額が最も多い果樹 _____ （果樹全体に占める割合約 _____ 割）

2. 果樹農業における園地流動化について

問 1 産地協議会内の樹園地（果樹園）について、平成 22 年度に果樹栽培を行った園地（未成園を含む）の面積と、そのうちの利用権設定面積及び所有権移転面積を教えてください。

- ・果 樹 栽 培 面 積（平成 22 年度） _____ ha
- ・利用権設定園地面積（平成 22 年 12 月末） _____ ha
- ・所有権移転園地面積（過去 5 年間の累積値） _____ ha
（平成 22 年度の実績） _____ ha

問 2 果樹園について、流動化（売買、賃借等）を進めることは、他作物のほ場（田、普通畑）と比較して難しいですか。（該当するもの 1 つに○をつけてください。）

- ・売買：①極めて難しい ②やや難しい ③他作物と同程度 ④難しくない
- ・賃借：①極めて難しい ②やや難しい ③他作物と同程度 ④難しくない

問 3 問 2 で①または②とお答えの方にお聞きします。

他作物と比較して、園地の流動化を進めにくい理由は何ですか。具体的に記入してください。

- ・売買： _____
- ・賃借： _____

問 4 果樹農業において園地の流動化を進める際に、他作物と異なる独自の支援策を実施していますか。また、実施している場合は、具体的な支援策について記入下さい。

- ①実施している。支援策： _____
- ②実施していない

問 5 果樹園の賃借が行われる場合、次のいずれの場合が最も多いですか。（いずれか 1 つを選び○印をつけて下さい。）

- ①貸し手と借り手が直接相談 ②農業委員会が仲介 ③農協が仲介 ④農地保有合理化法人が仲介 ⑤その他（具体的に記入： _____）

問 6 果樹園の流動化を進めようとする際の阻害要因として、大きいと考えられるものは何ですか。（該当するものに○を付けてください。複数回答可）

- ①樹園地の評価が困難である ②園地の条件が悪い ③利用権設定に不安がある ④規模拡大志向が少ない ⑤（具体的に記入： _____）

問 7 担い手へ果樹園の集積を一層促進するには、どのような方策が必要と思われますか。（該当するものに○を付けてください。複数回答可）

- ①地域の担い手確保についての合意形成 ②利用権設定支援の強化 ③基盤整備の促進 ④樹園地評価の基準作り ⑤第 3 者による仲介 ⑥その他（具体的に記入： _____）

3. 労働力の補完・調整への取り組みについて

問 8 果樹農業は、他の作物と比較して労働力の補完・調整（雇用調整等）が難しいですか。

（該当するもの 1 つに○を付けて下さい。）

- ①労働力の補完・調整を進めやすい ②他作物と同程度 ③やや難しい ④極めて難しい

問 9 問 8 で③または④と答えた方へ、他作物と比較した場合、労働力確保でネックとなっている点は何ですか。

- ①果樹特有の技術を有する者が不足 ②労働ピークが集中するため、産地内での労働力が絶対的に不足 ③産地外から募集しても必要な労働力の確保が出来ない
④その他（具体的に記入： ）

問 10 貴産地内では、果樹農業における労働力の補完・調整の取組について、独自の支援策を実施していますか。

- ①実施している ②検討中 ③検討の予定無し

問 11 貴産地内で果樹農業における労働力の補完・調整のために現在行っている方策、又は今後取り組みたいと考えている方策は何ですか。（該当するものに○を付けて下さい。複数回答可）

(1) 現在行っている方策

- ①市町村公社等が直接作業受託 ②農家間の労力調整 ③高齢者の活用 ④ハローワークの活用 ⑤その他（具体的に記入： ）

(2) 今後取り組みたい方策

- ①市町村公社等が直接作業受託 ②農家間の労力調整 ③高齢者の活用 ④ハローワークの活用 ⑤その他（具体的に記入： ）

4. 果樹農業への新規就農希望者に対する支援について

問 12 果樹農業では、他作物と比較し、新規就農は難しいと考えられますか。

（該当するもの 1 つに○を付けて下さい。）

- ①他作物より新規就農しやすい ②他作物と同程度 ③やや難しい ④極めて難しい

問 13 問 12 で③または④と答えた方へ、他作物より新規就農が難しい理由は何ですか。

- ①技術取得に長期間を要す ②園地の買入れ・借入が難しい ③未収益期間が長い
④その他（具体的に記入： ）

問 14 果樹の特殊性から、新規就農支援のために他作物と異なる独自の支援策を実施していますか。

- ①行っている ②検討中・検討したい ③検討する予定はない

問 15 貴産地内で行っている果樹における新規就農支援のために現在行っている支援策、又は今後取り組みたい支援策は何ですか。

(1) 現在行っている支援策

- ①相談窓口の設置 ②研修制度 ③園地取得の斡旋・紹介 ④園地取得への助成
⑤その他（具体的に記入： ）

(2) 今後取り組みたい支援策

- ①相談窓口の設置 ②研修制度 ③園地取の得斡旋・紹介 ④園地取得への助成
⑤その他（具体的に記入： ）

協力ありがとうございました。

4 果樹生産構造アンケート調査統計表

	【問1】産地協議会内の樹園地(果樹園)について (1協議会平均・ha)			
	・果樹栽培面積 (平成22年度)	・利用権設定園 地面積(平成22 年12月末)	・所有権移転園 地面積(過去5 年間の累積値)	(平成22年度の 実績)
果樹全体	413.3	35.4	12.3	8.1
りんご	385.2	44.1	8.7	21.6
柑橘	516.2	49.2	18.3	3.9
その他の 果樹	343.5	19.5	2.4	4.4

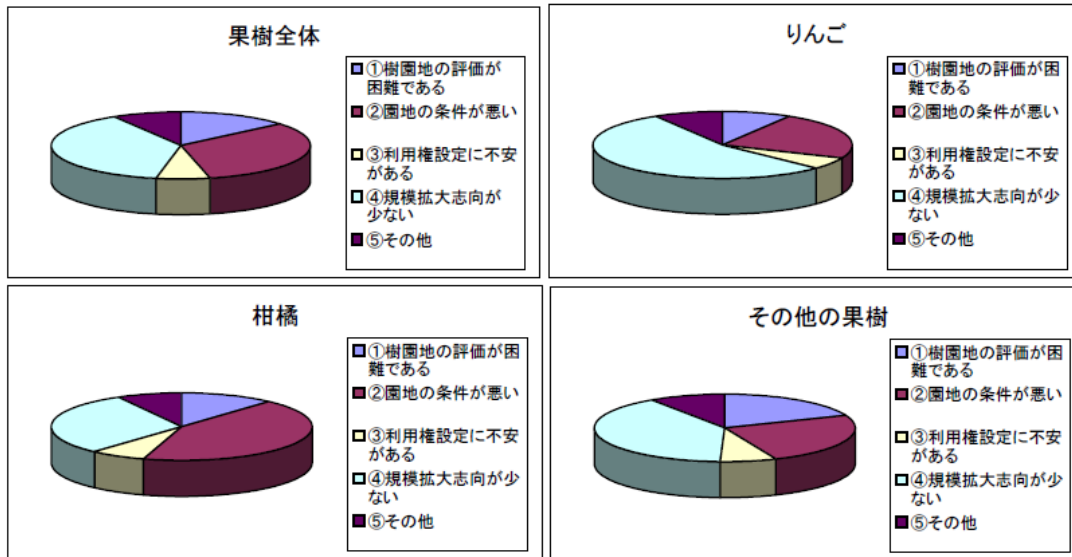
(以下、構成比)

	【問2】果樹園について、他作物のほ場と比較して流動化の難しさ について			
	売買			
	①極めて難しい	②やや難しい	③他作物と同 程度	④難しくない
果樹全体	44.4	36.3	18.5	0.8
りんご	28.6	38.1	33.3	0.0
柑橘	45.8	37.5	14.6	2.1
その他の果樹	48.1	35.2	16.7	0.0
	貸借			
	①極めて難しい	②やや難しい	③他作物と同 程度	④難しくない
果樹全体	24.4	53.7	21.1	0.8
りんご	28.6	38.1	33.3	0.0
柑橘	19.1	59.6	19.1	2.1
その他の果樹	27.3	54.5	18.2	0.0

	【問4】他作物と異なる独自の支 援策の実施	
	①実施している	②実施してい ない
果樹全体	7.4	92.6
りんご	0.0	100.0
柑橘	12.8	87.2
その他の果樹	5.8	94.2

	【問5】果樹園の貸借の方法				
	①貸し手と借り 手が直接相談	②農業委員会 が仲介	③農協が仲介	④農地保有合理 化法人が仲介	⑤その他
果樹全体	67.2	17.6	8.8	2.4	4.0
りんご	61.9	9.5	19.0	4.8	4.8
柑橘	65.3	16.3	12.2	2.0	4.1
その他の果樹	69.8	22.6	1.9	1.9	3.8

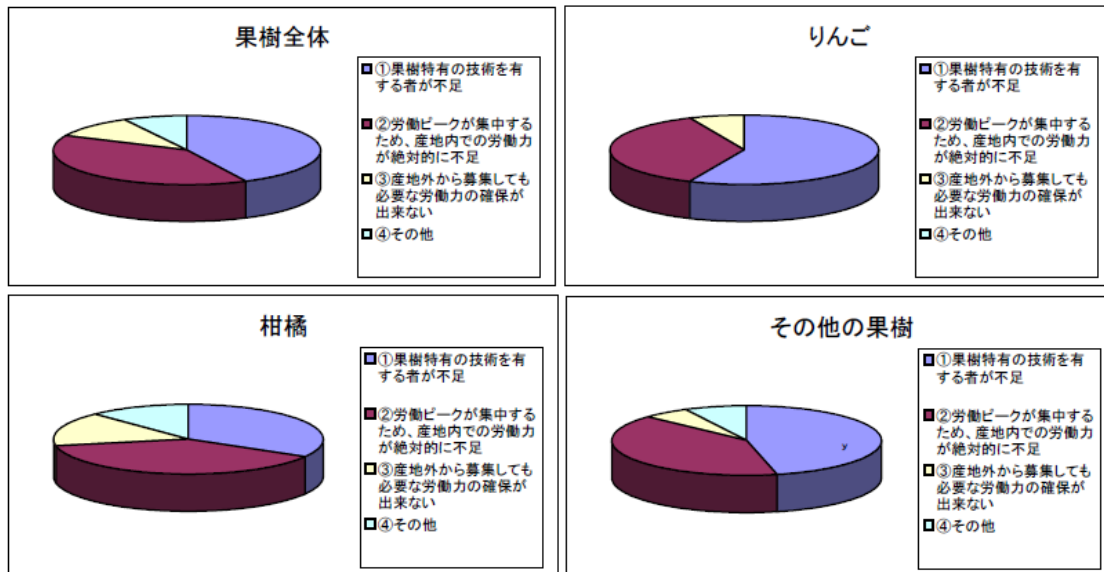
	【問6】果樹園の流動化の阻害要因(○。複数回答可)				
	①樹園地の評価が困難である	②園地の条件が悪い	③利用権設定に不安がある	④規模拡大志向が少ない	⑤その他
果樹全体	13.9	32.5	6.7	38.3	8.6
りんご	8.6	22.9	5.7	54.3	8.6
柑橘	11.6	43.0	7.0	30.2	8.1
その他の果樹	18.8	24.7	7.1	40.0	9.4



	【問7】担い手への果樹園の集積促進(○。複数回答可)					
	①地域の担い手確保についての合意形成	②利用権設定支援の強化	③基盤整備の促進	④樹園地評価の基準作り	⑤第3者による仲介	⑥その他
果樹全体	30.3	10.1	32.7	9.1	10.1	7.7
りんご	29.6	11.1	18.5	11.1	22.2	7.4
柑橘	28.6	9.5	35.7	8.3	7.1	10.7
その他の果樹	31.5	10.9	32.6	9.8	9.8	5.4

	【問8】労働力の補完・調整について			
	①労働力の補完・調整を進めやすい	②他作物と同程度	③やや難しい	④極めて難しい
果樹全体	5.5	26.8	52.8	15.0
りんご	8.7	8.7	69.6	13.0
柑橘	2.1	29.8	55.3	12.8
その他の果樹	7.3	32.7	41.8	18.2

	【問9】労働力確保でネックとなる点(○。複数回答可)			
	①果樹特有の技術を有する者が不足	②労働ピークが集中するため、産地内での労働力が絶対的に不足	③産地外から募集しても必要な労働力の確保が出来ない	④その他
果樹全体	42.7	39.2	10.5	7.7
りんご	56.7	36.7	6.7	0.0
柑橘	33.3	38.6	15.8	12.3
その他の果樹	46.3	40.7	5.6	7.4

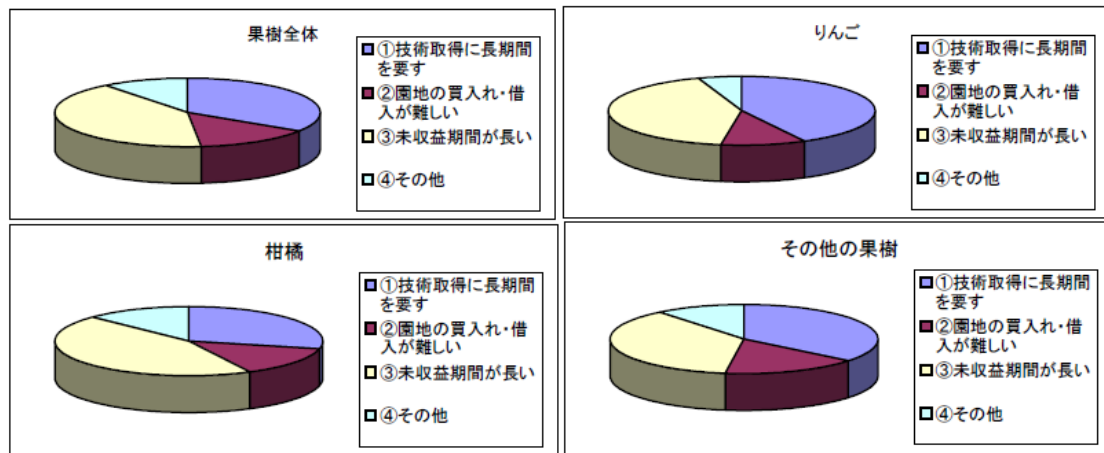


	【問10】労働力の補完・調整の取組について独自の支援策		
	①実施している	②検討中	③検討の予定無し
果樹全体	24.4	33.1	42.5
りんご	27.3	27.3	45.5
柑橘	28.6	28.6	42.9
その他の果樹	18.5	40.7	40.7

	【問11】労働力の補完・調整のために行っている方策(○。複数回答可)				
	(1)現在行っている方策				
	①市町村公社等が直接作業	②農家間の労働力調整	③高齢者の活用	④ハローワークの活用	⑤その他
果樹全体	9.7	30.6	24.2	14.5	21.0
りんご	12.5	18.8	43.8	6.3	18.8
柑橘	8.5	23.4	23.4	17.0	27.7
その他の果樹	8.6	37.9	20.7	15.5	17.2
	(2)今後取り組みたい方策				
	①市町村公社等が直接作業	②農家間の労働力調整	③高齢者の活用	④ハローワークの活用	⑤その他
果樹全体	19.8	20.7	25.0	17.2	17.2
りんご	20.0	26.7	20.0	6.7	26.7
柑橘	18.0	22.0	30.0	16.0	14.0
その他の果樹	22.0	16.0	22.0	22.0	18.0

	【問12】新規就農について			
	①他作物より新規就農しやすい	②他作物と同程度	③やや難しい	④極めて難しい
果樹全体	4.7	9.3	56.6	29.5
りんご	0.0	17.4	65.2	17.4
柑橘	2.1	6.4	66.0	25.5
その他の果樹	7.0	8.8	47.4	36.8

	【問13】新規就農が難しい理由(○。複数回答可)			
	①技術取得に長期間を要す	②園地の買入れ・借入が難しい	③未収益期間が長い	④その他
果樹全体	34.2	14.2	41.1	10.5
りんご	42.1	10.5	42.1	5.3
柑橘	28.7	13.8	44.8	12.6
その他の果樹	35.9	16.3	37.0	10.9



	【問14】新規就農支援のための独自の支援策		
	①行っている	②検討中・検討したい	③検討する予定はない
果樹全体	10.4	49.6	40.0
りんご	18.2	50.0	31.8
柑橘	13.0	45.7	41.3
その他の果樹	5.5	52.7	41.8

	【問15】新規就農支援のために行っている支援策(○。複数回答可)				
	(1)現在行っている支援策				
	①相談窓口の設置	②研修制度	③園地取得の斡旋・紹介	④園地取得への助成	⑤その他
果樹全体	39.5	25.4	25.4	4.4	5.3
りんご	40.7	29.6	22.2	0.0	7.4
柑橘	39.5	18.4	28.9	7.9	5.3
その他の果樹	37.5	29.2	25.0	4.2	4.2
	(2)今後取り組みたい支援策				
	①相談窓口の設置	②研修制度	③園地取得の斡旋・紹介	④園地取得への助成	⑤その他
果樹全体	21.9	28.5	27.0	13.9	8.8
りんご	30.0	35.0	10.0	15.0	10.0
柑橘	21.4	28.6	25.0	16.1	8.9
その他の果樹	18.6	27.1	33.9	11.9	8.5

付 アンケートの「問3 流動化を進めにくい理由」での記述内容

① 売買の場合

栽培面積が最も多い果樹		記 述 内 容
1	オリーブ	先祖代々からの土地を手放すこととなるから
1	柑橘	代々続く土地を手離すのは抵抗感がある。
1	柑橘	代々の土地ということで売買に出にくい。特に高齢者の方の理解を得にくい。
1	温州みかん	中山間地であることと永年作物であることから、①優良品種であるか②作業性(傾斜度)が良いか③園内道等の整備状況④園地までのアクセスが良いか、等の園地条件と植栽品種等の問題がある。
1	デコポン	永年作物であるためリスクが高く、技術習得や販売価格の低迷等から買い手がいない
1	ぼんかん	永年作物で立地的にも傾斜地が多い為
1	不知火	永年作物という点と高齢化が進んでいるため
1	みかん	結果樹齢が短いため、園地条件の悪い場所が多い
1	みかん	傾斜地が多く作業が難しい。
1	早生温州みかん	園地条件(栽培品種・場所等)と引受手の不足
1	温州みかん	果樹園は平坦地が少ない為、果樹栽培以外に活用方法がない為
1	柑橘	作物の健全性と品種の種類が合わなく面積で合意難しい。
1	温州みかん	園地の立地、品種が限られるため
1	温州みかん	園地整備や鳥獣害対策等で買い手が付かない
1	甘夏	条件の悪い園しかない
1	温州みかん	優良園地が出し手から出ない。園地条件が厳しい。
1	温州みかん	山間地が多く条件不利地が多い
1	温州みかん	品種の問題(永年作物)のため不良品種だと売買が難しい。園地条件による差も大きい。
1	柑橘	急傾斜地が多く立地条件の悪い園から売買、賃借に出されているため
1	みかん	高齢化、担い手不足の為
1	みかん	担い手不足による
1	たんかん	買い手がいない(後継者がいない)
1	柑橘	高齢化が進み売買してまで栽培する人がいない
1	温州みかん	個々の園について評価がしにくい。
1	いよかん	果樹が植栽されているので評価しにくい。
1	温州みかん	売買価格が高額となるため
1	露地みかん	生産者が売買を行うまでの資金力がない。現在の販売状況だと売買までは無理
1	温州みかん	温州みかんの価格が安定しない。個々の面積が少ない。
1	温州みかん	果樹(みかん)自体の収益性が低く、生産規模の拡大意向が少ない
1	温州みかん	購入価格に収益が見合わないケースが多いため
2	りんご	①生産者の土地に対する執着心が強い。②栽培技術が野菜等と比べ難しく新規就農者が取組まない。③生産者の高齢化
2	りんご	同じ果樹以外の作物を栽培するのに片づけ等手間がかかる
2	りんご	園地の状態を引き継いで作業をしない限り、廃園費用が発生する為
2	りんご	現在所有している樹園地との距離が近い場所があまり無い
2	りんご	売買される園地には、果樹が植栽されており、自分の望む樹種構成となっていない場合、改植などの経費が必要なほか、更地であった場合、新植に対する補助がないため難しい。
2	りんご	当町の気候が果樹栽培に適さないため、樹園地として取得する人は少ない
2	りんご	条件の悪い畑では特に進まない。道路、傾斜、水源、面積等が要因
2	りんご	売り手となる園地は老齢樹等の生産性が低い場合が多い為
2	りんご	担い手がいない
2	りんご	高齢化
2	りんご	経営規模の拡大を考える生産者が皆無に近い。圃場として他作物への転換が難しい。
3	梨	園地内に家屋(住宅の有る)が多い
3	梨	棚を壊すには費用が多くなるので更地にしたい
3	梨	梨棚、梨樹等の処分、管理、改良等の負担が大きい為
3	和梨	園地整備にコストがかかる
3	梨	老木のため、改植するには経費がかかりすぎる
3	梨	譲ったとしても、相手が同じ管理をする(できる)か
3	梨	直売・即売・宅配が主流のため、面積を増やすことは難しい。また賃借はしていない・しない

② 売買の場合（つづき）

栽培面積が最も多い果樹	記 述 内 容
7 梅	樹木の状態などの条件が悪かったり高齢化で引受け手がない
7 梅	基盤整備が進んでいない（急傾斜、散在、小規模等）
7 ゆず	全体的に生産者の高齢化、農作物の価格低迷、鳥獣被害の増加
8 柿	売らない
8 柿	永年作物のため技術の引継ぎ技術の違いがある。
8 柿	条件の悪い土地で耕作している。後継者がいない。所得が低い。
8 柿	山間地が多く売りにくい
8 富有柿	買ってまで柿の栽培を進める人がいない。
8 柿	樹園地評価が低いこと
9 栗	所有者の高齢化による相続問題
9 栗	土地に対する執着心と永年育てて来た自負がある。
9 栗	土地までの売買となるので難しい
9 栗	作業の機械化が難しい
9 栗	栽培技術を要する為
10 おうとう	果樹栽培技術の伝承が難しいため
10 おうとう	果樹園を買う人はいない。（儲からないから）
11	買い手が少ない（園地条件、販売価格低下）

③ 貸借の場合

栽培面積が最も多い果樹	記 述 内 容
1 甘夏	条件の悪い園地しかない
1 オリーブ	借り手が少ないから
1 みかん	結果樹齢が短いため、園地条件の悪い場所が多い
1 温州みかん	相続上の問題。園地が自宅に接している。
1 みかん	傾斜地が多く作業が難しい。
1 柑橘	永年作物であり、品種・育成管理等が様々な為
1 柑橘	零細な農家が多く（一部法人あるが）受け手側に受け入れるキャパが無い。
1 みかん	高齢化、担い手不足の為
1 早生温州みかん	園地条件（栽培品種・場所等）と引受手の不足
1 みかん	担い手不足による
1 露地みかん	施設栽培は出来ても露地では無理、販売状況が悪い、鳥獣被害が大きい。
1 柑橘	作物の健全性と品種の種類が合わなく面積で合意難しい。
1 柑橘	代々の土地ということで売りに出にくい。特に高齢者の方の理解を得にくい。又作付作物が永年作物（柑橘）であることも理由
1 温州みかん	賃借は永年作物であるために、園地改造・品種更新等で返還時の問題がある。品種更新して経済樹齢に達する期間が長いことから、長期に亘る為に契約期間の問題がある
1 デコポン	担い手不足等により借り手がない
1 温州みかん	温州みかんの価格不安定、永年作物の為更新が難しい
1 柑橘	樹木伐採などの手間
1 ぼんかん	永年作で立地的にも傾斜地が多い為
1 たんかん	地主が死亡または、地主が近くにいない
1 温州みかん	果樹（みかん）自体の収益性が低く、生産規模の拡大意向が少ない
1 温州みかん	園地の立地、品種が限られるため
1 温州みかん	規模拡大の希望的面の不一致
1 温州みかん	出し手側からの園地が少なく改植等が必要な園地が多くすぐに収益にならない。
1 温州みかん	永年作物であり、求める品種と合わない
1 温州みかん	品種の問題（永年作物）のため不良品種だと売買が難しい。園地条件による差も大きい。
1 柑橘	急傾斜地が多く立地条件の悪い園地から売買、賃借に出されているため
1 不知火	永年作物という点と高齢化が進んでいるため
1 柑橘	高齢化や栽培をやめていく園地が急傾斜等栽培しづらい場所が多い等
2 りんご	現在所有している樹園地との距離が近い場所があまり無い
2 りんご	賃借される園地には、果樹が植栽されており、自分の望む樹種構成となっていない場合、借りにくく、仮に更地を借りたとして、永年作物を植えて収穫が行われる時に、土地を返す場合、更地にする必要があるため難しい。
2 りんご	当町の気候が果樹栽培に適さないため、樹園地として取得する人はいない
2 りんご	担い手がない
2 りんご	永年性という果樹の特殊性と園地に対する執着
2 りんご	同じ果樹以外の作物を栽培するのに片づけ等手間がかかる
2 りんご	各農家現状の面積で手一杯であるため

④ 貸借の場合（つづき）

栽培面積が最も多		記 述 内 容
2	りんご	高齢化
2	りんご	果樹（りんご）は永年作物なので、畑の場所・畑の状態・品種により条件が異なる。
2	りんご	経営規模の拡大を考える生産者が皆無に近い。圃場として他作物への転換が難しい。
2	りんご	貸し手となる園地は老齢樹等の生産性が低い場合が多い為
3	和梨	園地整備にコストがかかる
3	梨	譲ったとしても、相手が同じ管理をする（できる）か
3	梨	直売・即売・宅配が主流のため、面積を増やすことは難しい。また貸借はしていない・しない
3	梨	果樹は一度植えると簡単に撤去出来ないで、売買は出来ても貸借はしにくい。（いちじくに関しては根が浅いため、しっかり説明すれば理解してもらえる。）
3	梨	後継者不足・機械が困難
3	梨	借り手が少ない。専業農家はすでに引き受けており、これ以上は受けられない。
3	梨	老木が多い園地が多く手を入れられないといけな場合が多い
3	梨	借り手が少ない
3	梨	梨棚、梨樹等の処分、管理、改良等の負担が大きいため
3	梨	老木のため
4	桃	作物によっては生産者の身長を考えて園地が作られているため
6	醸造用ぶどう	果樹園周辺は、畜産農家の草地が多いため、畜産利用が盛んなため。
6	デラウェア	①果樹園のままでの貸借では栽培技術が必要、誰でもと言う訳にはいかない②賃借料の問題
6	加工用ぶどう	水田中心の為永年作物の面積拡大は難しい
6	ぶどう	担い手不足
6	ぶどう	山間部が多く居住地からの移動距離が長い。
7	ゆず	全体的に生産者の高齢化、農作物の価格低迷、鳥獣被害の増加
7	梅	樹木の状態などの条件が悪かったり高齢化で引受け手がいらない
7	梅	基盤整備が進んでいない（急傾斜、散在、小規模等）
8	富有柿	買ってまで柿の栽培を進める人がいない。但し一部隣の田の面倒を見る方もみえる。
8	柿	借り手が少ないこと、また貸し手借り手双方での理解がないこと
8	柿	借りる人がいない。人がいない。
8	柿	条件の悪い園地しかない悪い農地多い。所得が低い。後継者がいない。面的集積が難しい。
8	柿	山間地が多く他作物に利用しにくい
9	栗	栽培技術を要する為
9	栗	果樹園での収益性が低いので、園地整備が出来ていない為
9	栗	高齢化で作付けする人がいない
9	栗	永年作物のため
10	おうとう	作る人が少ない。（作る人がいまいくらでも貸す）
10	おうとう	果樹栽培技術の伝承が難しいため

第5章

現地調査報告

第5章 現地調査報告

はじめに

現地調査の調査県・調査対象機関等の選定に当たっては、園地流動化マニュアル作成上の優良モデル等の存在の有無、さらに主要果樹であるりんご、温州みかん、その他落葉果樹の主力産地とし、それらに精通している関係機関及び団体とし、以下の6県の調査対象のとおりである。

《主な調査県・調査対象・日程・メンバーなど》

県名	調査対象	主な品目	日程	調査メンバー (委員等)
青森県	県庁・公社・県出先 ・農業委員会・2 J A	りんご	平成23年 12月1日～2日	長谷川委員
長野県	県庁・公社 ・農業委員会・2 J A	りんご	平成23年 12月20日～21日	長谷川委員
山梨県	県庁・公社・J A	ぶどう、 もも他	平成23年 12月22日	農林統計協会
静岡県	県庁・公社・2 J A	柑橘	平成23年 11月17日～18日	徳田委員
和歌山県	県庁・市役所・J A	柑橘	平成23年 11月21日～22日	徳田委員
愛媛県	県庁・3 J A	柑橘	平成23年 11月15日～16日	板橋委員

(1) 青森県

青森県 2-1 (調査場所：青森県庁、(社) 青い森農林振興公社、弘前市農業委員会、JA つがる弘前 JA 津軽みらい)

		ポイント
・現地産地概要		・青森県果樹農業振興計画では、省力化・低コスト化、法人も含めた担い手の育成確保、共同防除組織を重視し、果樹園の流動化に関しては、担い手の育成の中で、「継続的に生産をになう農業者への園地集積による規模拡大」と規定している。 ・土地利用に関しては、H21年における青森県の耕地面積157,200haのうち、田が53%、普通畑が22%、15%がりんごである。耕地面積、樹園地面積とも、H17年とH21年ではほぼ横ばいである。他方、農家が所有する耕作放棄地は、17年では7,981haとH12年と比べて約12%増加した。 ・現地調査先については、弘前市は果樹園が太宗を占める大規模りんご産地であり、平川市は、土地利用形態としては水田が半分ほどあり、傾斜地でのりんご園も展開している。果樹園率は50%程度である。
園地の状況	基盤整備の現状	・果樹園の整備では、H32年までに改植880ha、新植220haを目標とし、既存園地の改良や農道整備のほか、転作田でのわい化栽培について、暗きょ排水の整備を進めるとしている。改植については、経営支援対策を利用している。
	園地集積実績	・農地の流動化の動向については、H21年は県全体で2,262haの実績があった。内訳は63%が賃借権設定であり(1,432ha)、37%が所有権移転(830ha)であり、流動化率は、耕地面積157,200haのうち1.4%となった。 ・流動化面積を地目別にみると、H21年では、水田が62%、普通畑が27%弱、りんご園は約10%であった。H21における自作地有償所有権移転面積830haの内訳は、水田が50%、畑が34%、りんご園が13%となっている。賃借権設定中の面積は、H21年末で10,193haであり、85%が水田、10%が畑、樹園地が4%程度となっている。 ・農地保有合理化事業の実施状況は、H22年における公社買入れ、借入実績(面積)は、全体では190haで、うち水田が79%、畑が21%(樹園地含む)、樹園地のみでは2.6%となっている。賃借料に関しては、H22年実績で、樹園地では10アール当たり平均すると約1万円程度であるが、最高最低はばらつきがある。地価は昭和57年当時の10アール当たり約200万円と比べると近年は25%程度まで下落している。
・園地流動化・集積の推進実態と現状		・農地流動化の現状については、りんご園地については園地面積規模に比して実績は少ない。果樹園の流動化や園地の担い手への集積に関しては、市町村農業委員会、農業開発公社が対応している。 ・弘前市農業委員会では、広報誌、HPで農地流動化情報を掲示。それに基づいて斡旋等を行うシステムが確立され、地目別に面積、価格、場所等詳細情報を掲載し推進している。

	・放任園化する様な条件の悪い場所から平場の水田でのわい化栽培に誘導と併せて奨励品種への改植を推進するなど、優良園地を保持し、市場評価の高い品種への転換を積極的に図る方向にある。その際、経営支援対策を活用している。 ・調査先の JA は農地利用集積円滑化団体になっており、果樹園地の流動化に関与している。大規模な農協であり、産地全体としての樹園地の維持と生産量の維持と販売力を重視した取組みをしている。もう一方の JA では園地流動化委員会も有効に活用しており、園地流動化の取組みの態様は産地状況を反映して多様である。
・園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法と・現地調査等踏まえた、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆	・園地流動化面積は当県の樹園地総面積に比して大きなものではないが、個別の経営規模の拡大意向に対しては農業委員会が詳細な園地情報を提供しており、個別の経営体はこうした情報を活用していると考えられる。 ・こうした中で、果樹と水稻複合地帯においては果樹・水田作との連携の可能性も指摘できる。特に近年の低米価の下では果樹の相対的収益性が高まっていることや、水田でのりんごわい化栽培も重視されていることから、樹園地流動化施策は農業委員会が主体ではあるものの、流動化と規模拡大の推進に当たって、JA との連携関係が重要になるように考えられる。 ・調査先 JA の事例として、急傾斜地や条件不利地などの放任園化しやすい園地から、平場への移行についてはわい化改植と一体的に進め、省力化・低コスト化を実現することとしている。

（注）上記に掲げる諸データは青森県、青森県農業会議からご提供頂いた資料に基づくものである。この他、各種の記述内容は、調査先で提供された資料やヒアリングに基づき作成している。関係者の皆様には改めて感謝するものである。

(2) 長野県

長野県 2-1 (調査場所：安曇野ファミリー農産)

項 目	ポイント
現地産地概要	1. 規模拡大の経過 就農時 1982 年 4 月 1.2ha 10 年後 1991 年 2.8ha 法人設立 1997 年 5 月 4.2ha 現 在 2010 年 12.0ha (うち借園地 10.0 ha) 2. 規模拡大の必要性 リンゴ産地を守るためには生産量を維持していく必要がある。しかし、農業者の高齢化と後継者不足により、栽培面積は減り続けている。若い経営者は産地を守り、また新しい経営体を育成するために、耕作できなくなった果樹園などの農地を積極的に借り受けて規模拡大をはかるべきであるとしている。 3. 法人化の動機 栽培面積が増え雇用を考えた時、どうしても法人の方が人を集めやすい。財務上さまざまな経費が生まれてくるが、金銭を明確に管理し、経営をしっかりとさせるには法人経営を選択すべきである。法人化に向けては売上が 2,500 万円を超えたところから移行を意識すべきである。 ただ、現在リンゴ経営を法人にしているところは少ない。法人になりにくい理由に以下の 2 つがあげられる。①毎月安定的な収入がないので給料の支払いが大変。収入は 9 から 12 月までしかない。②雪などにより冬場の仕事が確保できない。などが理由に上げられる。 4. 規模拡大への対応 ① 労働力確保 就農希望者を研修生として 1 年受け入れ、2 年目から従業員として雇用研修を行っている。また、季節雇用者の確保もたいへん重要である。賃金について研修生時代は、時給数百円。従業員時代は、日当制。住居は、町営団地（月 1.5 万円程度、2LDK）を借りている（農園内にも、社員住宅あり。）。研修期間は最低 4 年で、1 年に 1 人を目安にしている。従業員と同じ作業をしながら栽培技術や経営を学んでいく。研修生の受け入れは、リンゴ農家の後継者を確保しようと始めた。三郷地区はリンゴの産地だが、農家の高齢化が進み、担い手の確保が困難になっている。農業労働者の年金加入を実現。 ② 目標への対応（販売対策、差別化、新しい生産システムの構築～売上アップ～コストダウン） 地域を意識した経営にとって最も大切なことは、地域の J A とともに付き合っていく姿勢である。とはいえ、系統出荷だけでは利益の確保は難しい。系統も利用しつつ、独自の販売ルートを構築していくことも法人にとっては必要である。例えば オー

		ナー制度の導入、インターネット活用などお歳暮シーズンの贈答需要以外にも販売ルートを広げ収入を確保しなければ従業員の給与支払いに苦慮する場面が出てくる。 重要課題 ・品種構成 早期多収 品質向上 作業性アップ～目標数字 ・ひとり1 ha 経営 売上 700 万円 (3.5 トン@200 円) 所得率 60% 低コストりんご生産と海外輸出への取り組み 備考：新規就農希望者受け入れから独立までの流れ 新規就農希望者からの問い合わせ→会社訪問、体験実習→履歴書と作文提出→受入決定通知→1 年間の農業研修→従業員として採用 (3 年間) →独立予定農場決定→独立 独立には、200 万円の開業資金を要する。(安曇野ファミリー農産ホームページ、http://www.anc-tv.ne.jp/~apple/genko-ata.html 一部加筆)											
園地の状況	基盤整備の現状	・改植については、経営支援対策を利用し、整備している。											
	園地集積実績	・規模拡大の経緯に示したとおり <table border="0"> <tr> <td>就農時</td> <td>1982 年 4 月</td> <td>1.2ha</td> </tr> <tr> <td>10 年後</td> <td>1991 年</td> <td>2.8ha</td> </tr> <tr> <td>法人設立</td> <td>1997 年 5 月</td> <td>4.2ha</td> </tr> <tr> <td>現在</td> <td>2010 年</td> <td>12.0ha (うち借園地 10.0 ha)</td> </tr> </table>	就農時	1982 年 4 月	1.2ha	10 年後	1991 年	2.8ha	法人設立	1997 年 5 月	4.2ha	現在	2010 年
就農時	1982 年 4 月	1.2ha											
10 年後	1991 年	2.8ha											
法人設立	1997 年 5 月	4.2ha											
現在	2010 年	12.0ha (うち借園地 10.0 ha)											
園地流動化・集積の推進実態と現状		① 高齢化で離農する農園を借りる (年間借地料 10a 最低 1 万円程度～3 万円程度、6～12 年契約) ② 自宅から地の利のよい園地は購入する。											
園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法		・ 今後後継者がつきそうな農地は借りない ・ 相続問題が複雑でないところを借りない ・ 台風などのリスクがあるため規模拡大にも限界がある (20ha まで拡大したい。)											
現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆		当農園は、経営規模拡大に対する農地のニーズに加え、農家出身者ではない若手生産者を育成することにより、これらの者が独立開業する場合の農地へのニーズを高められている。それにより、周辺園地の流動化が円滑的に行われている。以上のことから、農家出身者以外の新たな就業希望者を育成し、就農させるモデルは、調査地区において有効な方法であることが明らかである。											
今後の産地再編への示唆 (例) 大規模化、共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など		新しい生産システムの構築～売上アップ～コストダウン 重要課題 ・ 品種構成 早期多収 品質向上 作業性アップ ・ ひとり1 ha 経営 売上 700 万円 (3, 5 トン@200 円) 所得率 60% ・ 低コストりんご生産 (安曇野ファミリー農産ホームページ、http://www.anc-tv.ne.jp/~apple/genko-ata.html より)											

農地の出し手への奨励金制度の園地への適用可能性等新たな政策課題への助言	特になし。
-------------------------------------	-------

長野県 2-2

(調査場所：長野県飯田市「みどりの風」)

項 目		ポイント
・現地産地概要		1. 設立の背景・目的・事業内容 - 飯田市農業は農家の高齢化・担い手が深刻化し遊休農地・果樹園の伐採が急増している。この現状を打破し自らが受け皿となる実践組織として飯田市農業振興センターと農業に係わる有志により「NPO法人みどりの風」が発足。農業特定法人として、農地を管理できなくなった農業者から借り入れ、新たな仕組みによる農業経営のモデル事業の実施や農業資源を保持する活動を実施。社会的貢献活動として地域農業経済を特定非営利活動法人として実施。 - 飯田市農業振興センターと「NPO法人みどりの風」が連携し、モデル事業を実施しながら各地区・地域・集落などの話し合いと互いに助け合う仲間作りから新たな飯田市農業の担い手と遊休農地の解消につなげている。なお、NPO 法人設立は平成 19 年 3 月 20 日であり、同法人は下記のような事業を実施している。 ○ 市田柿登録銀行モデル事業 市田柿を栽培できなくなった農家より市田柿の圃場を借り入れ生産活動（作業受託）を行い、原料柿を市田柿加工農家へ斡旋する。 ○ 農産物加工販売モデル事業 そば大豆を中心に栽培から付加価値のある加工品による製造・販売する仕組み作り。 ○ 遊休農地再生モデル事業 各地区で遊休農地活用モデル事業を実施。事業を実施できない場合、NPO 法人が試験的に実践。(別添飯田市農業振興センター資料)
園地 の 状 況	基盤整備の 現状	遊休農地活用モデル事業を活用して整備している。
	園地集積実 績	- 遊休農地活用モデル事業を活用して整備している。 - この取組みの結果、耕作放棄地が減少している。
園地流動化・集積 の推進実態と成 功要因		- 飯田市農業振興センターと「NPO法人みどりの風」が連携した取組みである。 - 農業特定法人として、農地を管理できなくなった農業者から借り入れ、新たな仕組みによる農業経営のモデル事業の実施や農業資源を保持する活動を実施しており、あくまでも社会的貢献活動として地域農業経済を特定非営利活動法人として実施。

園地流動化阻害 要因、課題の確認 及びその解決手 法	・ 農産物の低下、高齢化、後継者不足から、行政/JA が連携し、農地の貸借（リース）を行うほか、加工品の導入などの仕組み作り、市場調査など販売支援など総合的な支援の取り組みとなっている。NPO 法人が主体となることで、事業が農業（果樹）再生に留まらず、環境保全といった公共目的とした取り組みである。 ・ 法人が介在することで遊休地の解消や、農地の受け手となる担い手の掘り起こしにもなることから農地の流動化促進に寄与すると思われる。
---	--

(3) 山梨県

山梨県 (調査場所：山梨県甲州市「らくらく農園」)

項 目		ポイント
・現地産地概要		・当園は山梨県のほぼ中央の笛吹川沿岸に展開する果樹農業地帯に位置する。国営笛吹川農業水利事業、兼営圃場整備等の農業基盤整備により、養蚕と水田から果樹を中心とする農業へと転換し、ぶどう、もも、すももなど落葉果樹を主体とする全国有数の果樹地帯である。 ・本園は塩山大藤地区にあり、桃はブランド化され、市場の評価も高いものがあったが、急傾斜で狭い圃場のため作業性が悪く、高齢化等と後継者不足から遊休農地が増加し産地の継続性が危惧されていた。 ・以上の背景の中、平成8年、H氏の先導で専業兼業年齢を問わず同じ志を有する18名による次世代の産地作りのための取り組みとして、本園の前進である「らくらく農業推進委員会」が発足し、既存果樹園地の基盤整備に取り組んだ。事業名は、「県営中山間地総合整備事業「塩山地区」中萩原圃場整備事業」である。平成12年3月4ヘクタールに及ぶ園地が整備され、作業共同化、農地の団地化から省力化・低コストの高品質なもの生産体制が実現した。
園地の状況	基盤整備の現状	・農地の利用集積が図られたほか、畑かん施設の更新も図られた。それに、大型機械による共同作業等が可能となって作業の効率化が図られた。 ・当地区の特有な取り組みとして、事業実施期間中、遊休農地を活用して大苗育苗を行い、圃場整備完了後3年生苗木を植栽する仕組みが導入され、整備後の未収益期間を大幅に短縮することができた。 ・現在、この一期工事をもとに、隣接する2期工事（受益面積約3ヘクタール）も平成21年に完成している。
	園地集積実績	・基盤整備事業を活用している。 ・耕作放棄地も有効活用した。
・園地流動化・集積の推進実態と成功要因		・果樹では困難とされていた既存園地の基盤整備を契機に、あわせて、周辺の遊休地を共同で借り受け、育苗ほとして活用し、整備後の未収益期間の大幅な短縮を図るなど様々な工夫が凝らされている。 ・事業の推進に当たって関係者の合意形成を図る事業推進委員会が発足している。基盤整備と言うハードと同時に多様な構成員の意向を一体化させる組織(ソフト)も成功要因の一つと考察される。 ・効果としては、労働時間の短縮、未収益期間の短縮、品種の更新、機械化の進展（園地境界除去の園地設計など）が顕著である。 ・今後、専業兼業高齢者、女性等多様な構成員に伴う構造変化に如何に対処していくか、また、継続的な組織体として法人化を目指すかなど今後の課題となろう。

・園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法	①果樹園地流動化が進まない理由に、出して側が貸すことを躊躇していること。その理由として、下記が挙げられている。 ―果樹農家は、長年作りこみ生産性の高い樹園地に対して愛着感を持っていること、 ―永年作物で栽培期間が長く一度貸し付けると返してくれないという不安感 ―代々受け継いだ農地を自分の代で手放したと思われたくない ②果樹園地流動化に係る県の支援連事業 ―果樹農家規模拡大支援事業 ―耕作放棄地等管理モデル事業（うち「サポートセンター事業」と連携） ―就農・担い手総合対策（うち就農定着支援制度推進事業）
---------------------------------	---

(4) 静岡県

静岡県：2-1 (調査場所：JA しみず管内)

項目		ポイント
現地産地概要		- 静岡市の清水区(旧清水市)は、東西約 12km、南北約 24kmで、地形は、80%が傾斜地で占められている。 - 清水区の平均気温は 16.8 度と温暖で、年間降水量 2,406mm、日照時間 1,986 時間で、全般的には海洋性の気候で農業生産環境に恵まれ、特に、みかんの栽培には好適な地帯である。 - 昭和 47 年の大暴落を境に、急傾斜地における農道整備を全国に先駆けて行い、優良品種への更新と高品質化のため青島温州への改植に取り組んできた。平成元年以降は、後継者が農業に魅力を感じることでできる活力ある近代的な農業を実現するため、地域一体となって「県営畑地帯創業整備事業」を進めており、現在もまだ一部の地区で実施中である。
園地の状況	基盤整備の現状	- 高品質生産を実現するため、「柑橘振興ビジョン」に基づき、着実に基盤整備を実施(別添資料参照)。 - 今後は、担い手育成型該当地区(6 地区)を着実に実施予定。 なお、樹園地に占める基盤整備地の割合は、15%、植栽品種は、青島が 6 割強を占める。
	園地集積実績	- 土地改良区(換地委員会・植栽委員会)、JA が連携し、園地集積を推進。現在(2011 年)まで、賃貸借 6,746 a、使用貸借 151 a、合計 6,897 a の実績。 - 今後、担い手育成型該当地区の整備に伴って、新規の園地集積が増加予定。
園地流動化・集積の推進実態と成功要因		- 土地改良区と JA が、連携し、推進。 - JA が、地権者と耕作希望者の間に入り、仲介役となって、農地利用集積円滑化事業を実施。
地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法		- 基盤整備地を核として、園地を集積。今のところ特に課題はないが JA が仲介 - 推進するに当たって、活動費(人件費、事務費)は必要。
現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆		- 現在、園地毎に、園地評価は行っているが、園地の診断や残すべき園地とそれ以外の園地の線引きいわゆるゾーニングを、JA が行うことについて抵抗がある。 - 将来的には、園地毎に個別診断し、いわゆる「園地マップ」のようなものを作成し、活用して行く必要がある。
今後の産地再編への示唆(例)大規模化、共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など		- 労働力確保が、規模拡大の制約要因であり、課題となっている。 - 求職者は高齢者が多く、一方、求人側は若齢者という実情。あるいは求職者はできるだけ長期雇用を希望し、一方、求人側は収穫期など必要な時期のみを希望という、いわゆる雇用のミスマッチが起きており、これが、個別の経営規模を拡大するネックとなっている。
農地の出し手への奨励金制度の園地への適用可能性等新たな政策課題への助言		園地流動化・集積のための JA に対する活動費が必要。

静岡県：2-2 (調査場所：JA 三ケ日管内)

項 目		ポイント
現地産地概要		浜松市の JA 三ケ日管内は、かつての三ケ日町であり、柑橘の中でも温州みかんが9割を占める温州みかんの大産地である。温州みかんの中でも年明け出荷の中心系統である『青島』の比率が高く、『青島』では全国一の市場競争力を有している。 JA 三ケ日管内の樹園地の特徴は、急傾斜の園地が少ないという立地条件を活かしながら積極的に園地整備を進め、SSを導入するなど栽培管理の効率化を図ってきたことにある。 もともと経営規模の大きい地区であったが、近年、果樹園の流動化が進展しさらなる規模拡大がすすんでおり、基盤整備地区などにおいて、SS等による省力栽培と規模拡大による経営の効率化を図り 5ha 規模の大規模経営の育成を進めている。 特に農地銀行が整備されていることや、マッピングシステムが導入され、高品質果実安定生産や園地流動化などに活用されている点など先進的な地区である。 土地条件に恵まれ、担い手が充実していることなどから、依然規模拡大意欲のある農家が多いことも園地流動化が行い易い要因と思われる。
園地の状況	基盤整備の現状	1980 年代から SS の導入を前提に園地整備に取り組んできたことから、基盤整備はほぼ完了。
	園地集積実績	JA 農地銀行が園地集積を推進。 ・平成 18～22 年度貸借実績 … 90 件 192 筆 22.6ha (参考) この間の貸借相対取引実績 … 85 件 22.1ha 今後、担い手育成型該当地区の整備に伴って、新規の園地集積が増加予定。
園地流動化・集積の推進実態と成功要因		1990 年代において、すでに樹園地の流動化が規模拡大の主要な手段となっていたが、2000 年代になると樹園地の流動化は賃貸借が急増し、流動化面積が増加するとともに、急速な規模拡大が進んだ。 そのような中 2005 年、JA が果樹園地の賃貸借の調整・斡旋を行う農地銀行を立ち上げ、高齢化や兼業化により維持管理が困難になる園地に対して、樹園地の出し手からの希望により、その流動化を仲介する組織であり、農地利用集積円滑化事業の流動化事業を農地銀行と称している。 農地銀行は、貸付希望が出されると、公正委員会（独立組織）が園地の評価を行う（園地条件を点数化して）。借り手の選定は、隣接耕作者（中でも規模拡大意向者）が優先され、次に認定農家が優先されるなど、広く借り手を募るという手順を踏んでいる点が上手くいっている要因と思われる。さらに借り手が少ない他地域に比べ、依然規模拡大意欲のある農家が多い点も成功要因と思われる。 特に、貸し手の園地情報を、マッピングシステムと連動させることにより、点在する園地を面的に基盤整備するための手懸りとしている。 また、農地銀行の業務対応を定めた「JA 三ケ日みかん園地等農地貸借業務方法書」において、賦課金の負担、有益費の取り扱いを定めている点などは、他産地などにおいて大変参考になるものと考えられる。

園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法	比較的土壌条件に恵まれた三ヶ日地区においても条件の劣る園地については、借り手を見つけるのは難しいことから、園地を引き受ける最後の手段として農協出資型農業生産法人「アグリサポートみっかび」が設立され、対応することになっている。 しかしながらアグリサポートは、この事業のみで採算が取れないことから農協の他の事業と兼営することで、すなわち農協の負担によって経営が維持されている。
現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆	柑橘産地で全国的に最も先進的な経営が展開されている三ヶ日地区においても、今後は、経営者の高齢化、兼業化の進展等により、維持困難な園地の増加が予測される。これらの中には、土壌条件等の制約により大型管理機等の導入が困難な園地も多く、基盤整備等を含め、農地の有効活用法を検討していく必要がある。
今後の産地再編への示唆（例）大規模化、共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など	維持すべき園地を明確にし、基盤整備や担い手への園地集積、優良品種への転換等を推進していく必要があるのではないか。 意向調査によれば、今後、規模縮小もしくは経営を止めると回答した農家の減少面積は110haであり、これらをいかにして担い手へ集積していくのが重要となる。
・農地の出し手への奨励金制度の園地への適用可能性等新たな政策課題への助言	

(5) 和歌山県

和歌山県 (調査場所：JA 紀の里、紀ノ川市)

項 目	ポイント
現地産地概要	- 和歌山県北部に位置し、旧岩出町を除く那賀郡内にあった打田町農業協同組合、粉河町農業協同組合、那賀町農業協同組合、桃山町農業協同組合、貴志川町農業協同組合の5農協が合併して発足した。当初、那賀郡岩出町にあった岩出町農業協同組合(現・岩出市農業協同組合)は参加していなかったが、2008年4月1日付けで合併した。 - 栽培面積は約3856ha、うち樹園地面積は2301ha。結果樹面積は、みかん(937ha)、かき(666ha)、もも(581ha)。戸当たり平均栽培面積は0.73ha。 当該JAの農家数をまずみると、総農家数4294戸(専業農家1373戸、兼業農家2921戸)である。総農家数をみると、1990年に比べ、3000戸ほど減少している。特に、兼業農家の減少数が大きく、専業農家は300戸程度と少ないといえる。経営耕地に占める果樹園の割合は、6割程度である。 果樹園の増減をみる、果樹農家数は1990年に比べ2000戸程度、果樹園面積は1000ha程度の減少がみられる。果樹園農家における一戸あたりの面積は、0.73haであり、1990年センサスから確認すると、5年ごとにわずかではあるが増加している。 - 総代会資料をみると、みかん・・・ゆら早生1,120本(1.1ha)を拡大、中晩柑類・・・不知火(でこぼん)を1,900本(2.5ha)を拡大、もも・・・紀の里はくおう530本(2.6ha)を拡大、かき・・・中谷早生を2,200本(2.2ha)を拡大、キウイ・・・860本(2.6ha)を拡大としている。
園地の状況	- 生産性向上、省力化のための園内道の整備や急傾斜園地での単軌道導入等の基盤整備、担い手確保・育成、農地集積を図るための農地流動化等の取組みを行っている。平成27年度までの目標値として、園内道整備530ha→550ha、かんがい施設整備(428ha→448ha)としている。 - かきに関しては、低樹高化、園内道設置による作業効率の向上を図る。(別添資料「JA緑革命」から) - みかん園は、山と谷が交互に続く丘陵地に広がっていた。1994年、当時の国の基盤整備事業を活用、谷間を埋め立て30度あったミカン園の傾斜を5度まで緩化した。作業の省力化や品質向上を目指しその後、運搬車が通れる園内道を整備、水はけを良くするため、等高線上の高畝栽培に移行。(別添資料「手づくりみかん部会HP」から) - みかん園は、選果データおよび園地別データ分析により不適園地を他品目に転換するなどをしている。

	園地集積実績	・ 借地等の状況をみると次のことがわかる。借入戸数 500 戸、借地面積は 141 ヘクタールであり、1990 年に比べ 2.2 倍程度となっている。次に、貸付面積は、貸付農家数 243 戸、貸付面積は 73 ヘクタールであり、1990 年に比べ 1.8 倍程度となっている。 ・ ここからみてもわかるように、当該地区は① 1 果樹農家あたりの生産規模の拡大、②借地面積の拡大、③貸付面積の拡大が進んでいる。ここから、小規模農家の離農、大規模農家への経営継承ならびに農地流動が起こりつつあるといえる。 ・ 2005 年センサスでは、借入農家数 500 戸、借り入れ面積 141ha であった。農協が独自で行ったアンケートでは、借地面積は 237ha であるとの結果がでている。 ・ 耕作放棄地は、傾斜地に多い（700ha、みかん園）。 ・ 平野部の園地は、希望者が多い。水田からの転作地もみられる。 ・ 果樹園における利用権設定面積は、9.4ha である。
	園地流動化・集積の推進実態と成功要因	・ 貸借で最も多いのは、貸し手と借り手の直接相談である。 ・ 農業委員会等行政、農協が連携した「紀の里産地協議会」を設置。平成 18 年より営農支援員（県庁 OB）が中心となり、空き農地の確認や貸し借りの希望などの調査を行っている。平成 20 年より本格稼働。担当者は、希望者の中から適任者を選出し、農地を割り当てる。 ・ 結果 ① 耕作放棄地について：2 年の間に契約斡旋を行った事例は 15 件。契約面積は、2.1ha となった。 ② 新規就農者への土地の貸し付け事例は、21 件。契約面積は、3.4ha であった。
	園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法	・ 樹木により単価が違う。作りたい樹木がマッチしない。貸借の場合には使用貸借が多いこともあり、いわゆる「有益費」が貸借の阻害要因化することはなさそうである。 ・ 新規就農者特に地元出身以外の者への支援策を講じても定着するか否かが阻害要因となっている。
	現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆	本地区のような複数品目の果樹栽培を実施している地区は、より有利な品目への植栽が行われていることから、農作業に負担のかからない平野部において円滑な流動を行っている。従って、新規就農者や経営規模拡大指向農家への園地のあっせんなどの取組みが可能である。こうした取組み事例は、他の類似地区にも適用できる可能性は十分あると推察される。
	今後の産地再編への示唆（例）大規模化、	・ 当地区は、複数の品目をかわるがわる植栽している。このことからみて、当地区では販売を核とした園地流動化がみられる。市場で高く売れる（評価されてい

共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など	る）品目に今後も展開していくと見られる。（一例として、柿：中谷早生種、みかん：てづくりみかん、キウイ、不知火等） ・ 従って、今後大規模化のメリットを活かした方向での再編が進展するとは考え難いが、資料にもあるように、複数の品目を1 ha 以上規模の経営耕地面積になる可能性は大きいといえる。その際には、園地の手当てが必要条件になるが、現在は、借り手市場でもあり、今後、こうした担い手への集積は可能である。また、新規就農者に対しては、特に地元地区以外の者が定着させる必要性がある。 ・ 新規就農者への支援：住居や農機具を保管する場所が困難であることが新たな課題である。（もしなんらかの策を講じなければ、定着しないなどの問題が発生する。）
---------------------------------	---

(6) 愛媛県

愛媛県：3-1 (調査場所：JA えひめ南管内 **喜佐方共選**)

項 目		概 要
産地の概要		・ 愛媛県の西南端に位置し、宇和海に臨むリアス式海岸と急峻な山々に囲まれているが、当喜佐方地区はやや内陸部に位置し、地形的にも周辺に比べて比較的緩斜面の園地が多いなど恵まれており、古くからの旧吉田町の中心的なミカン産地である。 ・ 22 年度の選果量は 5,021 トン、販売額約 8.6 億円となっており、露地温州ミカン作を維持してきた温州専門特化傾向の強い産地である。1 戸当たり平均栽培面積は 1.7ha と愛媛県内では規模は大きい(201 戸中経営耕地面積 2～3ha 階層は 72 戸と 1/3 を占める)。65 歳未満専従者のいる専業農家率は 66%、65 歳以下の農業就業者割合は 57%と担い手層の割合が高い地区である。 ・ 周辺産地同様、産地創設 100 年の歴史あるみかん栽培一筋の産地で、喜佐方共選は昭和 58 年よりスタートした。 隣接の真穴、川上等海岸部の高品質指向産地に対して、当地は品質に配慮しながらも、規模も大きく、やや量産型産地であるとされている。 有望品種として「ひめのつき」の導入を進めており、現在 40 トンの生産を 5 年後には 150 トンまで増やすことにしている。
園地の状況	基盤整備の現状	・ JA 営農センター、共選として、生産性向上、省力化のための園内作業道の整備、園内道の設置、多目的スプリンクラーによる共同防除(園地の約 4 割整備済み、他に一部 S S 防除の地区もある)、栽培管理の徹底、担い手確保・育成などの取り組みを行ってきている。 ・ 平成 14 年度に県営畑総(担い手育成型)が完了、15 年度より農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備)事業を実施。今後は県単土地改良事業等を活用し、取り組むことにしている他、簡易クーラーの設置を進めることにしている。
	園地集積実績	・ 園地条件・労力不足などから、園地の流動化はあまり進んでいない。 ・ 当地は以前は園地集積は貸借より売買の方が多かったが、最近は売買はほとんどなく、わずかであるが貸借がみられる。 ・ 担い手(産地計画で定めた担い手：837 戸)への集積実績は高い(平成 22 年)。旧吉田町全体の樹園地面積：1,777ha、うち、担い手集積：1,688ha(95%)
園地流動化・集積の推進実態と成功要因		・ 周辺の他の産地に比べて、比較的担い手や後継者(同居男子後継者の居る農家割合 43%)が多く、受け手としての規模拡大指向農家も比較的多い。 ・ 一部には、所有する劣等地(比較的山付きの園地)の園地に換えて、比較的条件の良い園地を借りるケースも出てきている。

	・ 受け手要件として、経営基盤法に基づき市町村が定めた「基本構想」の中で、受け手要件3原則の他、「農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」とされ、さらに所有権移転に関してのあっせん基準の面積要件として、110a 以上とされている。 ・ 全農家を対象にした流動化アンケート(平成 19 年)では、旧吉田町 5 産地（共選）で唯一、拡大意向(23)が縮小意向(4)を大きく上回っているなど拡大意向は高い。
園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法	・ 規模拡大農家の悩みは、条件に合う園地（作業性の良い園）が少ない、流動化園地の情報が少ないなどであった。また、ラックの更新期が来ている。 ・ 園地の収益性の高さと受け手の存在、特に受け手の労働力の余力等がどうかという点が重要と思われる。また、みかん価格の先行き不安も、園地流動化のネックになっている。 平成 18 年に各地区に園地流動化を斡旋する組織、いわゆる実践班（担い手対策プロジェクトチーム）を立ち上げ、農業支援センターと連携して流動化を推進している。良い園地が出た場合、親戚の他、比較的若い担い手に声かけをすることになっている。
現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆	・ 実践班と農業支援センターの連携を強め、園地台帳整備の活用と併せて、園地の出し手、受け手のリストをもとに、担い手層等への園地の集積を進める体制の確立・実践が重要と思われる。特に高齢化等により管理困難となった園地等について、早めに情報を把握し、迅速かつ重点的に流動化の取り組みを強める必要がある。
今後の産地再編への示唆（例）大規模化、共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など	・ 今後維持していきべき園地（注）については、園内道・多目的簡易クレーン施設の整備等基盤整備や担い手への園地集積・高品質果実生産等の効率的な生産体制の構築を目指すことにしている。 注：傾斜度 25 度未満、園地面積 20a 以上、SP・ホース灌漑施設設置園地、 ・ 当面の取組としては、園地台帳の整備を行い、産地内の園地・品質等の状況を把握し、それらを産地維持を図るために活用することが重要と思われる。
農地の出し手への奨励金制度の園地への適用可能性等新たな政策課題への助言	・ 当地は比較的傾斜が少ない園が多いなど、近隣に比べ樹園地の条件が良いこと、更に担い手等の受け手が存在することから、出し手へ奨励措置は、担い手層への園地集積の誘導効果が期待できるのではと思われる。 ・ 現在、放任園等の管理経費には、出作の方の園地指導も含め、小集落単位で中山間対策（直接払い）の交付金を活用し実施している。

愛媛県：3-2 (調査場所：JA 西宇和管内 川上共選)

項 目		概 要
産地の概要		・ 愛媛県西南部、佐田岬半島の基部、八幡浜市にあり、内海に面して海岸線から標高 350mまでの急傾斜地に石積みした段々畑にみかん園が広がる。 ・ 栽培面積は約 249ha(生産量は約 6000 トン、販売額約 6 億円)、うち温州みかんが 242.75ha (97.5%) の温州専作地帯。戸当たり平均栽培面積は 1.39ha、専業農家の経営規模は 1.9ha と規模は大きい。専業農家率は 64%、経営主の平均年齢は 59.6 歳である。 ・ 産地創設 100 年の歴史あるみかん栽培一筋の産地。「人、土地、技の基盤作り」を基本理念に進取の気質と共同精神を基本に発展。 ・ 平成 11 年には天皇杯を受賞している。
園地 の 状 況	基盤整備の現状	生産性向上、省力化のための農道整備、多目的スプリンクラー、栽培管理の徹底、担い手確保・育成、農地集積を図るための農地流動化等の取組みを行ってきている。 ・ 担い手育成型畑地総合整備事業 (H9～19 年度。農道関係 29 億円のうち 24 億円 (19 路線、9.7km)、23 年 3 月末、農道総延長距離は 51km。 ・ 県営畑地灌漑排水事業 (多目的スプリンクラー防除)：昭和 57 年度完成 (受益面積 259ha)
	園地集積実績	・ 耕作放棄地、経営規模拡大指向農家もあることから、同委員会中心に斡旋調整を実施。H12 年～23 年 3 月末までの流動化実績は、賃貸 61.05ha、売買 15.23ha で計 86.28ha で川上地区全体面積の約 30%が借地・売買によるもの。 - 年平均で約 5ha が賃貸により動いている。 - また、この取組みの結果、耕作放棄地は殆どない状況。
園地流動化・集積の 推進実態と成功要因		・ 農業委員会等行政と連携した「農地流動化委員会」を 11 年に設置。販売部門と同列の組織。 ・ 農家意向調査の実施 (経営規模拡大を希望する農家も多くあり、農道整備状況によっては 3～4ha 栽培可能との情報を得る)。 ・ 高齢化による離農は避けられない中で、農地を減少させないで引き受けての確保が重要で、担い手への農地集積不可欠との基本方針。具体的な取組みとしては、農地流動化委員会の役割が大きい。農地の貸借・売買は、川上柑橘共同選果部会農地流動化委員会に申し込み、斡旋調整が行われる。他地区と比べてかなり踏み込んだ調整ルールとが特徴。(地主が伐採しない場合は請負伐採も。費用は地主負担) ・ 耕作放棄地防止、修復の取組みは、同志会 (40 歳以下の若手農業者) によるパトロールで、現地確認を実施。更には、草刈り等による更地化を行っている。これをベースに流動化を勧奨し、隣接園から受けるような努力をしている。
園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法		・ 貸借の場合には使用貸借が多い。「有益費」が貸借の阻害要因化かどうかは不明。農地価格は近年下がっている。(嘗て 300 万円/10a)。

現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆	・ 本地区のような共選組織の範囲では（戸数は200戸前後）、農業者の顔の見える範囲、更にはJAの生産指導委員の目の届く範囲であり、共同体による監視が可能である。従って、消極的には廃園防止、更には、経営規模拡大指向農家への園地のあっせんなどの取組みが可能。こうした取組み事例は、他の類似地区にも適用できる可能性は十分あると推察される。 ・ また、本地区では、多目的スプリングラーシステムが網の目のように整備し、各筆に行き届いている。このため、廃園が生じると管理経費の減少による財政悪化、周辺園地への悪影響（害虫の発生、鳥獣害）などが生じるため、これを防止しようとするのも流動化が促進される要因であると推察される。共同施設の維持管理を通じて共同体機能を発揮させている事例である。 ・ 放任園を、共選が仲介して放出させ、担い手に渡す方式にすることで流動化を推進している。それ自体でも他に見ない例であり注目されるが、更に踏み込んで、当該放任園の「再生整備」といったいわばミニ合理化事業まで進展できれば流動化が更に進むのではないか。
今後の産地再編への示唆（例）大規模化、共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など	・ 当地区の立地条件から、当地区ではブランド力を軸とした高品質品の生産体制を基軸に今後も展開していくと見られる。 ・ 従って、今後大規模化のメリットを活かした方向での再編が進展するとは考え難いが、資料にもあるように、3～4ha規模といったみかん作では大規模化経営の生まれる可能性はある。その際には、園地の手当てが必要条件になるが、現在は、借り手市場でもあり、今後、こうした担い手への集積は可能である。また、当地区の農地流動委員会には、かなりの程度調整力があることから、その方向は現実的でもあるように思われる。他方、大規模化した場合には、剪定、肥培管理、収穫などの労力確保が可能でないと品質の維持は困難とも思われる。この点は、課題と考えられる。
農地の出し手への奨励金制度の園地への適用可能性等新たな政策課題への助言	・ 現在、放任園の管理経費には、中山間対策の交付金が活用されているようである。さらに、新施策により出し手への奨励金が措置されれば、これを機会に離農、担い手への集積の誘因（インセンティブ）となり得るように思われる（県庁ヒアリングは果樹部門でも放任園防止を目的とした奨励金の措置の要望を受けた）。

項 目		概 要
産地の概要		・ 愛媛県松山市の沖合にあり、島の大半は山であり、山頂近くまで果樹園（みかん畑）として利用されている。柑橘栽培が主たる産業である。柑橘類で本島で栽培できない品種はないともいわれ、急傾斜地に石積みした段々畑にみかん園が広がる。数年前台風による塩害により、立ち枯れが発生し、改植が必要な園地が多い。 ・ 栽培面積は大浦地区で 182ha(生産量は約 4,100 トン、販売額約 5 億円)、うち主力のいよかんが 96ha、次いで温州ミカン 52ha などとなっている。1 戸当たり平均栽培面積は 1.44ha、65 歳未満専従の主業専業農家率は 56%、65 歳未満農業就業者割合は 50%である。 ・ 愛媛の他の産地同様、歴史あるみかん産地であるが、近年、いよかんなど温州みかん以外の柑橘に力をいれており、今後は、いよかんに加えて、せとか、カラマンダリン、紅まどんな等有望品種への転換を進めている（これらは、労力的に温州みかんより軽減されることから、生産者への高齢化等へ対応を目的に導入）。 ・ 有望品種（傷みやすい）の選果のため、本年度「やさしい選果機」を導入したところ。
園地の状況	基盤整備の現状	・ 多くが急傾斜地で、基盤整備、共同防除設備等ほとんど行われていない。防除は、個人有の S P が約 2 割、残り 8 割の園地は、手作業（動力噴霧器）での防除となっている。 ・ S S 導入の話も一部にあったが、品種等揃わず断念した。
	園地集積実績	・ 一部事情から貸し園地が出るが、親戚、次に班長会などで受け手を探すが、なかなか受け手が見つからない。ほんの一部貸借あるが、いわゆる使用貸借である。
園地流動化・集積の推進実態と成功要因		・ 以前は農地銀行もあり、広報誌に物件を掲載していたが、あまり利用がなく、また、流動化希望、特に受け手がないことから、活動しなくなってしまった。一部、比較的条件の良い平場などで、親戚・知人間での相対があるようだが、数字に出てこないの、分からない。 ・ 園地の受け手も居ないことから、高齢者でも栽培可能な、あまり労力を必要としない、せとかやカラマンダリン等への転換を進めている。
園地流動化阻害要因、課題の確認及びその解決手法		・ 樹園地の多くが急傾斜地等で条件が悪く、出しても借り手がない。 ・ 今後は、比較的条件の良い園地を中心に、当地の奨励品目・品種（比較的労力がかからず、市場性のある）への改植を進め、その中から、担い手層などへの流動化を進める必要がある。

現地調査等踏まえて、今後の園地流動化策のあり方、促進策への示唆	・ 高齢者でも労力のあまりかからない中晩柑類（注）への転換を進め、産地の存続に取り組んでいるところ。今後は、受け手となる担い手を育て、比較的条件の良い園地などを、集積する必要がある。まず、品目・品種の転換が先と考える。 注：中晩柑類は、温州みかんに比べて、1株当たりの個数が少ない（一方、1果重が大きい）ことから、年間の作業で一番大変な収穫作業が少なくて済む。
今後の産地再編への示唆（例）大規模化、共同化等による低コスト化産地の創出等の方向性など	・ 無霜地帯という立地条件から、当地区では、温州以外の中晩柑類を軸とした他産地で作れない品目・品種の生産体制を基軸に今後も展開していくと見られる。これら転換品目・品種（皮が薄く、傷つきやすいなど）の生産増に備え、新型選果機（いわゆる、やさしい選果機）が導入され、本年11月より稼働を始めたところ。 ・ 従って、今後大規模化のメリットを活かした方向での再編が進展するとは考え難いが、まず、共同防除など作業の効率化を進め、それらを通じて、産地の再編成を図ることが重要ではないか。 ・ また、無霜地帯という島の立地を活かした、ここでしか作れない品目・品種の導入を進めて、合わせてハウス等施設栽培で高品質・高収益を確保する方向に進むことも重要ではないかと思われる。
・ 農地の出し手への奨励金制度の園地への適用可能性等新たな政策課題への助言	・ 現在、放任園の管理経費には、一部の地区で中山間対策の交付金が活用されているようである。さらに、新施策により出し手への奨励金が措置されれば、これを機会に離農、担い手への集積の誘因（インセンティブ）となり得るように思われる。

ま と め

—今後の果樹産地の発展のために—

まとめ

—今後の果樹産地の発展のために—

本報告書は、2010 年農林業センサス分析およびセンサスデータを用いた産地活力の診断手法の検討を行った第 1 章、第 2 章と、産地アンケートと実態調査に基づいて、園地流動化の取組状況とその推進方策について検討した第 3 章等によって構成されている。

果樹農業は、高い労働集約性と永年作物を対象とすることなどによる園地流動化の難しさのために、農業部門の中でも規模拡大、農業構造再編が遅れている部門の一つであった。今回のセンサスにおいても、他の部門と比べると規模拡大のテンポは遅く、相対的にみれば、依然、農業構造再編が遅れていることは否めない。しかし、樹園地の借地率は徐々に高まり、2010 年には 8.8%に達している。しかも、2 ha 以上では 12.1%であり、大規模層ほど借地率は高く、大規模層への園地の集積も進展している。また、2005 年農林業センサスから果樹栽培面積区分が 10ha 以上まで広がったことで、大規模層の動向がより詳細にみられるようになったが、栽培面積 3 ha 以上、特に 5 ha 以上で農家数が顕著に増加していることが確認できた。すなわち、テンポは緩やかであるが果樹農業においても農業構造再編は進行していることを今回の農林業センサスは示している。

しかし、果樹農業が置かれた状況からみれば、そのテンポが遅いことは深刻に受け止める必要がある。依然労働集約性が高い果樹農業では、農業労働力が最も重要な経営要素となるが、農業労働力の減少、高齢化がいつそう進んでいることも今回の農林業センサスは明らかにしている。農業従事者数は 2000～10 年の 10 年間で 4 割以上減少しており、農業専従者数はほぼ 3 割減少している。また農業従事者中の高齢者の比率は 42.7%であり、2005 年より 2.3 ポイント上昇しており、全販売農家と比べても 3.2 ポイント高い。労働集約性の高い果樹農業では、高齢者も労働力として農業内につなぎ止めることで、これまで生産を維持してきた。しかし、高齢者への依存も限界に達しており、高齢者の引退による農業労働力の減少は避けがたい状況となっている。

その結果は、農家数の大きな減少となっている。2005～10 年の減少率は 12.4%に達している。これは、2000～05 年の減少率より小さく、全販売農家の減少率と比べても低い、高い数値であることに違いはない。農家数の減少が大きくても離脱した農家の樹園地が担い手農家に集積され、樹園地が維持されその経営発展につながるのであれば、一概に問題視すべきではない。しかし、農林業センサスに示された数値は、残念ながら果樹栽培農家 1 戸当たり樹園地面積は 5.7%増加したが（離脱した農家は栽培面積の小さい農家の比率が高いので、その樹園地が担い手農家に流動化しなくても 1 戸当たり栽培面積はある程度増加する。）、その一方で樹園地面積は 7.3%の減少である。また耕作放棄樹園地も 11、627ha で、栽培樹園地面積の 6.9%に達している。

離脱・縮小した農家の樹園地が流動化できていない背景には、永年作物を対象とすることなどによる樹園地流動化の難しさとともに、受け手となる担い手農家も減少していることがある。2005～10年の主業農家の減少率は16.5%であり、果樹栽培農家全体の減少率を上回っている。主業農家の中でも65歳未満の農業専従者のいる農家では、同期間の減少率は17.2%で、さらに高くなっている。省力的な機械化一貫作業体系が確立し、個別農家で数10haの耕作が可能となっている水田作では、少数の担い手経営で相当面積の農地を引き受けることが可能であり、また集落営農という選択肢もある。しかし、果樹農業では、個別農家で引き受けられる面積はせいぜい5～10ha程度であり（品目によってはもっと小さい。）、地縁的な共同経営の可能性も乏しい。そのため、担い手農家の減少は、樹園地流動化を進める上では深刻な問題となる。

主業農家に関わって注目しておきたい点に栽培面積規模との関係がある。栽培面積が大きくなるほど、65歳未満の農業専従者のいる主業農家の比率は上昇しており、2ha以上では79.7%に達している。しかし、実数でみると、65歳未満の農業専従者のいる主業農家の53.2%は栽培面積0.5～2haであり、栽培面積2ha以上の比率は17.0%に過ぎない。これは、品目や施設栽培などの栽培方法などによっては、小面積でもある程度の所得が実現できる可能性を示すものであろう。しかし、別の見方をすれば、樹園地整備などの条件を整えれば、ある程度の面積拡大の可能性のある担い手農家が相当数存在することを示しているとみることができる。

また今回の農林業センサスでは、2005年と比べて男子生産年齢人口のいない専業農家が9.6%増加しており、60～64歳の男子農業従事者も13.9%増加している。果樹農家、農業従事者ともに総体としては減少している中で注目すべき変化である。ある程度の定年帰農があったことが、その大きな要因であると考えられる。定年帰農者は、長期的に農業を担うことは期待できないが、当面の担い手としては無視できない存在である。果樹農業においても、65歳未満の農業専従者のいる主業農家のような中核的な担い手のみでなく、定年帰農者などを含めた多様な担い手を活かしていくことが重要となっている。

農業労働力に関して、もう一つ留意すべきことは雇用労働力である。今回の農業センサスでみると、雇用労働力を導入している農家の比率は、果樹栽培農家全体では43.2%である。栽培面積2ha以上では、その比率は80.2%にまで達しており、大部分の農家が雇用労働力を導入している。この数値は、販売農家全体と比べても大変に高い数値である。労働集約性の高い果樹農業では、雇用労働力はきわめて重要な経営要素であることを示すものである。特に労働ピークとなる収穫作業では、雇用労働力の重要性は高い。雇用労働力抜きには、果樹農業での規模拡大は考えられない。しかし、多くの果樹産地で雇用労働力も高齢化しており、その確保が次第に困難になりつつある。今後の果樹農業の構造再編を進

める上では、雇用労働力の安定した確保も重要な課題となっている。

農林業センサスに示されている果樹農業の抱える問題は、すべての産地に共通するものである。しかし、その深刻度は産地によって異なっており、近年は産地間の格差は広がっているとみられる。農林業センサスで果樹生産上位県のシェアの上昇が示されているが、これは下位の都道府県で生産の縮小がより大きかったことが大きな要因となっている。樹園地の流動化も含めた果樹産地の活性化を考える上でも、個々の産地の状況を踏まえることが重要となっている。本報告書で産地の活力度評価を試みたのは、このような視点からである。今回は端緒的な試みであり、有用な診断手法を確立する上では、利用するデータや地区の区分など検討すべき課題は多いが、今回の試みを手掛かりにさらに深められることが望まれる。

今回の農林業センサスで示されているように果樹農家が減少している中では、離脱・縮小している農家の樹園地を流動化させることは喫緊の課題となっている。しかし、果樹産地のアンケート調査からは、多くの産地で樹園地流動化の難しさを挙げている。そうしたなかで、いくつかの産地で樹園地流動化を円滑に進めるための取組が始まっている。先進的な事例は本報告書で紹介したが、先行している水田での流動化調整システムにはみられない配慮が払われている。果樹園の特殊性は、既述のように永年作物を対象としていることのみでなく、傾斜地に立地しているものが多く、園地基盤整備も遅れているために園地条件が多様で、しかも劣悪な条件のものが少なくないことである。そのため、樹園地流動化調整システムでは、樹園地評価の仕組みを内含させることが必須となっている。また条件が劣った樹園地では流動化がいっそう難しいので、そのような樹園地を改植、園地改造などによって改良する仕組みも組み込まれていることが望まれる。近年、樹園地の基盤整備に取り組む果樹産地も徐々に増えているが、樹園地の基盤整備を流動化につなげていくことも、樹園地流動化を促進していく上では効果的な手法であろう。

樹園地流動化を進める上で最も大きな問題は、産地アンケートでも示されているように、樹園地の引き受け手の確保であろう。果樹農業では、中核的な担い手農家も減少しており、果樹産地の中には、引き受け手となるような農家がほとんど存在しない産地もあるであろう。水田作と違い、一つの担い手が引き受けられる面積は限られているため、流動化面積を増やしていくためには、それに対応した数の担い手を確保することが不可欠である。樹園地の流動化調整システムが機能するためには、引き受け手となる担い手がある程度存在することが必要であるため、産地の活力が低下し、中核的な担い手がわずかとなってしまったような産地では、樹園地流動化システムは成立しにくい。そのような産地では、樹園地の引き受け手となるような担い手の育成を、樹園地流動化調整システムと合わせて取り組むことが必要である。今回実態調査した産地ではみられなかったが、果樹産地の中でも新規参入者の受け入れに積極的に取り組む産地が現れてきた。樹園地の引き受け手として、新規参入者も一つの選択肢となってきている。一方、新規参入者を受け入れる上では、彼

らのための樹園地の確保が大きな課題であり、樹園地流動化調整システムの存在は有利な条件となる。樹園地流動化システムを構築していく中で、新規参入者の受け入れ態勢の整備が、今後の検討課題の一となってくると思われる。

最後に樹園地を流動化させていく上で、地域資源である樹園地を維持・保全しなければならないという意識が、地域内で共有されていることは前提条件となる。この意識を欠いてしまった産地では、樹園地流動化は難しくなる。すなわち、樹園地は維持・保存しなければならないという意識が保たれていると、高齢化などで自らは管理できなくなった樹園地は、他に引き継いで維持していくという選択がなされるが、その意識がなくなると、自ら管理できなくなった樹園地は放置し、荒らしてしまうという選択をされやすくなる。産地の活力があり、放任樹園地がほとんどみられない産地では、まわりの目もあり、樹園地は維持・保全すべきという意識は保たれやすいが、産地が衰退し、放任樹園地が目立ち始めると、この意識は崩れてくる。そうになってしまうと樹園地流動化はいっそう難しくなる。この点からも、活力が低下した産地での樹園地流動化調整システムの構築は難しい。樹園地の流動化は、放任樹園地が目立ち始めてからではなく、放任樹園地がまだ目立たず、樹園地を維持・保全すべきという意識が保たれている段階から取り組み始めることが重要である。